

令和2年度

大分市包括外部監査報告書

「補助金、交付金及び負担金に関する事務の執行について」

令和3年3月

大分市包括外部監査人

公認会計士 栗林 栄太

令和 2 年度

大分市包括外部監査報告書

「補助金、交付金及び負担金に関する事務の執行について」

令和 3 年 3 月

大分市包括外部監査人

公認会計士 栗林 栄太

内容

第1部	外部監査の概要	1
第1.	外部監査の種類.....	1
第2.	選定した特定の事件（テーマ）	1
第3.	監査対象年度	1
第4.	監査対象部局	1
第5.	監査実施期間	1
第6.	特定の事件として選定した理由	1
第7.	監査の着眼点	2
第8.	監査対象となる補助金等の抽出基準.....	2
第9.	主な監査手続	3
第10.	監査従事者の資格及び氏名	5
第11.	利害関係	6
第2部	大分市の補助金、交付金及び負担金の概要.....	7
第1.	補助金制度の概要	7
1.	補助金制度の定義	7

2. 補助金制度の財政構造	8
3. 補助金制度の役割	8
4. 補助金等の分類	9
5. 市町村の補助金制度が抱える課題	10
第2. 大分市の状況	11
1. 人口・世帯状況、年齢3区分別人口比率（高齢化率、年少人口割合）の推移	11
2. 補助金等の件数サマリー	11
3. 大分市における、補助金・交付金制度の支出状況と年次推移	14
4. 補助金制度に係る行政コストについて	15
5. 補助金制度に関する見直しの取り組み、対応状況	15
6. 行政評価制度の理解と取り組み	15
7. 補助金交付事務に対するチェック機能について	20
第3部 監査対象とした補助金等と監査手続	21
第1 監査を行うに当たっての基本的な事項	21
1. 監査手続の概要	21

2. 「大分市補助金等交付規則」について	21
第2 総務部における補助金等の監査手続と結論.....	22
(1) 大分市職員互助会事業補助金.....	22
(2) 大分市自主防災組織情報伝達設備整備事業費補助金.....	27
(3) 大分市防災士協議会活動補助金.....	31
第3 企画部における補助金等の監査手続と結論.....	37
(1) 大分市豊予海峡交流促進事業補助金.....	37
(2) 大分市国際都市交流親善会議補助金.....	42
(3) SPORTS of HEART in OITA 開催補助金.....	49
(4) おおいたホームタウン推進協議会運営費補助金	54
第4 財務部における補助金等の監査手続と結論.....	63
(1) 大分たばこ販売対策協議会補助金	63
第5 市民部における補助金等の監査手続と結論.....	70
(1) 大分市ふるさとづくり運動推進費補助金	70
(2) ななせの火群まつり補助金	74
(3) 戸次本町まちづくり推進協議会活動費及び改修費補助金.....	79

(4)	大分市地域づくり交付金	84
(5)	大分市暴力絶滅協議会運営補助金	89
第6	福祉保健部における補助金等の監査手続と結論	94
(1)	大分市遺族会連合会運営補助金	94
(2)	大分市民生委員児童委員活動費等交付金	99
(3)	老人福祉電話使用料補助金	104
(4)	電信電話料補助金	110
(5)	身体障がい者自動車運転免許取得補助金	115
(6)	大分市民健康ネットワーク協議会運営事業交付金	119
第7	子どもすこやか部における補助金等の監査手続と結論	125
(1)	民間児童館運営費補助金	125
第8	環境部における補助金等の監査手続と結論	130
(1)	燃料電池自動車導入推進事業補助金	130
(2)	別府湾をきれいにする会負担金	135
(3)	生活保護世帯し尿処理手数料補助金	141
第9	商工労働観光部における補助金等の監査手続と結論	148

(1)	大分市高年齢者就業機会確保事業費補助金.....	148
(2)	中小企業退職金共済掛金補助金.....	153
(3)	大分七夕まつり補助金.....	158
(4)	商店街活性化事業補助金.....	164
(5)	商店街照明設備電気料補助金.....	173
(6)	商都復活支援事業補助金.....	177
(7)	大分まちなか倶楽部運営費補助金	185
(8)	歩行者天国実施補助金.....	191
(9)	大分市アートを活かしたまちづくり推進会議補助金.....	197
(10)	企業立地促進助成金.....	202
(11)	情報通信関連産業支援助成金.....	219
(12)	本社機能移転促進助成金	236
(13)	大分県ポートセールス実行委員会負担金.....	251
(14)	大分市 MICE 開催補助金	257
第10	農林水産部における補助金等の監査手続と結論	266
(1)	「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金.....	266

(2)	農福連携推進支援事業費補助金	271
(3)	農産物認証推進支援事業費補助金	276
(4)	大分市畜産共進会交付金	282
(5)	漁業新規就業者育成支援事業費補助金	286
(6)	広域栽培漁業推進事業費負担金	292
第11	土木建築部における補助金等の監査手続と結論	298
(1)	大分港清港会交付金	298
(2)	子育て世帯の住み替え支援家賃補助金	303
第12	都市計画部における補助金等の監査手続と結論	310
(1)	大分いこいの道協議会交付金	310
(2)	鉄道駅バリアフリー化設備整備事業費補助金	315
(3)	木造店舗等耐震化促進事業補助金（改修）	320
(4)	木造住宅防災ベッド設置事業補助金	326
(5)	戸次本町地区景観整備事業補助金	331
(6)	おおいた人とみどりふれあいいち補助金	336
(7)	緑化推進協議会補助金	342

第13 上下水道局における補助金等の監査手続と結論	348
(1) 中型自動車免許および準中型自動車免許取得費用助成金.....	348
(2) 大分市上下水道局鉛給水管取替工事助成金.....	351
(3) 上水道未整備対策支援事業補助金	355
第4部 全体に共通する監査結果及び意見（総合意見）	360
第1. 補助金等の事務の執行手続きについて	360
1. 補助事業の目標設定について	360
2. 補助金額の予算の根拠となるものが存在していない	360
3. 補助事業の成果について	360
4. 補助申請者が固定化してしまっている補助金制度について	361
5. ニーズが合っていない補助金制度について	362
6. 書類の不備について.....	362
7. 特定の団体にしか支出できない補助金について.....	362
8. 業務量過多による手続上の不備について.....	362
9. 制度設計が不明瞭なケースについて	363
参考	363

第1部 外部監査の概要

第1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件（テーマ）

補助金、交付金及び負担金に関する事務の執行について

第3. 監査対象年度

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）。ただし、必要に応じて過年度まで遡及するとともに、令和2年度の一部についても監査対象とした。

第4. 監査対象部局

補助金、交付金及び負担金に関する事務を所管する各部局

第5. 監査実施期間

令和2年6月4日から令和3年3月31日まで

第6. 特定の事件として選定した理由

地方自治法第232条の2の規定により、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることとされている。

大分市では、現在、「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン2024」を最上位計画として、様々な施策を展開しているところであり、その実現のために多くの補助金、交付金及び負担金（以下「補助金等」という。）が活用されている。

大分市の令和元年度の補助金等の歳出予算額（令和元年度6月補正後）は、170億7,279万1千円で、一般会計歳出予算総額である1,855億5,800万円の9.2%を占めており、市民、企業及び団体等の生活や経済活動の向上及び活性化のために、補助金等の支出が有効に機能しているかどうかは重要な問題であり、市民の関心も高いと思われる。

一方で、補助金等は一度交付が決定されると、その後の年度において硬直化しがちな傾

向にあり、結果として補助金等の必要性和支出実態が不一致になる可能性を考慮する必要がある。

こうしたことを踏まえ、人口減少社会及び少子高齢化の進行を見据えた上で、大分市の財政的側面から、補助金等の在り方について、公益性、公平性及び透明性の検証を行うとともに、経済性、効率性、有効性の観点からも検証するために監査を実施する意義は大きいものと認められるため、令和 2 年度の包括外部監査における特定の事件として選定した。

第 7. 監査の着眼点

監査を行うに当たり、以下の基本的な着眼点を持って監査要点、監査手続を決定している。

- ・ 補助金等の交付規則が整備され、適時・適切に運用されているか。
- ・ 補助金等の各種事務は関連法令に従い適切に実施されているか。
- ・ 補助金等の公益性（公金を使うべき内容か）、公平性（偏って支出していないか、誰もが申請できる条件か）、透明性（補助金の使途はだれが見てもわかるものか）は認められるか。
- ・ 補助金等の使途に関し、適正な報告が行われているか。
- ・ 補助対象事業の目的等を勘案し、適切な金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か。
- ・ 補助金等の交付及び負担に関する効果の測定（効率性（補助金の使途に無駄がなかったか）、有効性（交付した補助金に見合う効果が認められるか））は行われているか。

第 8. 監査対象となる補助金等の抽出基準

各補助金等の概要を把握した上で、下記の視点に基づき監査対象を抽出している。

- ・ 事業開始年度がかなり以前であるもの
補助金等の事業開始から長期間が経過していると、設定当初の時代背景や市民・行政の置かれている状況が変化し、当初の制度目的が既に達成されてしまっている可能性がある。あるいは、制度目的とズレてしまっている、制度目的が陳腐化してしまっている

る可能性があるため。

- ・ 予算額と執行額が乖離しているもの

当初予算額と実際の執行額に大きな乖離が生じてしまっていると、当初予算の設定段階での見積もりの甘さや、市民ニーズとの乖離などが生じている可能性があるため。

- ・ 事業費が大きいもの

事業費の金額が大きなものに関しては、限られた財源を有効活用する上で、総予算に占める割合が大きく、一部増減するなどした場合でも大きな影響が出る可能性があるため。

- ・ 1 団体のみへの補助等であるもの

1 団体のみへの補助金の場合、補助金等の選定段階で公平性などの問題が生じている可能性があるため。

また、毎年特定の団体などへ継続して補助を行っている場合、補助先にて毎年恒例の既得権のような予算扱いになってしまう可能性があるため。

- ・ 3 年間同額予算

市民や行政を取り巻く環境は刻一刻と変化しているにも関わらず、同額予算が続いている場合、時代の変化に応じた補助金等の変更を行っていない可能性があるため。

第9．主な監査手続

各補助金等の事業の概要や事務手続きを把握した上で、法制度・関連規則の内容、補助金交付要綱等の整備状況、過去の実績の推移、事業目的と成果指標等の基本的事項を確認した。

詳細な監査手続は以下のとおりである。

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点		各種事務は関連法令に従い適性を実施されているか
監査手続		
i	交付申請に必要な書類は揃っているか	
ii	書類や日付に不自然な点はないか	
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか	

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか）
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか
v	他の用途に流用されている危険性はないか

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性）
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
評価指標の適切性、達成状況							
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
			計画		実績		
	事業費						
	人件費						
	総事業費						
コスト把握の適切性、異常なコストの状況							
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）						
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等				
	改革の方向性	制度・組織・規制等の改廃、事業内容の改善					
	予算の方向性						
個別評価の実施状況							

第10. 監査従事者の資格及び氏名

区分	資格	氏名
包括外部監査人	公認会計士・税理士	栗 林 栄 太
補助者	公認会計士・税理士	後 藤 大 輔
補助者	公認会計士・税理士	田 北 万 世
補助者		西 本 山 海
補助者		西 本 真 由 美
補助者		山 本 優 子

第11. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書における記載内容の注意事項】

・「外部監査の結果」と「意見」

「外部監査の結果」

地方自治法第252条の37第5項に規定する外部監査の結果である。

監査上の判定基準としては、違法（法令、条例、規則等の違反）又は不当（違法でないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、又は適当でないこと）なもの。

「意見」

地方自治法第252条の38第2項に規定する監査の結果に添えて提出する意見である。

監査上の判定基準としては、違法又は不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当を判断したもの。

・端数処理

報告書の数値は、金額、比率について、表示単位未満の端数を四捨五入して記載している。従って、報告書内の数値の合計等が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として大分市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していない。

ただし、大分市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

第2部 大分市の補助金、交付金及び負担金の概要

第1. 補助金制度の概要

1. 補助金制度の定義

地方自治体における補助金制度について、主な法的な根拠については以下の通りとなっている。

地方自治法

(寄付又は補助)

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる

上記の地方自治法第232条の2の一般的な解釈としては、①相当の反対給付を受けないものであること、②交付を受けた相手方が利益を受けるものであること、③交付された金銭について使途が特定されるものであること、などが挙げられる。

次に、「予算の見方・つくり方(学陽書房)」にて定義されている負担金、補助金及び交付金の定義については、以下の通りとなっている。

負担金の定義

(1) 法令又は契約に基づいて国又は他の地方公共団体に対して負担しなければならない経費をいう。例えば、国(都道府県)直轄事業の都道府県(市町村)の負担金(地方財政法第10条の政府直轄事業分担金、地方公共団体が支払い義務を有する分担金等)、その他法令上地方公共団体が分担金又は負担金として支払義務を有するものすべてを含み、負担金と分担金の用語の使い分けは不明確である。負担金の支出については、法令等によって義務づけられている経費に対し、超過負担の問題があるし、任意の負担金の場合は、内容が不明確な団体の会員として、その維持運営のための負担金という名目で会費として漫然と負担しているものが多い。知事会、市(町村)長会、議長会、その他各種の協議会の経費の分担もすべてこの区分から支出することになる。割にルーズなのは負担金にある。

補助金の定義

(2) 特定の事業又は研究を行う者に対し、その事業又は研究を助成するため法令の規定に基づき交付するもの又は特定の事業又は研究が公益上必要がある場合にこれらを助成するために交付する。補助金で、憲法第89条及び地方自治法第232条の2により支出

が制限されていることに注意。なお、地方自治法第 232 条の 2 の「公益上必要がある場合」の公益とは社会的見地から、ケースバイケースで認定すべきだが、その認定権者は、長及び議会であるが、その認定として、全くの自由的裁量行為ではないので、客観的にも公益上必要であると認められなければならない（昭和 28. 6. 29 行実）。なお国庫補助金で都道府県又は市町村の予算に計上のうえ交付するものは、その支出科目は本節により区分する。宗教団体への公金の支出は禁止されている（憲法 89）。補助金は、本来地方公共団体が独自の判断によって支出する直接補助が多いが、一方で国の施策に基づき（市町村が都道府県の施策に基づいて行う場合もある。）、国からの補助を受けて地方公共団体が間接的に補助する場合もある。補助金として支出されるものは、その名称を奨励金、助成金といったものにせよ、その実質は補助金と同様に本節に計上する。問題は、支出するに当たって、補助規則、補助要綱、補助規程によって公金の支出を明確にするために設けられているが、ともするとズサンになりやすい。

交付金の定義

(3) 法令又は条例等により、団体又は組合等に対し地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するものであり、委託金が法令の規定又は司法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに反し、本節は専ら報償として一方的に交付される点において異なる。

2. 補助金制度の財政構造

地方自治体における補助金等の財政構造については、一般的には歳出から区分しにくい構造となっている。

地方自治体における歳入・歳出は一般会計と特別会計に分けられている。

一般会計においては、歳入はその財源である、市税、国庫支出金、市債などに区分され、市税の内訳などに細分化されていく。

また、歳出は義務的経費（人件費、扶助費、公債費）、普通建設事業費、物件費、補助費などの性質別に区分される一方で、目的別歳出にも区分されていく。

特別会計においては、国民健康保険特別会計を筆頭に、介護保険特別会計等と会計区分ごとに歳入と歳出管理が行われている。

したがって、補助金といった歳出の管理区分は採用されておらず、各歳出の内訳のコストの支出手段の一つとして分類されることになり、その内容や金額の詳細な把握や管理はされていないことが多い。

3. 補助金制度の役割

補助金等の制度については、行政の補完的な役割を担い、様々な行政分野において施策目的を効率的に実現するための有効的な手段となっている。

市が直接執行する事業と比較して自由度が高いことが特徴であり、また、その主要な財源が市民の税金であることからその必要性や効果について市民への説明責任を果たすためにも、さらに適正化に努めることが必要になっている。

4. 補助金等の分類

一般的に補助金等の内訳は多種多様であるが、性質別には以下のように分類できる。

(1) 義務的補助

法令等で市の負担が義務付けられているものや、他団体の補助制度上、補助金を市経由で補助事業者に交付する等の理由により補助金等の全てを他の特定の財源でまかなっているもの。

(2) 条例設置補助

補助率、補助対象者等の制度内容が条例により定められたもの。

(3) 会計間補助

市の会計間の補助金等

(4) 団体運営費補助

団体としての活動に公益性を認め、その運営費（人件費、管理費等）に対して補助するもの。

(5) 事業費補助

市民・団体等が行う事業に対して補助するものをいい、次の4つに分類する。

① 施設建設・運営費補助

公共性の高い都市基盤（施設、備品等）の整備や、公共性の高い施設の運営費用に対して補助するもの。

② 奨励的補助

市の施策を推進するため、特定の行動をした個人に対し補助するもの。

③ 活動支援的補助

団体の活動支援的な性質を持つもの。

④ その他事業補助

市の施策を推進するため、特定の事業に対して補助するもの。

(6) 利子補給、信用保証料補助

利子の一部及び借入時の信用保証料に対して補助するもの。

(7) 交付金事務委託の報償として受託団体等に交付するもの。

(8) その他上記のいずれにも分類されないもの。

※出典 平成30年6月 豊田市 補助金・交付金の交付ルールについて

このように、補助金等の分類は多種多様であり、性質に応じた詳細な管理が必要と考えられる。

5. 市町村の補助金制度が抱える課題

一般的に地方自治体における補助金等は、以下のような課題を抱えている可能性が高い。

- (1) 補助金等の種類・性格が多岐にわたり、根拠法令も曖昧であることから、市民にわかりにくい。
- (2) 所管・事業ごとに縦割りの的に細分化されており、少額の零細補助金も多く、非効率的な場合が多い。
- (3) いったん創設されると長期にわたり効果の検証が無く存続し、硬直化しがちである。
- (4) 交付先が限定されたり、特定の対象に固定化されたりして、補助金交付団体とそれ以外の団体とで公平性の問題が生じやすい。
- (5) 交付を受けた団体等が運営や事業展開にあたり補助金に依存しがちとなり、自主性・自立性が損なわれやすい。
- (6) 補助金交付の効果・成果が不明確である

また、その実態が不透明な点も数多く指摘されており、その不透明さゆえに補助金改革が行政改革の議題に挙げられても、不徹底なままにうやむやにされてきた。

※出典 自治体補助金改革と行政評価の課題

(会計検査院 論文 大杉 覚 首都大学東京 都市教養学部教授)

したがって、現在では、行政評価制度を導入することで、このような事態を打開していくことも進めている。

第2. 大分市の状況

1. 人口・世帯状況、年齢3区分人口比率（高齢化率、年少人口割合）の推移

大分市の人口と世帯数、年齢別3区分人口の推移は、下図のとおりである。

人口は、2000年以降増加傾向にあるものの、近年、人口の伸びは鈍化し、2020年には初めての人口減に転じている。

世帯数は、2000年以降継続して増加しており、核家族化が進んでいると見られる。

年齢別に人口を見てみると、15歳未満人口は継続して減少傾向、15～64歳人口はいったん増加したものの減少に転じている。一方、65歳以上人口はかなりの勢いで増加し続けており、その結果、年少人口は減少傾向、高齢化率はかなりの速度で上昇傾向にある。

	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	年齢別3区分人口(人)			年少人口の 割合(%)	高齢化率 (%)
			15歳未満	15～64歳	65歳以上		
2000 (H12)年	437,786	169,696	71,131	304,423	62,232	16.25	14.22
2005 (H17)年	465,215	188,324	69,789	315,122	80,304	15.00	17.26
2010 (H22)年	474,794	203,553	69,114	310,381	95,299	14.56	20.07
2015 (H27)年	478,931	214,795	68,047	295,097	115,787	14.21	24.18
2020 (R2)年	478,295	225,329	65,096	282,693	130,506	13.61	27.29

※各年9月末日時点、大分市「住民基本台帳」

2. 補助金等の件数サマリー

監査対象となった令和元年度の補助金等の件数サマリーは以下のようになっている。

なお、以下のような条件のもとで抽出している。

- ・予算額50万円以上（支出1件当たりではなく、補助金等1項目当たりの金額で、補正予算及び流用を含む。）を計上しているもの
ただし、市の単費（国庫支出金、県支出金等の財源があるものを除く。）により支出しているものに限る
- ・令和元年度をもって事業が終了したものも対象とするが、平成29年度、平成30年度に事業が終了したものは対象としない
- ・大分県や他市町村等、地方公共団体への補助金等は除く（県工事負担金など）
ただし、県や市等が設置する〇〇実行委員会などは対象とする

総件数	295 件
-----	-------

部局別件数		
	総務部	10 件
	企画部	31 件
	財務部	5 件
	市民部	28 件
	福祉保健部	31 件
	子どもすこやか部	13 件
	環境部	14 件
	商工労働観光部	42 件
	農林水産部	50 件
	土木建築部	7 件
	都市計画部	15 件
	議会事務局	2 件
	選挙管理委員会事務局	3 件
	教育部	27 件
	消防局	5 件
	上下水道局	12 件

令和元年度予算額内訳		
	50 万円以上 100 万円未満	48 件
	100 万円以上 500 万円未満	121 件
	500 万円以上 1000 万円未満	47 件
	1000 万円以上 1 億円未満	65 件
	1 億円以上	11 件

令和元年度決算額内訳		
	50 万円未満	21 件
	50 万円以上 100 万円未満	60 件
	100 万円以上 500 万円未満	111 件
	500 万円以上 1000 万円未満	41 件
	1000 万円以上 1 億円未満	55 件
	1 億円以上	7 件

根拠法令等の有無		
	あり	261 件
	なし	34 件

事業開始年度		
	不明	4 件
	昭和 45 年度以前（50 年以上経過）	11 件
	平成 2 年度以前（30 年以上 50 年未満経過）	43 件
	平成 22 年度以前（10 年以上 30 年未満経過）	106 件
	平成 23 年度以降（10 年未満）	131 件

補助等対象者（重複あり）		
	個人	70 件
	団体	261 件

令和元年度補助対象者数		
	なし	6 件
	1 団体（人）	156 件
	2～9 団体（人）	52 件
	10 団体（人）以上	81 件

3. 大分市における、補助金・交付金制度の支出状況と年次推移

大分市における、補助金・交付金制度の支出状況と年次推移として、以下のような実績が存在している。

補助金・交付金等実績表 (H29～R1)																	
H29	一般会計									特別会計							
	負担金		補助金		交付金		利子補給金		合計	負担金		補助金		交付金		利子補給金	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額		件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
総務部	27	47,766	7	48,145					34	95,911							
企画部	37	337,954	25	155,477					62	493,431							
財務部	20	21,103	1	1,000					21	22,103	1	31	1	4,761			2
市民部	18	4,601,232	24	421,942	3	86,692			45	5,109,866	27	59,325,220					27
福祉保健部	36	55,653	56	1,397,968	2	146,612	1	3,514	95	1,603,747	25	34,854,818	1	915			26
子どもすこやか部	17	3,866	32	2,886,329	2	60,578	1	321	52	2,951,094							
環境部	22	77,578	9	75,682	1	787			32	154,047							
商工労働観光部	31	29,786	39	1,234,848	2	13,095	1	67,139	73	1,344,868							
農林水産部	44	176,129	65	334,852	7	82,395	2	413	118	593,789	4	1,826	1	360			5
土木建築部	34	168,134	8	62,523					42	230,657							
都市計画部	43	385,997	17	425,755	3	23,300			63	835,052				1	287,596		1
会計課	1	33							1	33							
議会事務局	11	2,517			1	43,008			12	45,525							
選管事務局	4	220	1	90					5	310							
監査事務局	4	353							4	353							
教育委員会	57	55,438	31	55,891					88	111,329							
消防局	21	128,240	2	151	1	4,069			24	132,460							
計	427	6,091,998	317	7,100,653	22	460,536	5	71,387	771	13,724,575	57	94,181,895	3	6,036	1	287,596	61
H30	一般会計									特別会計							
	負担金		補助金		交付金		利子補給金		合計	負担金		補助金		交付金		利子補給金	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額		件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
総務部	28	74,865	6	40,978					34	115,843							
企画部	40	1,231,699	23	124,175	1	4,374			64	1,360,248							
財務部	19	18,085	1	1,000					20	19,085			1	11,663			1
市民部	17	4,693,593	23	601,159	2	103,485			42	5,398,237	24	52,230,183					24
福祉保健部	38	317,372	53	1,242,205	2	146,222	1	2,801	94	1,708,600	26	36,282,329	1	1,500			27
子どもすこやか部	17	3,865	29	2,420,509	2	84,516	1	205	49	2,509,095							
環境部	23	75,850	10	155,507	1	717			34	232,074							
商工労働観光部	30	35,369	38	949,573	2	12,498	1	77,125	71	1,074,565							
農林水産部	40	179,198	73	658,824	7	87,889	2	362	122	926,273	6	1,819	1	360			7
土木建築部	38	149,604	11	86,903					49	236,507							
都市計画部	39	136,934	20	767,626	3	25,725			62	930,285							
会計課	1	94							1	94							
議会事務局	11	2,549			1	42,539			12	45,088							
選管事務局	4	207	1	90					5	297							
監査事務局	4	306							4	306							
教育委員会	58	63,648	26	52,097					84	115,745							
消防局	21	125,435	2	835	2	4,110			25	130,380							
計	428	7,108,673	316	7,101,481	23	512,075	5	80,493	772	14,802,722	56	88,514,331	3	13,523			59
R1	一般会計									特別会計							
	負担金		補助金		交付金		利子補給金		合計	負担金		補助金		交付金		利子補給金	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額		件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
総務部	28	54,727	7	45,137					35	99,864							
企画部	39	1,286,490	20	133,605	1	11,450			60	1,431,545							
財務部	19	17,929	1	1,000					20	18,929	1	31	1	4,535			2
市民部	16	5,092,841	27	628,617	4	148,833			47	5,870,291	24	52,770,023					24
福祉保健部	34	45,364	57	959,248	2	147,293	1	2,142	94	1,154,047	26	37,459,291	2	16,669			28
子どもすこやか部	18	3,966	30	2,438,387	2	66,503	1	134	51	2,508,990							
環境部	22	74,000	10	118,085	1	660			33	192,745							
商工労働観光部	31	33,212	37	1,304,437	2	13,232		62,099	71	1,412,980							
農林水産部	50	188,742	73	318,227	7	87,754	2	279	132	595,002	5	1,734	1	360			6
土木建築部	37	253,575	11	48,942					48	302,517							
都市計画部	39	375,882	19	273,412	3	29,300			61	678,594							
会計課	1	63							1	63							
議会事務局	10	2,532			1	43,100			11	45,632							
選管事務局	8	2,377	1	90					9	2,467							
監査事務局	4	258							4	258							
教育委員会	57	65,848	26	60,478					83	126,326							
消防局	22	133,094	2	151	1	37			25	133,282							
計	435	7,630,900	321	6,329,816	24	548,162	5	64,654	785	14,573,532	56	90,231,079	4	21,564			60

※件数は予算計上されている補助金、交付金等のメニューをカウントしたもの

4. 補助金制度に係る行政コストについて

大分市における、補助金制度に係る行政コストについては、各担当部局での事業の一次評価にて、総事業費・コスト把握の中の人件費として集計されている。

具体的には、以下のような手順で集計している。

①人役の集計

評価する事務事業ごとに各年度の人役を集計する。その際には、嘱託、臨時職員で、一年に満たない場合は期間を按分して集計する。

②人件費の集計

人役に職員の区分ごとの年間単価を乗じて金額を計算する。

なお、職員の区分ごとの単価は以下のようにになっている。

(千円／年)

	令和元年度	令和2年度
正規職員	7,400 千円	7,200 千円
再任用職員	3,700 千円	3,900 千円
嘱託職員	2,600 千円	—
臨時職員	2,000 千円	—
会計年度任用職員	—	2,700 千円

5. 補助金制度に関する見直しの取り組み、対応状況

大分市における、「大分市予算編成方針」によると、補助金等の予算編成上の方針については、以下のように記述されている。

補助金等（補助金、負担金、交付金）については、公益性、公平性の観点から対象団体の事業内容、経費区分が適正であるか、負担割合が妥当であるかなどを全ての事業において点検・評価し、見直しを図ること。特に、対象団体の決算調書等において前年度からの繰越金がある場合や執行率の低いものについては、その内容、理由等を精査したうえで減額対象とすること。 また、要綱等に基づき支出される補助金、交付金にあつては、その要綱等を見直し、総枠を抑制すること。

上記より、予算編成前の行政評価制度における精査を経て、補助金等は新規・改廃を検討され、予算は設定されることとなる。

6. 行政評価制度の理解と取り組み

大分市においては、行政評価制度に基づき、大分市総合計画を効果的に実行するため

の取組みを行っている。

まず、行政評価制度とは、総務省政策評価基本計画（平成 29 年 8 月 31 日）、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）第 6 条及び「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）などに基づき、行政機関自身が計画、実施した施策、政策等の評価を行うことで、行政自身が掲げる目標を達成することを目的とする制度である。

大分市行政評価・実施計画に関する方針によると、以下のように定義されている。

行政評価とは、行政が行う施策や事務事業などを「行政が行う必要があるか」「市民にとっての効果は何か」「コストは妥当か」などという視点から客観的に評価・検証を行い、その改善を図っていかうとするものである。

これは、従来の「何をどれだけ作ったか」「どんなサービスをどれだけ提供したか」などの行政活動の量による評価だけでなく、「計画（Plan）」 「実施（Do）」 「点検（Check）」 「改善・改革（Action）」 というサイクルを行政活動に組み入れ、成果を重視した評価を行うことによって、市の施策や事務事業などを不断に見直し、効率的な行政運営や市民サービスの向上を目指すものである。

本市における行政評価は、大分市行政評価実施要綱（令和 2 年 3 月 1 1 日施行）で定めるところのほか、この方針に従い実施するものとする。

次に、行政評価制度の実施に当たっては、以下のように定義され実施されている。

行政評価制度の実施に当たっては、総合計画の進行管理を的確に行うために、各事業の課題や問題点を把握しつつ、解決や改善を図るために、PDCA サイクルに基づき、「選択と集中」「優先順位の最適化」を強く意識した検証を行うとともに、評価結果を効果的かつ効率的に予算編成等に反映させるために、実施計画との一体的な運用を図ります。

具体的には、①担当部局での一次評価を基に、②企画課・財政課担当者による各課ヒアリングを 7 月上旬から下旬にかけて実施し、その集約を行政評価内部検討チーム（企画課内）で行い、③その結果を二次評価（案）として、市長を統括者とする総合経営会議に諮ります。

総合経営会議の意見（二次評価）は、外部評価に付すとともに、予算編成に活用することとしていますので、評価表を作成する際には、事務事業の根本に立ち返り、必要性・妥当性・有効性・効率性・経済性の視点を持ち、手段の最適性、将来への影響等を十分に踏まえた上で、次年度以降の施策の方向性や事務事業の在り方を検証する中で、既存の事務事業の優先順位を徹底的に見極めて下さい。

なお、④外部評価については、行政の透明性を確保する観点から、大分市行政評価実施要綱第3条第3項の規定により設置する委員会（「大分市行政評価・行政改革推進委員会」）の審議全体を公開で行います。

また、実際に行政評価を行うに当たり、大分市行政評価実施要綱が定められており（令和2年3月11日）、以下のように定義され、実施されている。

（目的）

第1条 この要綱は、本市において実施する行政評価について必要な事項を定めることにより、市民の視点に立ってその成果を検証するとともに、効率的かつ効果的な行政運営を図ることを目的とする。

（行政評価の方法）

第3条 行政評価は、次に掲げるところにより、実施するものとする。

- (1) 一次評価（別に定めるところにより、各課等が所管する対象事業について行う事務事業評価並びに各部局が所管する対象事業の属する部分に係る政策及び施策について行う政策・施策評価並びに指定管理者制度導入施設を所管する課等が当該施設について行う指定管理者制度導入施設評価をいう。以下同じ。）
- (2) 二次評価（別に定めるところにより、一次評価の整理及び集約を行ったものに対し市長が統括する会議において審議を行い、最終的な評価として決定するものをいう。以下同じ。）
- (3) 外部評価（行政評価において、市民の視点に立って成果を検証するために内部評価（一次評価及び二次評価をいう。）に対して市民が行う評価をいう。以下同じ。）

第4条 市長は、前条の規定により実施した行政評価の結果を市民に公表するものとし、必要に応じて、行政運営の見直しを行うものとする。

実際には上記のような行政評価制度に基づいて評価を行った上で、以下のような基準で各事業の査定を行っている。

【負担金】

- ・会費負担金については、対象団体の決算調書等において、前年度からの繰越金が多いものや執行率が低いものは減額対象の候補とする。

【補助金】

- ・新規の場合は、補助率が妥当か確認する。
- ・必要性、有効性、公正性について確認する。
- ・補助率を変更する場合はその必要性があるか検討する。

- ・これまでの決算（見込）額から適切に見積りされているか確認する。

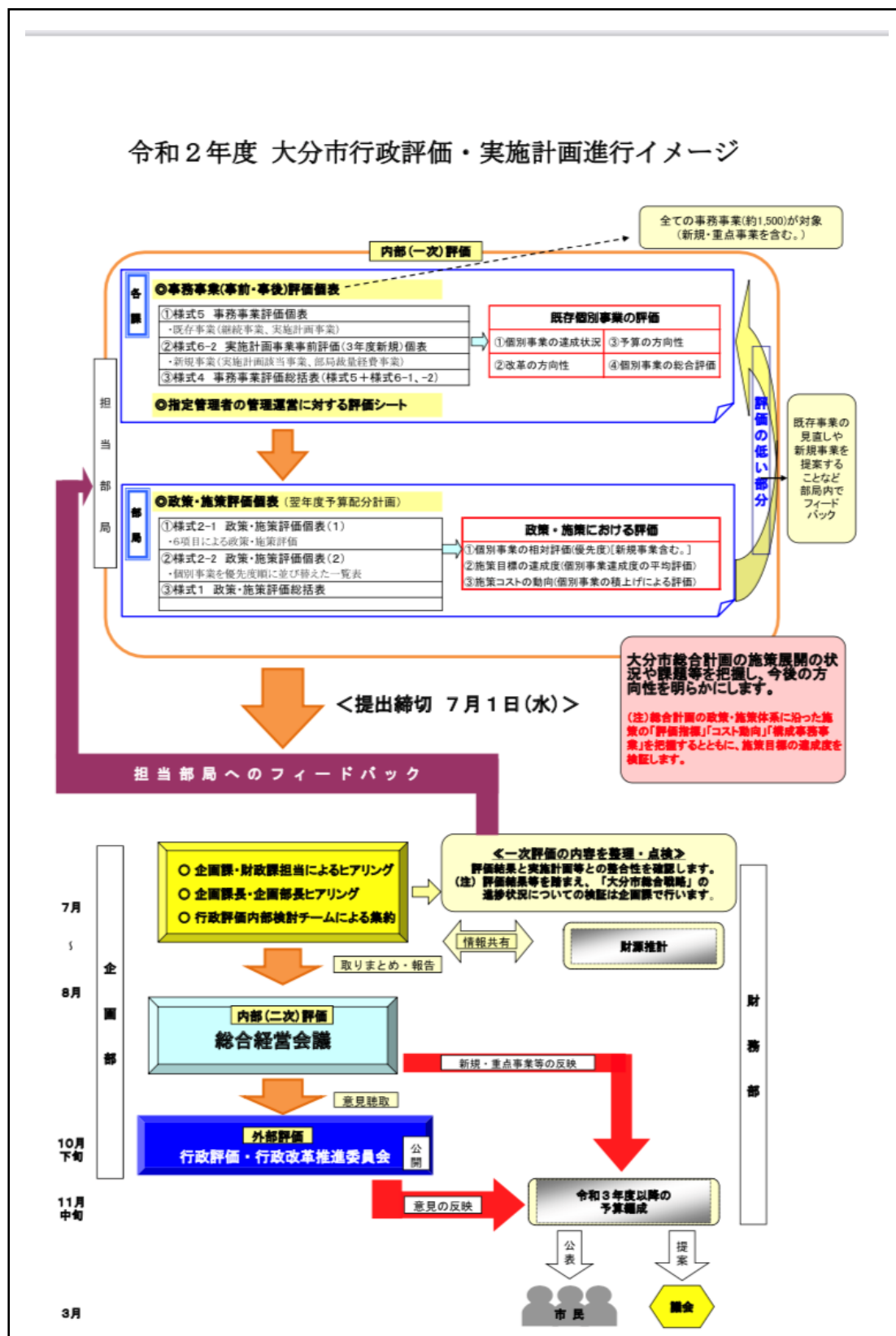
【その他】

- ・市議会決算審査特別委員会での事務事業評価や大分市行政評価・行政改革推進委員会からの意見を踏まえ、どのように反映したか確認する。

上記のような、査定基準に基づき、事業の新規・廃止については以下のような実績となっている。

	H29 廃止 (H28 実績)	H29 新規 (H29 実績)	H30 廃止 (H29 実績)	H30 新規 (H30 実績)	R1 廃止 (H30 実績)	R1 新規 (R1 実績)
件数	5	34	4	16	12	22
金額 (千円)	12,800	440,840	28,690	90,737	67,934	709,745

なお、具体的な評価体制とその流れについては以下のように図式化され、全庁的に実施されている。



7. 補助金交付事務に対するチェック機能について

現在大分市では、補助金交付事務に対するチェック機能として、監査委員による定期監査や財政援助団体監査を実施している。

これらの監査については、これまで担当部単位で実施してきたところであるが、令和2年度からは、過去の監査において指摘があったもの（定期監査による指摘事項①交付の根拠の明確性、②金額の算定の適正化など）や財政援助団体監査による抽出条件（①市独自の補助事業、②補助率が高いものなど）を踏まえ、リスクに応じた監査を実施し、より実効性を高めることとしている。

第3部 監査対象とした補助金等と監査手続

第1 監査を行うに当たっての基本的な事項

1. 監査手続の概要

大分市における補助金等の監査を行うに当たっては、「大分市補助金等交付規則」（昭和49年大分市規則第56号）を基本に、各補助金等の事業の概要や事務手続きを把握した上で、法制度・関連規則の内容、補助金交付要綱等の整備状況、過去の実績の推移、事業目的と成果指標等の基本的事項を確認した。

実際に監査手続の際には、書面の閲覧、担当部局への質問等を行い、監査の結果、意見を検討している。

なお、監査手続時の留意点として、補助金等の事業の予算内容は公益性等の観点でチェックしているが、補助先での支出の実態などについてのチェック体制についてはヒアリングなどで済ましている（補助事業の監査であって、補助先の監査ではないため）。

2. 「大分市補助金等交付規則」について

大分市における、補助金制度の管理規定として、「大分市補助金等交付規則」が定められている。

これによると、補助金等の手続きの流れとしては、以下の手順で行われることになる。

- (1) 交付の申請
- (2) 交付の決定
- (3) 決定の通知
- (4) 実績報告
- (5) 補助金等の額の確定

これらの手順については、大分県補助金等交付規則と比較しても大きな違いはなく、問題などは存在しない。しかし、概略的な要素が強いため、実施要領や交付要綱等が定められていない補助金等の手続きの際には、必要書類、申請の条件、交付の条件、報告内容などが曖昧になってしまうことがある。

第2 総務部における補助金等の監査手続と結論

(1) 大分市職員互助会事業補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	総務部			
補助金の名称	大分市職員互助会事業補助金			
根拠法令・要綱等	大分市職員互助会事業補助金交付要領			
予算経費	款：総務費	項：総務管理費	目：一般管理費	
事業期間	事業開始年度	平成 15 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	30,000	30,000	30,000
	決算額	27,753	27,019	26,846
	補助等対象者	大分市職員互助会	同左	同左
補助金の目的	大分市職員互助会が、職員の福利厚生を目的として実施する事業に対して交付する。			
主な補助対象者等の概要	大分市職員			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ ① 事業計画書 ② 事業収支予算書 ③ その他市長が必要と認める書類 ↓ 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を

	満たしているか ↓ 補助金交付要綱により、申請者は、大分市職員互助会と定められている。申請者としての条件は満たしており、問題は認められない。
--	--

イ 補助金等の交付決定および通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。	
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付決定にあたり、交付申請書類である目的、内容に対する審査が行われており、問題は認められない。	
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助金交付要綱により、補助対象先は、大分市職員互助会である。したがって、公平性、透明性の検討については要しない。	
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金額については、市議会により決定された予算額について、大分市職員互助会がその額を概算請求する形式となっている。 従って、補助金額は合理的な根拠に基づき交付決定されており、問題は認められない。	

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 事業報告書 ② 収支決算書 ③ その他市長が必要と認める書類	

	収支決算書は適切に作成されており、金額的にも問題は認められない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 請求書、証票書類等は、実績報告書に添付されていない。 請求書、証票書類等は、補助金交付事務担当者が確認を行っている。 したがって、請求書、証票書類等は、実績報告書に添付されていないものの、不備、不自然な点は見受けられず、問題は認められない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査にあたり、実績報告書である事業報告書や収支決算書の経費や金額について、事業計画書や収支予算書にもとづいた確認作業が行われている。 したがって、実績の審査にあたり、報告書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 補助金については、市議会により決定された予算額について、大分市職員互助会がその額を概算請求して使用されており、補助金等は、効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、問題は認められない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 報告書類である収支決算書、事業計画書、収支予算書を確認した結果、他の使途に流用されている危険性はなく、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付および負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 事業期間は、平成15年以前から開始されており、負担割合は事業費に対して約37%程度となっており、適切な水準にあると判断している。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓

	労働行政から論じた場合、一般的に公務員に対する福利厚生事業は、非常に重要な政策である。公益性の観点からも、当然その重要性に変わりはない。 問題となりやすいのは、その福利厚生事業の内容である。平成 31 年度大分市職員互助会一般会計決算書によると、その事業費支出額は次のとおりである。 ・ 庶務費 617 万円 ・ 文化体育費 1,196 万円 ・ 福利厚生費 3,407 万円 ・ 給付費 2,942 万円 給付費については、主に退会給付金（936 万円）と入学給付等各種慶弔関係給付金で構成されている。 補助金交付決算額は、毎年同一水準の金額である。 大分市職員の福利厚生に対する補助金であり、当然に不必要な出費は許されない。 補助金は、大分市職員の福利厚生あるいは職場環境改善などに資する。 また、報告書類である収支決算書、事業計画書および収支予算書を精査した結果、補助対象事業は、その目的達成のために支出していることが確認できる。 従って、補助対象事業については、社会政策的な公益性の観点から見た場合は継続すべきであると考えられる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 当該補助金は、大分市職員互助会に対してのみの補助金であり、公募等を行う必要はないため、募集に関する周知・広報などは不要である。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	福利厚生事業利用率	事業利用者 ／会員数	%	79.93 (H25)	778.72	754.13	
	文化体育事業参加率	行事参加者 ／会員数	%	82.01 (H25)	90.36	56.76	
↓							

	令和元年度における各評価指標の達成状況は、福利厚生事業利用率についてはおおむね計画値に近い実績値となっているものの、文化体育事業参加率については計画値を下回った実績値となっている。													
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>計画</th><th>実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td><td>30,000</td><td>26,847</td></tr> <tr> <td>人件費</td><td>13,870</td><td>14,060</td></tr> <tr> <td>総事業費</td><td>43,870</td><td>40,907</td></tr> </tbody> </table> ↓ 令和元年度におけるコストの支出状況は、事業費の実績値が計画値を下回ったことなどから、総事業費の実績値が計画値を下回っている。			計画	実績	事業費	30,000	26,847	人件費	13,870	14,060	総事業費	43,870	40,907
	計画	実績												
事業費	30,000	26,847												
人件費	13,870	14,060												
総事業費	43,870	40,907												
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価区分</th><th>評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改革の方向性</td><td>制度・組織・規制等の改廃、事業内容の改善</td><td>地方公務員法第42条において、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と規定され、本市においては、職員互助会に補助することにより福利厚生事業を実施しています。これまで、公費事業と会費事業の事業区分の明確化や各種事業の見直し、平成26年度より「福利厚生事業（一部）のアウトソーシング等を行い、また、平成29年度より再任用職員の会員化を行いました。令和2年度については、公費事業の見直しを行い、形骸化している事業を廃止、より多くの会員やその家族の参加が見込まれるウォーキング大会等の新規事業を実施します。</td></tr> <tr> <td>予算の方向性</td><td>維持</td><td>今後も公費事業については本市の財政状況や他都市との均衡など総合的に勘案しながら事業内容を精査し、職員が健康的で活力ある職場づくりの推進が図られる事業を計画・実施してまいります。</td></tr> </tbody> </table> ↓ 福利厚生事業は、法的にも必要不可欠なものである。補助事業は、福利厚生事業のうち会費では賄えない部分を補填している。 成果の検討は、適切に行われていると判断する。 なお、具体的な事業内容は以下のようになっている 公費事業（市からの補助金により実施する事業） 職員間の親睦および健康増進を目的とする事業		評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等	改革の方向性	制度・組織・規制等の改廃、事業内容の改善	地方公務員法第42条において、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と規定され、本市においては、職員互助会に補助することにより福利厚生事業を実施しています。これまで、公費事業と会費事業の事業区分の明確化や各種事業の見直し、平成26年度より「福利厚生事業（一部）のアウトソーシング等を行い、また、平成29年度より再任用職員の会員化を行いました。令和2年度については、公費事業の見直しを行い、形骸化している事業を廃止、より多くの会員やその家族の参加が見込まれるウォーキング大会等の新規事業を実施します。	予算の方向性	維持	今後も公費事業については本市の財政状況や他都市との均衡など総合的に勘案しながら事業内容を精査し、職員が健康的で活力ある職場づくりの推進が図られる事業を計画・実施してまいります。			
評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等												
改革の方向性	制度・組織・規制等の改廃、事業内容の改善	地方公務員法第42条において、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と規定され、本市においては、職員互助会に補助することにより福利厚生事業を実施しています。これまで、公費事業と会費事業の事業区分の明確化や各種事業の見直し、平成26年度より「福利厚生事業（一部）のアウトソーシング等を行い、また、平成29年度より再任用職員の会員化を行いました。令和2年度については、公費事業の見直しを行い、形骸化している事業を廃止、より多くの会員やその家族の参加が見込まれるウォーキング大会等の新規事業を実施します。												
予算の方向性	維持	今後も公費事業については本市の財政状況や他都市との均衡など総合的に勘案しながら事業内容を精査し、職員が健康的で活力ある職場づくりの推進が図られる事業を計画・実施してまいります。												

	① ソフトボール大会 ② 各種スポーツ大会 ③ 大分七夕まつり 府内戦紙への参加 会費事業（会員の掛金により実施する事業） 職員の相互扶助的な慶弔等給付金支援事業 平成 26 年 4 月から「一般社団法人おおいた勤労者サービスセンター」に福利厚生事業の一部を業務委託している。 （平成 31 年大分市職員互助会 一般会計事業報告参照）
--	--

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

（２） 大分市自主防災組織情報伝達設備整備事業費補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	総務部 防災局 防災危機管理課			
補助金の名称	大分市自主防災組織情報伝達設備整備事業費補助金			
根拠法令・要綱等	大分市自主防災組織情報伝達設備整備事業費補助金交付要綱			
予算経費	款：消防費		項：消防費	目：災害対策費
事業期間	事業開始年度	平成 15 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	10,000	10,000	10,000
	決算額	4,668	1,192	3,543
	補助等対象者	6	6	7
補助金の目的	地域ごとの自主的な防災活動を支援するため、災害時における情報の伝達など防災を目的とした情報伝達設備の整備			
主な補助対象者等の概要	自主防災組織 その地域の防災活動を行う自治会、町内会等およびこれらが連合したもので、自主的な防災組織としての規約および防災計画を作成し、結成届を市長へ提出した団体			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
-------	-------------------------

監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ 設置箇所の分かる配置図および付近見取り図 ④ 工事見積書および明細書等の写し 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 申請者は、補助金交付申請書類により、補助交付要綱に定められた条件は満たしており、問題は認められない。

イ 補助金等の交付決定および通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ 設置箇所の分かる配置図および付近見取り図 ④ 工事見積書および明細書等の写し 交付決定にあたり、交付申請書類である事業計画書や収支予算書に対する審査が行われており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 全ての補助対象者は別個であり、公平性や透明性に問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか

	↓ 補助金額は、補助交付要綱に基づき、合理的に交付決定されており、問題は認められない。
--	--

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 収支決算書 ② 請負業者からの工事請負請求書の写し ③ 工事着工前、施工中、完了工事の写真 収支決算書等は適切に作成されており、金額的にも問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 請求書、領収書に不備、不自然な点は見受けられず、問題は認められない。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査に当たり、報告書類である収支決算書、工事請負請求書、写真および領収書にもとづいて確認審査が行われている。 したがって、実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。	
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 補助金については、見積書等と配置図、現場写真などの報告書類にもとづいて確認審査が行われており、補助金等は、効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、問題は認められない。	
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 報告書類である収支決算書、事業計画書、収支予算書、請求書および領収書を確認した結果、他の使途に流用されている危険性はなく、問題は認められない。	

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点		補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付および負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）
-------	--	--

	は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 補助額は屋内に設置する機器の整備及び非常用電源の新設に要する経費については、補助対象経費の 2/3 以内（200 万円限度）、それ以外のものに係る整備に要する経費については、補助対象経費の 1/2 以内（200 万円限度）である。平成 20 年度に、制度の見直しを行っており、適切な水準にあると判断している。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 報告書類である収支決算書、事業計画書および収支予算書を精査した結果、補助対象事業は、その目的達成のために支出していることが確認できる。 従って、補助対象事業については、社会政策的な公益性の観点から見た場合は継続すべきであると考えられる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 補助金の周知・広報の方法は、大分市ホームページや市報にて行われており、補助対象者が自主防災組織である事を考慮すると、方法は適正であることが確認できる。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	本補助事業 にて整備し た数	設置組織数 (内、増設、 修繕した数)	組織	6 (6) (H30 年度)	4 (2)	7 (5)	7 (5) (R2 年度)
↓							
令和元年度における各評価指標の達成状況は、計画値を超える実績値となってい							

	る。		
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）		
		計画	実績
	事業費	10,000	3,543
	人件費	1,460	1,480
	総事業費	11,460	5,023
↓			
令和元年度におけるコストの支出状況は、事業費の実績値が計画値を下回ったことなどから、総事業費の実績値が計画値を下回っている。			
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）		
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等
	改革の方向性	現行どおり	平成20年度、多くの団体に利用してもらうため、また、他課の交付基準と整合性を図るため、補助率を屋内施設 2/3、屋外施設 1/2、上限額はそれぞれ 200 万円とした制度の見直しを行った。 令和元年度末時点で、放送設備の整備が完了している自主防災組織は全体の一部でしかなく、今後も制度の周知と、放送設備の整備を進めていく必要がある。 類似事業に市民協働推進課の大分市校区公民館、自治公民館等建設費等補助金がある。
	予算の方向性	維持	
↓			
令和元年度末時点で、放送設備の整備が完了している自主防災組織は全体の一部でしかなく、今後も制度の周知と、放送設備の整備を進めていく必要がある。 成果の検討は、適切に行われていると判断する。			

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

（３） 大分市防災士協議会活動補助金

１．補助金等各事業の概要

所管	総務部 防災局 防災危機管理課
補助金の名称	大分市防災士協議会活動事業費補助金
根拠法令・要綱等	大分市防災士協議会活動事業費補助金交付要綱

予算経費	款：消防費		項：消防費	目：災害対策費
事業期間	事業開始年度	平成 29 年	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	2,000	4,000	4,000
	決算額	506	777	806
	補助等対象者	5	6	5 大分市女性防災士会 松岡防災士協議会 滝尾地区防災士協議会 吉野防災会防災士部会 金池校区防災士協議会
	補助金の目的	大分市防災士同士の連携体制の構築を促進し、地域の防災力の向上を図る。		
主な補助対象者等の概要	防災士協議会 大分市防災士が地域において連携して活動するために原則として校区単位で結成した団体で市長が適当と認めるもの又は大分市女性防災士会で市長が適当と認めるもの			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ ① 活動計画書 ② 収支予算書 ③ その他市長が必要と認める書類 活動計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 申請者は、補助金交付申請書類により、申請者は防災士協議会と定められている。

	申請者としての条件は満たしており、問題は認められない。
--	-----------------------------

イ 補助金等の交付決定および通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付決定にあたり、交付申請書類である目的、内容に対する審査が行われており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 全ての補助対象者は別個であり、それぞれの条件を検討した結果、公平性や透明性に問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 一協議会につき年間 20 万円を上限としており、補助金額は、合理的な根拠に基づき交付決定されており、問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 収支決算書 ② その他市長が必要と認める書類 収支決算書等は適切に作成されており、金額的にも問題は認められない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 請求書、証票書類等に不備、不自然な点は見受けられず、問題は認められない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓

	実績の審査に当たり、報告書類である収支決算書、領収書および写真等に基づいて確認審査が行われている。実績の審査に当たっては、報告書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 報告書類である収支決算書、活動計画書および収支予算書を精査した結果、補助対象事業は、その目的達成のために支出していることが確認できる。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 報告書類である収支決算書、活動計画書、収支予算書、請求書および領収書を確認した結果、他の使途に流用されている危険性はなく、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付および負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 補助対象事業の目的は、大分市防災士同士の連携体制の構築を促進し、地域の防災力の向上を図ることであり、負担割合は10分の10であり、適切な水準にあると判断している。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 地域の防災力強化という、社会政策的な公益性の観点から見た場合は継続すべきであると考えられる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 補助金の周知・広報の方法は、大分市ホームページや市報にて行われており、各校区の防災士協議会が補助対象者である事を考慮すると、その方法は適正であると判断できる。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点	補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公
-------	-----------------------------------

		益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	防災士協議 会結成数	結成数 (累積)	組 織	10 (H30 年度)	5 (15)	2 (12)	5 (17) (R2 年度)
↓ 令和元年度における各評価指標の達成状況は、計画値を下回る実績値となっている。							
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
			計画		実績		
	事業費		4, 000		806		
	人件費		1, 460		1, 480		
	総事業費		5, 460		2, 286		
↓ 令和元年度におけるコストの支出状況は、事業費の実績値が計画値を下回ったことなどから、総事業費の実績値が計画値を下回っている。							
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）						
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等				
	改革の方 向性	現行どおり	補助金を活用し、積極的に活動している校区がある一方、そうではない校区もあり、校区により温度差があることが課題である。 また、昨年度に補助金を活用した団体は5団体であり、協議会を結成しているものの補助金を活用しきれていない団体もあることも課題となっている。 今後は防災士協議会を結成していない校区に対して、様々な機会を通じて協議会の結成を働き掛けるとともに、補助金の趣旨や活用方法について、より一層周知を図っていく必要がある。				
	予算の方 向性	維持					
	↓ 防災士協議会を結成していない校区に対して、様々な機会を通じて協議会の結成を働き掛けるとともに、補助金の趣旨や活用方法について、より一層周知を図って						

	いく必要がある。 成果の検討は、適切に行われていると判断する。
--	---

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

第3 企画部における補助金等の監査手続と結論

(1) 大分市豊予海峡交流促進事業補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	企画部 企画課			
補助金の名称	大分市豊予海峡交流促進事業補助金			
根拠法令・要綱等	大分市豊予海峡交流促進事業補助金交付要綱			
予算経費	款：総務費	項：総務管理費	目：企画費	
事業期間	事業開始年度	平成 27 年	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	600	600	600
	決算額	81	19	244
	補助等対象者	1	1	・(株)ワンステージ ・大分市テニス連盟 ・NPO さがのせきまちづくり協議会 ・日本文理大学
補助金の目的	豊予海峡ルートの実現に向けた地域間交流の促進			
主な補助対象者等の概要	豊予海峡ルートの実現に向けた地域間交流促進事業（経済、文化、スポーツ、観光その他圏域の発展に寄与する活動）を展開している団体			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ ① 事業計画書 ② 収支予算書 見積書等の金額根拠資料 ③ その他市長が必要と認める書類 ↓ 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。

ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 全ての申請者は、補助金の申請者としての要件を満たしており、問題は認められない。 例として、日本文理大学が行う補助事業の目的は、「対岸地域拠点の利用者をターゲットとし、佐賀県地区の観光資源の認知度等のアンケート調査を行うことにより、利用者の交通行動の状況、観光情報提供のあり方、豊予海峡の交流促進や佐賀県半島観光に求めるものを明らかにすること」である。 補助金交付要綱の目的は、「豊予海峡ルートの実現に向けた地域間交流の促進」であり、日本文理大学が行う補助事業の目的は、それと合致する。

イ 補助金等の交付決定および通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。	
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付決定にあたり、交付申請書類である事業計画書や収支予算書に対する審査が行われており、問題は認められない。	
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 全ての補助対象者は別個であり、公平性や透明性に問題は認められない。	
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金額の交付決定にあたり、交付申請書類である事業計画書や収支予算書に記載された経費や金額等（例えば国道九四フェリー料金等）について請求書等にもとづいた市場価格調査等による検討がなされている。 従って、補助金額は合理的な根拠に基づき交付決定されており、問題は認められない。	

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 収支決算書 ② その他市長が必要と認める書類 収支決算書は適切に作成されており、金額的にも問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 請求書、領収書等に不備、不自然な点は見受けられず、問題は認められない。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査にあたり、報告書類である収支決算書の経費や金額等について事業計画書、収支予算書、請求書および領収書にもとづいた確認審査が行われている。 従って、実績の審査にあたり、報告書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。	
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 豊予海峡ルート推進事業として、補助金も含めて一体的な事務事業評価が行われている。 したがって、補助金等は、効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、問題は認められない。	
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 収支決算書の内容について、事業計画書、収支予算書、請求書および領収書により確認を行った結果、他の使途に流用されている危険性はなく、問題は認められない。	

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点		補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付および負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続		
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効	

	率性) ↓ 補助金交付要綱により、補助対象事業の目的は、「豊予海峡ルートの実現に向けた地域間交流の促進」と定められている。 また、補助金の負担割合は、補助対象経費の5分の4であり、その上限額は100,000円と定められており、適切な水準にあると判断している。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 社会政策的（交通経済的）な観点から論じた場合、豊予海峡ルートの実現は、大分市および愛媛県の経済活動等に大きなインパクトを与えることは間違いないと考えられる。 その実現可能性、およびその実現のために投入される費用とその効果との観点から、豊予海峡ルートの実現について論じること、極めて重要である。 また、報告書類である収支決算書、事業計画書、収支予算書、請求書および領収書を精査した結果、補助対象事業は、その目的達成のために支出していることが確認できる。 従って、補助対象事業については、社会政策的な公益性の観点から見た場合は継続すべきであると考えられる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 補助金の周知・広報の方法は、以下のとおりである。 ・ 市ホームページへの掲載 ・ デジタルサイネージによる表示 ・ 愛媛県への訪問時に各自治体へチラシ配布 ・ 愛媛大分交流の広報の際に豊予海峡ルートについて触れる 当該方法は妥当であり、現在までに当該方法について定期的な見直しが行われていることから、問題は認められない。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。						
監査手続								
i	評価指標							
	評価指標							
	評価指標名	指標の説明	単	基準値	令和元年度	令和元年度	目標値	

		(式)	位	(基準年度)	計画	実績	(目標年度)

↓

事業の目的は、豊予海峡ルート実現に向けた機運の醸成を図ることである。

事業の活動内容は、豊予海峡ルート実現に向けた多面的な取組であり、それぞれの取組に対して個別に評価指標を設定することは困難であると判断する。

ii

コスト把握（令和元年度、単位千円）

	計画	実績
事業費 （うち大分市豊予海峡 交流促進事業補助金）	10,000 (600)	9,032 (244)
人件費	13,140	11,100
総事業費	23,140	20,132

↓

対象となる事業のコストは他の事業と一括して計上されており、詳細な管理が必要である。

なお、令和元年度におけるコストの支出状況は、事業費及び人件費の実績値がいずれも計画値を下回ったことなどから、総事業費の実績値が計画値を下回っている。

iii

個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）

評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等
改革の方向性	現行どおり	これまでに実施した大分市豊予海峡ルート調査業務の概要の周知や機運の醸成をはかるため、関係機関等への説明会、講演会等を実施する必要がある。また、道路を整備した場合における多面的な検証及び新幹線を整備した場合における更なる効果の調査を行うなど、実現に向けた今後の方策を探っていく。 豊予海峡ルートは、大分市だけではなく、国や県などの関係機関と連携して取り組むべき国家プロジェクトであるため、今後は市長会等を通じて国等への働きかけも積極的に行う必要がある。 その他にも、広報媒体の作成や愛媛県の各団体との交流を引き続きすすめていくなど多面的に取り組んでいく。 ※豊予海峡ルート推進事業の評価
予算の方向性	維持	

↓

	事務事業制度に基づく、補助金一単位ごとに評価すべきであった。 成果の検討は、適切に行われていると判断する。
--	--

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

(2) 大分市国際都市交流親善会議補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	企画部 文化国際課			
補助金の名称	大分市国際都市交流親善会議補助金			
根拠法令・要綱等	大分市国際都市交流親善会議補助金交付要綱			
予算経費	款：総務費	項：総務管理費	目：国際化推進費	
事業期間	事業開始年度	昭和 53 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	12, 897	9, 925	9, 197
	決算額	4, 754	5, 490	2, 781
	補助等対象者	大分市国際都市 交流親善会議	同左	同左
補助金の目的	大分市総合計画および大分市国際化推進計画に掲げる市民との協働を基調とする国際化推進の円滑化			
主な補助対象者等の概要	大分市と姉妹友好都市等の外国都市との交流を幅広い市民レベルで促進し、市民の国際的理解の高揚および友好親善の増進に資する事業の実施を行う			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他市長が必要と認める書類

	↓ 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 補助金交付要綱により、補助対象者は大分市国際都市交流親善会議と定められており、問題は認められない。

イ 補助金等の交付決定および通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	↓ ↓	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	↓	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付決定にあたり、交付申請書類である事業計画書や収支予算書に対する審査が行われており、問題は認められない。
iii	↓	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助金交付要綱により、大分市国際都市交流親善会議のみが補助対象先と定められている。 したがって、補助対象先が同一の場合に該当するものの、公平性や透明性の検討について問題は認められない。
iv	↓	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金の交付決定にあたり、大分市国際都市交流親善会議が実施する国際都市交流事業に係る事業計画書や収支予算書に記載された経費や金額等について請求書等にもとづいた市価調査等による検討がなされている。 したがって、補助金額は、合理的な根拠にもとづき交付決定されており、問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 収支決算書 ② その他市長が必要と認める書類 収支決算書は適切に作成されており、金額的にも問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 請求書、証票書類等に不備、不自然な点は見受けられず、問題は認められない。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査にあたり、報告書類である収支決算書の経費や金額等について事業計画書、収支予算書、請求書および領収書にもとづいた確認審査が行われている。 したがって、実績の審査にあたり、報告書類の審査は、審査基準に則って行われており、問題は認められない。	
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 補助金については、事務事業評価が行われている。 したがって、補助金は、効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、問題は認められない。	
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 報告書類である収支決算書、事業計画書、収支予算書、請求書および領収書を確認した結果、他の使途に流用されている危険性はなく、問題は認められない。	

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点		補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付および負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続		
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓	

	補助対象事業の目的は、大分市総合計画および大分市国際化推進計画に掲げる市民との協働を基調とする国際化推進の円滑化である。 補助対象事業の金額は、当該目的を達成するために実施される国際都市交流事業に係る経費であり、適切な水準にあると判断している。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 補助対象事業の目的は、大分市総合計画および大分市国際化推進計画に掲げる市民との協働を基調とする国際化推進の円滑化である。 そして、補助対象者である大分市国際都市交流親善会議の事業概要は、大分市と姉妹友好都市等の外国都市との交流を幅広い市民レベルで促進し、市民の国際的理解の高揚および友好親善の増進に資する事業の実施を行うことである。 地方都市が実施する国際都市交流事業は、社会全体のグローバル化に対応可能な人材育成の観点からも、非常に重要な社会的政策である。 その目的は、公益性を有する。また、報告書類である収支決算書、事業計画書、収支予算書、請求書および領収書を精査した結果、補助対象事業は、その目的達成のために支出していることが確認できる。 したがって、補助対象事業は、社会政策的な公益性の観点から見た場合は継続すべきであると考えられる。 また、内容については、事業報告書より適正なものと判断できる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 当該補助金は、大分市国際都市交流親善会議に対してのみの補助金であり、公募等を行う必要はないため、募集に関しての周知・広報などは不要である。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	多文化理解の 促進 (国際理解推進	イベント の参加者 数	人	90 (H29 年度)	120	199	120 (R1 年度)

	<table><tr><td colspan="2">講座実施事業)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>多文化理解の促進 (青少年国際理解推進事業)</td><td>イベントの参加者数</td><td>人</td><td>90 (H29 年度)</td><td>120</td><td>59</td><td>120 (R1 年度)</td></tr><tr><td>武漢市車いすマラソン選手受入</td><td>武漢市車いすマラソン選手受入人数</td><td>人</td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>ハーバード大学生との交流事業</td><td>交流会の参加者数</td><td>人</td><td>100 (令和元年度)</td><td>100</td><td>96 (申込者数：172)</td><td>100 (令和元年度)</td></tr></table>							講座実施事業)							多文化理解の促進 (青少年国際理解推進事業)	イベントの参加者数	人	90 (H29 年度)	120	59	120 (R1 年度)	武漢市車いすマラソン選手受入	武漢市車いすマラソン選手受入人数	人		2	1	2	ハーバード大学生との交流事業	交流会の参加者数	人	100 (令和元年度)	100	96 (申込者数：172)	100 (令和元年度)
講座実施事業)																																			
多文化理解の促進 (青少年国際理解推進事業)	イベントの参加者数	人	90 (H29 年度)	120	59	120 (R1 年度)																													
武漢市車いすマラソン選手受入	武漢市車いすマラソン選手受入人数	人		2	1	2																													
ハーバード大学生との交流事業	交流会の参加者数	人	100 (令和元年度)	100	96 (申込者数：172)	100 (令和元年度)																													
↓ 令和元年度における各評価指標の達成状況は、おおむね計画値通りの実績値となっている。多文化理解の促進（青少年国際理解推進事業）評価指標については、台風 10 号の影響により、2 回実施予定のところ 1 回のみの実施となったため、実績値が計画値を下回っている。																																			
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円） <table><tr><td></td><td>計画</td><td>実績</td></tr><tr><td>事業費 （うち大分市国際都市交流親善会補助金）</td><td>10,883 (9,197)</td><td>7,891 (2,781)</td></tr><tr><td>人件費</td><td>35,520</td><td>35,400</td></tr><tr><td>総事業費</td><td>46,403</td><td>43,291</td></tr></table> ↓ 対象となる事業のコストは他の事業と一括して計上されており、詳細な管理が必要である。 なお、令和元年度におけるコストの支出状況は、事業費の実績値が計画値を下回ったことなどから、総事業費の実績値が計画値を下回っている。								計画	実績	事業費 （うち大分市国際都市交流親善会補助金）	10,883 (9,197)	7,891 (2,781)	人件費	35,520	35,400	総事業費	46,403	43,291																
	計画	実績																																	
事業費 （うち大分市国際都市交流親善会補助金）	10,883 (9,197)	7,891 (2,781)																																	
人件費	35,520	35,400																																	
総事業費	46,403	43,291																																	
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価） <table><tr><td colspan="2">評価区分</td><td>評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等</td></tr><tr><td>改革の方向性</td><td>現行どおり （武漢市友好都市締結 40 周年記念</td><td>多文化理解の促進（国際理解推進講座実施事業） 【評価理由】 この講座は、毎年学習するテーマを市民のニーズに合わせて提供することができ、大分市民の国際理解の推進に大きく貢献して</td></tr></table>							評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等	改革の方向性	現行どおり （武漢市友好都市締結 40 周年記念	多文化理解の促進（国際理解推進講座実施事業） 【評価理由】 この講座は、毎年学習するテーマを市民のニーズに合わせて提供することができ、大分市民の国際理解の推進に大きく貢献して																						
評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等																																	
改革の方向性	現行どおり （武漢市友好都市締結 40 周年記念	多文化理解の促進（国際理解推進講座実施事業） 【評価理由】 この講座は、毎年学習するテーマを市民のニーズに合わせて提供することができ、大分市民の国際理解の推進に大きく貢献して																																	

		事業については目的廃止、または再検討)	いる事業であるため、前年度と同様に実施していきたいと考える。 【今後の具体的な改革案】 前年度と同様に、旬なテーマを取り上げて、市民国際理解を深める講座を行う。 【予想される効果・課題・問題点等】 講座を通じ、参加した市民の国際化・国際理解、多文化共生の推進に貢献することができる。 多文化理解の促進（青少年国際理解推進事業） 【評価理由】 学習指導要領の改訂により、小学校中学年から外国語教育が導入されたことなど、早い段階から外国の言葉や文化に触れることが求められており、これらの事情を踏まえ、今年度からは、事業の対象年齢を幅広くし（小1～小6）、市内中心部において、誰もが気軽に参加できる、ALT 等との交流会を実施する予定である。 【今後の具体的な改革案】 今年度の実施状況を踏まえつつ、多くの子どもたちがより楽しく外国人と直接交流できるよう、事業の改善を図る。 【予想される効果・課題・問題点等】 英語学習に係る環境の変化等、時代の流れに即した事業を実施することで、国際化を担う人づくりを効果的に推進していくことができる。
	予算の方向性	維持 （海外有名大学との連携によるグローバルリーダー育成事業については拡大。 武漢市友好都市締結 40 周年記念事業については休止）	武漢市車いすマラソン選手受入 【評価理由】 1984 年第 4 回大会より武漢市選手の受入れを行っており、これまで、ハーフマラソン女子（T53/54）で武漢市選手が優勝するなど優秀な成績を収めており、大会の盛り上げに寄与しているため、「現行どおり」とする。 【今後の具体的な改革案】 武漢市の車いすマラソン競技者にとって目標の大会となるよう、大会の魅力等を情報発信するなど、多くの方が自主的に参加いただけるよう改善を図る。 【予想される効果・課題・問題点等】

		武漢市はもとより、中国全土の選手の参加を通じて大会が世界に認知され、さらに大会が盛り上がることで、まちの活性化となる。 ハーバード大学生との交流事業 大分ーオースチン留学事業 【評価理由】 「ハーバード大学生との交流事業」に加え、オースチン市との姉妹都市提携 30 周年事業である「大分-オースチン留学事業」を継続実施することで、本市のグローバルリーダー育成の強化を図る。 【今後の具体的な改革案】 事業を継続して実施することにより、グローバルリーダーを育成すると同時に、海外の大学との交流のチャネルを拡げていき、優秀な外国人材の取込みや、将来的な海外有名大学の分校誘致など、本市のブランド化につなげていく。また、海外の大学と連携する仕組みを作るため、先進地を視察する。 【予想される効果・課題・問題点等】 海外大学との連携を通じて本市のグローバルリーダーの育成を推進するとともに、大分市のブランド化へとつなげることができる。目標の達成のためには、ハード・ソフトのさまざまな面で整備が必要であるうえ、大分県や県内の大学、各団体との連携が不可欠である。 武漢市友好都市締結 40 周年記念事業 新型コロナウイルス感染症により、記念式典等一部のイベントについては令和 2 年度に延期した。
	↓	事務事業制度に基づく、補助金一単位ごとに評価すべきであった。 補助事業は、大分市のグローバルリーダー育成の強化を図るなどの必要性から評価でき、成果の検討は、適切に行われていると判断する。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

(3) SPORTS of HEART in OITA 開催補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	企画部 スポーツ振興課			
補助金の名称	SPORTS of HEART in OITA 開催補助金			
根拠法令・要綱等	SPORTS of HEART in OITA 開催補助金交付要領			
予算経費	款：総務費	項：総務管理費	目：スポーツ振興費	
事業期間	事業開始年度	平成 29 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	15,000	15,000	15,000
	決算額	15,000	15,000	15,000
	補助等対象者	一般社団法人 スポーツ・オブ・ハート	同左	同左
補助金の目的	SPORTS of HEART in OITA を本市において開催する団体に対して交付することを目的とする。			
主な補助対象者等の概要	補助対象者は一般社団法人スポーツ・オブ・ハートであり、以下の3つのビジョンを掲げ、イベントやプログラムの運営を行っている。 1. 障がい者と健常者の枠を超えて、スポーツを一緒に楽しむ機会をつくる。 2. 障がい者アスリートの身体能力や障がい者アーティストのクリエイティブ能力のすばらしさを知ってもらう。 3. 障がい者アスリート・障がい者アーティストが活動するステージの確立			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ ① 事業計画書 ② 収支予算書 見積書等の金額根拠資料

	③ その他市長が必要と認める書類 ↓ 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 補助金交付申請書の申請日 令和1年5月7日 補助金支出負担行為決議書の決裁日 令和1年5月8日 補助金交付決定通知書の通知日 令和1年5月8日 補助金交付申請日から補助金交付決定通知日までの期間が、1日となっている。 交付申請書（事業計画書、収支予算書）には、不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ SPORTS of HEART in OITA 開催補助金交付要綱第3条により、補助対象者は、一般社団法人スポーツ・オブ・ハートと定められている。 したがって、申請者としての条件を満たしており、問題は認められない。

イ 補助金等の交付決定および通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付決定にあたり、交付申請書類である事業計画書や収支予算書に対する審査が行われており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助対象者は、SPORTS of HEART in OITA 開催補助金交付要綱第3条により、一般社団法人スポーツ・オブ・ハートと定められている。 したがって、補助対象先が同一の場合に該当するものの、公平性や透明性の検討については必要はなく、公平性や透明性に問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか

	↓ 補助金交付要綱では、補助金の交付の対象となる経費およびその額について、次のように定められている。 ・補助金額は、補助対象経費に3分の1を乗じた額としている。 ・補助対象経費は、以下のとおりである。 出演費・音楽費・文芸費・舞台費・作品借料・上映費・会場費・運搬費・賃金共済費・旅費・報償費・雑役務費・消耗品費・通信費・会議費・委託費 ・ただし、以下の経費については、補助対象経費とならない。 事業実施者に係る給与・事務所維持費・事務機器・事務用品等の購入借用費・ファーストクラス料金・グリーン料金・ビザ取得経費・印紙代・振込手数料・交際費・接待費・手土産代・記念品代・出演者等への花束代等物品による謝礼費用・レセプションパーティに係る経費・打ち上げ費・飲食代・施設整備費・備品等購入費・事業実施期間外に発生した経費・事業実施者以外の者が支出した経費・事業実施者および申請者が請求者となっていない経費・補助対象事業のみに使用されたことが確認できない経費・販売を目的とした物品の購入に係る経費・その他補助対象として適当でない経費・これらの経費を外部に委託した場合の委託料 補助金の交付決定にあたり、交付申請書類である事業計画や収支予算書に記載された経費や金額等について市価調査方法等による検討がなされている。 従って、補助金額は合理的な根拠に基づき交付決定されており、問題は認められない。
--	---

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 収支決算書 ② その他市長が必要と認める書類 収支決算書は適切に作成されており、金額的にも問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 一部の請求書、領収書において交際費および接待費に該当する経費に対して、補助対象外経費である旨の明示をしていないものが見受けられた。 当該経費については、補助対象経費として計上はされていないものの、補助対象	

	経費である旨であることを明示していない場合、誤って補助対象経費として計上されてしまうおそれがある。 今後は、適切に処理されたい。 (意見)
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査にあたり、報告書類である収支決算書の経費や金額等について事業計画書、収支予算書、請求書および領収書にもとづいた確認審査が行われている。 したがって、実績の審査にあたり、報告書類の審査は、審査基準に則って行われており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 補助金については、事務事業評価が行われている。また、大分市議会による補助金廃止も含めた検討も行われている。 したがって、補助金は、効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、問題は認められない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 一部の請求書、領収書において交際費および接待費に該当する経費に対して、補助対象外経費である旨の明示をしていないものが見受けられた。 報告書類である収支決算書、事業計画書、収支予算書、請求書および領収書を確認した結果、他の使途に流用されている危険性はなく、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付および負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 補助金交付要綱により、補助対象事業の目的は、「SPORTS of HEART in OITA を本市において開催する団体に対して交付する」と定められている。また、補助金の負担割合は、補助対象経費に 3 分の 1 を乗じた額であり、その対象経費は「出演費・音楽費・文芸費・舞台費・作品借料・上映費・会場費・運搬費・賃金共済費・旅費・報償費・雑役務費・消耗品費・通信費・会議費・委託費」と定められており、

	適切な水準にあると判断している。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 社会政策的（ノーマライゼーション）な観点から論じた場合、健常者と障がい者との枠を超えた交流促進活動は、非常に重要な政策のひとつであり、今後も活発な活動が期待される。 報告書類である収支決算書、事業計画書、収支予算書、請求書および領収書を精査した結果、補助対象事業は、その目的達成のために支出していることが確認できる。 補助対象事業の支払先のうち、アーティスト（芸能人）への支払額が 9,000,000 円と最も高額であった。その事実は見受けられるものの、補助対象事業は、公益性の観点から継続すべきであると考えられる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 当該補助金は、一般社団法人スポーツ・オブ・ハートに対してのみの補助金であり、公募等を行う必要はないため、募集に関しての周知・広報などは不要であり、問題は認められない。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	↓						
	事業の目的は、障がい者スポーツの振興、ノーマライゼーションの啓発を目的としたイベント「スポーツ・オブ・ハート」に対して補助金を交付することである。 (令和2年度からは実行委員会に対して補助金を交付している。)						
	事業の活動内容は、スポーツ・オブ・ハートに多くの市民が参加することにより、障がい者に対する理解を深めるとともに、障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた機運の醸成を図ること						

	である。 その取組みに対して個別に評価指標を設定することは困難であると判断する。													
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>計画</th><th>実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td><td>15,000</td><td>15,000</td></tr> <tr> <td>人件費</td><td>1,480</td><td>1,480</td></tr> <tr> <td>総事業費</td><td>16,480</td><td>16,480</td></tr> </tbody> </table> ↓ 令和元年度におけるコストの支出状況は、計画値通りの実績値となっている。			計画	実績	事業費	15,000	15,000	人件費	1,480	1,480	総事業費	16,480	16,480
	計画	実績												
事業費	15,000	15,000												
人件費	1,480	1,480												
総事業費	16,480	16,480												
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価区分</th><th>評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改革の方向性</td><td>目的廃止、または再検討</td><td rowspan="2"> 健常者と障がい者の枠を超えた幸せな社会の実現に向け、人々の共感・意識喚起を図ることを目的とした「スポーツ・オブ・ハート」において、多くの市民に障がい者スポーツにふれあう機会を提供することにより、市民の障がい者に対する理解が深まるとともに、障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた機運の醸成を図る。 </td></tr> <tr> <td>予算の方向性</td><td>廃止</td></tr> </tbody> </table> ↓ 大分市議会による補助金廃止も含めた検討も行われている。 成果の検討は、適切に行われていると判断する。		評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等	改革の方向性	目的廃止、または再検討	健常者と障がい者の枠を超えた幸せな社会の実現に向け、人々の共感・意識喚起を図ることを目的とした「スポーツ・オブ・ハート」において、多くの市民に障がい者スポーツにふれあう機会を提供することにより、市民の障がい者に対する理解が深まるとともに、障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	予算の方向性	廃止				
評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等												
改革の方向性	目的廃止、または再検討	健常者と障がい者の枠を超えた幸せな社会の実現に向け、人々の共感・意識喚起を図ることを目的とした「スポーツ・オブ・ハート」において、多くの市民に障がい者スポーツにふれあう機会を提供することにより、市民の障がい者に対する理解が深まるとともに、障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた機運の醸成を図る。												
予算の方向性	廃止													

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

（意見）

一部の請求書、領収書において交際費および接待費に該当する経費に対して、補助対象外経費である旨の明示をしていないものが見受けられた。

当該経費については、補助対象経費として計上はされていないものの、補助対象経費である旨であることを明示していない場合、誤って補助対象経費として計上されてしまうおそれがある。今後は、適切に処理されたい。

（４） おおいたホームタウン推進協議会運営費補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	企画部 スポーツ振興課			
補助金の名称	おおいたホームタウン推進協議会運営費補助金			
根拠法令・要綱等	おおいたホームタウン推進協議会運営費補助金交付要領			
予算経費	款：総務費	項：総務管理費	目：スポーツ振興費	
事業期間	事業開始年度	平成 22 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	5,900	5,900	5,900
	決算額	5,600	5,064	4,278
	補助等対象者	大分ホームタウン推進協議会	同左	同左
補助金の目的	ホームタウンスポーツを地域が一体となって支える体制を構築し、全ての大分の人々がスポーツに接する様々な機会をつくるとともに、住民の一体感の醸成や地域活性化に寄与することを目的とする。 (「おおいたホームタウン推進協議会運営費補助金交付要領参照」)			
主な補助対象者等の概要	おおいたホームタウン推進協議会は、ホームタウンスポーツ(本市を本拠地とし、国内トップクラスのリーグに属するスポーツチームが、地域住民と協働で地域への愛着や誇り、一体感を育むことなど、まちづくりに寄与するスポーツ活動)を地域が一体となって支える体制を構築し、全ての大分の人々がスポーツに接する様々な機会をつくるとともに、住民の一体感の醸成や地域活性化に寄与することを目的とする。 おおいたホームタウン推進協議会は、その目的を達成するため、次の事業を行い、趣旨に賛同する団体等により組織する。 (1) ホームタウンスポーツを活かしたまちづくり事業に関する提案、実施に向けた関係機関の調整 (2) ファン拡大等スポーツチーム支援事業に関する提案、実施に向けた関係機関の調整 (3) スポーツチームが行う地域交流活動等に対する支援および協力 (4) その他、協議会の目的達成のために必要な事業 (「おおいたホームタウン推進協議会規約参照」)			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ 団体の組織表 ④ その他市長が必要と認める書類 ↓ 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 補助金交付申請書の申請日 令和1年5月21日 補助金支出負担行為決議書の決裁日 令和1年5月22日 補助金交付決定通知書の通知日 令和1年5月22日 補助金交付申請日から補助金交付決定通知日までの期間が1日となっている。 交付申請書（事業計画書、収支予算書、団体の組織表）等には、書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ おおいたホームタウン推進協議会運営費補助金交付要領第2条に、補助金の交付の対象となる者について以下のとおり定められている。 ① 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること ② 自ら経理し、監査する会計組織を有すること ③ ホームタウン推進協議会であること おおいたホームタウン推進協議会は、ホームタウンスポーツ（本市を本拠地とし、国内トップクラスのリーグに属するスポーツチームが、地域住民と協働で地域への愛着や誇り、一体感を育むことなど、まちづくりに寄与するスポーツ活動）を地域が一体となって支える体制を構築し、全ての大分の人々がスポーツに接する様々な機会をつくるとともに、住民の一体感の醸成や地域活性化に寄与することを目的とする。 また、おおいたホームタウン推進協議会は、①趣旨に賛同する団体等により組織

	された団体であり、団体の意思を決定し、執行する組織として確立されている。 また、②事務局長 1 名、監事 2 名を置き、自ら経理し、監査する会計組織を有しており、③ホームタウン推進協議会そのものである。 ↓ 以上より、申請者は補助金の申請者としての要件を満たしており、問題は認められない。
--	--

イ 補助金等の交付決定および通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。	
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付決定にあたり、交付申請書類である事業計画書や収支予算書に対する審査が行われており、問題は認められない。	
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ おおいたホームタウン推進協議会運営費補助金交付要領第 2 条により、おおいたホームタウン推進協議会のみが補助対象先と定められている。 したがって、補助対象先が同一の場合に該当するものの、公平性や透明性の検討については必要ない。	
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金要領では、補助交付対象経費として以下の 5 項目をあげている。 ・ 地域交流事業費 ・ 広報費 ・ パートナーチーム支援事業費 ・ 事務局費 ・ その他市長が必要と認める経費 しかし、それぞれの定義については、同補助金要領では明確に規定されていない。 ところで、当該補助交付対象経費の定義については、令和 2 年度事務事業評価の個票により規定されている。 第一に、地域交流事業とは、選手の学校訪問や地域イベント等の実施に向けた調	

	整を行うこと、および選手並びに協議会会員が市内で行われる地域活動に参加し、地域住民と交流するとともに地域貢献につなげることとされている。 第二に、広報とは、各種広報媒体での広報活動を行うことであり、SNS を用いてチームや協議会の PR、観戦情報等について発信し、広い範囲での情報発信を行うこと、および前節次節看板の設置や商店街でのパートナーチーム応援横断幕提示を行い、パートナーチームの存在を大きくアピールすることとされている。 第三に、パートナーチーム支援事業とは、「お試し観戦チケット」の作成を行い、試合観戦のハードルの一つである「チケット代」をチームと協議会が負担し、試合観戦のきっかけを提供することとされている。 以上、これらの補助交付対象経費の定義については、同補助金要領上においても確実に定義を規定することで、補助交付対象とする範囲を明確にしておくことが望ましい。 (意見)
--	---

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 収支決算書 ② その他市長が必要と認める書類 収支決算書は適切に作成されており、金額的にも問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 請求書、領収書に不備、不自然な点は見受けられず、問題は認められない。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査にあたり、報告書類である収支決算書の経費や金額等について事業計画書、収支予算書、請求書および領収書にもとづいた確認審査が行われている。 したがって、実績の審査にあたり、報告書類の審査は、審査基準に則って行われており、問題は認められない。	
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 補助金については、事務事業評価が行われている。 したがって、補助金は、効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、	

	問題は認められない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 補助交付対象経費の定義については、同補助金要領では明確に規定されていない。 報告書類である収支決算書、事業計画書、収支予算書、請求書および領収書を確認した結果、他の使途に流用されている危険性はなく、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付および負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 補助金交付要領により、補助対象事業の目的は、「ホームタウンスポーツを地域が一体となって支える体制を構築し、全ての大分の人々がスポーツに接する様々な機会をつくるとともに、住民の一体感の醸成や地域活性化に寄与する」ことと定められている。 また、補助金の額については、おおいたホームタウン推進協議会が実施する事業に係る経費のうち、「地域交流事業費」、「広報費」、「パートナーチーム支援事業費」、「事務局費」、「その他市長が必要と認める経費」の額から事業収入その他市長が認める収入を控除した額と定められている。なお、負担割合は、補助対象経費の 10 分の 10 であり、適切な水準にあると判断している。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ おおいたホームタウン推進協議会は、ホームタウンスポーツ（本市を本拠地とし、国内トップクラスのリーグに属するスポーツチームが、地域住民と協働で地域への愛着や誇り、一体感を育むことなど、まちづくりに寄与するスポーツ活動）を地域が一体となって支える体制を構築し、全ての大分の人々がスポーツに接する様々な機会をつくるとともに、住民の一体感の醸成や地域活性化に寄与することを目的とする。 また、報告書類である収支決算書、事業計画書、収支予算書、請求書および領収書を精査した結果、補助対象事業は、その目的達成のために支出していることが確

	認できる。 従って、補助対象事業については、社会政策的な公益性の観点から見た場合は継続すべきであると考えられる。 なお、事業成果としては以下のようになっている。 (1) 組織活動活性化事業 ① 令和元年 5 月 21 日 総会およびタウスボ交流会の開催 ② 令和元年度 3 回 企画運営会議の開催 ③ 令和 2 年 3 月 31 日現在の会員数 会員 128 名 (2) 地域交流事業 ① 令和元年 10 月 11 日～13 日 SPORTS of HEART 2019 in OITA への参加 ② 令和 2 年 2 月 29 日実施予定であったが中止 スポーツ×環境・美化活動 (3) 広報事業 ① SNS の活用 ② イスカバーの作成&設置 ③ 前節・次節看板の設置 ④ パネルの作成 ⑤ ポスターの作成 ⑥ 横断幕の作成
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 当該補助金は、おおいたホームタウン推進協議会に対してのみの補助金であり、公募等を行う必要はないため、募集についての周知・広報などは不要である。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)

↓

事業の目的は、スポーツ文化の振興やチームの応援を通じた地域住民との協働を推進し、地域への愛着や誇り、一体感を育むなどスポーツによるまちづくりを目指すためにおおいたホームタウン推進協議会に補助金を交付することである。

事業の活動内容は、パートナー支援事業、地域交流事業及び広報事業の実施であり、それらの取組みに対して個別に評価指標を設定するべきであると判断する。

ii

コスト把握（令和元年度、単位千円）

	計画	実績
事業費	5,900	4,278
人件費	4,440	4,440
総事業費	10,340	8,718

↓

令和元年度におけるコストの支出状況は、事業費の実績値が計画値を下回ったことなどから、総事業費の実績値が計画値を下回っている。

iii

個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）

評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等
改革の方向性	現行どおり	・国内トップクラスのリーグに属するスポーツチームの存在は、市民の一体感の醸成に大きな役割を果たしている。また、チームが生み出す経済効果や情報発信のツールとしての役割は、本市にとってかけがえのない財産となっており、大きな魅力といえる。 ・チームが活躍し、地域の誇りとなってもらうためにも、企業、住民、行政が一体となって支える本協議会の体制を強固にするとともに、これを活用した応援機運の盛り上げに繋げる必要がある。 ・令和元年度は、ツイッターやインスタグラム等の SNS を活用し、広い範囲での情報発信を行った。その結果、「いつ、どこでも」最新の情報に触れることができる。課題としては、どのようにしてフォロワーを増やすかである。
予算の方向性	維持	

↓

チームが活躍し、地域の誇りとなってもらうためにも、企業、住民、行政が一体となって支えるおおいたホームタウン推進協議会の体制を強固にするとともに、これを活用した応援機運の盛り上げに繋げる必要がある。

	成果の検討は、適切に行われていると判断する。
--	------------------------

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

補助金要領では、補助交付対象経費として以下の5項目をあげている。

地域交流事業費

広報費

パートナーチーム支援事業費

事務局費

その他市長が必要と認める経費

それぞれの定義については、同補助金要領では明確に規定されていないため、同補助金要領上において確実に定義を規定し、補助交付対象とする範囲を明確にしておくことが望ましい。

第4 財務部における補助金等の監査手続と結論

(1) 大分たばこ販売対策協議会補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	財務部 税制課			
補助金の名称	大分たばこ販売対策協議会補助金			
根拠法令・要綱等	大分たばこ販売対策協議会及び臼杵たばこ販売促進協議会に対する補助金の交付に係る基準			
予算費目	款：総務費	項：徴税費	目：税務総務費	
事業期間	事業開始年度	昭和 38 年度 以前	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	930	930	930
	決算額	930	930	930
	補助等対象者	大分たばこ販 売対策協議会	同左	同左
補助金の目的	たばこの販売促進、環境美化及び未成年者の喫煙防止等の諸活動を実施する。			
主な補助対象者等の概要	大分たばこ販売対策協議会			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助金交付申請書に、事業計画、収支予算書が添付されており、問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓

	補助対象者は、大分たばこ販売対策協議会に限定されている。 また、目的・構成員・役員等の状況、活動状況等の報告書は完備されており、申請者としての条件は満たしており、問題は認められない。
--	---

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付決定にあたり、交付申請書類である事業計画書や収支予算書に対する審査が行われており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 市の財務部税制課長と由布市の税務課長が監事に就任しており、監査が行われていると思われることから、補助金の使途について、透明性に問題は認められない。 一方で、補助対象者が、大分たばこ販売対策協議会に限定されている点については、大分たばこ販売対策協議会が大分市のたばこ税収に寄与し、社会貢献活動を行う団体であるとはいえ、公平性については問題がないとはいえない。 (意見)
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 大分たばこ販売対策協議会の収支予算書によると、 大分市：930 千円 由布市：200 千円 の負担となっている。 補助金の根拠となる「大分たばこ販売対策協議会及び臼杵たばこ販売促進協議会に対する補助金の交付に係る基準」には、補助金の金額の算定に対する取り決めがなされていない。 (意見)

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審
-------	----------------------------------

	査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ 適切な事業報告書及び計算書類が添付されており、金額的にも問題は認められない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 実績報告書等に不備、不自然は見られず、特段の問題は認められない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査に当たり、報告書類である実績報告書や収支決算書の経費や金額について事業計画書や収支予算書にもとづいた確認作業が行われている。 したがって、実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ たばこの販売促進事業として、各販売店にライターを配布しているが、費用対効果の検証が行われておらず、効率的かつ有効に使用されているか判断ができない。 また、補助対象事業者が限定されているため、環境美化、未成年者の喫煙防止事業については、他の専門性の高い団体と比較すると効率的かつ有効に使用されているかという点については甚だ疑問である。 （意見）
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 市の財務部税制課長と由布市の税務課長が監事に就任しており、監査が行われていると思われることから、他の使途に流用されている危険性は低いと思われる。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓

	基準に従った支出であり、特段の問題は認められない。 しかし、補助金額等が適切であるかは、判断基準を設けておらず、適切か否かの判断は行われていない。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 市税収に寄与し、社会貢献活動を行う大分たばこ販売対策協議会に対する補助金の交付については、一定の公益性は認められる。 しかし、補助対象事業のうち、たばこの販売促進事業については、たばこの販売促進による大分市の税収の確保という面もあるものの、平成 30 年 7 月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し令和 2 年 4 月 1 日より全面施行され、喫煙に対する社会環境が厳しさをより一層増していることから、同協議会による活動の成果を検証する中で、当該事業に対する補助金のあり方について検討することが望ましい。 また、補助対象事業のうち、環境美化、未成年者の喫煙防止事業については、補助対象事業者でなくても実施可能な事業であり、むしろ、より専門性を発揮できる事業者が存在するはずである。 そのため、上記の 2 事業については、補助対象者を限定せずに、広く公募を行うことを検討することが望ましい。 (意見)
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 補助対象者は、大分たばこ販売対策協議会に限定されているため、広く周知・広報の必要性は認められない。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	↓						
目標設定としての評価指標が行われていない。							

	適切な評価指標を設定すべきである。													
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>計画</th><th>実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費 （うち大分たばこ販売 対策協議会補助金）</td><td>17,336 (930)</td><td>12,253 (930)</td></tr> <tr> <td>人件費</td><td>35,300</td><td>35,300</td></tr> <tr> <td>総事業費</td><td>52,636</td><td>47,553</td></tr> </tbody> </table> ↓ 複数の事業がまとめられており、大分たばこ販売対策協会負担金に係る人件費については算定を行うことができないため、コスト把握が適切に行われているか判断ができない。			計画	実績	事業費 （うち大分たばこ販売 対策協議会補助金）	17,336 (930)	12,253 (930)	人件費	35,300	35,300	総事業費	52,636	47,553
	計画	実績												
事業費 （うち大分たばこ販売 対策協議会補助金）	17,336 (930)	12,253 (930)												
人件費	35,300	35,300												
総事業費	52,636	47,553												
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価区分</th><th>評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改革の方向性</td><td>現行どおり</td><td rowspan="2"> 未徴収金徴収対策事務については徴収対策方針の着実な進行管理を行い、未収金の解消と新規発生を抑制をはかる。また、債権管理条例に基づく債権の適正管理を行うとともに、研修参加を通して債権回収に必要な知識を習得し、一層の適正管理に努める。適正な賦課徴収事務に資するため、税4課の総合調整事務や税制に関する調査研究などを適切に行っていく。 ※税務総務費の評価 </td></tr> <tr> <td>予算の方向性</td><td>維持</td></tr> </tbody> </table> ↓ 大分市行政評価・実施計画に関する方針によると、事務事業単位（個表の分け方）は、市が補助金を交付する内容の事業については一件で評価することとされているが、他の事業とまとめて評価されており、一件で評価されていない。 補助金であるため、一件で評価すべきであり、事務事業評価について個別評価が実質的に行われていない。 （監査の結果）		評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等	改革の方向性	現行どおり	未徴収金徴収対策事務については徴収対策方針の着実な進行管理を行い、未収金の解消と新規発生を抑制をはかる。また、債権管理条例に基づく債権の適正管理を行うとともに、研修参加を通して債権回収に必要な知識を習得し、一層の適正管理に努める。適正な賦課徴収事務に資するため、税4課の総合調整事務や税制に関する調査研究などを適切に行っていく。 ※税務総務費の評価	予算の方向性	維持				
評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等												
改革の方向性	現行どおり	未徴収金徴収対策事務については徴収対策方針の着実な進行管理を行い、未収金の解消と新規発生を抑制をはかる。また、債権管理条例に基づく債権の適正管理を行うとともに、研修参加を通して債権回収に必要な知識を習得し、一層の適正管理に努める。適正な賦課徴収事務に資するため、税4課の総合調整事務や税制に関する調査研究などを適切に行っていく。 ※税務総務費の評価												
予算の方向性	維持													

【外部監査の結果】

（監査の結果）

大分市行政評価・実施計画に関する方針によると、事務事業単位（個表の分け方）は、市が補助金を交付する内容の事業については一件で評価することとされているが、他の事業とまとめて評価されており、一件で評価されていない。

補助金であるため、一件で評価すべきであり、事務事業評価について個別評価が実質

的に行われていない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

市の財務部税制課長と由布市の税務課長が監事に就任しており、監査が行われていると思われることから、補助金の使途について、透明性に問題は認められない。

一方で、補助対象者が限定されている点について、大分市のたばこ税収に寄与し、社会貢献活動を行う団体であるとはいえ、公平性については問題がないとはいえない。

(意見)

大分たばこ販売対策協議会の収支予算書によると、

大分市：930 千円

由布市：200 千円

の負担となっている。

補助金の根拠となる「大分たばこ販売対策協議会及び臼杵たばこ販売促進協議会に対する補助金の交付に係る基準」には、補助金の金額の算定に対する取り決めがなされていない。

(意見)

たばこの販売促進事業として、各販売店にライターを配布しているが、費用対効果の検証が行われておらず、効率的かつ有効に使用されているか判断ができない。

また、補助対象事業者が限定されているため、環境美化、未成年者の喫煙防止事業については、他の専門性の高い団体と比較すると効率的かつ有効に使用されているかという点については甚だ疑問である。

(意見)

市税収に寄与し、社会貢献活動を行う大分たばこ販売対策協議会に対する補助金の交付については、一定の公益性は認められる。

しかし、補助対象事業のうち、たばこの販売促進事業については、たばこの販売促進による大分市の税収の確保という面もあるものの、平成 30 年 7 月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し令和 2 年 4 月 1 日より全面施行され、喫煙に対する社会環境が厳しさをより一層増していることから、同協議会による活動の成果を検証する中で、当該事業に対する補助金のあり方について検討することが望ましい。

また、補助対象事業のうち、環境美化、未成年者の喫煙防止事業については、補助対象事業者でなくても実施可能な事業であり、むしろ、より専門性を発揮できる事業者が存在するはずである。

そのため、上記の 2 事業については、補助対象者を限定せずに、広く公募を行うことを検討することが望ましい。

第5 市民部における補助金等の監査手続と結論

(1) 大分市ふるさとづくり運動推進費補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	市民部 市民協働推進課			
補助金の名称	大分市ふるさとづくり運動推進費補助金			
根拠法令・要綱等	大分市ふるさとづくり運動推進費補助金交付要領			
予算経費	款：総務費	項：総務管理費	目：一般管理費	
事業期間	事業開始年度	平成 23 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	3,250	2,970	2,760
	決算額	3,250	2,970	2,760
	補助等対象者	大分市ふるさとづくり運動推進協議会	同左	同左
補助金の目的	ふるさとづくり運動の活動に要する経費等の一部を補助する。			
主な補助対象者等の概要	大分市ふるさとづくり運動推進協議会			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他市長が必要と認める書類 ↓ 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか

	↓ 補助金交付要領により、申請者は大分市ふるさとづくり運動推進協議会と定められている。申請者としての条件は満たしており、問題は認められない。
--	---

イ 補助金等の交付決定および通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。	
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ 補助金交付申請額の内訳 交付決定にあたり、事業計画書や収支予算書など申請書類の審査が行われており、問題は認められない。	
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助金交付要領により、補助対象先は大分市ふるさとづくり運動推進協議会のみである。したがって、公平性、透明性の検討については要しない。	
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 交付申請書類である事業計画書や収支予算書に記載された経費や金額等について検討がなされている。 したがって、補助金額は、合理的な根拠に基づき交付決定されており、問題は認められない。	

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 事業報告書	

	② 収支決算書 領収書や写真、議事録等の添付はないものの、事業報告書等は適切に作成されている。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 大分市ふるさとづくり運動推進協議会の事務局は、市民協働推進課内に設置されており、支出事務等は市民協働推進課職員が事務局長である市民協働推進課長の決裁のうえで、支出額を精査・確認し、証票書類についても事務局である市民協働推進課で保管している。 したがって、請求書、証票書類等は、実績報告書に添付されていないものの、不備、不自然な点は見受けられず、問題は認められない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査にあたり、報告書類である事業報告書や収支決算書の経費や金額について事業計画書や収支予算書にもとづいた確認作業が行われている。 したがって、実績の審査にあたり、報告書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 市民協働推進課内に設置、管理されているため、補助金は効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、問題は認められない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 報告書類である事業報告書、収支決算書、事業計画書、収支予算書を確認した結果、他の使途に流用されている危険性はなく、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付および負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 補助金の額は、1校区あたり7万円、負担割合は、10分の10となっており、適切な水準にあると判断している。

ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 社会政策的な観点から論じた場合、補助金の目的である地域の実情に応じた自主的かつ自立的な活動の促進を図ることは、憲法に定められている地方自治の原則にも合致し、非常に重要な政策のひとつである。 報告書類である事業報告書、収支決算書、事業計画書および収支予算書を精査した結果、補助対象事業は、その目的達成のために支出していることが確認できる。 したがって、補助対象事業については、社会政策的な公益性の観点から見た場合は継続すべきであると考えられる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 補助金等の周知・広報の方法については、それぞれの校区ごとに個別に行っている。非常に手間がかかる反面、周知・広報の漏れはなく、方法としては妥当と判断できる。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
↓							
事業の目的は、事務処理を適正に行い、円滑な業務執行ができるようにすることであり、その取組みに対して個別に評価指標を設定することは困難であると判断する。							
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
			計画		実績		
	事業費 （うち大分市ふるさとづくり運動推進費補助金）		10,918 (2,760)		10,269 (2,760)		
	人件費		13,870		16,060		

	総事業費		24,788	26,329
↓				
対象となる事業のコストは他の事業と一括して計上されており、詳細な管理が必要である。				
令和元年度におけるコストの支出状況は、事業費の実績値が計画値を下回っているものの、人件費の実績値が計画値を上回っていることなどから、総事業費の実績値が計画値を上回っている。				
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）			
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等	
	改革の方向性	現行どおり	一般管理費については必要不可欠であり、現状を維持するなか、事務処理方法の見直しなどを行い、時間外勤務の削減に努める。 また、コミュニティ助成事業が含まれており、受付申請窓口として引き続き取り組んでいく。 ※一般管理費（市民協働推進課）の評価	
	予算の方向性	維持		
	↓			
事業を維持するために必要不可欠な経費だが、事務処理方法の継続的な見直しは必要である。 成果の検討は、適切に行われていると判断する。				

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

（２） ななせの火群まつり補助金

１． 補助金等各事業の概要

所管	市民部 植田支所			
補助金の名称	ななせの火群まつり補助金			
根拠法令・要綱等	ななせの火群まつり補助金交付要領			
予算経費	款：総務費	項：総務管理費	目：一般管理費	
事業期間	事業開始年度	平成 21 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	4,500	4,500	4,500

	決算額	4,500	4,500	4,500
	補助等対象者	ななせの火群 まつり振興会	同左	同左
補助金の目的	大分市植田地区における伝統文化の保存育成を図るとともに、地域住民が気軽に参加できるまつりを創造し、もってふるさとの活性化と振興に寄与する。			
主な補助対象者等の概要	ななせの火群まつり振興会 同振興会事務局は、大分市植田支所内に設置されており、ななせの火群まつりの振興を図り、もってふるさとの活性化に寄与することを目的とした組織である。			

２．監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ① 事業計画書 ② 収支予算書（令和元年、平成30年分） ③ 委任状 ↓ 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 補助金交付要領により、補助対象者は、ななせの火群まつり振興会と定められている。申請者としての条件は満たしており、問題は認められない。

イ 補助金等の交付決定および通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。

ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他市長が必要と認める書類 交付決定にあたり、交付申請書類である事業計画書や収支予算書に対する審査が行われており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助金交付要領により、補助対象者は、ななせの火群まつり振興会と定められている。したがって、公平性、透明性の検討については要しない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金交付要領に定められている補助対象経費に対して補助金が支払われている。 補助金の交付決定にあたり、交付申請書類である事業計画書や収支予算書に記載された経費や金額等について検討がなされている。 したがって、補助金額は、合理的な根拠に基づき交付決定されており、問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 事業実績書 ② 収支決算書 ③ その他市長が必要と認める書類 収支決算書は適切に作成されており、金額的にも問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 請求書、証票書類等は、実績報告書に添付されていない。 請求書、証票書類等は、補助金交付事務担当者が確認を行っている。 したがって、請求書、証票書類等は、実績報告書に添付されていないものの、不	

	備、不自然な点は見受けられず、問題は認められない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査に当たり、報告書類である実績報告書や収支決算書の経費や金額について事業計画書や収支予算書にもとづいた確認作業が行われている。 したがって、実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 補助金等の管理は植田支所内に設置されている、ななせの火群まつりの振興会の事務局で行われていることから、予算作成から交付決定まで市職員が関わるが多く、補助金等は、効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、問題は認められない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 報告書類である収支決算書、事業計画書、収支予算書、請求書および領収書を確認した結果、他の使途に流用されている危険性はなく、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付および負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 補助対象事業の目的は、伝統文化の保存育成と、ふるさとの活性化と振興に寄与することであることから、負担割合は10分の10となっており、適切な水準にあると判断している。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 社会政策的な観点から論じた場合、地域伝統文化の保存育成を図り、もってふるさとの活性化や振興を図ることは、重要な政策のひとつである。 報告書類である収支決算書、事業計画書および収支予算書を精査した結果、補助対象事業は、その目的達成のために支出していることが確認できる。

	したがって、補助対象事業については、社会政策的な公益性の観点から見た場合は継続すべきであると考えられる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 補助対象者は、補助金交付要領により、ななせの火群まつり振興会と定められており、公募等を行う必要はないため、募集に関しての周知・広報などは不要である。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
↓ 事業の目的は、市民サービスのさらなる向上を目指すとともに、地域コミュニティの再生などの取り組みを展開し、住民主体の地域づくりを進めることであり、その取組みに対して個別に評価指標を設定することは困難であると判断する。							
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
		計画		実績			
	事業費 （うち、ななせの火群 まつり補助金）	27, 433 (4, 500)		26, 777 (4, 500)			
	人件費	933, 340		934, 640			
	総事業費	960, 773		961, 417			
↓ 対象となる事業のコストは他の事業と一括して計上されており、詳細な管理が必要である。 令和元年度におけるコストの支出状況は、おおむね計画値通りの実績値となっている。							
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）						
	評価区分	評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課					

		題・問題点等
改革の方向性	現行どおり	地域住民の利便性向上のための受付事務であり、今後も市民サービスの向上に努める。また、地域づくりの最前線であることを職員が意識し、今まで以上に地域の活性化のために尽力することが求められる。 ※一般管理費（支所事務費）の評価
予算の方向性	維持	

↓

伝統文化の保存と、地域の活性化が目的であり、そのためには地域住民の利便性向上は必要であり、市民サービスの向上に努めていく必要がある。

成果の検討は、適切に行われていると判断する。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

(3) 戸次本町まちづくり推進協議会活動費及び改修費補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	市民部 大南支所			
補助金の名称	戸次本町まちづくり推進協議会活動費及び改修費補助金			
根拠法令・要綱等	戸次本町まちづくり推進協議会活動費及び改修費補助金交付基準			
予算経費	款：総務費		項：総務管理費	目：一般管理費
事業期間	事業開始年度	平成 21 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	2,000	2,000	2,000
	決算額	2,000	2,000	2,000
	補助等対象者	戸次本町まちづくり推進協議会	同左	同左
補助金の目的	協議会が戸次本町地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かしたまちづくりにより、地域住民の生活の質の向上と地域社会の活性化を図ることや、協議会が活動する拠点施設の維持管理上必要なものの改修。			
主な補助対象者等の概要	戸次本町まちづくり推進協議会 平成 7 年に発足し、戸次本町地域の歴史・文化・自然環境等の特			

	性を活かしたまちづくりにより、地域住民の生活の質の向上と地域社会の活性化を図ることを目的とした組織である。
--	---

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ ① 事業計画書 ② 収支予算書 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 補助金交付基準により、補助対象者は、戸次本町まちづくり推進協議会と定められている。申請者としての条件は満たしており、問題は認められない。

イ 補助金等の交付決定および通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付決定にあたり、交付申請書類で目的と内容に対する審査が行われており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助金交付基準により、補助対象者は、戸次本町まちづくり推進協議会と定められている。したがって、公平性、透明性の検討については要しない。

iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 交付申請書類である事業計画書や収支予算書に記載された経費や金額等について検討がなされている。 したがって、補助金額は合理的な根拠に基づき交付決定されており、問題は認められない。
----	--

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 実績報告書 ② 収支決算書 収支決算書は適切に作成されており、金額的にも問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 請求書、証票書類等は、実績報告書に添付されていない。 請求書、証票書類等は、補助金交付事務担当者が確認を行っている。 したがって、請求書、証票書類等は、実績報告書に添付されていないものの、不備、不自然な点は見受けられず、問題は認められない。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査にあたり、報告書類である実績報告書や収支決算書の経費や金額について事業計画書や収支予算書にもとづいた確認作業が行われている。 したがって、実績の審査にあたり、報告書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。	
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 戸次本町まちづくり推進協議会の事務局は大南支所が行っており、予算作成から交付決定まで市職員が関わるが多く、補助金等は、効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、問題は認められない。	
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 報告書類である収支決算書、事業計画書、収支予算書、請求書および領収書を確認	

	した結果、他の使途に流用されている危険性はなく、問題は認められない。
--	------------------------------------

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付および負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 補助金額のうち、活動費については 200 万を上限額とし、負担割合は事業費の 10 分の 10 である。改修費については経費の 2/3、200 万を上限額としている。共に、適切な水準にあると判断している。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 社会政策的な観点から論じた場合、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かしたまちづくりにより、地域住民の生活の質の向上と地域社会の活性化を図ることは、重要な政策のひとつである。 報告書類である収支決算書、事業計画書および収支予算書を精査した結果、補助対象事業は、その目的達成のために支出していることが確認できる。 したがって、補助対象事業については、社会政策的な公益性の観点から見た場合は継続すべきであると考えられる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 補助対象者は、補助金交付基準により、戸次本町まちづくり推進協議会と定められている。公募等を行う必要はないため、募集に関しての周知・広報などは不要である。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明	単	基準値	令和元年度	令和元年度	目標値

		(式)	位	(基準年度)	計画	実績	(目標年度)

↓

事業の目的は、市民サービスのさらなる向上を目指すとともに、地域コミュニティの再生などの取り組みを展開し、住民主体の地域づくりを進めることであり、その取組に対して個別に評価指標を設定することは困難であると判断する。

ii

コスト把握（令和元年度、単位千円）

	計画	実績
事業費		
（うち戸次本町まちづくり推進協議会活動費及び改修費補助金）	27,433 (2,000)	26,777 (2,000)
人件費	933,340	934,640
総事業費	960,773	961,417

↓

対象となる事業のコストは他の事業と一括して計上されており、詳細な管理が必要である。

令和元年度における事業費の支出状況は、おおむね計画値通りの実績値となっている。

iii

個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）

評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等
改革の方向性	現行どおり	地域住民の利便性向上のための受付事務であり、今後も市民サービスの向上に努める。また、地域づくりの最前線であることを職員が意識し、今まで以上に地域の活性化のために尽力することが求められる。 ※一般管理費（支所事務費）の評価
予算の方向性	維持	

↓

事業を維持するために必要不可欠な経費だが、事務処理方法の継続的な見直しは必要である。

成果の検討は、適切に行われていると判断する。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

(4) 大分市地域づくり交付金

1. 補助金等各事業の概要

所管	市民部 市民協働推進課			
補助金の名称	大分市地域づくり交付金			
根拠法令・要綱等	大分市地域づくり交付金交付要綱			
予算経費	款：総務費	項：総務管理費	目：一般管理費	
事業期間	事業開始年度	平成 29 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	53, 135	66, 291	86, 554
	決算額	49, 788	66, 056	83, 115
	補助等対象者	11	15	18
補助金の目的	都市内分権の取組の一環として、地域の実情に応じた自主的かつ自立的な活動の促進を図るため、地域まちづくり団体に対し補助金等を一括化して交付する。			
主な補助対象者等の概要	まちづくり協議会 地域のまちづくりを適正かつ有効に行うことができると認められる団体 団体の運営における透明性が確保され、かつ、その運営が民主的におこなわれるもの 活動する校区における相当数の住民組織の代表者および居住者に支持され、または支持される見込みがあること 当該団体が活動する校区に存する自治会その他の団体が、別表に掲げる個別の要綱等の規定による補助金等の交付をうけないことについて同意していること 運営に関する規約を有している団体であること			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ ① 事業計画書

	② 収支予算書 ③ その他市長が必要と認める書類 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 補助金交付要綱第1条により、補助金の交付対象申請者は、地域まちづくり団体と規定されている。 また、同第2条3号および4号により、地域まちづくり団体とは、原則として小学校を基礎とした校区を活動範囲とし、地域が抱える様々な課題、安心で安全かつ快適な生活の実現その他の住民福祉の向上を目的として、居住者等が互いに支えあい、および協力することにより、自主的かつ自立的に行う活動を、総合的かつ主体的に担うことを目的とする団体で、校区の居住者等が参加して任意に結成されたものと定められている。 さらに 同第3条により、市長は、地域まちづくり団体のうち、一定の要件をすべて満たす団体をまちづくり協議会として認定することとしており、補助金は、当該協議会に対して交付されるものである。 いずれの申請者も、申請者としての条件は満たしており、問題は認められない。

イ 補助金等の交付決定および通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付決定にあたり、交付申請書類で目的と内容に対する審査が行われており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 全ての補助対象者は別個であり、それぞれの条件を検討した結果、公平性や透明性

	に問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金額は、交付対象事業の実施に要する、居住者等が主体となって、地域のまちづくりの推進のために行う事業にかかる経費である。 地域のまちづくりの推進のために行う事業としては、次のものがある。 ① ご近所の底力再生事業 ② 大分市ふるさとづくり運動推進事業 ③ 大分市校区公民館管理運営費 ④ 地域まちづくり活性化事業 ⑤ 大分市敬老行事補助金が、交付要綱に定められている。 また、それぞれの事業の内容および予算を精査したうえで、補助金交付上限額に60万円を限度に加算することができる。 補助金の交付決定にあたり、交付申請書類である事業計画書や収支予算書に記載された経費や金額等について検討がなされており、補助金額は合理的な根拠に基づき交付決定されていると判断できる。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 事業実績書 ② 収支決算書 ③ 総会の議事録 収支決算書等は適切に作成されており、金額的にも問題は認められない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 請求書、証票書類等は、補助金の決算額承認の際に事務担当職員が協議会事務局へ出向き、会計帳簿・証票書類等の確認を行ったうえで、補助額を精査・確認している。 したがって、請求書、証票書類等は、実績報告書に添付されていないものの、不備、不自然な点は見受けられず、問題は認められない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓

	実績の審査にあたり、報告書類である事業報告書や収支決算書の経費や金額について事業計画書や収支予算書にもとづいた確認作業が行われている。実績の審査に当たっては、報告書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 補助金の決算額承認の際に事務担当職員が協議会事務局へ出向き、会計帳簿・証票書類等の確認を行ったうえで、補助額を精査・確認していることから、補助対象事業は、その目的達成のために支出していることが確認できる。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 報告書類である事業報告書、収支決算書、事業計画書、収支予算書を確認した結果、他の使途に流用されている危険性はなく、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付および負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 地域のまちづくりの推進という目的等を勘案した結果、金額や負担割合等は適切な水準にあると判断できる。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 社会政策的な観点から論じた場合、地域の実情に応じた自主的かつ自立的な活動の促進を図ることは、憲法に定められている地方自治の原則にも合致し、非常に重要な政策のひとつである。そしてこの場合における、「地域の実情に応じた自主的かつ自立的な活動」の範囲については、非常に広範なものである。 地域の自立促進という、社会政策的な公益性の観点から見た場合は継続すべきであると考えられる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 補助金等の周知・広報の方法については、それぞれの校区ごとに個別に行われており、手間がかかる反面その効果は大きく、その方法は適切であると判断できる。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	事業実施校区数	実施校区数	校区	5 (平成 26 年度)	20	18	35 (令和 6 年度)
↓ 令和元年度における各評価指標の達成状況は、計画値を下回る実績値となっている。							
ii	コスト把握 (令和元年度、単位千円)						
			計画		実績		
	事業費 (うち地域づくり交付金)		86, 572 (86, 554)		83, 120 (83, 115)		
	人件費		17, 020		17, 020		
	総事業費		103, 592		100, 140		
↓ 令和元年度におけるコストの支出状況は、おおむね計画値通りの実績値となっている。							
iii	個別評価 (必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価)						
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等				
	改革の方向性	現行どおり	都市内分権の実現に向け、本事業は平成 25 年度からモデル事業として開始し、制度内容を一部見直したうえで 29 年度から本格実施としている。校区に対する説明会などを通じて積極的に制度の周知を図り、引き続き導入校区の増加を目指す。				
	予算の方向性	拡大					
	↓ 今後も、地域の自立を目指して都市内分権の実現を進めていく必要がある。 成果の検討は、適切に行われていると判断する。						

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

(5) 大分市暴力絶滅協議会運営補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	市民部			
補助金の名称	大分市暴力絶滅協議会運営補助金			
根拠法令・要綱等	大分市補助金等交付規則			
予算経費	款：総務費	項：総務管理費	目：諸費	
事業期間	事業開始年度	平成 24 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	700	700	700
	決算額	700	700	700
	補助等対象者	大分市暴力絶滅協議会	同左	同左
補助金の目的	暴力絶滅運動を推進し、暴力絶滅思想の高揚と普及に努めている協議会へ財政的な支援を行うこと			
主な補助対象者等の概要	大分市暴力絶滅協議会は、(大分)市民の暴力追放意識を高揚するとともに、暴力追放活動を推進することにより、暴力団およびすべての暴力の根絶を図り、もって「暴力のない、明るく住み良い平和なまち大分市」の実現に寄与することを目的としている組織である。			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか

	↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 補助金交付要領により、補助対象者は、大分市暴力絶滅協議会と定められている。 申請者としての条件は満たしており、問題は認められない。

イ 補助金等の交付決定および通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ ① 事業計画書 ② 収支予算書 交付決定にあたり、交付申請書類である事業計画書や収支予算書に対する審査が行われており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助金交付要綱により、補助対象先は、大分市暴力絶滅協議会と定められている。 したがって、公平性、透明性の検討については要しない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金は、大分市暴力絶滅協議会のみが補助対象先となっている。 補助金の交付決定にあたり、交付申請書類である事業計画書や収支予算書に記載された経費や金額等について検討がなされている。 したがって、補助金額は、合理的な根拠に基づき交付決定されており、問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
-------	---

監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 事業報告書 ② 収支決算書 収支決算書は適切に作成されており、金額的にも問題は認められない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 請求書、証票書類等は、実績報告書に添付されていないものの、補助金交付事務担当者が確認を行っている。 補助金のうち、暴力絶滅協議会が主催する「暴力絶滅おおいた市民大会」の運営費用に一部充てられているが、「暴力絶滅おおいた市民大会」の会場等設営業務をイベント業者へ発注している。 同協議会は、これまで当該業務を同一業者に対して発注している状況が見受けられた。このような状況は、随意契約理由が存在する場合、適正であるといえる。 随意契約理由が存在しない場合は、複数者による見積りを徴取のうえ、業者を決定することが望ましい。 （意見）
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査にあたり、報告書類である実績報告書や収支決算書の経費や金額について事業計画書や収支予算書にもとづいた確認作業が行われている。 したがって、実績の審査にあたり、報告書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 請求書・証票書類等は、補助金交付事務担当者が確認を行っているため、補助金等は、効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、問題は認められない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 報告書類である収支決算書、事業計画書、収支予算書、請求書および領収書を確認した結果、他の使途に流用されている危険性はなく、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付および負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）
-------	---

	は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 補助対象事業の目的は、社会政策上および社会倫理上の観点からみて非常に重要なものであることから、負担割合は 10 分の 10 となっており、適切な水準にあると判断している。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 大分市暴力絶滅協議会には、同協議会が昭和 39 年に発足して以来、同協議会への財政的な支援として補助金を交付している状態が現在まで続いている。同協議会の目的は、「(大分) 市民の暴力追放意識を高揚するとともに、暴力追放活動を推進することにより、暴力団およびすべての暴力の根絶を図り、もって「暴力のない、明るく住み良い平和なまち大分市」の実現に寄与すること」である。 補助対象事業の目的は、社会政策上および社会倫理上の観点からみて非常に重要なものであり、補助対象事業については、社会政策的な公益性の観点から見た場合は継続すべきであると考えられる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 当該補助金は、大分市暴力絶滅協議会に対してのみの補助金であり、公募等を行う必要はないため、募集に関しての周知・広報などは不要である。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	暴力絶滅おお いた市民大会 参加人数	参加人数	人	1, 200	1, 200	900	1, 000 (令和 2 年 度)

	↓ 令和元年度における各評価指標の達成状況は、計画値を下回る実績値となっている。														
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円） <table><tr><td></td><td>計画</td><td>実績</td></tr><tr><td>事業費</td><td>700</td><td>700</td></tr><tr><td>人件費</td><td>1,740</td><td>1,740</td></tr><tr><td>総事業費</td><td>2,440</td><td>2,440</td></tr></table> ↓ 令和元年度におけるコストの支出状況は、おおむね計画値通りの実績値となっている。				計画	実績	事業費	700	700	人件費	1,740	1,740	総事業費	2,440	2,440
	計画	実績													
事業費	700	700													
人件費	1,740	1,740													
総事業費	2,440	2,440													
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価） <table><tr><td colspan="2">評価区分</td><td>評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等</td></tr><tr><td>改革の方向性</td><td>現行どおり</td><td rowspan="2">景気の低迷により企業などの協力団体からの負担金が年々減少傾向にあることから、啓発グッズやのぼり旗などの作成費用を抑制するとともに、引き続き企業などに本協議会への参加を働きかけるなど収入を増やす取り組みを行う必要がある。また、開催日が他のイベント開催と重なり、参加できる自治会数が減少している。</td></tr><tr><td>予算の方向性</td><td>維持</td></tr></table> ↓ 今後も暴力絶滅運動の推進は必要であり、公益性も非常に高い。 成果の検討は、適切に行われていると判断する。			評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等	改革の方向性	現行どおり	景気の低迷により企業などの協力団体からの負担金が年々減少傾向にあることから、啓発グッズやのぼり旗などの作成費用を抑制するとともに、引き続き企業などに本協議会への参加を働きかけるなど収入を増やす取り組みを行う必要がある。また、開催日が他のイベント開催と重なり、参加できる自治会数が減少している。	予算の方向性	維持				
評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等													
改革の方向性	現行どおり	景気の低迷により企業などの協力団体からの負担金が年々減少傾向にあることから、啓発グッズやのぼり旗などの作成費用を抑制するとともに、引き続き企業などに本協議会への参加を働きかけるなど収入を増やす取り組みを行う必要がある。また、開催日が他のイベント開催と重なり、参加できる自治会数が減少している。													
予算の方向性	維持														

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

（意見）

補助金のうち、暴力絶滅協議会が主催する「暴力絶滅おおいた市民大会」の運営費用に一部充てられているが、「暴力絶滅おおいた市民大会」の会場等設営業務をイベント業者へ発注している。

同協議会は、これまで当該業務を同一業者に対して発注している状況が見受けられた。このような状況は、随意契約理由が存在する場合、適正であるといえる。

随意契約理由が存在しない場合は、複数者による見積りを徴取のうえ、業者を決定することが望ましい。

第6 福祉保健部における補助金等の監査手続と結論

(1) 大分市遺族会連合会運営補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	福祉保健部 福祉保健課			
補助金の名称	大分市遺族会連合会運営補助金			
根拠法令・要綱等	大分市遺族会連合会運営補助金等交付要領			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：遺家族等援護費	
事業期間	事業開始年度	平成 23 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	1,000	1,000	1,000
	決算額	1,000	1,000	1,000
	補助等対象者	大分市遺族会 連合会	同左	同左
補助金の目的	大分市遺族会連合会の活動を支援することにより、遺家族援護の推進に寄与することを目的としている。			
主な補助対象者等の概要	大分市遺族会連合会とは、大分市内単位遺族会（大分、鶴崎、大在、坂ノ市、植田、大南、佐賀関、野津原）との連絡調整につとめ、組織の健全な発展を図る。			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 大分市遺族会連合会運営補助金等交付要領 補助対象事業・補助対象経費 大分市遺族会連合会運営補助（遺族会連合会の運営に要する経費） 全国戦没者追悼式参列者補助（全国戦没者追悼式参列に伴う旅費） 戦跡慰霊巡拝参列者補助（戦跡慰霊巡拝参列に伴う旅費） ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他

	↓ 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 交付申請日と決定通知書日が同一であるものの、審査は適切に行われていると判断できる。 支出予算書の中に事務運営積立金という予算が計上されており、年度予算を越えた支出（積立て）を計画している。大分市の補助金が積立金として支出されているかのような誤解を招く可能性があるため、積立金を補助対象外経費として明確にするとともに、積立金を既存の口座とは別の専用口座で管理するよう依頼することが望ましい。 (意見)
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 遺族会は目的、構成員、役員等の状況、活動状況等の実態が存在しており、申請者としての条件を満たしていると判断できる。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 必要書類は揃っており、なおかつ、見積書、請求書、領収書なども同会に保存されており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 遺族会連合会に対する支援を目的とした制度であり、他に民間の遺族会の団体は存在せず、公平性・透明性に問題は認められない。 なお、大分市内の遺族会は大分、鶴崎、大在、坂ノ市、植田、大南、佐賀関、野津原、などの地区ごとに分かれており、連合会への補助金を通して、各遺族会の事業を支援することになっている。

	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓
iv	予算の合理的な根拠などは特に存在しないが、本来が遺族会の会費で賄えない分を補填する目的であるため、要領の範囲内で拠出されていることから問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓	実績報告書、収支決算書は適切に作成されており、問題は認められない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓	見積書、請求書、領収書等は同会に保管されており、大分市福祉保健課の担当職員が確認しており、問題は認められない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓	報告書類の審査基準は認められないが、実績報告書、収支決算書に基づいて適切に審査されており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓	支出予算額の予備費金額が全額残っており、なおかつ、支出予算額自体が収入見込み額に合わせて作成されているとみられる。作成された予算とその執行の確認を徹底し、より精度の高い補助金支出を心掛けることが望ましい。 (意見)
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓	請求書・領収書等は添付されていないが、大分市福祉保健課の担当職員が資金使途や証票書類について確認を行っており、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
-------	--

監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 長年にわたり補助金額の変更がなく、予備費全額が残っている。金額の適切性などに疑念が残る。今後、遺族会会員の高齢化が進んでいることから、会費、経費とも減少傾向にあり、補助金額の変更が必要となる可能性がある。 （意見） 一方、大分市遺族会連合会から大分県遺族会連合会へ拠出金があるが、これは大分県遺族会連合会の会員から会費として徴収していることから問題は認めない。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 遺族会の活動は戦没者の慰霊、遺族の援護等を目的としており、公益性は高いものと判断する。また、長年にわたり補助金額は変更しておらず、金額の増額などの必要性の検討の余地がある。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 当該補助金は、大分市遺族会連合会に対してのみの補助金であり、公募等を行う必要はないため、募集に関する周知・広報などは不要である。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
↓							
目標設定としての評価指標を定めるのは事業の性質上そぐわないため、設定を行っていない。							
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
				計画		実績	

			事業費	1,000	1,000
			人件費	74	74
			総事業費	1,074	1,074
			↓		
事業費に対して多額の人件費はかかっておらず、問題は認められない。					
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）				
			評価区分	評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等	
	改革の方向性	現行どおり	遺家族援護業務について、対象者の把握、連絡調整などにおいて、遺家族援護業務において遺族連合会の果たす役割は高い。		
	予算の方向性	維持			
			↓		
遺族会会費だけでは不足する活動経費を賄えないため、不足分を大分市が補填することで遺族の援護に寄与している。成果の検討は適切に行われていると判断する。					

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

（意見）

支出予算書の中に事務運営積立金という予算が計上されており、年度予算を越えた支出（積立て）を計画している。大分市の補助金が積立金として支出されているかのような誤解を招く可能性があるため、積立金を補助対象外経費として明確にするとともに、積立金を既存の口座とは別の専用口座で管理するよう依頼することが望ましい。

（意見）

支出予算額の予備費金額が全額残っており、なおかつ、支出予算額自体が収入見込み額に合わせて作成されているとみられる。作成された予算とその執行の確認を徹底し、より精度の高い補助金支出を心掛けることが望ましい。

（意見）

長年にわたり補助金額の変更がなく、予備費全額が残っている。金額の適切性などに疑念が残る。今後、遺族会会員の高齢化が進んでいることから、会費、経費とも減少傾向にあり、補助金額の変更が必要となる可能性がある。

(2) 大分市民生委員児童委員活動費等交付金

1. 補助金等各事業の概要

所管	福祉保健部 福祉保健課			
補助金の名称	大分市民生委員児童委員活動費等交付金			
根拠法令・要綱等	大分市民生委員児童委員活動費等交付金等交付要領			
予算費目	款：民生費	項：社会福祉費	目：社会福祉総務費	
事業期間	事業開始年度	平成 23 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	143, 812	143, 421	145, 207
	決算額	143, 812	143, 421	144, 493
	補助等対象者	大分市民生委員児童委員協議会	同左	同左
補助金の目的	大分市民生委員児童委員協議会等の運営及び活動に要する経費に対し交付金を支給することにより、同協議会及び民生委員の円滑な活動を促進し、もって社会福祉の増進に資することを目的として交付する。			
主な補助対象者等の概要	大分市民生委員児童委員協議会とは、豊かな福祉社会を実現するため、校区・地区民生委員協議会の相互連携と活動の充実及び地域社会の福祉の増進に努めることを目的としている。 事業内容としては、 1) 会員の職務に関する研究 2) 校区民協の指導と連絡調整に関すること 3) 会員の研修に関すること 4) 会員の互助共励事業及び会員相互の親睦に関すること 5) 市社会福祉協議会等関係機関・団体との連絡提携に関すること 6) その他本会の目的達成に必要な事業			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか

	↓ 補助対象事業 大分市民生委員児童委員活動費等交付金 大分市民生委員児童委員退任慰労交付金 補助対象経費 大分市民生委員児童委員活動費等交付金 大分市民生委員児童委員協議会の事業及び運営に要する経費 (3,000 円×民生委員の定数) 民生委員が職務を遂行するために要する経費 (12,500 円×月数×民生委員の定数) 単位民生委員協議会が任務を行うために要する経費 (230,000 円×単位民生委員協議会の数) 単位民生委員協議会の会長が職務を遂行するために要する経費 (11,920 円×単位民生委員協議会長の数) 活動に関し市長が特に必要があると認める経費 (市長が必要と認める額) 大分市民生委員児童委員退任慰労交付金 民生委員児童委員の退職慰労に係る経費 (500 円×民生委員の定数) ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他 ↓ 事業計画書、収支予算書は揃っており問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 交付申請日と決定通知書が同一であるものの、審査は適切に行われていると判断できる。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 民生委員法、民生委員児童委員協議会に関する規約によると、団体の目的、役員等の状況が記載されている。 また、活動状況については、実績報告書に記載されており、申請者としての条件

	を満たしていると判断できる。
--	----------------

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題等は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 必要書類は揃っており、支払い実績などの確認を行っている。 なおかつ、総会などに出席しており、問題等は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 大分市民生委員児童委員協議会に対する補助金として交付されており、公平性、透明性などの問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金額は民生委員の定員に応じて決定されており、合理的な積算のもと決定されていると判断できる。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ 収支決算書は適切に作成されていると認められる。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 請求書・領収書等の添付はないものの、支払い実績などの確認しており、問題等は認められない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 経費の支払い実績の報告の際に、請求書・領収書等の閲覧を行っているものの、

	金額的重要性から、さらに十分なチェックを行うため、支払い実績の確認が必要と考えられる。 (意見) また、予備費を募金（民生委員・児童委員支援募金）に支出しているものの、他の民生委員の団体との連携・協調は本来の使途と合致すると判断する（8月の九州北部豪雨、台風15・19号による被害に対する支援金であり、大分市民児協から大分県民児協、全国民児連経由で支援が行われている）。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ ほとんどが民生委員児童委員の人件費に使われていることから、有効性に問題は認められない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 請求書・領収書の確認は行われていないものの、収支決算書で確認しており、また、他の使途への流用は認められず、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 補助金額は民生委員の定員に応じて合理的に積算され決定されている。 また、継続事業であることから事業期間は適切であり、負担割合は該当しない。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 民生委員・児童委員の活動内容は地域社会に必要であり、公益性の観点から継続すべきであるが、資金使途をより明確化し、金額の改定なども必要に応じて検討すべきである。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 当該補助金は民生委員児童委員協議会に対してのみの補助金であり、公募等を行う必要はないため、募集に関しての周知・広報などは不要である。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
↓							
目標設定としての評価指標を定めるのは事業の性質上そぐわないため、設定を行っていない。							
ii	コスト把握 (令和元年度、単位千円)						
			計画		実績		
	事業費		145, 207		144, 493		
	人件費		74		74		
	総事業費		145, 281		144, 567		
↓							
事業費に対して多額の人件費はかかっておらず、問題は認められない。							
iii	個別評価 (必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価)						
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等				
	改革の方向性	現行どおり	高齢化等に伴い、訪問・見守り等の対象者は増加しており、民生委員児童委員の活動機会も増加している。地域の実情に応じた民生委員児童委員の適切な配置が必要である。 令和2年度より地方交付税・活動費単価が増額				
	予算の方向性	維持					
	↓						
大分市からの補助金が重要な財源であり、大分市の補助金により民生委員児童委員の活動が行えていることで、事業の目的は達成できている。従って、評価の検討は適切に行われている。							

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

経費の支払い実績の報告の際に、請求書・領収書等の閲覧を行っているものの、金額的重要性から、さらに十分なチェックを行うため、支払い実績の確認が必要と考えられる。

(3) 老人福祉電話使用料補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	福祉保健部 長寿福祉課			
補助金の名称	老人福祉電話使用料補助金			
根拠法令・要綱等	大分市福祉電話設置事業運営規則			
予算費目	款：民生費	項：老人福祉費	目：在宅老人援護費	
事業期間	事業開始年度	昭和 50 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	2,367	2,215	2,046
	決算額	1,902	1,813	1,670
	補助等対象者	104	96	85
補助金の目的	一人暮らしの老人等の安否の確認、各種の相談、日常生活における意思の疎通及び緊急連絡の手段の確保を図るため、福祉電話を貸与し、福祉の増進に資することを目的とする。			
主な補助対象者等の概要	対象者は、大分市内に住所を有し、現に電話加入権や携帯電話を保有せず、かつ、その所得について所得税を課されていない 65 歳以上の一人暮らしの老人等であって、安否の確認を必要とするもの。			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象経費 回線使用料、配線使用料及び機器使用料 ダイヤル通話料

	① 福祉電話貸与申請書 ② 福祉電話貸与決定通知書 ③ 福祉電話使用貸借契約書 ↓ 必要書類は完備されており問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 交付申請書に記載の日付、金額はほとんど大分市担当職員が記載しており、申請者本人が記載していない。これは、多くの高齢者が申請書に補助金額を計算し、記載することが負担となるなどの理由から、担当者が記載している。補助対象者に代わって書類記載をすることには運用上の問題がある。 今後は、補助金申請書類提出時に窓口にて、申請書類記載事項に誤りがないかの確認と、補助金額の記載を本人にしてもらうか、または申請者が記載することが困難な場合は本人承諾の下、代筆することが望ましい。 (監査の結果) また、生活保護受給者以外の補助対象者については訪問等を行っておらず、持参若しくは郵送であり、申請者の実態確認に運営上の問題がある。 今後は、一人暮らしであることや安否確認の必要性について、生活福祉課や地域包括支援センター等へ実態を確認していくことなどが望ましい。 (監査の結果)
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 個人の所得状況は税情報を参照しており、問題は認められない。 受給条件である安否の確認を必要とする根拠は自己申告であり、客観性に欠けると判断している。 また、生活保護受給者については居住状況を確認しているが、それ以外の申請者については居住状況が変わっていないかなどの現地確認や生活の実態の把握を行う必要がある。 (意見)

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	

i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付申請時に条件の検討を行っており、交付時には請求書の確認を行っており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助対象者は数十人規模であり、入れ替わりもある事から問題はないと思われるが、補助対象は毎年同じ人であることが多く、一人暮らしであることや安否確認の必要性について、生活福祉課や地域包括支援センター等へ実態を確認していくことなどが望ましい。 (意見)
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 基本料・使用料・通話料のうち上限額が決められた実費補助であり、補助金額はその範囲内で支払われており、合理的であると判断できる。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ 交付決定時点で実際の経費負担を確認しており、報告制度は存在しないが問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 基本料・使用料・通話料の根拠明細があり、問題は認められない。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付金算定表に担当印やチェック印がないものの、実際の請求を確認しているため問題は認められない。	
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか	

	↓ 通信費の実費精算に対する補助であり、制度目的に沿って効率的かつ有効的に使われている。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 請求書に基づく実費精算であり、他の使途に流用されている危険性は無く、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 目標人数を決めて積極的に受給者を増やしていく事業ではないため、交付金の予算の根拠は過年度実績であっても、問題は認められない。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 一人暮らし高齢者を対象とした制度であり、公益性は高いと思われるが、内容・金額等は長年変更が見られず、電話加入権などの初期負担を設けない電話サービスの普及に伴い事業の見直しが必要と思われる。 （意見）
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 募集に関する周知・広報活動はホームページなどで行われているが十分ではない。生活保護受給者以外に、必要だが制度を知らないため活用できていない市民が存在している可能性がある。 （意見）

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点	補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか（公益性、有効性、効率性）
監査手続	

i

評価指標

評価指標						
評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
福祉電話補助対象		人		111	85	

↓

評価指標としての目標設定を行っているものの、該当者が多いことが福祉の目的達成に繋がるわけではない。従って、目標管理は行える状況にあるものの、目標値との乖離の分析が重要と考える。

ii

コスト把握（令和元年度、単位千円）

	計画	実績
事業費 (うち老人福祉電話使用料補助金)	3, 875 (2, 046)	3, 216 (1, 670)
人件費	1, 000	1, 000
総事業費	3, 046	2, 670

↓

事業費に対して多額の人件費はかかっており、コスト削減につながる手順の見直しを検討する必要性がある。

iii

個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）

評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等
改革の方向性	現行どおり	元々は電話加入権が高額だったことから、市の電話加入権を利用してサービスを提供している。仮に、電話料金滞納が発生した場合、市が請求先となっており、利用者宅への訪問や徴収等の事務が負担となっている。電話加入権を必要としない電話サービスを本人が契約することで滞納事務の負担は軽減できると考えられる。
予算の方向性	維持	

↓

設置していてよかったことなどのアンケートなどは行われておらず、アンケート調査などを実施して補助事業の評価の分析を行っていくなどが望ましい。

【外部監査の結果】

(監査の結果)

交付申請書に記載の日付、金額はほとんど大分市担当職員が記載しており、申請者本人が記載していない。これは、多くの高齢者が申請書に補助金額を計算し、記載することが負担となるなどの理由から、担当者が記載している。補助対象者に代わって書類記載をすることには運用上の問題がある。

今後は、補助金申請書類提出時に窓口にて、申請書類記載事項に誤りがないかの確認と、補助金額の記載を本人にしてもらうか、または申請者が記載することが困難な場合は本人承諾の下、代筆することが望ましい。

(監査の結果)

生活保護受給者以外の補助対象者については訪問等を行っておらず、持参若しくは郵送であり、申請者の実態確認に運営上の問題がある。

今後は、一人暮らしであることや安否確認の必要性について、生活福祉課や地域包括支援センター等へ実態を確認していくことなどが望ましい。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

受給条件である安否の確認を必要とする根拠は自己申告であり、客観性に欠けると判断している。

また、生活保護受給者については居住状況を確認しているが、それ以外の申請者については居住状況が変わっていないかなどの現地確認や生活の実態の把握を行う必要がある。

(意見)

補助対象者は数十人規模であり、入れ替わりもある事から問題はないと思われるが、補助対象は毎年同じ人であることが多く、一人暮らしであることや安否確認の必要性について、生活福祉課や地域包括支援センター等へ実態を確認していくことなどが望ましい。

(意見)

一人暮らし高齢者を対象とした制度であり、公益性は高いと思われるが、内容・金額等は長年変更が見られず、電話加入権などの初期負担を設けない電話サービスの普及に伴い事業の見直しが必要と思われる。

(意見)

募集に関する周知・広報活動はホームページなどで行われているが十分ではない。生活保護受給者以外に、必要だが制度を知らないため活用できていない市民が存在して

いる可能性がある。

(4) 電信電話料補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	福祉保健部 長寿福祉課			
補助金の名称	電信電話料補助金			
根拠法令・要綱等	電信電話料補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：老人福祉費	目：在宅老人援護費	
事業期間	事業開始年度	昭和 53 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	2,339	1,848	1,671
	決算額	1,575	1,340	1,299
	補助等対象者	84	71	70
補助金の目的	生活保護を受けている者（被保護者）のうち、一人暮らしの高齢者 で既に電話を保有しているものについて、予算の範囲内でその電 信電話料を補助することにより、その者の安否の確認、日常生活に おける意思の疎通及び緊急連絡の手段の確保を図ることを目的と する。			
主な補助対象者等の 概要	市内に居住する被保護者のうち、65 歳以上のひとり暮らし高齢者 で安否の確認を必要とするもの。			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象経費 回線使用料、配線使用料及び機器使用料 ダイヤル通話料 ① 電信電話料補助金交付申請書 ② 電信電話料補助金交付決定通知書 ↓

	交付申請書類は完備されており問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 交付申請書に記載の日付、金額はほとんど大分市担当職員が記載しており、申請者本人が記載していない。これは、多くの高齢者が申請書に補助金額を計算し、記載することが負担となるなどの理由から、担当者が記載している。補助対象者に代わって書類記載をすることには運用上の問題がある。 今後は、補助金申請書類提出時に窓口にて、申請書類記載事項に誤りがないかの確認と、補助金額の記載を本人にしてもらうか、または申請者が記載することが困難な場合は本人承諾の下、代筆することが望ましい。 (監査の結果)
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 個人の所得状況は税情報を参照しており、問題は認められない。 受給条件である安否の確認を必要とする根拠は自己申告であるものの、生活保護受給者の居住状況の確認を行っていることから、客観的に行われていると判断でき、申請者の条件を満たしていると判断できる。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。	
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付申請時に条件の検討を行っており、交付時には請求書の確認を行っており、問題は認められない。	
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助対象者は数十人規模であり、入れ替わりもある事から問題はないと思われるが、補助対象は毎年同じ人であることが多く、一人暮らしであることや安否確認の必要性について、生活福祉課や地域包括支援センター等へ実態を確認していくことなどが望ましい。	

	(意見)
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 基本料・使用料・通話料のうち上限額が決められた実費補助であり、補助金額はその範囲内で支払われており、合理的であると判断できる。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ 交付決定時点で実際の経費負担を確認しており、報告制度は存在しないが問題は認められない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 基本料・使用料・通話料の根拠明細があり、問題は認められない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付金算定表に担当印やチェック印はないものの、実際の請求を確認しているため問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 通信費の実費精算に対する補助であり、制度目的に沿って効率的かつ有効的に使われている。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 請求書に基づく実費精算であり、他の使途に流用されている危険性は無く、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効

	率性) ↓ 目標人数を決めて積極的に受給者を増やしていく事業ではないため、交付金の予算の根拠は過年度実績であっても、問題は認められない。 一方、生活保護受給者を対象とした補助であることを鑑みると、厚生労働省の資料では生活扶助基準額の算定方法の項目に通信費が含まれていることから、生活保護費に通信費が含まれている可能性が考えられる。 (意見)
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 65 歳以上の被保護者を対象とした制度であり、公益性は高いと思われるが、厚生労働省の資料では生活扶助基準額の算定方法の項目に通信費が含まれていることを鑑みると、生活保護費に通信費が含まれている可能性が考えられることから、制度の必要性について検討の余地が残る (意見)
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 65 歳以上の被保護者を対象とした制度であるため、生活保護受給者に対して紹介は行っており、周知・広報の方法は妥当であると判断する。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	電信電話補助対象		人		79	70	
	↓ 評価指標としての目標設定を行っているものの、該当者が多いことが福祉の目的達成に繋がるわけではない。従って、目標管理は行える状況にあるものの、目標値との乖離の分析が重要と考える。						

ii

コスト把握（令和元年度、単位千円）

	計画	実績
事業費	3, 875	3, 216
（うち電信電話料補助金）	(1, 671)	(1, 299)
人件費	1, 000	1, 000
総事業費	2, 671	2, 299

↓

事業費に対して多額の人件費はかかっており、コスト削減につながる手順の見直しを検討する必要がある。

iii

個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）

評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等
改革の方向性	現行どおり	中核市では同様の制度は実施しておらず、65 歳未満の生活保護受給者や携帯電話利用者との整合性を図るために、新規申請の受付は行わないなど見直しの検討が必要である。
予算の方向性	維持	

↓

時代の変化に沿って新規申請を廃止するという検討は行われているが、実施にはいたっていない。

厚生労働省の資料では生活扶助基準額の算定方法の項目に通信費が含まれていることを鑑みると、生活保護費に通信費が含まれている可能性が考えられることから、事業の廃止も含め検討することが望ましい。

（意見）

【外部監査の結果】

（監査の結果）

交付申請書に記載の日付、金額はほとんど大分市担当職員が記載しており、申請者本人が記載していない。これは、多くの高齢者が申請書に補助金額を計算し、記載することが負担となるなどの理由から、担当者が記載している。補助対象者に代わって書類記載をすることには運用上の問題がある。

今後は、補助金申請書類提出時に窓口にて、申請書類記載事項に誤りがないかの確認と、補助金額の記載を本人にしてもらうか、または申請者が記載することが困難な場合は本人承諾の下、代筆することが望ましい。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

（意見）

補助対象者は数十人規模であり、入れ替わりもある事から問題はないと思われるが、補助対象は毎年同じ人であることが多く、一人暮らしであることや安否確認の必要性について、生活福祉課や地域包括支援センター等へ実態を確認していくことなどが望ましい。

(意見)

65 歳以上の被保護者を対象とした制度であり、公益性は高いと思われるが、厚生労働省の資料では生活扶助基準額の算定方法の項目に通信費が含まれていることを鑑みると、生活保護費に通信費が含まれている可能性が考えられることから、事業の廃止も含め検討することが望ましい。

(5) 身体障がい者自動車運転免許取得補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	福祉保健部 障害福祉課			
補助金の名称	身体障がい者自動車運転免許取得補助金			
根拠法令・要綱等	大分市在宅身体障害者免許取得等補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：障がい者福祉費	目：地域生活支援事業費	
事業期間	事業開始年度	平成 9 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	1,000	1,000	1,000
	決算額	600	1,000	600
	補助等対象者	6	10	6
補助金の目的	在宅の身体障害者が免許の取得に要した費用の一部を補助する。			
主な補助対象者等の概要	大分市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けている者で、免許の取得をすることにより就労等の社会参加が見込まれる者。			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象経費 免許の取得に要する経費

	(自動車学校等に納入した入学金、学科教習料、技能教習料：補助割合 3 分の 2、限度額 10 万円) (補講料：補助割合 10 分の 10、限度額 3 万円) 免許取得補助金交付申請書兼実績報告書 ① 免許取得補助金交付申請兼実績報告書 (運転免許証の写し、領収書又はその写し、その他市長が必要と認める書類) ↓ 交付申請に必要な書類は揃っており、問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 交付申請日と決定通知日が同一であるものの、審査は適切に行われており、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 申請者の条件として、 ①大分市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている、身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者。 ②免許の取得をすることにより、就労等の社会参加が見込まれる者。 と定められており、申請者としての条件を満たしていると判断する。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。	
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 自動車学校の料金表などに基づいて審査しており、審査基準に則って行われている。	
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 一人一回の制度であるため、また、現状では申請者は全員補助対象となっており、公平性、透明性等の問題は生じない。	

iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 自動車学校等の料金表に基づいた限度額がある実費に対する補助であり、補助金額は合理的であると判断出来る。
----	---

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ 申請書兼報告書であり前年の流用などの問題は生じないため、問題は認められない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 料金表、領収書、身体障害者手帳情報等の根拠明細は完備されており、問題は認められない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 受付印のある申請書兼報告書、運転免許証、領収書等に基づいて審査されており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 自動車学校等での免許取得が条件であり有効的であると判断できる。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 自動車学校等の実費経費であるため金額は明確であり、他の使途に流用される危険性は低く、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性）

	↓ 交付金の前年度実績に基づき予算を決定しているものの、新規に身体障害者手帳を交付する際に全員に制度説明をしている中で予算内に収まっており、金額、負担割合など適切な水準と言える。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 就労や通勤のための免許取得を支援するための制度であり公益性は高いと思われる。 申請者には全件、補助金を交付しており、内容・金額などの変更の必要性は不要であると考えられる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 募集としての広報・周知方法はホームページ、障がい福祉ガイドブックで行われており、妥当であると考ええる。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	免許取得利用者数		人			6	
	↓ 目標設定は行っていないものの、申請は原則全件受け付けており、周知をきちんと実施していることから、具体的な取り組みを行っている判断できる。						
ii	コスト把握 (令和元年度、単位千円)						
				計画	実績		
	事業費 (うち身体障がい者自動車運転免許取得補助金)			4,300 (1,000)	1,436 (600)		
	人件費			2,220	2,220		
	総事業費			6,520	3,656		

	↓ 事業費に対して一定額の人件費はかかっているが、免許取得制度の手続きは簡素化されており（他の補助金制度の事務に時間を要している）、実際の人件費負担はごく少ない。		
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）		
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等
	改革の方向性	現行どおり	生活の幅や質の向上を図るため、身体に障がいのある方の移動手段の確保や社会参加を促進する施策として必要な制度である。
	予算の方向性	維持	これまで運転免許取得時に係る補助金の交付を受けるためには、自動車学校入校前の事前申請および免許取得後の請求手続きが必要であったが、平成 30 年度より運転免許取得後の申請・請求手続きに簡素化した。
	↓ 身体障害者手帳を所持している方への免許取得補助制度であり、全件もれなく申請・交付をしており、手続き上の改善も進んでいることから、適切な評価は行われていると判断できる。		

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

（６） 大分市民健康ネットワーク協議会運営事業交付金

１． 補助金等各事業の概要

所管	福祉保健部 健康課			
補助金の名称	大分市民健康ネットワーク協議会運営事業交付金			
根拠法令・要綱等	大分市民健康ネットワーク協議会運営事業交付金要領			
予算費目	款：衛生費	項：保健所費	目：健康増進費	
事業期間	事業開始年度	平成 22 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	2,800	2,800	2,800
	決算額	2,800	2,800	2,800
	補助等対象者	大分市民健康ネットワーク	同左	同左

		協議会		
補助金の目的	大分市民健康ネットワーク協議会の実施する事業に要する費用を交付する			
主な補助対象者等の概要	大分市民健康ネットワーク協議会とは、市内を中心に健康づくりの活動を行う団体やグループ等の相互の連携及び交流を図るとともに、広く市民に健康づくりに関する情報を提供することにより市民の「運動による健康づくり」「食による健康づくり」「文化活動を通じての健康づくり」推進事業を行うことを目的に組織されている。			

２．監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業 市民の健康づくりの推進に関すること 健康づくり応援団の相互の連携、交流及び協力の促進に関すること 健康づくり応援団に対する健康づくりに関する情報の提供に関すること その他協議会の目的を達成するために必要な事業 大分市民健康ネットワーク協議会運営事業交付金交付申請書 ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他市長が必要と認める書類 ↓ 事業計画書、予算書は完備されており、問題は認められない。 なお、予算書の根拠となる見積書については、予算要求時等の記念誌代やラジオ体操会に係る大きい支出のみ確認している。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 交付申請日と決定通知書が同一であるものの、審査は適切に行われていると判断できる。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか

	↓ 大分市民健康ネットワーク協議会に対する補助金であり、団体の目的や加盟団体、活動状況などは明確であり、申請者としての条件を満たしている。
--	--

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 主な経費について見積書を確認しており、申請書類の審査に問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 健康増進を目的とする民間団体と連携し、広報することがネットワーク協議会の目的であり、同ネットワーク協議会への補助を目的とした交付金制度であることから、公平性の問題は生じない。 また、予算書の内訳については見積書を確認しており、透明性の問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 交付金額の根拠が記載された書面は存在せず、合理的な根拠は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ 実績報告書は詳細かつ透明に作成されており、問題は認められない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 予算書と決算書の乖離は大きいものの、請求書、領収書、などの証票書類の確認は行われており、問題は認められない。

iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 予算書と決算書との乖離は大きいものの、報告書類は規則の要件を満たしており問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 実績に基づいた実費をベースに予算の範囲内で交付されており問題は認められない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 請求書、領収書などの証票書類の確認、役員会への出席を行っているものの、当初予算との乖離が生じてしまっており、当初予算と実際の執行の乖離の理由の詳細な確認が必要である。 協議会から外部への委託費の割合が多いため、資金使途の流用も含めて、事業計画書の詳細な確認が必要と判断する。 (意見)

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 交付金の予算の根拠は存在せず、適切な水準かの判断はできない
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 市民の健康増進を目的としているため公益性は高く、事業内容はスポーツから食育、福祉関係へと、効果に応じて変化させている。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 当該交付金は大分市民健康ネットワーク協議会に対する交付金であり、公募等を行う必要はないため、募集に関しての周知・広報などは不要である。 但し、協議会事業として、健康づくり団体の紹介やラジオ体操マップを記載した

	記念誌を作成しており、市もその作成や配布に協力している。また、ラジオ体操会では協議会がチラシを作成し、市としても市報、チラシを健康推進員や教育委員会を通し小中学校に配布するなどの広報を行っている。
--	--

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	登録団体		団体	138 団体 (H21 年度)	283	286	
	登録人数		人	13, 668 人 (H21 年度)	17, 378	17, 466	
↓							
健康づくりの広がりを判断する指標として、大分市民健康ネットワーク協議会の登録団体数・登録人数といった目標設定を行っており、目標達成に向けた取り組みを行っていると思われる。							
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
			計画		実績		
	事業費		2, 800		2, 800		
	人件費		1, 110		1, 110		
	総事業費		3, 910		3, 910		
↓							
事業費に比して多額の人件費がかかっており、役員会に参加するなど、大分市の負担が大きくなっている。							
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）						
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等				
	改革の方向性	現行どおり	市民協働による健康づくりの体制を確立していくため、市内で運動や食に関する活動を行っている団体・グループで構成する、大分市民健康ネットワーク協議会の役割は重要である。 また、本協議会独自でのラジオ体操会の開催や、こども食堂へ				
	予算の方向性	維持					

			の協力等の食に関する普及啓発など、取り組みに広がりを見せている。 本協議会は他に財源を持たないため、今後の事業推進においては引き続き交付金により実施していきたい。
	↓	SNS 上も含めて世の中には様々な情報発信・共有ツールが存在しており、協議会活動も徐々に定着し始めていることから、将来的には大分市が果たす役割を見直す必要性を感じる。	

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

請求書、領収書などの証票書類の確認、役員会への出席を行っているものの、当初予算との乖離が生じてしまっており、当初予算と実際の執行の乖離の理由の詳細な確認が必要である。

協議会から外部への委託費の割合が多いため、資金使途の流用も含めて、事業計画書の詳細な確認が必要と判断する。

第7 子どもすこやか部における補助金等の監査手続と結論

(1) 民間児童館運営費補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	子どもすこやか部 子育て支援課			
補助金の名称	民間児童館運営費補助金			
根拠法令・要綱等	大分市民間児童館運営費補助金交付要綱			
予算費目	款：民生費	項：児童福祉費	目：児童福祉総務費	
事業期間	事業開始年度	平成 10 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	2,300	2,300	2,300
	決算額	2,187	2,066	2,300
	補助等対象者	ラウラ児童館	同左	同左
補助金の目的	市内の民間児童館の運営に必要な経費の一部を補助することにより、児童福祉施設の一層の充実及び地域における児童福祉の向上を図ることを目的とする。			
主な補助対象者等の概要	民間児童館を設置する社会福祉法人等（国又は地方公共団体以外の施設で、大分県の認可を受けて設置された児童厚生施設）。			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業 児童館とは、児童福祉法第 40 条に規定されている児童厚生施設の一つで、その種類によって、集会室、遊戯室、図書室、静養室のほか、育成室、相談室、創作活動室、パソコン室などが設けられており、専門の指導員（児童の遊びを指導する者）によって季節や地域の実情などに合わせた健全な遊びの指導が行われている。 民間児童館を設置する社会福祉法人への補助を通じて、児童福祉施設の充実と児童福祉の向上を図る。 補助対象経費

	民間児童館が雇用する専任児童厚生員に要する経費（給料、職員手当及び共済費） （基準額：270 万円、補助率：実支出額と基準額の少ない方の 3 分の 1） 民間児童館活動事業に必要な（給料、職員手当及び共済費以外） （基準額：296 万 8 千円、補助率：実支出額と基準額の少ない方の 3 分の 2） ① 大分市民間児童館運営費補助事業所要額調書 ② 大分市民間児童館運営費補助事業計画書 ③ 収支予算書抄本 ④ その他市長が必要と認める書類 ↓ 交付申請に必要な書類は完備されており、問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 交付申請日と決定通知書が同一であるものの、審査は適切に行われていると判断できる。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 市内の民間児童館は市内に一カ所のみであり、社会福祉法人が運営している点も含め、申請者としての条件を満たしていると判断できる。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。	
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 予算書・決算書他書類は完備されており、審査は適切に行われていると判断できる。	
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助対象先として該当する施設は市内に一カ所のみであり、公平性・透明性に疑問を感じざるを得ないが、以前は児童環境づくり基盤整備事業費という国と大分県から補助もあったが、平成 19 年度には大分県の補助が、平成 24 年には国の税制改革	

	により国の補助もなくなったことから大分市単独の補助となった結果であり、問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 予算書の金額と基準額から算定されており、問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか ↓ ① 大分市民間児童館運営費補助金収支精算書 ② 大分市民間児童館運営費補助事業実績報告書 ③ 収支決算書抄本 ↓ 来館者実績、決算書が添付されており、報告書類と併せて問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 請求書、領収書等の証票書類は認められないものの、決算書は提出されており、問題点等は認められない。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 必要書類に基づいて行われているものの、審査基準は存在しない。そのため、実績報告時には必要に応じて、現地確認を行う中で出勤簿等の関係書類の提出を求めている、問題は認められない。	
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 児童館の利用実績を確認することができ、補助金等は効率的かつ有効的に使用されていると判断できる。	
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 請求書、領収書等の証票書類は認められないものの、決算書の提出、現地での出勤簿等の関係書類の確認も行われており、流用はないものと判断する。	

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 国や県の補助金の廃止に伴い補助金の増額を行い、一方、一律の予算カットによる補助額の減額を行うなど、必要に応じて随時検討を行っているため、適切な水準にあると判断できる。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 補助先の事業内容の公益性は高く、また、大分市立児童館も1館のみであることから、民間の児童館への補助金の必要性は高いため、継続すべきと考える。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 該当施設は大分市内に一か所だけであり、募集のための周知・広報は不要であると考える。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
↓							
評価指標としての事業の計画・目標値を定めておらず、今後は地域での交流・育成の拠点としての目標設定を考慮する方が望ましい。							
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
			計画		実績		
	事業費		2,300		2,300		

		人件費	370	370
		総事業費	2, 670	2, 670
	↓ 事業費に対して最小限の人件費しかかけておらず、コスト把握は正確に出来ている。			
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）			
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等	
	改革の方向性	現行どおり	H22 年度は児童環境づくり基盤整備事業補助金（1/3） H23 年度は子育て支援交付金（1/3）	
	予算の方向性	維持	H24 年度以降は国庫補助金なし 対象はラウラ児童館のみ	
	↓ 状況を詳細に分析し、目標や改革案を立案し、行政と民間が協力して、今後の方向性を明確にしていくことが必要と考える。			

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

第8 環境部における補助金等の監査手続と結論

(1) 燃料電池自動車導入推進事業補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	環境部 環境対策課			
補助金の名称	燃料電池自動車導入推進事業補助金			
根拠法令・要綱等	大分市燃料電池自動車導入推進事業補助金交付要綱			
予算費目	款：衛生費	項：保健衛生費	目：環境対策費	
事業期間	事業開始年度	平成 28 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度末
	予算額	5,000	5,000	2,000
	決算額	500	－	－
	補助等対象者	1	－	－
補助金の目的	燃料電池自動車の普及を促進することにより水素をエネルギーとして活用する水素社会の実現を図り、地球温暖化対策に寄与することを目的とする。			
主な補助対象者等の概要	1) 燃料電池自動車を購入し、自ら使用する個人であって、市内に1年以上引き続き居住しており、かつ市税を滞納していないもの 2) 燃料電池自動車を購入し、自ら使用する法人であって、市内に1年以上引き続き事業所を有しており、かつ、市税を滞納していないもの 3) 燃料電池自動車を購入し、4年以上の期間を定めたリース契約等により、上記、1)、2)の者に使用させるリース事業者であって、市税を滞納していないもの			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 監査対象年度である令和1年度の利用実績はなく、確認できない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか

	↓ 監査対象年度である令和 1 年度の利用実績はなく、確認できない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 申請者の条件は明確であり、特段の問題は認められない。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか	
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 監査対象年度である令和 1 年度の利用実績はなく、確認できない。	
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 監査対象年度である令和 1 年度の利用実績はなく、確認できない。 また、過年度の実績についても、申請者の条件は明確であり、公平性、透明性の問題は認められない。	
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 監査対象年度である令和 1 年度の利用実績はなく、確認できない。	

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ 監査対象年度である令和 1 年度の利用実績はなく、確認できない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 監査対象年度である令和 1 年度の利用実績はなく、確認できない。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓	

	監査対象年度である令和 1 年度の利用実績はなく、確認できない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 車両購入に係る補助であり、車両の購入実績に基づいて支給することとなっているため、補助金等は効率的かつ有効に使用される。 監査対象年度である令和 1 年度の利用実績はなく、確認できない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 監査対象年度である令和 1 年度の利用実績はなく、確認できない。 但し、車両購入に係る補助であり、車両の購入実績に基づいており、流用などの問題は生じにくい。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 要綱によると一律に 50 万円/台としている。 他の市町村の同様の補助金や、市の他の補助金とのバランスを考慮しており、購入補助は妥当と判断している。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 環境に対する意識が高まる中、公益性は問題ないと思われるが、利用実績が過去 3 年で 1 件のみとなっている。 燃料電池自動車の普及の状況、国の水素戦略の動向等を注視しながら補助金の見直しを検討することが望ましい。 （意見）
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 周知方法については、主に燃料電池自動車を取り扱っているディーラーに対して行っている。一般利用者については HP 等でも広報している。 実際に車両を販売しているディーラーに対して周知を行っていることから効率

	的である。 利用実績が少ないのは、単純に燃料電池自動車の販売自体がほとんどないためである。 補助金の制度設計に問題がある訳ではない。 担当者へのヒアリングによると、販売台数が少ないのは、車両価格自体が高いうえ、県内に水素ステーションが1か所しかないからである。 他市町村や市の他の補助金とのバランスに基づいて補助金額が決められているという点は考慮する。 しかしながら、大分市の燃料電池自動車の普及や利用環境の整備の状況、国の水素戦略の動向等を注視しながら補助金の見直しを検討することが望ましい。 (意見)
--	---

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	↓ 直接的な評価指標の設定が可能であるにもかかわらず、評価指標の設定が行われていない。適切な評価指標を設定すべきである。 (意見)						
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
		計画		実績			
	事業費	-		-			
	人件費	730		740			
	総事業費	730		740			
↓ 令和元年度の予算は、3月専決処分において2,000千円の減額補正をしたため、事務事業評価の事業費の計画値をゼロとしている。							
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）						
	評価区分	評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等					

改革の方向性	現行どおり	水素社会の実現に向けて燃料電池自動車の普及は不可欠であることから、早期の自立的な市場確立を目指す国の動向に合わせて、今後も購入補助を継続する。
予算の方向性	維持	

↓

評価指標が設定されていないため、成果の検討を適切に行うことは困難である。
また、補助金の事業終期年度が設定されていない。

国の水素・燃料電池に係る戦略は適宜見直されているが、燃料電池自動車は、次世代自動車の中で最も後発の技術であり、世界的に見ても普及の初期段階といえるため、将来的な普及の見込みがどうなるか明確でない。

そのため、事業終期年度が未設定という状況は適切ではない。大分市における燃料電池自動車の普及状況等を見ながら、事業終了年度に改めて、その必要性を検討し、事業年度を延長する等の対応が望ましい。

(意見)

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

環境に対する意識が高まる中、公益性は問題ないと思われるが、利用実績が過去3年で1件のみとなっている。

燃料電池自動車の普及の状況、国の水素戦略の動向等を注視しながら補助金の見直しを検討することが望ましい。

(意見)

周知方法については、主に燃料電池車を取り扱っているディーラーに対して行っている。一般利用者についてはHP等でも広報している。実際に車両を販売しているディーラーに対して周知を行っていることから効率的である。利用実績が少ないのは、単純に燃料電池車の販売自体がほとんどないためである。

補助金の制度設計に問題がある訳ではない。

担当者へのヒアリングによると、販売台数が少ないのは、車両価格自体が高いうえ、県内に水素ステーションが1か所しかないからである。

他市町村や市の他の補助金とのバランスに基づいて補助金額が決められているという点は考慮する。

しかしながら、大分市の燃料電池自動車の普及や利用環境の整備の状況、国の水素戦略の動向等を注視しながら補助金の見直しを検討することが望ましい。

(意見)

直接的な評価指標の設定が可能であるにもかかわらず、評価指標の設定が行われていない。適切な評価指標を設定すべきである。

(意見)

評価指標が設定されていないため、成果の検討を適切に行うことは困難である。

また、補助金の事業終期年度が設定されていない。

国の水素・燃料電池に係る戦略は適宜見直されているが、燃料電池自動車は、次世代自動車の中で最も後発の技術であり、世界的に見ても普及の初期段階といえるため、将来的な普及の見込みがどうなるか明確でない。

そのため、事業終期年度が未設定という状況は適切ではない。大分市における燃料電池自動車の普及状況等を見ながら、事業終了年度に改めて、その必要性を検討し、事業年度を延長する等の対応が望ましい。

(2) 別府湾をきれいにする会負担金

1. 補助金等各事業の概要

所管	環境部 ごみ減量推進課			
補助金の名称	別府湾をきれいにする会負担金			
根拠法令・要綱等	特になし。 公益社団法人別府湾をきれいにする会定款第7条（経費の負担）			
予算費目	款：衛生費	項：清掃費	目：清掃総務費	
事業期間	事業開始年度	昭和46年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算額	4,319	4,319	4,319
	決算額	4,319	4,319	4,319
	補助等対象者	(公社)別府湾をきれいにする会	同左	同左
補助金の目的	公益社団法人別府湾をきれいにする会への会費負担			
主な補助対象者等の概要	公益社団法人別府湾をきれいにする会への会費負担金として支出している。 当該法人は、別府湾等の漂流物、汚物等の除去及び投棄の防止並			

	びに公害調査等の事業を行い、湾内水域の美観の保持と公衆衛生の向上並びに漁場環境の保全に資するとともに船舶航行の安全に寄与することを目的としている。
--	---

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点		各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続		
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助金交付申請書に、事業計画、収支予算書が添付されており、問題は認められない。 下記の書類が添付されている。 ・平成30年度第3回理事会議事録及び議案書 ・役員名簿 ・定款 ↓ 団体の定款第7条によると、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負うとされている。 そのため、市の負担すべき金額は、団体からの請求に基づき確定する訳ではなく、予算案が可決された時点で支払いの義務が生じることとなる。 団体の予算案の決議に際して、事前に関係部署と適切に協議している。	
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。 申請団体である公益社団法人別府湾をきれいにする会より、【負担金交付申請について】という書類の提出を受けている。	
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 補助対象者は、公益社団法人別府湾をきれいにする会に限定されている。 また、目的・構成員・役員等の状況、活動状況等の報告書は完備されており、申請者としての条件は満たしており、問題は認められない。	

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 支出負担行為決議書による適切な決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付決定にあたり、事前に団体から予算案が送られてきており、それに対する審査が行われており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 超過負担については決算や予算資料により、詳細が示されており、非効率な予算執行が無いかの検証を行っている。 さらに理事会において年 2 回の事業報告がなされるなど、その年度途中における事業の妥当性についても検討している。 決算資料や事業報告等により公益法人の法定要件である収支相償、公益目的事業比率、遊休財産額保有制限等、いずれも適正な範囲であり、超過負担に該当するものはない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 負担金であるため、事前に協議の上に金額は決められており、合理的か否かを判断する根拠は存在しない。 団体の予算案から会員の会費等の収入を除いた必要額を算定し、県及び関係市町村の負担金が決定される。 関係自治体負担金＝損益ベースの支出額－（会費＋雑収入） 県と関係自治体の負担金の算定については、根拠があり、関係者で協議が行われている。 大分県：60% 関係市町村：40%（均等割り：20%、人口割：80%） これらの取り決めについても、協定書は存在せず、長年の慣例に従っている。 協定書を作成し、負担の根拠を明確にすることが望まれる。 （意見）

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審
-------	----------------------------------

	査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ 総会の事業報告や理事会の議事録が添付されており、金額的にも問題は認められない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 請求書等に不備、不自然は見られず、特段の問題は認められない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績については、総会資料や決算報告書を入手しており、概ね、予算どおりの決算となっており、当初の予算に基づいた確認作業が行われている。 したがって、実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 当初の予算通りに事業は行われており、補助金等は効率的かつ有効に使用されていると判断できる。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 公益社団法人として適切に運営されており他の使途に流用される危険性は低いと思われる。 また、大分市環境部長が副理事長として、法人の運営に関与している。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 負担金の金額や割合等については、判断基準がないため検証を行うことができないが、負担金であるため、対価性が求められている。 また、超過負担になっていないかという懸念もあるため、引き続き負担金の支出

	の妥当性について注視することが望ましい。 (意見)
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 団体の目的は、別府湾等の漂流物、汚物等の除去及び投棄の防止並びに公害調査等の事業を行い、湾内水域の美観の保持と公衆衛生の向上並びに漁場環境の保全に資するとともに船舶航行の安全に寄与することを目的に運営されており、事業を継続すべきであるとする。 ただし、負担金の金額については、31年度予算案によると事業活動収入 21,793 千円のうち、県、大分市、他の市町村の負担が合計で 19,893 千円（大分市は 4,319 千円）と、91.2%を占めている。 一方、企業及び団体からの会費収入は、1,895 千円と 8.6%にとどまっている。企業及び団体との事業費の負担割合を見直すことを提案することが望まれる。 (意見)
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 負担金であるため、負担対象者は（公社）別府湾をきれいにする会に限定されており、広く周知・広報の必要性は認められない。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	ごみ排出量	ごみ総量	t	160, 153 (H30)	159, 347	163, 253	153, 465 (R6 年度)
	↓ ごみ排出量を評価指標と設定しているが、評価指標としては適切ではない。 対価性の求められる負担金であることを考慮すると、適切な評価指標の設定と評価が必要と考える。						
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						

			計画	実績	
		事業費 (うち別府湾をきれいにする会負担金)	96, 704 (4, 319)	96, 445 (4, 319)	
		人件費	24, 680	24, 680	
		総事業費	121, 384	121, 125	
	↓	複数の事業がまとめられており、別府湾をきれいにする会負担金に係る人件費については算定ができないため、コスト把握が適切に行われているか判断ができない。			
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）				
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等		
	改革の方向性	現行どおり	・引き続き効率的・効果的な予算執行に心がけ、円滑に事業が行える体制を整える。		
	予算の方向性	維持	・家庭のごみの有料化制度に伴う手数料収入の一部を「廃棄物処理施設整備基金」として積み立てている。・令和 3 年 3 月の由布大分環境衛生組合解散に向け、由布市、由布大分環境衛生組合、県等と調整を行いながら協議を進めていく。なお、由布大分環境衛生組合の第 2 処理棟をリニューアルした後、令和 5 年度ごろに第 1 処理棟の解体が予定されておりその解体費用の一部を負担することが見込まれる。 ・突発する大規模災害に備え、他と市や関係団体等との相互支援体制を整える。 ・令和 2 年度よりカセットボンベ穴開け不要化事業と統合 ※一般管理費（ごみ減量推進課）の評価		
	↓	大分市行政評価・実施計画に関する方針によると、事務事業単位（個表の分け方）について、なるべく詳細が分かる単位（1 つの小事業の中に複数の事業が存在しているもの等は分割して評価）で設定することとされている。 対価性や超過負担の問題等に対処する必要があることから、負担金是一件で評価すべきであり、事務事業評価について個別評価が実質的に行われていない。 （監査の結果）			

【外部監査の結果】

（監査の結果）

大分市行政評価・実施計画に関する方針によると、事務事業単位（個表の分け方）に

について、なるべく詳細が分かる単位（1つの小事業の中に複数の事業が存在しているもの等は分割して評価）で設定することとされている。

対価性や超過負担の問題等に対処する必要があることから、負担金は一件で評価すべきであり、事務事業評価について個別評価が実質的に行われていない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

（意見）

負担金であるため、事前に協議の上に金額は決められており、合理的か否かを判断する根拠は存在しない。

団体の予算案から会員の会費等の収入を除いた必要額を算定し、県及び関係市町村の負担金が決定される。

関係自治体負担金＝損益ベースの支出額－（会費＋雑収入）

県と関係自治体の負担金の算定については、根拠があり、関係者で協議が行われている。

大分県：60%

関係市町村：40%（均等割り：20%、人口割：80%）

これらの取り決めについても、協定書は存在せず、長年の慣例に従っている。

協定書を作成し、負担の根拠を明確にすることが望まれる。

（意見）

負担金の金額や割合等については、判断基準がないため検証を行うことができないが、負担金であるため、対価性が求められている。また、超過負担になっていないかという懸念もあるため、引き続き負担金の支出の妥当性について注視することが望ましい。

（意見）

団体の目的は、別府湾等の漂流物、汚物等の除去及び投棄の防止並びに公害調査等の事業を行い、湾内水域の美観の保持と公衆衛生の向上並びに漁場環境の保全に資するとともに船舶航行の安全に寄与することを目的に運営されており、事業を継続すべきであると考えらる。

ただし、負担金の金額については、31年度予算案によると事業活動収入21,793千円のうち、県、大分市、他の市町村の負担が合計で19,893千円（大分市は4,319千円）と、91.2%を占めている。

一方、企業及び団体からの会費収入は、1,895千円と8.6%にとどまっている。

企業及び団体との事業費の負担割合を見直すことを提案することが望まれる。

（3）生活保護世帯し尿処理手数料補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	環境部 清掃業務課			
補助金の名称	生活保護世帯し尿処理手数料補助金			
根拠法令・要綱等	大分市生活保護世帯し尿処理手数料補助金交付要領			
予算費目	款：衛生費	項：清掃費	目：し尿収集費	
事業期間	事業開始年度	平成 16 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 2 年度末
	予算額	25	25	25
	決算額	18	16	24
	補助等対象者	(有)野津原環境 管理センター	同左	同左
補助金の目的	生活保護世帯のし尿収集及び運搬に対する助成については、野津原地区の生活保護世帯が大分市と同様し尿汲み取りに係る手数料の減免措置が受けられるよう、直接許可業者に補助金を交付している。 なお、旧野津原町には生活保護世帯の減免規定のない大分郡環境衛生組合条例廃棄物の処理及び清掃に関する条例が適用されていたため合併時に由布大分環境衛生組合条例廃棄物の処理及び清掃に関する条例と名称を変え、生活保護に係る減免規定を追加した。			
主な補助対象者等の概要	由布大分環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 9 条および由布大分環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 7 条第 1 項第 2 号による免除を受けている生活保護世帯に対して行う一般廃棄物（し尿）の収入及び運搬を行う業者に対して支給を行う。			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 申請書 し尿収集・運搬明細書 補助金交付申請書には必要な書類が添付されており、問題は認められない。

ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 補助対象者は生活保護世帯であり、かつ、実際にし尿を収集した世帯であることから、申請者としての条件が明確であり、申請者としての条件は満たしていると判断できる。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	↓	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 支出負担行為決議書による適切な決裁を受けており、問題は認められない。
ii	↓	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付決定にあたり、交付申請書類である申請書やし尿収集明細等に対する確認は行われており、問題は認められない。
iii	↓	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助対象者の実績 1 社となっているが、由布大分環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例による許可業者（交付要綱第 3 条）となっていることから、公平性や透明性などの問題は認められない。
iv	↓	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 要綱に沿って、実際の実績に基づき補助金額は決められており、問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i		報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか）

	↓ 旧野津原町地区における生活保護世帯に対する補助金であり、明細書及び明細詳細書によって報告は適切に行われている。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 明細書等に不備、不自然は見られず、特段の問題は認められない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績については、要綱どおり（18 リットル当たり 165 円）、実績に基づき確認されており、支給されている。報告書類の審査は交付要綱に則って行われており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 当初の予算通りに事業は行われており、補助金等は効率的かつ有効に使用されていると判断できる。
v	他の用途に流用されている危険性はないか ↓ 旧野津原地区の生活保護世帯に対するし尿処理の補助であり、実際の経費の発生に基づいて支給されていることは確認済みであり、他に流用される危険性は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 大分市内の事業者と同一の水準となっており、金額や負担割合等は妥当と判断できる。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 市町村合併に伴う旧市町村間の権利関係が未整備なため、市民の公平性保持の観点からは継続すべきである。

	なお、令和 3 年 3 月 31 日に由布大分環境衛生組合が解散する予定となっており、令和 3 年 4 月 1 日からは、大分市が野津原地域における汲取り業者の許可を行う。これにより、大分市は汲取り業者への業務委託が可能となり、補助金交付の必要はなくなった。 平成 17 年の市町村合併では、佐賀関地区のし尿は、大分市一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者が汲み取りを行うこととなった。 一方、野津原地区のし尿は、旧野津原町、旧挾間町、旧庄内町、旧湯布院町のごみとし尿を処理する広域組織（由布大分環境衛生組合）が許可した業者である補助事業者（野津原環境管理センター）が継続して汲み取ることとなった。 野津原では、汲取り業者の許可権限が由布大分環境衛生組合にあったため、生活保護受給者の汲取り料金の減免措置を実現するための汲取り業務への業務委託ができなかった。 そこで、補助事業者（汲取り業者）に対して、業務委託と同等額を補助金にて交付することで、野津原地域における生活保護受給者の減免措置を実現しており、問題は認められない。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 制度の趣旨からは、生活保護世帯への通知は適切に行われており、周知・広報の方法に問題は認められない。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明(式)	単位	基準値(基準年度)	令和元年度計画	令和元年度実績	目標値(目標年度)
	直営収集分	市の直接収集分	キロリットル		2,636	804.71	
	業者収集分	許可業者	キロリットル		10,969	11,670.04	
	↓ 生活保護世帯し尿処理手数料補助金とは、関連の無い評価指標であり、評価指標として不適切である。						
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						

			計画	実績
	事業費 (うち生活保護世帯し尿処理手数料補助金)		43,715 (25)	40,385 (24)
	人件費		94,800	94,800
	総事業費		138,515	135,185

↓

複数の事業がまとめられており、生活保護世帯し尿処理手数料補助金に係る人件費については算定ができないため、コスト把握が適切に行われているか判断ができない。

iii

個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）

評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等
改革の方向性	現行どおり	し尿収集の多くの部分は許可業者が行っているが、生活保護世帯（一部業者委託）及び民間業者の収集困難世帯については直営で行う必要がある。各許可業者の収集エリアは廃棄物対策課指導のもと地域割となっているが、公共下水道や浄化槽の普及により、収集世帯・収集先の点在化が進み、収取業務の効率性が年々低下している。今後この傾向は進むと見込まれる。 また、近年災害復旧等に必要な条件としての防疫体制の強化等が優先視されていることなどから、今後車両や施設整備等の改善が必要である。 ※し尿収集一般事業の評価
予算の方向性	維持	

↓

大分市行政評価・実施計画に関する方針によると、事務事業単位（個表の分け方）は、市が補助金を交付する内容の事業については一件で評価することとされているが、他の事業とまとめて評価されており、一件で評価されていない。

補助金であるため、一件で評価すべきであり、事務事業評価について個別評価が実質的に行われていない。

（監査の結果）

【外部監査の結果】

(監査の結果)

大分市行政評価・実施計画に関する方針によると、事務事業単位（個表の分け方）は、市が補助金を交付する内容の事業については一件で評価することとされているが、他の事業とまとめて評価されており、一件で評価されていない。

補助金であるため、一件で評価すべきであり、事務事業評価について個別評価が実質的に行われていない。

第9 商工労働観光部における補助金等の監査手続と結論

(1) 大分市高年齢者就業機会確保事業費補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	商工労働観光部 商工労政課			
補助金の名称	大分市高年齢者就業機会確保事業費補助金			
根拠法令・要綱等	大分市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要領 高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分） 交付要綱			
予算費目	款：労働費	項：労働諸費	目：労政費	
事業期間	事業開始年度	昭和 59 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	20,138	27,238	35,136
	決算額	20,038	27,236	34,636
	補助等対象者	(公社)大分市 シルバー人材 センター	同左	同左
補助金の目的	定年退職後等の高年齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、もって高年齢者の生きがいの充実や高年齢者の社会参加の促進を図ることを目的として公益社団法人大分市シルバー人材センターに対し交付する。			
主な補助対象者等の概要	公益社団法人 大分市シルバー人材センター			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業・経費 大分市高年齢者就業機会確保事業 補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額又は予算の定める額のい

	いずれか低い方の額の範囲内において市長が定める額とされており、国と同額を補助することとしている。 交付申請にあたり必要となる資料 大分市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付申請書 添付書類 ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ 補助金所要額調書 ④ 支出予定額内訳書 ⑤ 定款、役員名簿 ⑥ その他市長が必要と認める書類 ↓ 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 補助金交付要領により、補助対象者は、大分市内では大分市シルバー人材センターのみと定められている。 また、目的・構成員・役員等の状況、活動状況等の報告書は完備されており、申請者としての条件は満たしており、問題は認められない。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付決定にあたり、交付申請書類である事業計画書や収支予算書に対する審査が行われており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか

	↓ 補助金交付要領により、補助対象先は、公益社団法人大分市シルバー人材センターと定められている。したがって、公平性、透明性の検討については要しない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金交付要領に定められている補助対象経費に対して補助金が支払われている。 補助金の交付決定にあたり、交付申請書類である事業計画書や収支予算書に記載された経費や金額等について検討がなされている。 したがって、補助金額は、合理的な根拠に基づき交付決定されており、問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ 大分市高年齢者就業機会確保事業費補助事業実績報告書に以下の書類を添付する ① 補助金精算額調書 ② 支出済額内訳書 ③ 収支決算書 ④ 事業報告書 適切な事業報告書及び計算書類が添付されており、金額的にも問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 書類に不備、不自然な点は見られず、特段の問題は認められない。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査にあたり、報告書類である実績報告書や収支決算書の経費や金額について事業計画書や収支予算書に基づいた確認作業が行われている。 したがって、実績の審査にあたり、報告書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。	
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓	

	大分市シルバー人材センターへの運営費、事業費への経費補助であり、また、国と同額を補助することとなっており、補助金等は、効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、問題は認められない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 報告書類である実績報告書、補助金精算額調書、支出済額内訳書、収支決算書、事業報告書を確認した結果、他の使途に流用されている危険性はなく、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 厚生労働省の要綱により定められた補助金であり、市の負担割合が決まっているため問題は認められない。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 補助対象事業については、社会政策的な公益性の観点から見た場合、公益性は高いと判断でき、継続すべきであると考えられる。 なお、内容・金額については厚生労働省の方針により今後変更される可能性は存在する。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 補助対象者は、補助金交付要領により、大分市シルバー人材センターと定められており、公募等を行う必要はないため、募集に関しての周知・広報などは不要である。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点	補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか（公益性、有効性、効率性）
監査手続	

i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	大分市シルバー 人材センターの 事業実施金額 (請負・派遣契 約額)		件	561,700 (H27)	705,000	722,622	760,000
↓							
補助の対象である、大分市シルバー人材センターの活動状況が分かる指標であり、 特段の問題は認められない。							
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
			計画		実績		
	事業費		35,136		34,636		
	人件費						
	総事業費		35,136		34,636		
↓							
単一の事業者に対する補助金の交付のみの業務であるものの、人件費が生じていな いことは考え難く、コスト管理に疑念が残る。							
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）						
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課 題・問題点等				
	改革の方 向性	現行どおり	補助金の対象となる「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業(サ ポート事業)」が拡大していることから、国庫補助金の算定基準で は令和3年度も補助金が増額となることが見込まれるが、大分市 シルバー人材センターでは特定用準備資金として執念行事資金 4,500万円を保有していることから、補助金を増額せず令和2年 度と同額を補助することで、引き続きシルバー事業の安定的運営 とさらなる事業拡大にむけ、連携して取り組んでいく。令和2年 度当初予算要求額を令和3年度以降の計画額とする。				
	予算の方 向性	削減					
	↓						
大分市シルバー人材センターの財務状況を見極めたうえで適当な補助をするこ とが重要であると考える。 成果の検討は、適切に行われていると判断する。							

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(2) 中小企業退職金共済掛金補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	商工労働観光部 商工労政課			
補助金の名称	中小企業退職金共済掛金補助金			
根拠法令・要綱等	・大分市中小企業退職金共済掛金補助条例 ・大分市中小企業退職金共済掛金補助条例施行規則			
予算費目	款：労働費	項：労働諸費	目：労政費	
事業期間	事業開始年度	昭和 54 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	1,234	1,038	917
	決算額	649	518	236
	補助等対象者	12 者	9 者	5 者
補助金の目的	中小企業に働く勤労者に退職金共済制度を確立するため、その掛金の一部を補助することにより退職金共済契約の促進をはかり、もってこれら勤労者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。			
主な補助対象者等の概要	退職金共済契約を締結した事業者			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業・経費 中小企業退職金共済掛金補助事業 補助対象掛金の 20/100 以内を補助する。但し掛金月額が 5,000 円を超えるときは、5,000 円とする。

	交付申請にあたり必要となる資料 大分市中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書に以下の書類を添付する ① 月別・個人別掛金内訳書 ② 市税完納証明書 ③ その他市長が必要と認める書類 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 申請者は、市内に事業所を有し、現に事業を営んでいる中小企業の事業主で、市税を完納する者としている。 市税の完納証明書を申請書に添付する必要があるため、申請者としての条件は満たしており、問題は認められない。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。	
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 大分市中小企業退職金共済掛金補助金申請確認書に下記の書類を添付する ① 誓約書 ② 特定退職金共済制度被共済者証の写し ③ 納付が確認できる預金通帳等の写し ④ 退職証明書（該当あれば） ⑤ 特定退職金共済制度 退職一時金請求書（該当あれば） ⑥ 中小企業退職金共済契約締結報告書（兼台帳） 交付決定にあたり、交付申請書類である事業計画書や収支予算書に対する審査が行われており、問題は認められない。	
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか	

	↓ 大分市中小企業退職金共済掛金補助条例により、補助対象先は、申請のあった法人全てに補助をするため、公平性、透明性の検討について問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 条例に定められている補助対象経費に対して補助金が支払われている。 したがって、補助金額は、合理的な根拠に基づき交付決定されており、問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 特定退職金共済制度被共済者証の写し ② 納付が確認できる預金通帳等の写し ③ 市税完納証明書 ④ その他市長が必要と認める書類 適切な書類が添付されており、金額的にも問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 書類に不備、不自然な点は見られず、特段の問題は認められない。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査にあたり、必要書類に基づいた確認作業が行われている。 したがって、実績の審査にあたり、必要書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。	
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 退職金共済掛金の補助であり、掛金の支払い実績に基づいており、補助金等は、効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、問題は認められない。	
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 退職金共済掛金の補助であり、掛金の支払い実績に基づいており、問題は認められない。	

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 中小企業退職金共済への加入促進を目的とした補助であり、金額、負担割合は特段高い水準ではなく、補助としても1者あたり数万円程度であることから、特段問題は認められない。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 補助対象事業については、社会政策的な公益性の観点から見た場合公益性は高いと判断でき、継続すべきであると考えられる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 退職金共済で案内されるものであり、周知・広報の方法は妥当と判断している。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	補助件数		件		13	9	
↓							
補助件数を評価指標としているが目標値を設定していない。							
下記にもある「従業員 5 人未満の事業者の割合を 80%とする」ことを達成できるような目標値を定めることが望ましい。							
(意見)							

ii

コスト把握（令和元年度、単位千円）

	計画	実績
事業費 （うち中小企業退職金 共済掛金補助金）	1,037 (917)	374 (236)
人件費	740	740
総事業費	1,777	1,114

↓

最低限のコストで抑えられており、問題は認められない。

iii

個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）

評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等
改革の方向性	現行どおり	退職金共済制度により、中小企業の対象金制度の充実がなされ、勤労者の意欲向上や退職後の生活安定に寄与しているため、今後も事業者に向けての制度の啓発・周知に務める必要がある。 また、本事業は、退職金制度を設けている従業員5人未満の事業者の割合を80%とすることを目標としている。令和元年度に、勤労者実態調査の結果が28.1%であったことから、根拠条例である「大分市中小企業退職金共済掛金補助条例」を令和5年3月31日まで延長する改正を行ったところである。 なお、令和5年度以降については、令和4年度に行う勤労者実態調査の結果により事業継続の必要性を判断する。
予算の方向性	維持	

↓

上記個別評価に記載されている80%という高い数値を目標とするならば、現行の特定退職金共済の補助の拡充や、中小企業退職金共済への補助も新たに設けることを検討すべき。

(意見)

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

補助件数を評価指標としているが目標値を設定していない。

下記にもある「従業員5人未満の事業者の割合を80%とする」ことを達成できるよ

うな目標値を定めることが望ましい。

(意見)

個別評価に記載されている 80%という高い数値を目標とするならば、現行の特定退職金共済の補助の拡充や、中小企業退職金共済への補助も新たに設けることを検討すべき。

(3) 大分七夕まつり補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	商工労働観光部 商工労政課			
補助金の名称	大分七夕まつり補助金			
根拠法令・要綱等	大分七夕まつり補助金交付要領			
予算費目	款：商工費	項：商工費	目：商工業振興費	
事業期間	事業開始年度	昭和 57 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	34,000	34,000	34,000
	決算額	34,000	34,000	34,000
	補助等対象者	大分市まつり振興会	同左	同左
補助金の目的	大分市における伝統文化の保存育成を図りつつ市民が気軽に参加できる大分のまつりを創造し、もってふるさと振興に寄与することを目的として組織された大分市まつり振興会への補助金交付。			
主な補助対象者等の概要	大分市まつり振興会			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業・経費 大分市まつり振興会が主催する「大分七夕まつり」 事業費等に対して、大分市の予算の範囲内において、市長が定める額を補助す

	る。 交付申請にあたり補助金交付申請書に以下の書類を添付する ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他市長が必要と認める書類 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 補助金交付要領により、補助対象者は、大分市まつり振興会のみと定められている。 また、目的・構成員・役員等の状況、活動状況等の報告書は完備されており、申請者としての条件は満たしており、問題は認められない。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ ① 事業実施報告書 ② 収支決算書 ③ その他市長が必要と認める書類 交付決定にあたり、交付申請書類である事業実施報告書や収支決算書に対する審査が行われており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助金交付要領により、補助対象先は、大分市まつり振興会と定められている。したがって、公平性、透明性の検討については要しない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか

	↓ 補助金交付要領に定められている補助対象経費に対して補助金が支払われている。 補助金の交付決定にあたり、交付申請書類である事業実施報告書や収支決算書に記載された経費や金額等について検討がなされている。 したがって、補助金額は、合理的な根拠に基づき交付決定されており、問題は認められない。
--	--

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 事業実施報告書 ② 収支決算書 ③ その他市長が必要と認める書類 事業実施報告書や収支決算書が添付されており、金額的にも問題は認められない。 大分商工会議所で保管している「大分市まつり振興会伝票綴」を確認したところ、補助金額の決定や確定の処理は適切にされていたものの、収支計算書がない事業、事業費領収書（写）がない支出、宛名に誤りのある書類が確認された。今後は細部に係る処理まで適切に行うよう指導する必要がある。 （意見）	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 上記 i の通り内容に不備が散見された。 また、監事による会計監査報告では「会計帳簿及び計算書類、いずれも適正に整備されており、当決算は正当であると認めました。」という記載があるものの上記のように不備が散見されていることから、適切に監査が実施されていないと判断できる。 今後は適切な監査を実施されるよう徹底すべきであり、また実施できる者を監事に選任すべきである。 また、可能であれば監事の監査範囲を会計のみならず、役員の職務の執行まで拡充するよう働きかけることが望ましい。 （意見）	

iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査にあたり、要領に沿って、報告書類である事業実施報告書や収支決算書の経費や金額にもとづいた確認作業が行われている。 したがって、実績の審査にあたり、報告書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 業者選定については、随意契約理由が存在しない場合は、複数者による見積りを徴取のうえ、業者を決定することが望ましいため、適切な業者選定が行われるよう指導されたい。 なお、これまで携わってきたことによるノウハウの蓄積があるという理由は、新規参入を妨げるものであり随意契約理由としては適当とはいえないため、注意されたい。 (意見)
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 他の使途に流用されているかは不明ではあるが、そう判断されてもおかしくない支出がある。 但し、金額は僅少であり、当該支出が他に流用されていたとしても、補助金の額に影響はない。(補助金を超える額については主催団体の負担になっているため。) (意見)

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 疑義が生じうる支出はあるが、一定額以上は主催事業者の負担となるものであり、支出の有無に関わらず補助金額は変わらないことから、特に問題はないと判断する。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか

	↓ 大分市の一大イベントといっても過言ではない、大分七夕まつりへの補助事業であることから継続すべき事業である。内容・金額について特段問題はないが、現在のコロナ禍の状況の中、事業の規模等を慎重に検討する必要がある。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 補助対象者は、補助金交付要領により、大分市まつり振興会と定められており、公募等を行う必要はないため、募集に関しての周知・広報などは不要である。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	来場者数		人		430,000	430,000	0 (R2 開催中止)
	↓ 祭りの来場者数を評価指標として用いており適当であると判断している。						
ii	コスト把握 (令和元年度、単位千円)						
			計画		実績		
	事業費		34,000		34,000		
	人件費		10,360		10,360		
	総事業費		44,360		44,360		
	↓ 大分市の代表的な祭りであり、大きな事業であることから、相応のコストが掛かっている。						
iii	個別評価 (必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価)						
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等				
	改革の方向性	現行どおり	今年度は、国内外で新型コロナウイルス感染症の感染者数は増加の一途をたどり、終息が見えない状況であることを踏まえ、観				

	予算の方向性	維持	覧者・参加者・関係者への感染を含めて、さらなる感染拡大のリスクを払拭することができないことから、安全安心を最優先に考え「令和２年度 第39回大分七夕まつり」の開催中止を決定した。 次年度以降は、コロナウイルスの影響により変わるであろうイベントの在り方等を見据えながら時勢に合致したイベントとなるよう内容を精査していく。
↓ 開催の可否、開催方法を慎重に検討していく必要があると考えられる。 成果の検討は、適切に行われていると判断する。			

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

大分商工会議所で保管している「大分市まつり振興会伝票綴」を確認したところ、補助金額の決定や確定の処理は適切にされていたものの、収支計算書がない事業、事業費領収書(写)がない支出、宛名に誤りのある書類が確認された。今後は細部に係る処理まで適切に行うよう指導する必要がある。

(意見)

監事による会計監査報告では「会計帳簿及び計算書類、いずれも適正に整備されており、当決算は正当であると認めました。」という記載があるものの上記のように不備が散見されていることから、適切に監査が実施されていないと判断できる。

今後は適切な監査を実施されるよう徹底すべきであり、また実施できる者を監事に選任すべきである。

また、可能であれば監事の監査範囲を会計のみならず、役員の職務の執行まで拡充するよう働きかけることが望ましい。

(意見)

業者選定については、随意契約理由が存在しない場合は、複数者による見積りを徴取のうえ、業者を決定することが望ましいため、適切な業者選定が行われるよう指導されたい。

なお、これまで携わってきたことによるノウハウの蓄積があるという理由は、新規参

入を妨げるものであり随意契約理由としては適当とはいえないため、注意されたい。

(意見)

他の使途に流用されているかは不明ではあるが、そう判断されてもおかしくない支出がある。

但し、金額は僅少であり、当該支出が他に流用されていたとしても、補助金の額に影響はない。(補助金を超える額については主催団体の負担になっているため。)

(4) 商店街活性化事業補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	商工労働観光部 商工労政課			
補助金の名称	商店街活性化事業補助金			
根拠法令・要綱等	商店街活性化事業補助金			
予算費目	款：商工費	項：商工費	目：商工業振興費	
事業期間	事業開始年度	平成 7 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	8,500	8,500	17,583
	決算額	5,680	6,132	18,219
	補助等対象者	9	10	30
補助金の目的	いきいきとした賑わいのある商店街と魅力ある街づくりを推進することを目的として商店街活性化事業を実施する市内の商店街団体に対し予算の範囲内において交付する補助金			
主な補助対象者等の概要	商店街団体			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業・経費 商店街共同事業 -商店街イベント事業

	経費：報酬、賃金、報償費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（広告料等）、委託料（企画・設営）、使用料及び賃借料、原材料費 補助：イベント事業については3分の2以内で限度額100万円、イベントモデル事業では50%以内で限度額300万円 - 商店街組織力強化事業 経費：プレミアム付商品券のプレミアム分に相当する額。 補助：50%以内、1商店街につき限度額50万円 - 商店街イメージアップ事業 経費：需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（広告料等）、委託料（企画）、報酬、報償費 補助：50%以内、限度額50万円 - 商店街スタディ事業 経費：報酬（講師謝礼）、旅費（招へい）、需用費（教材費）、委託料、使用料及び賃借料（会場）、旅費、負担金 補助：教育研修事業では20%以内限度額50万円、体験研修事業では50%以内限度額10万円 - 商店街プランニング事業 経費：報酬、賃金、報償費、旅費（招へい）、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（会場）、備品購入費 補助：調査研究事業では50%以内限度額50万円、計画策定事業では50%以内限度額200万円 - 商店街センスアップ事業 経費：報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 補助：アスリート推進事業では30%以内限度額100万円、国際交流推進事業では50%以内限度額200万円 空地空き店舗活用事業 - 空地活用事業 経費：使用料及び賃借料 補助：20%以内。1カ所につき24万円で、3カ所を限度とする。
--	--

	- 誘致事業 経費：店舗内外改装等に係る経費、備品購入費及び広告料 補助：50%以内。限度額 100 万円。 駐車場管理運営事業 - 設置事業 経費：使用料及び賃借料 補助：20%以内。自動車は 1 台、自転車は 10 台につき 72,000 円、自動車は 10 台、自転車は 100 台を限度とする。 - 利用促進事業 経費：人件費、需用費 補助：1 箇所につき 50 万円 広域共同事業 経費：需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（広告料等）、委託料（企画）、備品購入費、事業に係る経費 補助：50%以内。限度額 300 万円（ただし、事業効果に継続性が認められる場合は前年度補助の 70%を限度額とする。） 新型コロナウイルス対策事業 経費：委託料、需用費（消耗品費）等 補助：100%以内。限度額 100 万円。 交付申請にあたり必要となる資料（新型コロナウイルス対策事業以外） ① 交付申請書 ② 事業実施計画書 ③ 収支予算書 ④ その他市長が必要と認める書類 ⑤ 見積書、昨年の実績等があれば実績等を添付している ↓ 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。 新型コロナウイルスに係る交付申請については緊急性が高いため、補助事業を実施した後に交付の申請をすることができる。 ・大分市活性化事業補助金交付申請書兼報告書
--	--

	・関係書類（請求書など証憑書類） ↓ 実績報告書の内容が、市が提示した例示をそのまま写したものが散見された。但し、実績報告書については、実施主体や目的、効果など記載すべき事項は書かれており、またどの商店街も実施した内容は同じであることから、報告書として特段問題はないと判断する。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 商店街団体においては法令等の規制はないが、役員が親族のみで構成されている団体もあった。 この点、公益法人や非営利型一般社団法人においては役員の親族規定があることから、親族のみで占められている団体は公益性があるとは一般的には言えない。 このため、団体の役員の構成については、より公益性が明確になるように、団体に助言指導されたい。 （意見）

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。	
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 商店街活性化・商都復活支援事業審査会において審査される ① 事業実施計画書 ② 収支予算書 ③ その他市長が必要と認める書類 交付決定にあたり、交付申請書類である事業実施報告書や収支予算書に対する審査が行われており、問題は認められない。	
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか	

	↓ 補助先は全て別個であり、複数回生じることもない。 公平性・透明性の観点からはすべての書類等を確認しており、問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金交付要綱に定められている補助対象経費に対して補助金が支払われている。 補助金の交付決定にあたり、交付申請書類である事業実施報告書や収支決算書に記載された経費や金額等について検討がなされている。 したがって、補助金額は、合理的な根拠に基づき交付決定されており、問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 事業実施報告書 ② 収支決算書 ③ 収支を証する書類 ④ その他市長が必要と認める書類 事業実施報告書や収支決算書が添付されており、金額的にも問題は認められない。 業者の選定について、随意契約理由が存在しない場合は、複数者による見積りを徴取の上、業者を決定することが望ましいため、適切な業者選定が行われるよう指導する必要がある。 （意見）	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ A 商店街で 16,200×50 個で購入されている商品が、B 商店街では 15%値引きで 33 個購入されている（購入先は同じ）というケースがあった。このように同じ商品であるにも関わらず価格が違うとなると何かしらのキックバックがされているのではないかという疑いの余地が生じる。 しかし、本補助事業を開始した情勢下では、消毒薬、マスクなどの衛生消耗品の欠品や価格の乱高下が見られ、同一商品であっても価格が違うというのはいたしか	

	たないと言える。 但し、今後については、適正な支出であることを担保するためにも、随意契約理由が存在しない場合は、複数者による見積りを徴取のうえ、業者を選定するなどのルールが必要であると思われる。 (意見) A 商店街について商品の発注先からコロナウイルス対策をアピールする「のぼり」が寄贈されていた。 補助対象経費ではない「のぼり」の経費を補助対象とする商品の価格に上乗せされる可能性がないとは言えないため、補助対象経費の価格が適正であるか慎重な審査を行うことが望ましい。 (意見)
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査にあたり、要綱に沿って、報告書類である事業実施報告書や収支決算書の経費や金額にもとづいた確認作業が行われている。 したがって、実績の審査にあたり、報告書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ コロナウイルス対策で商店街への早急な支給が必要であったため致し方ないと言えるものの、団体の加盟店舗数に関わらず商店街団体に一律の補助上限額としており、公平な補助とは言えない。今後、同様の補助事業を実施する際には、加盟店数に応じて補助額を決めるなど公平性に留意した制度設計を行うことが望まれる。 (意見)
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 業者の選定について、随意契約理由が存在しない場合は、複数者による見積りを徴取の上、業者を決定することが望ましいため、適切な業者選定が行われるよう指導すべきである。 なお、過去に携わったことによりノウハウがあるなどの理由は随意契約理由として適当ではないので注意されたい。 (意見) ・A 商店街への HP 作成の補助について、加盟店の紹介はあるものの、役員の紹介が多く含まれており、本来の目的に合致しないのではないかと誤解を招くおそれが

	あることから、事業報告において成果物を適切に検収し、十二分に精査する必要があると考える。 (意見)
--	--

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ プレミアム付商品券などの、利用のできる商店街に限られる事業については、より利用しやすい方法を検討すべき。 その他の事業等については、特に問題は認められない。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 補助対象事業については、社会政策的な公益性の観点から見た場合公益性は高いと判断でき、継続すべきであると考えられる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 大分市のホームページでの掲載の他、各商店街団体に個別に文書又は FAX 等で通知をしており、方法は妥当であると判断している。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	↓						

	目標設定を行っておらず、評価指標を用いて評価を実施することが望まれる。 (意見)													
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>計画</th><th>実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td><td>17,583</td><td>18,219</td></tr> <tr> <td>人件費</td><td>1,480</td><td>1,480</td></tr> <tr> <td>総事業費</td><td>19,063</td><td>19,699</td></tr> </tbody> </table> ↓ 事業費に対して多額の人件費はかかっておらず、特段の問題は認められない。			計画	実績	事業費	17,583	18,219	人件費	1,480	1,480	総事業費	19,063	19,699
	計画	実績												
事業費	17,583	18,219												
人件費	1,480	1,480												
総事業費	19,063	19,699												
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価区分</th><th>評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改革の方向性</td><td></td><td rowspan="2"> 商店街は、その大半を小規模事業者が占めており、地域内の消費者の購買力に依存しているが、近年は、郊外大型店等へ消費者の流出が続いており、商店街の保全や活力の維持を図るため、本市からの支援は不可欠と考えている。 また、市内において新型コロナウイルス感染症の発生が確認されたことに伴い、本年3月に商店街が行う衛生管理に対する取組に対して期限を設定するなか、集中的に支援する補助事業を実施したが、今年度も状況等に応じて補助内容等を見直しながら引き続き実施していく。 </td></tr> <tr> <td>予算の方向性</td><td>維持</td></tr> </tbody> </table> ↓ 大分市の最上位計画である総合計画や総合戦略、商工業振興計画において、商店街は地域住民の身近な買い物の場として、また、安全・安心なまちづくりや地域交流の拠点としての機能を有するなど、地域コミュニティの担い手として重要な役割を果たしているとされている。このため、これらを維持・向上させるために、商店街活動を支援することが必要と考える。 成果の検討は、適切に行われていると判断する。		評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等	改革の方向性		商店街は、その大半を小規模事業者が占めており、地域内の消費者の購買力に依存しているが、近年は、郊外大型店等へ消費者の流出が続いており、商店街の保全や活力の維持を図るため、本市からの支援は不可欠と考えている。 また、市内において新型コロナウイルス感染症の発生が確認されたことに伴い、本年3月に商店街が行う衛生管理に対する取組に対して期限を設定するなか、集中的に支援する補助事業を実施したが、今年度も状況等に応じて補助内容等を見直しながら引き続き実施していく。	予算の方向性	維持				
評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等												
改革の方向性		商店街は、その大半を小規模事業者が占めており、地域内の消費者の購買力に依存しているが、近年は、郊外大型店等へ消費者の流出が続いており、商店街の保全や活力の維持を図るため、本市からの支援は不可欠と考えている。 また、市内において新型コロナウイルス感染症の発生が確認されたことに伴い、本年3月に商店街が行う衛生管理に対する取組に対して期限を設定するなか、集中的に支援する補助事業を実施したが、今年度も状況等に応じて補助内容等を見直しながら引き続き実施していく。												
予算の方向性	維持													

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

商店街団体においては法令等の規制はないが、役員が親族のみで構成されている団

体もあった。

この点、公益法人や非営利型一般社団法人においては役員の親族規定があることから、親族のみで占められている団体は公益性があるとは一般的には言えない。

このため、団体の役員の構成については、より公益性が明確になるように、団体に助言指導されたい。

(意見)

A 商店街で 16,200×50 個で購入されている商品が、B 商店街では 15%値引きで 33 個購入されている（購入先は同じ）というケースがあった。このように同じ商品であるにも関わらず価格が違うとなると何かしらのキックバックがされているのではないかという疑いの余地が生じる。

しかし、本補助事業を開始した情勢下では、消毒薬、マスクなどの衛生消耗品の欠品や価格の乱高下が見られ、同一商品であっても価格が違うというのはいたしかたないと言える。

但し、今後については、適正な支出であることを担保するためにも、随意契約理由が存在しない場合は、複数者による見積りを徴取のうえ、業者を選定するなどのルールが必要であると思われる。

(意見)

A 商店街について商品の発注先からコロナウイルス対策をアピールする「のぼり」が寄贈されていた。

補助対象経費ではない「のぼり」の経費を補助対象とする商品の価格に上乗せされる可能性がないとは言えないため、補助対象経費の価格が適正であるか慎重な審査を行うことが望ましい。

(意見)

コロナウイルス対策で商店街への早急な支給が必要であったため致し方ないと言えるものの、団体の加盟店舗数に関わらず商店街団体に一律の補助上限額としており、公平な補助とは言えない。今後、同様の補助事業を実施する際には、加盟店数に応じて補助額を決めるなど公平性に留意した制度設計を行うことが望まれる。

(意見)

業者の選定について、随意契約理由が存在しない場合は、複数者による見積りを徴取の上、業者を決定することが望ましいため、適切な業者選定が行われるよう指導すべきである。

なお、過去に携わったことによりノウハウがあるなどの理由は随意契約理由として

適当ではないので注意されたい。

(意見)

A 商店街への HP 作成の補助について、加盟店の紹介はあるものの、役員の紹介が多く含まれており、本来の目的に合致しないのではないかと誤解を招くおそれがあることから、事業報告において成果物を適切に検収し、十二分に精査する必要があると考える。

(意見)

目標設定を行っておらず、評価指標を用いて評価を実施することが望まれる。

(5) 商店街照明設備電気料補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	商工労働観光部 商工労政課			
補助金の名称	商店街照明設備電気料補助金			
根拠法令・要綱等	大分市商店街照明設備電気料金補助金交付要綱			
予算費目	款：労働費	項：労働諸費	目：労政費	
事業期間	事業開始年度	昭和 57 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	5,000	4,500	4,600
	決算額	4,373	4,451	4,196
	補助等対象者	6	6	6
補助金の目的	地域商業の振興発展及び商店街の安心安全の向上を図る。			
主な補助対象者等の概要	地域商業の振興を目的として組織されたもので、次の各号に掲げるもの。 (1) 商店街振興組合法第 2 条に規定する商店街振興組合 (2) 中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項第 1 号に規定する事業協同組合 (3) 大分市商店街連合会に加盟している商店街 (4) その他市長が地域商業の振興発展を図るために特に必要と認めるもの			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点		各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続		
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業・経費 商店街が4月から翌年の3月までに支払った対象電気料の100分の65に相当する額。限度額は1商店街につき200万円 交付申請にあたり必要となる資料 ① 商店街の位置及び照明設備の設置図 ② 照明設備設置状況調査書 ③ 対象期間の対象電気料の支払いを明らかにする書類 ④ その他市長が必要と認める書類 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。	
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。	
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 商店街組合を補助対象としており、商店街としての条件は特に存在していない。 また、目的・構成員・役員等の状況、活動状況等の報告書は完備されており、申請者としての条件は満たしており、問題は認められない。	

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。	
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ ① 商店街の位置及び照明設備の設置図 ② 照明設備設置状況調査書 ③ 対象期間の対象電気料の支払いを明らかにする書類	

	④ その他市長が必要と認める書類 交付決定にあたり、交付要領にある交付申請書類に対する審査が行われており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助先は全て別個であり、複数回生じることもない。 公平性・透明性の観点からはすべての書類等を確認しており、問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金交付要綱に定められている補助対象経費に対して補助金が支払われている。 補助金の交付決定にあたり、交付申請書類等に記載された経費や金額等について検討がなされている。 したがって、補助金額は、合理的な根拠に基づき交付決定されており、問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 商店街の位置及び照明設備の設置図 ② 照明設備設置状況調査書 ③ 対象期間の対象電気料の支払いを明らかにする書類 ④ その他市長が必要と認める書類 交付要領に示されている書類は添付されており、金額的にも問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 書類に不備、不自然な点は見られず、特段の問題は認められない。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査にあたり、必要書類にもとづいた確認作業が行われている。 したがって、実績の審査にあたり、必要書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。	
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓	

	電気代の補助であり、電気代の支払い実績に基づいており、問題は認められない。
v	他の用途に流用されている危険性はないか ↓ 電気代の補助であり、電気代の支払い実績に基づいており、補助金等は、効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 補助金の要綱に従った補助がされており、また、金額、負担割合は特段高い水準ではなく、特段問題は認められない。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 広告収入を得ている街灯は補助対象から除かれており、申請書の内容において不備等がなかったことから、問題はないと判断した。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 大分市のホームページでの掲載の他、各商店街組合に個別に文書又は FAX 等で通知をしており、方法は妥当であると判断している。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	補助実績		件	6	6	6	6

	↓ 補助した商店街の数であり、目標としては馴染まないものである。														
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円） <table><tr><td></td><td>計画</td><td>実績</td></tr><tr><td>事業費</td><td>4,600</td><td>4,196</td></tr><tr><td>人件費</td><td>740</td><td>740</td></tr><tr><td>総事業費</td><td>5,340</td><td>4,936</td></tr></table> ↓ 経費補助の事業であり、件数も少ないわりには人件費が高いと思われる。				計画	実績	事業費	4,600	4,196	人件費	740	740	総事業費	5,340	4,936
	計画	実績													
事業費	4,600	4,196													
人件費	740	740													
総事業費	5,340	4,936													
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価） <table><tr><td colspan="2">評価区分</td><td>評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等</td></tr><tr><td>改革の方向性</td><td>現行どおり</td><td rowspan="2">本市では、夜間に常夜灯として店舗閉店後においても、照明を点灯している商店街があるが、これは商店街における販売促進の役割としてだけではなく、防犯灯としての役割も担っていることから「大分市防犯灯設置・管理費および維持費補助金」に準じた補助を行っている。</td></tr><tr><td>予算の方向性</td><td>維持</td></tr></table> ↓ あくまでも要綱に従った経費補助であることから、事業評価自体馴染まないものと思われる。防犯としての性格が強いのであれば、防犯に関する補助金に加えてしまってもよいのではないかと思われる。			評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等	改革の方向性	現行どおり	本市では、夜間に常夜灯として店舗閉店後においても、照明を点灯している商店街があるが、これは商店街における販売促進の役割としてだけではなく、防犯灯としての役割も担っていることから「大分市防犯灯設置・管理費および維持費補助金」に準じた補助を行っている。	予算の方向性	維持				
評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等													
改革の方向性	現行どおり	本市では、夜間に常夜灯として店舗閉店後においても、照明を点灯している商店街があるが、これは商店街における販売促進の役割としてだけではなく、防犯灯としての役割も担っていることから「大分市防犯灯設置・管理費および維持費補助金」に準じた補助を行っている。													
予算の方向性	維持														

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

（６） 商都復活支援事業補助金

１．補助金等各事業の概要

所管	商工観光労働部 商工労政課			
補助金の名称	商都復活支援事業補助金			
根拠法令・要綱等	大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付要綱			
予算費目	款：商工費		項：商工費	目：商工業振興費
事業期間	事業開始年度	平成 20 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度

(単位：千円)	予算額	52,159	58,217	55,000
	決算額	54,734	56,898	54,546
	補助等対象者	-	-	補助申請者（商店街団体、各種団体、事業者）
補助金の目的	大分市中心市街地商都復活支援事業区域において、中心市街地の活性化を図ることを目的とする。			
主な補助対象者等の概要	商店街団体、事業者			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業・経費 まちなか出店支援事業 経費：店舗内外装に係る経費、備品購入費及び広告料 補助：50%以内。申請者が事業者の際は1,000千円、商店街団体であれば1,500千円を限度。 イベント開催事業 経費：イベントの開催に係る経費 補助：3分の2以内。1の事業につき800千円（一の団体につき1年度あたり2,400千円を上限とする。） 広域連携イベント誘致事業 経費：イベントの開催に係る経費 補助：3分の2以内。1の事業につき800千円（一の団体につき1年度あたり2,400千円を上限とする。） 商店街基盤整備事業 経費：施設及び設備の整備に係る経費 補助：50%以内。1商店街10,000千円。

	中心市街地活性化商店街等連携イルミネーション事業 経費：イルミネーション事業の開催に係る経費 補助：80%以内。1 商店街 8,000 千円。 中心部活性化商店街等連携イベント事業 経費：イベント事業の開催に係る経費 補助：80%以内。6,000 千円。 中心部活性化商店街等連携販売促進事業 経費：販売促進事業に係る経費 補助：3 分の 2 以内。1,000 千円。 交付申請にあたり必要となる資料 ① 大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付申請書 ② 市長が別に定める書類 交付申請書添付書類 承諾書 事業計画書 完納証明 登記簿謄本 住民票 履歴書 見積書 決算書 重要事項確認書（途中から） 誓約書 役員名簿（法人の場合） 交付申請書添付書類（イベント開催事業） 事業計画書 収支予算書 見積書 誓約書 ・決算書については、事実とは異なる書類である可能性がある。このため、法人税の申告書別表 1 又は所得税の確定申告書の第 1 表の写しを添付させることが望ま
--	---

	しい。 (意見) ・事業計画書について、正しくは配偶者が経営する事業で勤務しているにも関わらず、〇〇事業を開業（月商〇〇円）と記載されており、事実とは異なる内容が記載されていた 正しい内容の記載を徹底する必要がある。 (意見) ・既存の事業を行っていた事業者の配偶者が新規で出店する場合は、申請する者が異なることから既存の事業とは異なり新規の事業であると判断し申請を受付けるとの回答を担当者から受けた。このような申請については問題があるものではないが、既存の事業とは明確に区分して補助事業として採択するかを判断する必要がある。 また、名義が異なれば法人成り又は別法人を設立した事業者についても申請が可能となることから、このようなケースが生じた際には二重で補助することのないように慎重に判断する必要がある。 (意見)
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 次の各号のいずれかに該当する者が行う事業は、補助事業から除かれる 1) 本市の市税を滞納している者 2) 事業を行おうとする者が本市以外の市町村である場合は、その居住する市町村の市町村税を滞納している者 3) 事業を行おうとする者が法人である場合は、次に掲げる市町村の市町村税を滞納している者 - ア 法人の本店の所在地である市町村 - イ 本市における事業を統括する支店等の所在地が本市以外の市町村である場合にあっては当該支店等の所在地である市町村 4) 大分市中心市街地商都復活支援事業区域の店舗から他の店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした者 5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と親密な関係を有する者

	6) その他市長が不適当と認める者 ↓ 該当する事業者はなく、申請者としての条件は満たしており、問題は認められない。
--	--

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 商店街活性化事業・商都復活支援事業の審査会で審査が行われており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助先は全て別個であり、複数回生じることもない。 公平性・透明性の観点からはすべての書類等を確認しており、問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金交付要綱に定められている補助対象経費に対して補助金が支払われている。 補助金の交付決定にあたり、交付申請書類等に記載された経費や金額等について検討がなされている。 したがって、補助金額は、合理的な根拠に基づき交付決定されており、問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 事実実施報告書 ② 収支決算書

	③ 収支を証する書類 ④ その他市長が必要と認める書類 交付要領に示されている書類は添付されており、金額的にも問題は認められない。 但し、「事業実施報告書」に記載されている事業の成果が全て同一のものとなっており、様式通りの内容を記載するのではなく、事業者は自分の言葉で報告をすべきである。 (意見)
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 書類に不備、不自然は見られず、特段の問題は認められない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査に当たり、必要書類にもとづいた確認作業が行われている。 したがって、実績の審査に当たり、必要書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 経費補助であり、実際の支払い実績に基づいており、問題は認められない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 経費補助であり、実際の支払い実績に基づいており、補助金等は、効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 要綱に従った支出であり、特段の問題は認められない。 まちなか出店支援事業について、申請者が事業者であるか商店街であるかによって補助金額が異なるが、商店街への加入促進を図るために差異を設けているものであり、問題は認められない。

ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 補助事業について実績や申請件数に応じて事業及び補助率の見直しがされており、特段問題は認められない。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ ホームページ・市報での広報に加え、商工会議所や大分まちなか倶楽部での案内がされており、方法は適正であると判断する。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	空き店舗率	中心市街地における 5 商店街組合の区域内の空き店舗率	%	11.1% (H28)		9.8%	4.6% (H34)
	↓ 空き店舗の解消、中心市街地の集客・にぎわい創出が目的であるので、評価指標としては妥当と判断している。						
ii	コスト把握 (令和元年度、単位千円)						
		計画			実績		
	事業費 (うち商都復活支援事業補助金)	55,540 (55,000)			54,714 (54,546)		
	人件費	3,700			3,700		
	総事業費	59,240			58,414		
↓ 補助事業数も多いことから、事業費、人件費ともに特段問題があるとは言えないと思われる。							
iii	個別評価 (必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価)						

評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等
改革の方向性	制度・組織・規制等の改廃、事業内容の改善	本市の中心市街地では、JR おおいたシティや大分県立美術館のオープンなどにより商業環境などが大きく変化しており、商店街などの既存商業区域では、その変化に対応する必要性が生じている。 平成 30 年 4 月から第 3 期中心市街地活性化基本計画の策定に併せ、まちなか出店支援事業は対象経費を拡大し、イベント開催事業は補助額の上限を下げるなどの制度見直し等を行った結果「空き店舗率」の改善に繋がったと思われる。 しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響で空き店舗の増加が見込まれるため、事業内容の見直しや予算の拡大も含めて検討する必要がある。
予算の方向性	維持	

↓

空き店舗率は解消しているが、中心市街地において空地や駐車場も増えていることから、異なる指標も今後は検討が必要になることが予想される。

また、中心市街地区域の建物の老朽化も見受けられることから入居者のみならずテナントオーナーへの不動産の維持管理への補助も検討しても良いのではないかとと思われる。

(意見)

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

決算書については、事実とは異なる書類である可能性がある。このため、法人税の申告書別表 1 又は所得税の確定申告書の第 1 表の写しを添付させることが望ましい。

(意見)

事業計画書について、正しくは配偶者が経営する事業で勤務しているにも関わらず、〇〇事業を開業（月商〇〇円）と記載されており、事実とは異なる内容が記載されていた。正しい内容の記載を徹底する必要がある。

(意見)

既存の事業を行っていた事業者の配偶者が新規で出店する場合は、申請する者が異

なることから既存の事業とは異なり新規の事業であると判断し申請を受付けるとの回答を担当者から受けた。このような申請については問題があるものではないが、既存の事業とは明確に区分して補助事業として採択するかを判断する必要がある。

名義が異なれば法人成り※又は別法人を設立した事業者についても申請が可能となることから、このようなケースが生じた際には二重で補助することのないように慎重に判断する必要がある。（意見）

※法人成りとは、個人事業主が手続きを行い、株式会社や合同会社などの法人に成り代わることをいう。

（意見）

「事業実施報告書」に記載されている事業の成果が全て同一のものとなっており、様式通りの内容を記載するのではなく、事業者は自分の言葉で報告をすべきである。

（意見）

空き店舗率は解消しているが、中心市街地において空地や駐車場も増えていることから、異なる指標も今後は検討が必要になることが予想される。

また、中心市街地地域の建物の老朽化も見受けられることから入居者のみならずテナントオーナーへの不動産の維持管理への補助も検討しても良いのではないかとと思われる。

（７） 大分まちなか倶楽部運営費補助金

１．補助金等各事業の概要

所管	商工観光労働部 商工労政課			
補助金の名称	大分まちなか倶楽部運営費補助金			
根拠法令・要綱等	株式会社大分まちなか倶楽部補助金交付要領			
予算費目	款：商工費		項：商工費	目：商工業振興費
事業期間	事業開始年度	平成 20 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	5,000	5,000	5,000
	決算額	5,000	5,000	5,000
	補助等対象者	(株)大分まちなか倶楽部	同左	同左
補助金の目的	大分市の中心市街地活性化を推進するために設立された株式会社大分まちなか倶楽部に対する補助金			
主な補助対象者等の	株式会社大分まちなか倶楽部			

概要	
----	--

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか																						
監査手続																							
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 株式会社大分まちなか倶楽部が行うまちづくり関連事業に係る次の経費（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）について予算の範囲内で補助金として交付する。 <table border="1"> <tr> <td>報償費</td><td>報償費</td></tr> <tr> <td>旅費</td><td>旅費交通費</td></tr> <tr> <td>人件費</td><td>給与手当、福利厚生費、出向費</td></tr> <tr> <td>需用費</td><td>消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費</td></tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td><td>賃借料、リース料</td></tr> <tr> <td>負担金</td><td>諸会費</td></tr> <tr> <td>役務費</td><td>通信運搬費、手数料</td></tr> <tr> <td>委託料</td><td>外注費</td></tr> <tr> <td>広告料</td><td>広告宣伝費</td></tr> <tr> <td>修繕料</td><td>修繕費</td></tr> <tr> <td>その他の経費</td><td>その他</td></tr> </table> 交付申請にあたり必要となる資料 交付申請書に以下の書類を添付する ① 当該年度における事業計画書 ② 経費を明らかにした収支予算書 ③ その他市長が必要と認める書類 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。	報償費	報償費	旅費	旅費交通費	人件費	給与手当、福利厚生費、出向費	需用費	消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費	使用料及び賃借料	賃借料、リース料	負担金	諸会費	役務費	通信運搬費、手数料	委託料	外注費	広告料	広告宣伝費	修繕料	修繕費	その他の経費	その他
報償費	報償費																						
旅費	旅費交通費																						
人件費	給与手当、福利厚生費、出向費																						
需用費	消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費																						
使用料及び賃借料	賃借料、リース料																						
負担金	諸会費																						
役務費	通信運搬費、手数料																						
委託料	外注費																						
広告料	広告宣伝費																						
修繕料	修繕費																						
その他の経費	その他																						
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。																						
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか																						

	↓ 補助金交付要領により、補助対象者は、株式会社大分まちなか倶楽部のみと定められている。 また、目的・構成員・役員等の状況、活動状況等の報告書は完備されており、申請者としての条件は満たしており、問題は認められない。
--	--

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ ① 補助金交付申請書 交付決定にあたり、交付申請書に対する審査が行われており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助金交付要綱により、補助対象先は、株式会社大分まちなか倶楽部と定められている。したがって、公平性、透明性の検討については要しない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 申請書類に添付されていた集計表には、補助対象外経費も含めた当該年度の収支決算の全てが記載されていた。 補助金の算定に際しては、補助対象経費を精査した上で補助額を決定しているため、その処理自体に問題は無いが、算定ミスを防ぐために補助対象経費と対象外経費を分けた集計表を添付すべきと考える。 (意見)

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓

	① 当該年度における事業報告書 ② 経費を明らかにした収支決算書 ③ その他市長が必要と認める書類 基本的に報告書の様式は前年と同じであるが、報告書や決算書であることから、内容も含めて問題は認められない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査にあたり、要綱に沿って、報告書類等の経費や金額についても報告を受けている。したがって、実績の審査にあたり、報告書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 補助対象経費の支払い実績に基づいており、補助金等は、効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、問題は認められない。
v	他の用途に流用されている危険性はないか ↓ 上記の通り、算定ミスが生じうる可能性があったことから、補助対象外経費にも補助金が支給される可能性があった。但し、流用された事実は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 経費補助であるが、そもそも補助対象経費が大きすぎるため、結果として補助金の満額が支給されている。このため、負担割合等が適切な水準か判断することができない。 また補助対象法人は営利法人であり、自己資本比率も 60%超、当座比率も 100%超あり財務状況及び資金繰りの観点からも特段問題は見受けられない。 また内部留保できるだけの利益を計上できていることから、補助金額は多額で

	あるとも判断できる。補助がなくても運営できるようになるべきであるため、法人の状況を見極めたうえで補助金額の見直しの検討が今後必要であると思われる。 (意見)
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 公益性に資する法人（第三セクター）であり補助金としての金額自体は多額とは言えない。但し上記の通り営利法人であり上記の通り法人の状況を見極めたうえで補助金額の見直しの検討が今後必要であると思われる。 (意見)
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 補助対象者は、補助金交付要領により、株式会社大分まちなか倶楽部と定められており、公募等を行う必要はないため、募集に関しての周知・広報などは不要である。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	↓ 目標設定を行っていない。 株式会社大分まちなか倶楽部へ補助を出すことにより、どのような効果を期待し、それが結果としてどのように結びついているかを判断するためにも、何かしらの指標を用いて判断すべき。 (意見)						
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
		計画			実績		
	事業費	5,000			5,000		
	人件費	740			740		
	総事業費	5,740			5,740		

り財務状況及び資金繰りの観点からも特段問題は見受けられない。

また内部留保できるだけ利益を計上できていることから、補助金額は多額であるとも判断できる。補助がなくても運営できるようになるべきであるため、法人の状況を見極めたうえで補助金額の見直しの検討が今後必要であると思われる。

(意見)

目標設定を行っていない。

株式会社大分まちなか倶楽部へ補助を出すことにより、どのような効果を期待し、それが結果としてどのように結びついているかを判断するためにも、何かしらの指標を用いて判断すべき。

(8) 歩行者天国実施補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	商工観光労働部 商工労政課			
補助金の名称	歩行者天国実施補助金			
根拠法令・要綱等	大分市中央通り歩行者天国推進委員会運営費補助金交付要領			
予算費目	款：商工費	項：商工費	目：商工業振興費	
事業期間	事業開始年度	平成 20 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	27,000	24,000	21,000
	決算額	23,202	21,728	20,267
	補助等対象者	大分市中央通り歩行者天国推進委員会	同左	同左
補助金の目的	市道中央通り線における歩行者天国を円滑に実施するため交付する補助金			
主な補助対象者等の概要	大分市中央通り歩行者天国推進委員会			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか

	↓ 補助対象事業・経費 補助金の交付対象となる経費について大分市の予算の範囲内において、市長が定める額を補助する。 補助対象経費：報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金、補助金、交付金、その他市長が必要と認める経費 交付申請にあたり必要となる資料 ① 交付申請書 交付申請書添付書類 事業計画書 収支予算書 委員会の規約、定款その他これらに準ずる書類 その他市長が必要と認める書類 ↓ 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 補助金交付要領により、補助対象者は、大分市中央通り歩行者天国推進委員会のみと定められている。 また、目的・構成員・役員等の状況、活動状況等の報告書は完備されており、申請者としての条件は満たしており、問題は認められない。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。	
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓	

	① 補助金交付申請書類 ② 事業計画書 ③ 収支予算書 ④ 委員会の規約、定款その他これらに準ずる書類 ⑤ その他市長が必要と認める書類 ↓ 交付決定にあたり、交付要領に記載されている書類等に対する審査が行われており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助金交付要領により、補助対象先は、大分市中央通り歩行者天国推進委員会と定められている。したがって、公平性、透明性の検討については要しない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金交付要領に定められている補助対象経費に対して補助金が支払われている。 補助金の交付決定にあたり、交付申請書類等に記載された経費や金額等について検討がなされている。 したがって、補助金額は、合理的な根拠に基づき交付決定されており、問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 補助金実績報告書兼精算書 ② 事業実績書 ③ 収支決算書 ④ その他市長が必要と認める書類 ↓ 交付要領の補助対象経費と、収支報告書の支出の項目が整合していない。 証拠書類を一件ずつ補助対象経費として問題ないか精査した上で清算しているため、補助金を執行することについて問題は無いが、今後は補助対象経費と収支報告書の支出項目を揃えるべきである。 （意見）	

ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 「大分市中央通り歩行者天国推進委員会」設置規約で、「監事は委員会の会計を監査する」と規定されているため、今後は歩行者天国の会計にも監事の監査報告書を添付するよう努めるべきである。また、監事の監査範囲を会計のみならず、役員の職務の執行まで拡充するよう働きかけるべきである。 (意見) 業者選定について、随意契約理由が存在する場合を除き、複数者による見積りを徴取のうえ、業者を決定することが望ましいため、適切な業者選定が行われるよう指導されたい。 (意見)
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査にあたり、必要書類にもとづいた確認作業が行われている。 したがって、実績の審査にあたり、必要書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 経費補助であり、問題のある支出はなく、問題は認められない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 経費補助であり、実際の支払い実績に基づいており、補助金等は、効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 要領に従った支出であり、適切な水準であり、特段の問題は認められない。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか

	↓ 歩行者天国を実施することに公益性があるか否かの判断は難しいが、支出した内容について特段疑義が生じうるものはなく、特段の問題はないと判断する。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 補助対象者は、補助金交付要領により、大分市中央通り歩行者天国推進委員会のみと定められており、公募等を行う必要はないため、募集に関しての周知・広報などは不要である。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	来場者数 (1 回平均)		人		31, 000	25, 333	31, 000
↓ 令和元年度においては、荒れた天候に見舞われたことにより計画を下回る結果となった。天候如何で実績が変動するため、他の指標を検討することも望まれる。 (意見)							
ii	コスト把握 (令和元年度、単位千円)						
		計画			実績		
	事業費 (うち歩行者天国実施 補助金)	22, 952 (21, 000)			22, 952 (20, 267)		
	人件費	6, 660			6, 660		
	総事業費	29, 612			29, 612		
↓ 事業費に比して人件費が高いが、補助金の審査の他、市職員が歩行者天国の開催にあたって交通事業者及び警察等と折衝に関する業務を行っているため、特段問題はないと判断する。							
iii	個別評価 (必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価)						

評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等
改革の方向性	制度・組織・規制等の改廃、事業内容の改善	中心市街地に位置する指導中央通り線で歩行者天国を実施することにより、東西商店街の回遊性向上による中心市街地全体の活性化を図る。 今年度は、交通規制開始時間を正午から 1 時間早めて 11 時からに変更し、飲食ブースの売上げ向上を図る。また、3 回実施予定のうち 1 回については飲食ブースを設置せず、商店街等の既存店舗での飲食を促す。 なお、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で 5 月開催分を延期したが、次年度以降も含め、今後のイベント実施に際して新たな生活様式を注視しながら、その実施内容を構築していく必要がある。
予算の方向性	維持	
↓ 歩行者天国を実施すると、実施した間は確かに回遊性向上により活性化が図られるが一過性のものにならないように、日常的に商店街を訪れるファンの獲得も含めさらなる取り組みが望まれる。 また、昨今のコロナ禍の状況を踏まえ注意して取り組みを実施していく必要がある。		

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

交付要領の補助対象経費と、収支報告書の支出の項目が整合していない。

証拠書類を一件ずつ補助対象経費として問題ないか精査した上で清算しているため、補助金を執行することについて問題は無いが、今後は補助対象経費と収支報告書の支出項目を揃えるべきである。

(意見)

「大分市中央通り歩行者天国推進委員会」設置規約で、「監事は委員会の会計を監査する」と規定されているため、今後は歩行者天国の会計にも監事の監査報告書を添付するよう努めるべきである。また、監事の監査範囲を会計のみならず、役員の職務の執行まで拡充するよう働きかけるべきである。

(意見)

業者選定について、随意契約理由が存在する場合を除き、複数者による見積りを徴取のうえ、業者を決定することが望ましいため、適切な業者選定が行われるよう指導されたい。

(意見)

令和元年度においては、荒れた天候に見舞われたことにより計画を下回る結果となった。

天候如何で実績が変動するため、他の指標を検討することも望まれる。

(9) 大分市アートを活かしたまちづくり推進会議補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	商工観光労働部 商工労政課			
補助金の名称	大分市アートを活かしたまちづくり推進会議補助金			
根拠法令・要綱等	大分市アートを活かしたまちづくり推進会議補助金交付要領			
予算費目	款：商工費		項：商工費	目：観光費
事業期間	事業開始年度	平成 28 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	24,391	1,900	28,900
	決算額	14,674	1,588	28,750
	補助等対象者	大分市アート を活かしたま ちづくり推進 会議	同左	同左
補助金の目的	アートの持つ創造性を活かして、地域経済の振興と観光振興を図るために行うアートを活かしたまちづくり事業の実施			
主な補助対象者等の概要	大分市アートを活かしたまちづくり推進会議			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	

i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業・経費 補助対象者が行うアートを活かしたまちづくりに関する事業に係る経費を補助。 交付申請にあたり必要となる資料 ① 補助金交付申請書 ② 事業計画書 ③ 収支予算書 ④ 団体の組織表 ⑤ 誓約書 ⑥ その他市長が必要と認める書類 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 補助金交付要領により、補助対象者は、大分市アートを活かしたまちづくり推進会議のみと定められている。 また、目的・構成員・役員等の状況、活動状況等の報告書は完備されており、申請者としての条件は満たしており、問題は認められない。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。	
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ 団体の組織表	

	④ 誓約書 ⑤ その他市長が必要と認める書類 交付決定にあたり、交付要領に記載されている書類等に対する審査が行われており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助金交付要領により、補助対象先は、大分市アートを活かしたまちづくり推進会議と定められている。したがって、公平性、透明性の検討については要しない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金交付要領に定められている補助対象経費に対して補助金が支払われている。 補助金の交付決定にあたり、交付申請書類等に記載された経費や金額等について検討がなされている。 したがって、補助金額は、合理的な根拠に基づき交付決定されており、問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 実績報告書 ② 収支報告書 ③ 収支を証する書類 ④ その他市長が必要と認める書類 各種実務要領から、3月31日までに履行確認がとれる事業に対しては4月を超えて支払うことは問題ではないといえるが、期限があるのであれば、その期限を遵守するように求めるべきである。 （意見）
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 作家の選定等が適当であるかは判断できない。但し、大分市アートを活かしたまちづくり推進会議の各委員は、大学等の教育機関、経済関係団体、文化芸術関係団体、行政機関の人員が参画しており、運営について相互に牽制が働いていることから問

	題はないと判断する。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績の審査に当たり、必要書類にもとづいた確認作業が行われている。 したがって、実績の審査に当たり、必要書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 芸術に関するイベントであり、まちなかにある芸術作品の設置等もあり相場観等の判断が難しく、また、金額的規模からも効率的かつ有効的に使用されているかどうかの判断をすることができない。 但し、事業遂行上の問題はないことから問題はないと判断する。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ アート作品に関する相場観が分からないことから、作家等への報酬が適切なものか判断することができない。 但し、上記にもあるように、運営について相互に牽制が働いていることから問題はないと判断する。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 事業の内容、金額、事業期間、規模等について、他の自治体が実施したイベントに比して特段高額でもないことから、問題はないと判断する。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 公益性のある事業であり継続性に問題は認められない。 但し、アートフェスティバル等のイベントを実施する年度は予算金額及び実施業務が大きくなることから計画的に事業を実施することが望まれる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか

	↓ 補助対象者は、補助金交付要綱により、大分市アートを活かしたまちづくり推進会議のみと定められており、公募等を行う必要はないため、募集についての周知・広報などは不要である。
--	---

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	参加者数	「回遊劇場 SPIRAL」の総参加者数	人	0 (H28)	408,648	443,820	410,000 (R1)
↓							
目標を上回っている。							
アートイベントのない年度は評価指標がないが、当該事業は複数年度にまたがるものであるため、上記の評価指標をそのまま繰り返し越しても良いと思われる。							
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
			計画		実績		
	事業費		28,900		28,750		
	人件費		740		740		
	総事業費		29,640		29,490		
↓							
事業費は「回遊劇場 SPIRAL」開催等に係る経費で人件費は事務局費であり、特段問題ない。							
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）						
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等				
	改革の方向性	現行どおり	アートフェスティバルについては、2025 年に開催予定の大阪万博に併せて開催するなど、ビッグイベントに併せて開催することとしているため、令和 3 年度以降は、パブリックアート作品の維持				
	予算の方	維持					

	向性	管理費、撤去費及び事務局費のみを計上している。
	↓ 2025 年開催予定のイベントを実施するためにも、今後は準備をしていくことが望まれる。 イベントが終わった後のアート作品の活用方法についても併せて検討するのが望ましい。	

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

各種実務要領から、3 月 31 日までに履行確認がとれる事業に対しては 4 月を超えて支払うことは問題ではないといえるが、期限があるのであれば、その期限を遵守するように求めるべきである。

(10) 企業立地促進助成金

1. 補助金等各事業の概要

所管	商工労働観光部 創業経営支援課			
補助金の名称	大分市企業立地促進助成金			
根拠法令・要綱等	大分市企業立地促進条例、大分市企業立地促進条例施行規則			
予算費目	款：商工費		項：商工費	目：商工業振興費
事業期間	事業開始年度	平成 16 年度	事業終期年度	令和 3 年度
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	858, 201	535, 700	852, 765
	決算額	832, 791	533, 023	852, 305
	補助等対象者	三井造船(株) 他 9 件	ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株) 他 4 件	エスティケイテクノロジー(株) 龍南運送(株) 他 9 件
補助金の目的	大分市における企業の立地を促進することにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって大分市の経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする(大分市企業立地促進条例第 1 条)			

主な補助対象者等の概要	下記の全ての要件を満たす者 ① 設備投資額 新設：10 億円（中小企業者は 1 億円）以上 増設・移設：10 億円（中小企業者は 5,000 万円）以上 ② 新規雇用従業員数 新設：20 人以上（中小企業者は 5 人以上） 増設・移転：10 人以上（中小企業者は 2 人以上） なお、助成金の交付対象要件となった新規雇用従業員数は、助成金の確定の日から 5 年以上確保すること ③ 指定を受けた日から 5 年以上、事業を継続することが出来る見込みがあること
-------------	---

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 交付申請に際しては、交付申請書と事業計画書（指定申請書、建設計画の概要、資金計画の概要、生産計画の概要、原材料の取得計画の概要、工場用地見取り図及び工場配置図、その他参考となる資料等）、が添付されることになっており、概ね問題なく添付されている。 <共通①>変更届について 大分市企業立地促進条例第 6 条第 1 項には、第 4 条の規定による申請をした企業及び前条の規定により指定を受けた企業（指定企業）は、当該申請の内容に変更があった時は、その旨を市長に届け出なければならないとされている。 また、大分市企業立地促進条例施行規則第 10 条には、条例第 6 条第 1 項による変更の届出は、申請事項変更届出書（様式第 4 号）によるものとする。とされている。 しかしながら、指定申請書の記載内容（新規従業員数、設備の取得（賃貸）の予定時期、設備投資の内容・金額、事業運営費用の金額、着工予定日、事業開始予定日等）に変更があるにもかかわらず、変更届け出が出されていない事例が散見された。 そもそも、指定申請書に空欄が目立ち必要事項が記載されていない事例も多い。（監査の結果）

	<共通④>増設・移設について 一部書類に未記載の助成対象者が散見される。 増設や移設については、事業規模の拡大を目的とするものでなければならず、生産計画の概要や過年度の実績に関する資料（決算書等）や事業計画書などを検討することにより事業規模が拡大するか否かを確認するべきである。 （意見） <共通⑤>事業規模の拡大について 移設や増設については、事業規模の拡大が要件となっている。 この事業規模の拡大については、どれだけ規模が拡大すればよいのか基準が明確になっていない。 事業規模の拡大について、明確な数値基準を設定するべきである。 （意見） 補足として、設備投資を行えば事業規模が拡大する訳ではない、同様に雇用が増えれば事業規模が拡大する訳でもない。逆に縮小する場合もあり得る。 増設に係る助成について 増設とは、市内に事業所を有する企業が、事業規模を拡大する目的で、当該事業所の全部を廃止することなく、当該事業所を拡張し、当該事業所の設備を更新し、又は新たに市内において事業所を設置することをいう。（施行規則第2条（2）） 上記の定義からは、助成対象となる設備投資を行うことによって助成企業の事業規模が拡大することが必要である。 しかしながら、助成した企業の中には、提出を受けた事業計画書（生産計画の概要、原材料の取得計画の概要）をみると、事業規模が拡大しないばかりか、縮小する計画となっている企業がみられた。 この助成金を交付した企業については、外注を内製化したものを事業規模の拡大と捉え交付したものである。 これは、企業へヒアリングした結果、事業規模の拡大と捉えられるか否かを判断する際、企業から『外注していた時点よりも内製化したことでコストを抑えることができ、さらなる生産拡大が望めることから、設備投資を行う』との説明があったことから当該企業を指定企業とし、助成金を交付決定したとのことである。 しかしながら、申請前の生産計画を決算書や事業計画書で把握せずに判断したことは望ましくない。 今後は事業規模の拡大について、決算書や事業計画書で確認し、判断するべきである。
--	--

	(監査の意見)
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ <共通③>交付（指定）に係る審査について 交付申請に際しては、交付申請書と事業計画書（指定申請書、建設計画の概要、資金計画の概要、生産計画の概要、原材料の取得計画の概要、工場用地見取り図及び工場配置図、その他参考となる資料等）、が添付されている。 しかしながら、交付申請書と事業計画書及びその添付書類について、必要事項の記載漏れや、未完成と思われる資料が散見された。 指定審査等に活用する重要な資料であるため、記載すべき事項・内容を漏れなく完全に作成するようにしなければならない。 (意見)
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 大分市企業立地促進条例施行規則第4条（4）に規定された事業者となっており、申請者としての条件は満たしており、問題は認められない。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 支出負担行為決議書による適切な決裁を受けている。 <共通⑥-1>事務事業の実施体制について 現状、企業立地関連の助成事業（企業立地促進助成金、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転支援助成金）の実施体制は、担当者2名で行われている。 本事業は、専門性が高く、事務の煩雑さが顕著であり、他都市と比較しても担当者2名により助成金の審査・支払業務を行うことは、業務量として過大である。 そのため、各々の業務に適切な人員を配置するなど、業務体制の見直しについて検討を行うことなどを踏まえ、早急にチェック体制の構築を図る必要がある。 (意見) <共通⑥-2>補助金に係る審査事務の実施体制について なお、業務体制の見直しに当たっては、営業・誘致と審査の担当者は明確に分け

	ることが望ましい。 営業担当者が審査業務も行うことになると客観的な審査が行われない可能性がある。 (意見)
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 審査基準が設けられていないが、申請書類に基づき審査が行われている。 <共通⑦>交付申請に係る審査手続きについて 実質的に、従業員数と設備投資金額のみに偏重した審査が行われており、十分な審査が行われているとは言えない。 審査すべき事項を網羅的に抽出し、十分な審査を行い、その過程を明らかにする書式を作成すべきである。 (意見)
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 助成対象先は個別に複数が採択されており、採択時の基準は明確であることから、公平性、透明性の問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 大分市企業立地促進条例施行規則に従い決定されており、問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ 実績報告は、収支決算書と新規雇用者に係る証票書類、実施報告書によっており、問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 設備投資に係る契約書、事務所の賃貸借契約書、雇用者に係る資料（雇用保険加入に係る書類、住民票等）添付がある。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか	

	↓ 請求書、実績報告及び添付書類は適切に徴求されており、また、審査が行われている。 ＜共通⑧＞開始届、完了報告に係る審査手続きについて 十分な審査をしたことを示す資料が作成されていない。 審査すべき事項を網羅的に抽出し、十分な審査を行い、その過程を明らかにする書式を作成すべきである。 （意見） ＜共通⑨＞フォローアップ 当該助成金は、 （1）助成金の算定に係る新規雇用従業員の数は、助成金の額の決定の日から5年間これを下回らないこと（第9条第2項（1）） （2）市税を滞納しないこと（第9条第2項（2）） （3）交付事業によって、取得し又は効用の増加した財産は、交付事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること（指定通知書の条件） という条件が付されている。 上記の条件を満たしているか助成金確定後もフォローアップする必要がある。フォローアップについては、実施されているようであるが、統一的なマニュアルや報告書式・検証書式等が整備されていない。フォローアップの過程を記録することが望ましい。 （意見） ＜共通⑩＞指定通知書の条件 市長は、指定を行うに当たり、次の条件を付すものとする。 （1）助成金の算定に係る新規雇用従業員の数は、助成金の額の確定の日から5年間これを下回らないこと （2）事業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に事業休止（廃止）届（様式第3号）を提出すること （3）市税を滞納しないこと （4）その他市長が必要と認める条件を順守すること とある（第9条第2項）。 しかしながら、指定通知書には、（2）事業の休止（廃止）、（3）市税を滞納しないことについて、条件が記載されていない。
--	---

	規則に列挙されている条件であるため、指定通知書にその旨を記載するべきである。 (意見) <共通⑪>固定資産台帳 助成対象となる設備投資は、土地、家屋、償却資産とされており、償却資産は、地方税法第 341 条第 4 号に規定する償却資産とされ、その償却資産について、対象となる償却資産は、助成金毎に定められている。 ここで、地方税法第 341 条第 4 号に規定する償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）とされている。 固定資産の取得と思われる内容であっても、法人の会計処理によっては、資産計上ではなく費用処理を選択することがあり、請求書等の内容だけでは、助成金の対象となる設備投資であるか否かは判断することはできない。 よって、助成対象の設備投資に該当するか否かを判断するためには、助成対象事業者から固定資産台帳の提出を求め、助成金確定にかかる審査に活用する必要がある。 しかしながら、固定資産台帳の提出が見られない事例が散見されたことから、今後は、固定資産台帳を活用した審査を徹底すべきである。 (意見) <共通⑫>指定申請書、開始報告書、完了報告書の様式について 申請書等の様式が製造業を想定した記載内容となっており、その他の業種には該当しない記載事項が多い。反対に、製造業では重要ではないが、他の業種には重要な項目の記載がなされない等の弊害がある。 それぞれの業種に必要な事項が漏れなく記載されるように様式を見直すことを検討することが望ましい。 (意見) <共通⑬>新規雇用に係る基準日 新規雇用者の算定の開始となる基準日については、大分市企業立地促進条例施行規則には明確な規定はないが、基準日を市役所に問合せ等の連絡を行った日にするという運用がなされている。しかしながら、この運用では客観的な検証を行うことが困難である。補助の申請を行うことを宣言した書面が提出された日にする等の客観的に検証可能な方法に改めることが望ましい。 (意見)
--	---

新規雇用者の資格取得日

新規雇用者について、いつ時点からの雇用者を新規雇用者とするかについて、創業経営支援課では、助成対象者から問い合わせ等を受けた日を基準日とする運用を行っている。

しかしながら、助成対象となった新規雇用者の中に基準日以前に雇用されたものが含まれていた。

これについて、創業経営支援課では、基準日を問い合わせのあった平成 30 年 7 月 23 日ではなく、事業の着手日（平成 30 年 2 月 5 日）へ変更したためとしているが、基準日を変更させる運用は適切ではない。

基準日については、変更ができないように基準を明確にして運用すべきである。
（監査の結果）

設備投資の内容について

助成対象となる設備投資は、事業所の新設に必要な土地、家屋及び償却資産（施行規則第 2 条（4））となっている。

償却資産とは、地方税法第 341 条第 4 号に規定する償却資産のうち、直接事業の用に供する償却資産であって、法人税法施行令第 13 条第 1 号から第 7 号までに掲げる資産である（施行規則第 2 条（4））。

よって、助成対象となる設備投資（土地を除く）とは、助成対象企業の償却資産台帳へ記載されたものである。

しかしながら、助成金確定に係る審査において償却資産台帳への記載の有無を確認しておらず審査手続きとしては、十分とは言えない。

今回の監査において、助成対象となった設備投資のうち、解体工事費や交換用部品への支出、その他少額資産、無形固定資産になる可能性がある支出についても設備投資と認めて助成金を支出している事例が見られた。

一般的な企業会計の実務からは、解体工事費や少額資産は、償却資産ではなく支出時の費用として会計処理することが通常であり、償却資産として台帳に記載し、減価償却を行うことはない。

また、交換用部品等、修繕に係る支出と思われる項目も、内容によっては資産計上されることもあるが、修繕費として費用処理されることもある。

助成対象となる償却資産とするには、対象企業の償却資産台帳への記載が必要である。

現状では、設備投資の判定に際しては、助成対象者から提出された請求書等の明細を確認しながら検証を行っている。しかしながら、請求書の明細のみでは、助成対象者がどのような会計処理を行ったのかは判断することができない。

	また、1つ1つの明細を詳細に検討する作業は、極めて非効率であり業務の手間がかかりすぎると思われる。 そのため、今後は、補助事業者から償却資産台帳の提出を受け、請求書との照合を行うことが望ましい。 (監査の結果) 補足として、上記で指摘したすべてが対象外としているのではなく、現状のままでは、助成対象の設備投資となるか否か判断ができないとの見解である。 まったく同じ支出であっても企業の採用した会計処理によって資産計上する企業もあれば、費用処理する企業もある。企業から、償却資産台帳の提出を受けて確認する以外に有効な方法は存在しない。
iv	補助金等は効率的かつ有効に使用されているか ↓ 当初の予算通りに事業は行われており、助成金等は効率的かつ有効に使用されていると判断できる。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 収支決算書及び根拠資料が添付されており、流用の危険性は低いと思われる。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 金額等の条件は他の地町村と比較して概ね同水準となっている。 <共通⑭>助成金の目的との整合性について 本助成金については、産業の振興及び雇用機会の拡大を図るという目的からは必要不可欠な助成金である。一方で、公平性の観点からは、非常に注意が必要な助成金である。 事業規模の拡大が確実に見込まれない場合は、産業の振興及び雇用機会の拡大は見込めず、単なる引越し費用の助成となってしまう、助成金の趣旨からは適切でない。

	よって、事業規模の拡大については、決算書や事業計画書等の資料提出を求め、確認するべきである。 (意見)
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 大分市の産業の振興及び雇用機会の拡大の観点からは、事業は継続すべきであり、内容等についても概ね問題はないと思われる。 < 共通 X-1 > 事業実施体制について 現状、企業立地関連の助成事業（企業立地促進助成金、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転支援助成金）の実施体制は、担当者 2 名により企業への誘致活動及び助成金の審査・支払業務まで行われており、事業規模から人員が著しく不足している。 本事業は、予算規模が極めて大きく、専門性も高く、業務量が膨大である。 事業規模に見合った実施体制を早急に整えるべきである。もしくは、実施体制に見合った規模まで予算を縮小することも検討することが望まれる。 (監査の結果)
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 広報の方法は、市のホームページや市報の他、市内企業訪問による制度紹介等によっている。 また、県外企業へのアプローチについては、市長等によるトップセールス、県東京事務所、県大阪事務所とともに企業訪問を行っている。 助成金の周知・広報の方法は妥当であると判断できる。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	立地企業件数 (累計企業件		件		7 件 (累計：28	23 件 (累計 80	12 件 (R2～R6 累

	数)				件)	件)	計 60 件)
↓							
目標設定は、立地企業件数とされており、評価指標として適切である。							
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
			計画		実績		
	事業費 （うち企業立地促進助成金）		955, 751 (852, 765)		929, 971 (852, 305)		
	人件費		10, 800		10, 800		
	総事業費		966, 551		940, 771		
↓							
複数の事業がまとめられており、企業立地促進助成金に係る人件費については算定ができないため、コスト把握が適切に行われているか判断ができない。							
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）						
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等				
	改革の方向性	制度・組織・規制等の改廃、事業内容の改善	平成 28 年度は企業立地件数 18 社、助成金額 783, 741 千円、平成 29 年度は企業立地件数 18 社、助成金額 908, 854 千円、平成 30 年度は企業立地件数 21 社、助成金額 608, 500 千円、令和元年度は企業立地件数 23 件、助成金額 929, 971 千円となっている。 当初予算は前年度中に支払いが確定している助成金を計上している（令和 2 年度：783, 221 千円）。 なお、当該年度に新たに立地が決定した企業に対する助成金については、9 月補正で当該年度に係る所要額を予算措置している。 今年度については、コロナウイルスの影響により、企業が積極的な設備投資を見送ったり、資材入荷が困難となっており、工期を延長せざるを得ない企業が増えていることから、設備投資の期間の延長、雇用要件の緩和など、企業立地の推進を後退させないよう、企業立地促進条例施行規則を 8 月までに改正し、9 月議会の委員会において報告する予定である。 併せてトップセールスをはじめとする積極的な企業訪問を実施する中で、さらに企業立地を推進していく。 ※企業立地推進事業の評価				
↓							
個別評価は、企業立地促進助成金、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転促進助成金がまとめて一括で評価されている。							

	大分市行政評価・実施計画に関する方針によると、事務事業単位（個表の分け方）は、市が助成金を交付する内容の事業については一件で評価することとされているが、他の事業とまとめて評価されており、一件で評価されていない。 助成金であるため、一件で評価すべきであり、事務事業評価について個別評価が実質的に行われていない。 （監査の結果） 予算の方向性が拡大とされている点について、大分市の経済の発展及び市民生活の向上の観点からは問題がない。しかしながら、現状でも膨大な事務作業と事業実施体制が著しく不均衡な状態にあることから、予算の拡大の前に、事業実施体制を充実させることが望まれる。 （意見）
--	--

※企業立地促進助成金、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転促進助成金に共通する「監査の結果」及び「包括外部監査の結果に添えて提出する意見」については、企業立地促進助成金の後にまとめて記載することとする。

【外部監査の結果】

（監査の結果）

増設に係る助成について

増設とは、市内に事業所を有する企業が、事業規模を拡大する目的で、当該事業所の全部を廃止することなく、当該事業所を拡張し、当該事業所の設備を更新し、又は新たに市内において事業所を設置することをいう。（施行規則第2条（2））

上記の定義からは、助成対象となる設備投資を行うことによって助成企業の事業規模が拡大することが必要である。

しかしながら、助成した企業の中には、提出を受けた事業計画書（生産計画の概要、原材料の取得計画の概要）をみると、事業規模が拡大しないばかりか、縮小する計画となっている企業がみられた。

この本助成金を交付した企業については、外注を内製化したものを事業規模の拡大と捉え交付したものである。

これは、企業へヒアリングした結果、事業規模の拡大と捉えられるか否かを判断する際、企業から『外注していた時点よりも内製化したことでコストを抑えることができ、さらなる生産拡大が望めることから、設備投資を行う』との説明があったことから当該企業を指定企業とし、助成金を交付決定したとのことである。

しかしながら、申請前の生産計画を決算書や事業計画書で把握せずに判断したことは望ましくない。

今後は事業規模の拡大について、決算書や事業計画書で確認し、判断すべきである。

(監査の結果)

新規雇用者の資格取得日

新規雇用者について、いつ時点からの雇用者を新規雇用者とするかについて、創業経営支援課では、助成対象者から問い合わせ等を受けた日を基準日とする運用を行っている。

しかしながら、助成対象となった新規雇用者の中に基準日以前に雇用されたものが含まれていた。

これについて、創業経営支援課では、基準日を問い合わせのあった平成 30 年 7 月 23 日ではなく、事業の着手日（平成 30 年 2 月 5 日）へ変更したためとしているが、基準日を変更させる運用は適切ではない。

基準日については、変更ができないように基準を明確にして運用すべきである。

(監査の結果)

設備投資の内容について

助成対象となる設備投資は、事業所の新設に必要な土地、家屋及び償却資産（施行規則第 2 条（4））となっている。

償却資産とは、地方税法第 341 条第 4 号に規定する償却資産のうち、直接事業のように供する償却資産であって、法人税法施行令第 13 条第 1 号から第 7 号までに掲げる資産である（施行規則第 2 条（4））。

よって、助成対象となる設備投資（土地を除く）とは、助成対象企業の償却資産台帳へ記載されたものである。

しかしながら、助成金確定に係る審査において償却資産台帳への記載の有無を確認しておらず審査手続きとしては、十分とは言えない。

今回の監査において、助成対象となった設備投資のうち、解体工事費や交換用部品への支出、その他少額資産、無形固定資産になる可能性がある支出についても設備投資と認めて助成金を支出している事例が見られた。

一般的な企業会計の実務からは、解体工事費や少額資産は、償却資産ではなく支出時の費用として会計処理することが通常であり、償却資産として台帳に記載し、減価償却を行うことはない。

また、交換用部品等、修繕に係る支出と思われる項目も、内容によっては資産計上されることもあるが、修繕費として費用処理されることもある。

助成対象となる償却資産とするには、対象企業の償却資産台帳への記載が必要である。

現状では、設備投資の判定に際しては、助成対象者から提出された請求書等の明細を

確認しながら検証を行っている。しかしながら、請求書の明細のみでは、助成対象者がどのような会計処理を行ったのかは判断することができない。

また、1つ1つの明細を詳細に検討する作業は、極めて非効率であり業務の手間がかかりすぎると思われる。

そのため、今後は、補助事業者から償却資産台帳の提出を受け、請求書との照合を行うことが望ましい。

※企業立地促進助成金、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転促進助成金に共通する「監査の結果」及び「包括外部監査の結果に添えて提出する意見」は、次のとおりとする。

【外部監査の結果】

(監査の結果)

変更届について

大分市企業立地促進条例第6条第1項には、第4条の規定による申請をした企業及び前条の規定により指定を受けた企業（指定企業）は、当該申請の内容に変更があった時は、その旨を市長に届け出なければならないとされている。

また、大分市企業立地促進条例施行規則第10条には、条例第6条第1項による変更の届出は、申請事項変更届出書（様式第4号）によるものとする。とされている。

しかしながら、指定申請書の記載内容（新規従業員数、設備の取得（賃貸）の予定時期、設備投資の内容・金額、事業運営費用の金額、着工予定日、事業開始予定日等）に変更があるにもかかわらず、変更届け出が出されていない事例が散見された。

そもそも、指定申請書に空欄が目立ち必要事項が記載されていない事例も多い。

(監査の結果)

事業実施体制について

現状、企業立地関連の助成事業（企業立地促進助成金、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転支援助成金）の実施体制は、担当者2名により企業への誘致活動及び助成金の審査・支払業務まで行われており、事業規模から人員が著しく不足している。

本事業は、予算規模が極めて大きく、専門性も高く、業務量が膨大である。

事業規模に見合った実施体制を早急に整えるべきである。もしくは、実施体制に見合った規模まで予算を縮小することも検討することが望まれる。

(監査の結果)

個別評価は、企業立地促進助成金、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転促進助成金がまとめて一括で評価されている。

大分市行政評価・実施計画に関する方針によると、事務事業単位（個表の分け方）は、

市が助成金を交付する内容の事業については一件で評価することとされているが、他の事業とまとめて評価されており、一件で評価されていない。

助成金であるため、一件で評価すべきであり、事務事業評価について個別評価が実質的に行われていない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

増設・移設について

一部書類に未記載の助成対象者が散見される。

増設や移設については、事業規模の拡大を目的とするものでなければならず、生産計画の概要や過年度の実績に関する資料（決算書等）や事業計画書などを検討することにより事業規模が拡大するか否かを確認するべきである。

(意見)

事業規模の拡大について

移設や増設については、事業規模の拡大が要件となっている。

この事業規模の拡大については、どれだけ規模が拡大すればよいのか基準が明確になっていない。

事業規模の拡大について、明確な数値基準を設定するべきである。

(意見)

交付（指定）に係る審査について

交付申請に際しては、交付申請書と事業計画書（指定申請書、建設計画の概要、資金計画の概要、生産計画の概要、原材料の取得計画の概要、工場用地見取り図及び工場配置図、その他参考となる資料等）、が添付されている。

しかしながら、交付申請書と事業計画書及びその添付書類について、必要事項の記載漏れや、未完成と思われる資料が散見された。

指定審査等に活用する重要な資料であるため、記載すべき事項・内容を漏れなく完全に作成するようにしなければならない。

(意見)

事務事業の実施体制について

現状、企業立地関連の助成事業（企業立地促進助成金、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転支援助成金）の実施体制は、担当者2名で行われている。

本事業は、専門性が高く、事務の煩雑さが顕著であり、他都市と比較しても担当者2名により助成金の審査・支払業務を行うことは、業務量として過大である。

そのため、各々の業務に適切な人員を配置するなど、業務体制の見直しについて検討を行うことなどを踏まえ、早急にチェック体制の構築を図る必要がある。

(意見)

助成金に係る審査事務の実施体制について

なお、業務体制の見直しに当たっては、営業・誘致と審査の担当者は明確に分けることが望ましい。

営業担当者が審査業務も行うことになると客観的な審査が行われない可能性がある。

(意見)

交付申請に係る審査手続きについて

実質的に、従業員数と設備投資金額のみに偏重した審査が行われており、十分な審査が行われているとは言えない。

審査すべき事項を網羅的に抽出し、十分な審査を行い、その過程を明らかにする書式を作成すべきである。

(意見)

開始届、完了報告に係る審査手続きについて

十分な審査をしたことを示す資料が作成されていない。

審査すべき事項を網羅的に抽出し、十分な審査を行い、その過程を明らかにする書式を作成すべきである。

(意見)

フォローアップ

当該助成金は、

- (1) 助成金の算定に係る新規雇用従業員の数は、助成金の額の決定の日から5年間これを下回らないこと（第9条第2項（1））
- (2) 市税を滞納しないこと（第9条第2項（2））
- (3) 交付事業によって、取得し又は効用の増加した財産は、交付事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること（指定通知書の条件）

という条件が付されている。

上記の条件を満たしているか助成金確定後もフォローアップする必要がある。

フォローアップについては、実施されているようであるが、統一的なマニュアルや報告書式・検証書式等が整備されていない。フォローアップの過程を記録することが望ましい。

(意見)

指定通知書の条件

市長は、指定を行うに当たり、次の条件を付すものとする。

- (1) 助成金の算定に係る新規雇用従業員の数は、助成金の額の確定の日から 5 年間これを下回らないこと
- (2) 事業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に事業休止(廃止)届(様式第 3 号)を提出すること
- (3) 市税を滞納しないこと
- (4) その他市長が必要と認める条件を順守すること

とある(第 9 条第 2 項)。

しかしながら、指定通知書には、(2) 事業の休止(廃止)、(3) 市税を滞納しないことについて、条件が記載されていない。

規則に列挙されている条件であるため、指定通知書にその旨を記載すべきである。

(意見)

固定資産台帳

助成対象となる設備投資は、土地、家屋、償却資産とされており、償却資産は、地方税法第 341 条第 4 号に規定する償却資産とされ、その償却資産について、対象となる償却資産は、助成金毎に定められている。

ここで、地方税法第 341 条第 4 号に規定する償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。)とされている。

固定資産の取得と思われる内容であっても、法人の会計処理によっては、資産計上ではなく費用処理を選択することがあり、請求書等の内容だけでは、助成金の対象となる設備投資であるか否かは判別することはできない。

よって、助成対象の設備投資に該当するか否かを判断するためには、助成対象事業者から固定資産台帳の提出を求め、助成金確定にかかる審査に活用する必要がある。

しかしながら、固定資産台帳の提出が見られない事例が散見されたことから、今後は、固定資産台帳を活用した審査を徹底すべきである。

(意見)

指定申請書、開始報告書、完了報告書の様式について

申請書等の様式が製造業を想定した記載内容となっており、その他の業種には該当しない記載事項が多い。反対に、製造業では重要ではないが、他の業種には重要な項目の記載がなされない等の弊害がある。

それぞれの業種に必要な事項が漏れなく記載されるように様式を見直すことを検討することが望ましい。

(意見)

新規雇用に係る基準日

新規雇用者の算定の開始となる基準日については、大分市企業立地促進条例施行規則には明確な規定はないが、基準日を市役所に問合せ等の連絡を行った日にするという運用がなされている。しかしながら、この運用では客観的な検証を行うことが困難である。補助の申請を行うことを宣言した書面が提出された日にする等の客観的に検証可能な方法に改めることが望ましい。

(意見)

助成金の目的との整合性について

本助成金については、産業の振興及び雇用機会の拡大を図るという目的からは必要不可欠な助成金である。一方で、公平性の観点からは、非常に注意が必要な助成金である。

事業規模の拡大が確実に見込まれない場合は、産業の振興及び雇用機会の拡大は見込めず、単なる引越し費用の助成となってしまう、助成金の趣旨からは適切でない。

よって、事業規模の拡大については、決算書や事業計画書等の資料提出を求め、確認するべきである。

(意見)

予算の方向性が拡大とされている点について、大分市の経済の発展及び市民生活の向上の観点からは問題がない。しかしながら、現状でも膨大な事務作業と事業実施体制が著しく不均衡な状態にあることから、予算の拡大の前に、事業実施体制を充実させることが望まれる。

(11) 情報通信関連産業支援助成金

1. 補助金等各事業の概要

所管	商工労働観光部 創業経営支援課			
補助金の名称	大分市情報通信関連産業支援助成金			
根拠法令・要綱等	大分市企業立地促進条例、大分市企業立地促進条例施行規則			
予算費目	款：商工費	項：商工費	目：商工業振興費	
事業期間	事業開始年度	平成 27 年度	事業終期年度	令和 3 年度
補助金の推移	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度

(単位：千円)	予算額	48,387	66,245	64,722
	決算額	39,511	61,795	41,302
	補助等対象者	イワタニコー ルセンター(株) 他 6 件	イーストライズ (株) 他 9 件	(株)プロディ ジモアモスト 他 9 件
補助金の目的	大分市における情報通信関連産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって大分市の経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする（大分市企業立地促進条例第 1 条）			
主な補助対象者等の概要	下記の全ての要件を満たす者 ①市内において情報通信関連事業所を新設又は増設する者 ②新規雇用従業員数が 30 人以上（ソフトウェア業等は正規雇用従業員 5 人以上） なお、助成金の交付対象要件となった新規雇用従業員の数、助成金の確定の日から 5 年以上確保すること ③指定を受けた日から 5 年以上、事業を継続することが出来る見込みがあること			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 交付申請に際しては、交付申請書と事業計画書（指定申請書、建設計画の概要、資金計画の概要、生産計画の概要、原材料の取得計画の概要、工場用地見取り図及び工場配置図、その他参考となる資料等）、が添付されることになっており、概ね問題なく添付されている。 ＜共通①＞変更届について 大分市企業立地促進条例第 6 条 1 項には、第 4 条の規定による申請をした企業及び前条の規定により指定を受けた企業（指定企業）は、当該申請の内容に変更があった時は、その旨を市長に届け出なければならないとされている。 また、大分市企業立地促進条例施行規則第 10 条には、条例第 6 号 1 項による変更の届出は、申請事項変更届出書（様式第 4 号）によるものとする。とされている。 しかしながら、指定申請書の記載内容（新規従業員数、設備の取得（賃貸）の予定時期、設備投資の内容・金額、事業運営費用の金額、着工予定日、事業開始予定

	日等)に変更があるにもかかわらず、変更届け出が出されていない事例が散見された。 そもそも、指定申請書に空欄が目立ち必要事項が記載されていない事例も多い。 (監査の結果) <共通④>増設・移設について 一部書類が未記載の補助対象者が散見される。 増設や移設については、事業規模の拡大を目的とするものなければならない、生産計画の概要や過年度の実績に関する資料(決算書等)や事業計画書などを検討することにより事業規模が拡大するか否かを確認すべきである。 (意見) <共通⑤>事業規模の拡大について 移設や増設については、事業規模の拡大が要件となっている。 この事業規模の拡大については、どれだけ規模が拡大すればよいのか基準が明確になっていない。 事業規模の拡大について、明確な数値基準を設定すべきである。 (意見) 補足として、設備投資を行えば事業規模が拡大する訳ではない、同様に雇用が増えれば事業規模が拡大する訳でもない。逆に縮小する場合もあり得る。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ <共通③>交付(指定)に係る審査について 交付申請に際しては、交付申請書と事業計画書(指定申請書、建設計画の概要、資金計画の概要、生産計画の概要、原材料の取得計画の概要、工場用地見取り図及び工場配置図、その他参考となる資料等)、が添付されている。 しかしながら、交付申請書と事業計画書及びその添付書類について、必要事項の記載漏れや、未完成と思われる資料が散見された。 指定審査等に活用する重要な資料であるため、記載すべき事項・内容を漏れなく完全に作成するようにしなければならない。 (意見)
iii	申請者としての条件(団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等)を満たしているか ↓ 申請者は情報通信関連産業となっているものの、外観上の条件しか確認しておらず、実態把握に問題が認められる。

	助成対象となる対象業種について 助成対象となる設備投資は、直接事業の用に供するものに限られており、対象業種については情報通信関連産業等と規定されている。 指定企業が運営するシェアオフィス・コワーキングスペース・イベントスペースや立体駐車場について助成金が交付されているため妥当性について精査すべきである。 (監査の結果) 複数業種を展開する企業について 指定企業が複数の業種を展開する企業である場合、情報通信関連産業以外の業種についても助成金が交付されることになる。 これについて、情報通信関連産業支援助成金の趣旨・目的や助成金の公平性・公益性の観点から、どの範囲まで助成の対象として認めるのか取り扱いを明確にすることが望ましい。 (意見)
--	--

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 支出負担行為決議書による適切な決裁を受けている。 <共通⑥-1>事務事業の実施体制について 現状、企業立地関連の助成事業（企業立地促進助成金、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転支援助成金）の実施体制は、担当者2名で行われている。 本事業は、専門性が高く、事務の煩雑さが顕著であり、他都市と比較しても担当者2名により助成金の審査・支払業務を行うことは、業務量として過大である。 そのため、各々の業務に適切な人員を配置するなど、業務体制の見直しについて検討を行うことなどを踏まえ、早急にチェック体制の構築を図る必要がある。 (意見) <共通⑥-2>助成金に係る審査事務の実施体制について なお、業務体制の見直しに当たっては、営業・誘致と審査の担当者は明確に分けることが望ましい。	

	営業担当者が審査業務も行うことになる客観的な審査が行われない可能性がある。 (意見)
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 審査基準が設けられていないが、申請書類に基づき審査が行われている。 <共通⑦>交付申請に係る審査手続きについて 実質的に、従業員数と設備投資金額のみ偏重した審査が行われており、十分な審査が行われているとは言えない。 審査すべき事項を網羅的に抽出し、十分な審査を行い、その過程を明らかにする書式を作成すべきである。 (意見) 指定通知書について 市長は、助成金等の交付を決定した時は、その決定の内容及びこれに条件を付した時は、その条件を補助金等交付決定通知書により申請者に通知する（大分市補助金等交付規則第5条）とされている。 市長は、指定を行うに当たり、次の条件を付すものとする。 (1) 助成金の算定に係る新規雇用従業員の数は、助成金の額の確定の日から5年間これを下回らないこと (2) 事業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に事業休止(廃止)届（様式第3号）を提出すること (3) 市税を滞納しないこと (4) その他市長が必要と認める条件を順守すること とある（第9条第2項）。 しかしながら、条件が未記載のまま指定通知書を交付している事例が一部で認められている。 (監査の結果)
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助対象先は個別に複数が採択されており、採択時の基準は明確であることから、公平性、透明性の問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓

	大分市企業立地促進条例施行規則に従い決定されている。 <情報・本社機能 A> 償却資産に係る規定について 補助対象となる設備投資は、事業所の新設に必要な土地、家屋及び償却資産（施行規則第2条（4））となっている。 償却資産とは、地方税法第341条第4号に規定する償却資産のうち、直接事業の用に供する償却資産であって、法人税法施行令第13条第3号、第7号及び第8号りに掲げる資産である（施行規則別表第2）。 ここで、地方税法第341条第4号に規定する償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）とされており、無形固定資産は含まれていない。 しかしながら、同じく別表第2において、無形固定資産であるソフトウェアが助成対象の資産（法人税法施行令第13条第8号リ）とされており、規則に矛盾が生じている。 （意見） 助成対象となる設備投資について 助成の対象となる設備投資は、土地、家屋、機械装置、工具器具備品（施行規則別表第2）であるが、情報通信産業進助成金の対象とならない構築物や施設利用権等に対して、助成金が交付されているため妥当性を精査すべきである。 （監査の結果）
--	--

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ 実績報告は、事業開始届と実施報告書によっている。 事業運営助成金について 事業運営助成金は、事業を開始した日の属する月から起算して36月の間（オフィスの賃借料は12月の間）、交付する（規則第5条）こととなっている。 複数の企業で助成期限を超過して助成金が交付されている事例がみられた。 これについて、創業経営支援課では、事業開始日に変更があったにも関わらず変

更届が提出されていないためであり、実際は、期限超過ではないとの判断を行っている。 ここで、指定企業は、当該申請の内容に変更があった時は、その旨を市長に届け出なければならない（企業立地促進条例第6条第1項）とされている。 事業運営費助成金は、事業の属する月から起算して交付することから、事業開始日に変更があった際、速やかに変更申請を行う必要があり、事務の手続き上適当とは言えない。 （監査の結果） 設備助成金について 設備助成金は、事業開始する日前3年以内の取得に限る（規則第2条（4））こととされている。 複数の企業で助成期限を超過して助成金が交付されている事例がみられた。これについて、創業経営支援課では、事業開始日に変更があったにも関わらず変更届が提出されていないためであり、実際は、期限超過ではないとの判断を行っている。 指定企業は、当該申請の内容に変更があった時は、その旨を市長に届け出なければならない（企業立地促進条例第6条第1項）とされている。 事業開始日に変更があった際、速やかに変更申請を行う必要があり、事務の手続き上、適当といえない。 （監査の結果） 事業開始日について 創業経営支援課では、事業開始日について、下記のように取り扱っている ① 実際に指定企業が事業を開始した日 ② 事業開始前に何らかの事情により、新たな設備投資が必要となり、設備投資完了後、事業開始とせざるを得ない日等 これについては、事業開始日について明確な規定がなされておらず、創業経営支援課の認識と申請企業にも認識に食い違いがみられる。 基準日については、変更ができないように基準を明確にして運用すべきである。 （意見） 雇用促進支援助成金について 雇用促進支援助成金の支給対象は、事業所の新設等に伴う事業を開始した日の属する年度から起算して3年度の間交付する（規則第5条第4項）こととされている。

	例えば、事業開始日は、平成 29 年 10 月の場合、対象事業年度は、平成 29 年度（平成 30 年 3 月末）、平成 30 年度（平成 31 年 3 月末）、平成 31 年度（平成 32 年 3 月末）となり、完了報告書は当該年度の翌 4 月末までに提出しなければならない（規則第 12 条第 2 項）。 しかしながら、創業経営支援課では、当該年度をまたいで行われた事業について第 1 回目の完了報告書は、事業開始年度の翌年度末までを報告書の対象期間とする運用を行っている。 結果として、規程に従った場合、完了報告の提出期限を超過していることになり、本来あるべき助成金が正しく交付されているか再度検証が必要となると考えられる。 規則の運用と実務の運用で齟齬が生じないようにするべきである。 （監査の結果） 新規雇用者について 平成 31 年 3 月末（平成 30 年度末日）までの新規雇用者に対して雇用支援助成金を支給すべきであるが、平成 31 年 4 月以降に採用した新規雇用者に対しても助成金が支給されている。 （監査の結果） 年度末時点で退職した新規従業員について 事業完了報告書における事業完了日は、事業開始年度の 3 月 31 日とされているが、完了日において、書類上ではすでに退職している従業員についても新規雇用として助成金が支出されている事例が複数見られた。 これについては、完了報告時点では、雇用延長したことを口頭により確認しているが、その事実を裏付ける資料を入手していない。雇用促進助成金の交付に係る重要事項であるため、根拠資料を入手すべきである。 （監査の結果）
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 設備投資に係る契約書、事務所の賃貸借契約書、雇用者に係る資料（雇用保険加入に係る書類、住民票等）が添付されていた。 <情報・本社 B> 正規雇用と非正規雇用について 情報通信産業支援助成金は、情報通信業又は学術研究、専門・技術サービス業を営む企業にあっては、5 人以上の正規雇用従業員の雇用が要件とされている。助成金の算定も、正規雇用と非正規雇用で差を設けている。

	本来であれば、新規雇用者に係る資料を入手する場合は、正規雇用者であることを証する資料を入手すべきであるが、現状では、助成事業者に対する聞き取りのみで客観的に検証可能な資料による審査が行われていない。 正規雇用従業員と非正規雇用従業員で交付する助成金の金額が異なることから、正規雇用か非正規雇用かを確認するため、雇用契約書等の資料の提出を求めることが望ましい。 (意見)
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 審査基準は設けられていないが、請求書、実績報告及び添付書類等をもとに審査を行っている。 ＜共通⑧＞開始届、完了報告に係る審査手続きについて 十分な審査をしたことを示す資料が作成されていない。 審査すべき事項を網羅的に抽出し、十分な審査を行い、その過程を明らかにする書式を作成すべきである。 (意見) ＜共通⑨＞フォローアップ 当該助成金は、 ① 助成金の算定に係る新規雇用従業員の数、助成金の額の決定の日から5年間これを下回らないこと（第9条第2項（1）） ② 市税を滞納しないこと（第9条第2項（2）） ③ 交付事業によって、取得し又は効用の増加した財産は、交付事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること（指定通知書の条件） という条件が付されている。 上記の条件を満たしているか助成金確定後もフォローアップする必要がある。 フォローアップについては、実施されているようであるが、統一的なマニュアルや報告書式・検証書式等が整備されていない。 (意見) ＜共通⑩＞指定通知書の条件 市長は、指定を行うに当たり、次の条件を付すものとする。 (1) 助成金の算定に係る新規雇用従業員の数、助成金の額の確定の日から5年間これを下回らないこと

	(2) 事業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に事業休止(廃止)届(様式第3号)を提出すること (3) 市税を滞納しないこと (4) その他市長が必要と認める条件を順守することとある(第9条第2項)。 しかしながら、指定通知書には、(2)事業の休止(廃止)、(3)市税を滞納しないことについて、条件が記載されていない。 規則に列挙されている条件であるため、指定通知書にその旨を記載するべきである。 (意見) <共通⑪>固定資産台帳 補助対象となる設備投資は、土地、家屋、償却資産とされており、償却資産は、地方税法第341条第4号に規定する償却資産とされ、その償却資産について、対象となる償却資産は、助成金毎に定められている。 ここで、地方税法第341条第4号に規定する償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。)とされている。 固定資産の取得と思われる内容であっても、法人の会計処理によっては、資産計上ではなく費用処理を選択することがあり、請求書等の内容だけでは、助成金の対象となる設備投資であるか否かは判断することはできない。 よって、補助対象の設備投資に該当するか否かを判断するためには、補助対象事業者から固定資産台帳の提出を求め、助成金確定にかかる審査に活用する必要がある。 しかしながら、固定資産台帳の提出が見られない事例が散見されたことから、今後は、固定資産台帳を活用した審査を徹底すべきである。 (意見) <共通⑫>指定申請書、開始報告書、完了報告書の様式について 申請書等の様式が製造業を想定した記載内容となっており、その他の業種には該当しない記載事項が多い。反対に、製造業では重要ではないが、他の業種には重要な項目の記載がなされない等の弊害がある。 それぞれの業種に必要な事項が漏れなく記載されるように様式を見直すことを検討することが望ましい。 (意見)
--	--

	<共通⑬>新規雇用に係る基準日 新規雇用者の算定の開始となる基準日については、大分市企業立地促進条例施行規則には明確な規定はないが、基準日を市役所に問合せ等の連絡を行った日にするという運用がなされている。しかしながら、この運用では客観的な検証を行うことが困難である。補助の申請を行うことを宣言した書面が提出された日にする等の客観的に検証可能な方法に改めることが望ましい。 (意見)
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 規則に定められた補助対象経費（第4条）に活用されており、助成金等は効率的かつ有効に使用されていると判断できる。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 収支決算書及び根拠資料が添付されており、流用の危険性は低いと思われる。 請求書について 徴求した請求書の中に、注文者の氏名、届け先が補助対象者の代表者の個人名となっているものや届け先の住所が大分事業所ではなく、また、本社の住所でもなかったものがみられた。 設備投資については、現地にて現物確認を行っているが、開始報告書に写真の添付がない。実際に事業の用に供されている事について証拠を残すためにも写真を添付する必要がある。 助成金は法人に対して行われるものであることから、助成金の流用等の不正を防止するために現地で写真を撮るなど、客観的な証拠書類を添付すべきである。 (意見)

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 金額等の条件は他の地町村と比較して概ね同水準となっている。

	<共通⑭>助成金の目的との整合性について 本助成金については、産業の振興及び雇用機会の拡大を図るという目的からは必要不可欠な助成金である。一方で、公平性の観点からは、非常に注意が必要な助成金である。 事業規模の拡大が確実に見込まれない場合は、産業の振興及び雇用機会の拡大は見込めず、単なる引越し費用の助成となってしまう、助成金の趣旨からは適切でない。よって、事業規模の拡大については、決算書や事業計画書等の資料提出を求め、確認すべきである。 (意見)
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 大分市の産業の振興及び雇用機会の拡大の観点からは、事業は継続すべきであり、内容等についても概ね問題はないと思われる。 <共通 X-1>事業実施体制について 現状、企業立地関連の助成事業（企業立地促進助成金、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転支援助成金）の実施体制は、担当者2名により企業への誘致活動及び助成金の審査・支払業務まで行われており、事業規模から人員が著しく不足している。 本事業は、予算規模が極めて大きく、専門性も高く、業務量が膨大である。 事業規模に見合った実施体制を早急に整えるべきである。もしくは、実施体制に見合った規模まで予算を縮小することも検討することが望まれる。 (監査の結果)
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 広報の方法は、市のホームページや市報の他、市内企業訪問による制度紹介等によっている。 また、県外企業へのアプローチについては、市長等によるトップセールス、県東京事務所、県大阪事務所とともに企業訪問を行っている。 助成金の周知・広報の方法は妥当と認められる。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点	補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。
監査手続	

i

評価指標

評価指標						
評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
立地企業件数 (累計企業件数)		件		7 件 (累計：28 件)	23 件 (累計 80 件)	12 件 (R2～R6 累計 60 件)

↓

目標設定は、立地企業件数とされており、評価指標として適切である。

ii

コスト把握（令和元年度、単位千円）

	計画	実績
事業費 (うち情報通信関連産業支援助成金)	955, 751 (64, 722)	929, 971 (41, 302)
人件費	10, 800	10, 800
総事業費	966, 551	940, 771

↓

複数の事業がまとめられており、情報通信関連産業支援助成金に係る人件費については算定ができないため、コスト把握が適切に行われているか判断ができない。

iii

個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）

評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等
改革の方向性	制度・組織・規制等の改廃、事業内容の改善	平成 28 年度は企業立地件数 18 社、助成金額 783, 741 千円、平成 29 年度は企業立地件数 18 社、助成金額 908, 854 千円、平成 30 年度は企業立地件数 21 社、助成金額 608, 500 千円、令和元年度は企業立地件数 23 件、助成金額 929, 971 千円となっている。 当初予算は前年度中に支払いが確定している助成金を計上している（令和 2 年度：783, 221 千円）。 なお、当該年度に新たに立地が決定した企業に対する助成金については、9 月補正で当該年度に係る所要額を予算措置している。 今年度については、コロナウイルスの影響により、企業が積極的な設備投資を見送ったり、資材入荷が困難となっており、工期を延長せざるを得ない企業が増えていることから、設備投資の期間の延長、雇用要件の緩和など、企業立地の推進を後退させないよう、企業立地促進条例施行規則を 8 月までに改正し、9 月議会の委員会において報告する予定である。
予算の方向性	拡大	

		併せてトップセールスをはじめとする積極的な企業訪問を実施 する中で、さらに企業立地を推進していく。 ※企業立地推進事業の評価
	↓	個別評価は、企業立地促進助成金、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転促進助成金がまとめて一括で評価されている。 大分市行政評価・実施計画に関する方針によると、事務事業単位（個表の分け方）は、市が助成金を交付する内容の事業については一件で評価することとされているが、他の事業とまとめて評価されており、一件で評価されていない。 助成金であるため、一件で評価すべきであり、事務事業評価について個別評価が実質的に行われていない。 （監査の結果） 予算の方向性が拡大とされている点について、大分市の経済の発展及び市民生活の向上の観点からは問題がない。しかしながら、現状でも膨大な事務作業と事業実施体制が著しく不均衡な状態にあることから、予算の拡大の前に、事業実施体制を充実させることが望まれる。 （意見）

※企業立地促進助成金、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転促進助成金に共通する「監査の結果」及び「包括外部監査の結果に添えて提出する意見」については、企業立地促進助成金の後にまとめて記載することとする。

【外部監査の結果】

（監査の結果）

助成対象となる対象業種について

助成対象となる設備投資は、直接事業の用に供するものに限られており、対象業種については情報通信関連産業等と規定されている。

指定企業が運営するシェアオフィス・コワーキングスペース・イベントスペースや立体駐車場について助成金が交付されているため妥当性について精査すべきである。

（監査の結果）

指定通知書について

市長は、助成金等の交付を決定した時は、その決定の内容及びこれに条件を付した時は、その条件を補助金等交付決定通知書により申請者に通知する（大分市補助金交付規則第5条）とされている。

市長は、指定を行うに当たり、次の条件を付すものとする。

- (1) 助成金の算定に係る新規雇用従業員の数は、助成金の額の確定の日から5年間これを下回らないこと
- (2) 事業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に事業休止(廃止)届(様式第3号)を提出すること
- (3) 市税を滞納しないこと
- (4) その他市長が必要と認める条件を順守すること

とある(第9条第2項)。

しかしながら、条件が未記載のまま指定通知書を交付している事例が一部で認められている

(監査の結果)

助成対象となる設備投資について

助成の対象となる設備投資は、土地、家屋、機械装置、工具器具備品(施行規則別表第2)であるが、情報通信産業進助成金の対象とならない構築物や施設利用権等に対して、助成金が交付されているため妥当性を精査すべきである。

(監査の結果)

事業運営助成金について

事業運営助成金は、事業を開始した日の属する月から起算して36月の間(オフィスの賃借料は12月の間)、交付する(規則第5条)こととなっている。

複数の企業で助成期限を超過して助成金が交付されている事例がみられた。

これについて、創業経営支援課では、事業開始日に変更があったにも関わらず変更届が提出されていないためであり、実際は、期限超過ではないとの判断を行っている。

ここで、指定企業は、当該申請の内容に変更があった時は、その旨を市長に届け出なければならない(企業立地促進条例第6条第1項)とされている。

事業運営費助成金は、事業の属する月から起算して交付することから、事業開始日に変更があった際、速やかに変更申請を行う必要があり、事務の手続き上適当とは言えない。

(監査の結果)

設備助成金について

設備助成金は、事業開始する日前3年以内の取得に限る(規則第2条(4))こととされている。

複数の企業で助成期限を超過して助成金が交付されている事例がみられた。

これについて、創業経営支援課では、事業開始日に変更があったにも関わらず変更届

が提出されていないためであり、実際は、期限超過ではないとの判断を行っている。

指定企業は、当該申請の内容に変更があった時は、その旨を市長に届け出なければならない（企業立地促進条例第6条第1項）とされている。

事業開始日に変更があった際、速やかに変更申請を行う必要があり、事務の手続き上、適当といえない。

（監査の結果）

雇用促進支援助成金について

雇用促進支援助成金の支給対象は、事業所の新設等に伴う事業を開始した日の属する年度から起算して3年度の間交付する（規則第5条第4項）こととされている。

例えば、事業開始日は、平成29年10月の場合、対象事業年度は、平成29年度（平成30年3月末）、平成30年度（平成31年3月末）、平成31年度（平成32年3月末）となり、完了報告書は当該年度の翌4月末までに提出しなければならない（規則第12条第2項）。

しかしながら、創業経営支援課では、当該年度をまたいで行われた事業について第1回目の完了報告書は、事業開始年度の翌年度末までを報告書の対象期間とする運用を行っている。

結果として、規程に従った場合、完了報告の提出期限を超過していることになり、本来あるべき助成金が正しく交付されているか再度検証が必要となると考えられる。

規則の運用と実務の運用で齟齬が生じないようにするべきである。

（監査の結果）

新規雇用者について

平成31年3月末（平成30年度末日）までの新規雇用者に対して雇用支援助成金を支給すべきであるが、平成31年4月以降に採用した新規雇用者に対しても助成金が支給されている。

（監査の結果）

年度末時点で退職した新規従業員について

事業完了報告書における事業完了日は、事業開始年度の3月31日とされているが、完了日において、書類上ではすでに退職している従業員についても新規雇用として助成金が支出されている事例が複数見られた。

これについては、完了報告時点では、雇用延長したことを口頭により確認しているが、その事実を裏付ける資料を入手していない。雇用促進助成金に交付に係る重要事項であるため、根拠資料を入手すべきである。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

複数業種を展開する企業について

指定企業が複数の業種を展開する企業である場合、情報通信関連産業以外の業種についても助成金が交付されることになる。

これについて、情報通信関連産業支援助成金の趣旨・目的や助成金の公平性・公益性の観点から、どの範囲まで助成の対象として認めるのか取り扱いを明確にすることが望ましい。

(意見)

償却資産に係る規定について

補助対象となる設備投資は、事業所の新設に必要な土地、家屋及び償却資産（施行規則第2条（4））となっている。

償却資産とは、地方税法第341条第4号に規定する償却資産のうち、直接事業の用に供する償却資産であって、法人税法施行令第13条第3号、第7号及び第8号りに掲げる資産である（施行規則別表第2）。

ここで、地方税法第341条第4号に規定する償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）とされており、無形固定資産は含まれていない。

しかしながら、同じく別表第2において、無形固定資産であるソフトウェアが助成対象の資産（法人税法施行令第13条第8号り）とされており、規則に矛盾が生じている。

(意見)

事業開始日について

創業経営支援課では、事業開始日について、創業経営支援課では下記のように取り扱っている

- ① 実際に指定企業が事業を開始した日
- ② 事業開始後であっても設備投資が完了した

これについては、事業開始日について明確な規定がなされておらず、創業経営支援課の認識と申請企業にも認識に食い違いがみられる。

基準日については、変更ができないように基準を明確にして運用すべきである。

(意見)

正規雇用と非正規雇用について

情報通信産業支援助成金は、情報通信業又は学術研究、専門・技術サービス業を営む企業にあっては、5人以上の正規雇用従業員の雇用が要件とされている。助成金の算定

も、正規雇用と非正規雇用で差を設けている。

本来であれば、新規雇用者に係る資料を入手する場合は、正規雇用者であることを証する資料を入手すべきであるが、現状では、助成事業者に対する聞き取りのみで客観的に検証可能な資料による審査が行われていない。

正規雇用従業員と非正規雇用従業員で交付する助成金の金額が異なることから、正規雇用か非正規雇用かを確認するため、雇用契約書等の資料の提出を求めることが望ましい。

(意見)

請求書について

徴求した請求書の中に、注文者の氏名、届け先が補助対象者の代表者の個人名となっているものや届け先の住所が大分事業所ではなく、また、本社の住所でもなかったものがみられた。

設備投資については、現地にて現物確認を行っているが、開始報告書に写真の添付がない。実際に事業の用に供されている事について証拠を残すためにも写真を添付する必要がある。

助成金は法人に対して行われるものであることから、助成金の流用等の不正を防止するために現地で写真を撮るなど、客観的な証拠書類を添付すべきである。

(12) 本社機能移転促進助成金

1. 補助金等各事業の概要

所管	商工労働観光部 創業経営支援課			
補助金の名称	大分市本社機能移転促進助成金			
根拠法令・要綱等	大分市企業立地促進条例、大分市企業立地促進条例施行規則			
予算費目	款：商工費		項：商工費	目：商工業振興費
事業期間	事業開始年度	平成 28 年度	事業終期年度	令和 3 年度
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	74,752	14,500	38,264
	決算額	36,552	13,682	36,364
	補助等対象者	(株)山英食品 (株)アシガル	(株)エーテック	(株)ヨコブリシ イジゲン(株) クオックス 他 2 件
補助金の目的	大分市における企業の立地を促進することにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって大分市の経済の発展及び市民生			

	活の向上に資することを目的とする(大分市企業立地促進条例第1条)
主な補助対象者等の概要	下記の全ての要件を満たす者 ① 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者が事業所の新設等をする ② 新規雇用従業員数が10人以上(中小企業者は3人以上) なお、助成金の交付対象要件となった新規雇用従業員の数、助成金の確定の日から5年以上確保すること ③ 指定を受けた日から5年以上、事業を継続することが出来る見込みがあること

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 交付申請に際しては、交付申請書と事業計画書(指定申請書、建設計画の概要、資金計画の概要、生産計画の概要、原材料の取得計画の概要、工場用地見取り図及び工場配置図、その他参考となる資料等)、が添付されることになっている。 概ね問題なく添付されている。 指定申請に係る審査について 交付申請に際しては、交付申請書と事業計画書(指定申請書、建設計画の概要、資金計画の概要、生産計画の概要、原材料の取得計画の概要、工場用地見取り図及び工場配置図、その他参考となる資料等)、が添付されることになっている。 概ね問題なく添付されているが、一部で必要事項に記載がない事例が散見された。 また、本社機能移転助成金については、申請企業がどのような業務内容でどの部門に該当するかなど、客観的に判断できる事業計画書や社員名簿、組織図などを提供してもらい、十分な審査を心掛ける必要がある。 (監査の結果) 助成金について 本社機能移転促進助成金は、地域再生法施行規則第8条1号及び第2号に規定する施設に限る(規則第6条(1))とされている。

	上記の点について、監査対象となったすべての補助対象者について、いわゆる本社機能以外に係る新設等の設備投資や運営経費についても助成金が交付されている。 同様に、新規雇用についても、本社機能に係る業務に従事しているかは聞き取りによっており、広報や営業等の本社機能に係る業務には関係の薄いと思われる従業員に対しても助成金が交付されていた。 この取扱いについて、明確な規定等が存在しないことから、適切か否かを判断することができないが、どの範囲まで助成を認めるのか、助成金の目的・趣旨、公平性・公益性の観点から明確に規定することが望まれる。 新規雇用についても、本社機能に係る業務のみに従事する必要があるのか、兼務でも良いのか明確な規定が存在しないため、助成の範囲を明確にすることが望まれる。 (意見) (参考) 地方再生法第8条 第八条 法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設(以下「特定業務施設」という。)は、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するものとする。 一 事務所であつて、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの イ 調査及び企画部門 ロ 情報処理部門 ハ 研究開発部門 ニ 国際事業部門 ホ その他管理業務部門 二 研究所であつて、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者による研究開発において重要な役割を担うもの
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ <共通③>交付(指定)に係る審査について 交付申請に際しては、交付申請書と事業計画書(指定申請書、建設計画の概要、資金計画の概要、生産計画の概要、原材料の取得計画の概要、工場用地見取り図及び工場配置図、その他参考となる資料等)、が添付されている。 しかしながら、交付申請書と事業計画書及びその添付書類について、必要事項の記載漏れや、未完成と思われる資料が散見された。 指定審査等に活用する重要な資料であるため、記載すべき事項・内容を漏れなく

	完全に作成するようにしなければならない。 (意見)
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 申請者と補助対象の設備について、下記の事項について、詳細な検討を行う必要があるため、審査の過程を客観的に判断できる資料を作成するべきである。 ①地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者であるか否かについて ②本社機能移転促進助成金は、地域再生法施行規則第 8 条 1 号及び第 2 号に規定する施設に限る（規則第 6 条（1））とされているが、要件を満たす計画か否か。 (意見)

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 支出負担行為決議書による適切な決裁を受けている。 <共通⑥-1>事務事業の実施体制について 現状、企業立地関連の助成事業（企業立地促進助成金、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転支援助成金）の実施体制は、担当者 2 名で行われている。 本事業は、専門性が高く、事務の煩雑さが顕著であり、他都市と比較しても担当者 2 名により助成金の審査・支払業務を行うことは、業務量として過大である。 そのため、各々の業務に適切な人員を配置するなど、業務体制の見直しについて検討を行うことなどを踏まえ、早急にチェック体制の構築を図る必要がある。 (意見) <共通⑥-2>助成金に係る審査事務の実施体制について なお、業務体制の見直しに当たっては、営業・誘致と審査の担当者は明確に分けることが望ましい。 営業担当者が審査業務も行うことになると客観的な審査が行われない可能性がある。 (意見)	
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われている	

	か ↓ 審査基準が設けられていないが、申請書類に基づき審査が行われている。 ＜共通⑦＞交付申請に係る審査手続きについて 実質的に、従業員数と設備投資金額のみ偏重した審査が行われており、十分な審査が行われているとは言えない。 審査すべき事項を網羅的に抽出し、十分な審査を行い、その過程を明らかにする書式を作成すべきである。 (意見)
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助対象先は個別に複数が採択されており、採択時の基準は明確であることから、公平性、透明性の問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 大分市企業立地促進条例施行規則に従い決定されている。 ＜情報・本社機能 A＞償却資産に係る規定について 補助対象となる設備投資は、事業所の新設に必要な土地、家屋及び償却資産（施行規則第2条（4））となっている。 償却資産とは、地方税法第341条第4号に規定する償却資産のうち、直接事業の用に供する償却資産であって、法人税法施行令第13条第3号、第7号及び第8号りに掲げる資産である（施行規則別表第2）。 ここで、地方税法第341条第4号に規定する償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）とされており、無形固定資産は含まれていない。 しかしながら、同じく別表第2において、無形固定資産であるソフトウェアが助成対象の資産（法人税法施行令第13条第8号り）とされており、規則に矛盾が生じている。 (意見) 助成対象となる設備投資について 助成の対象となる設備投資は、土地、家屋、機械装置、工具器具備品（別表第2）であるが、構築物に対して、助成金が交付されていることから、妥当性について精査すべきである。

	(監査の結果) 新規雇用者について 雇用促進助成金において、新規の正規雇用者として助成金を支給しているものの 中に、2名の非正規雇用者が含まれており、助成金を交付することは適切ではない。 これについては、完了報告時点では、非正規雇用から正規雇用へ転換されている とのことであるが、その事実を裏付ける資料を入手していない。 雇用促進助成金は、新規の正規雇用者及び非正規雇用者で助成金額に差を設けて いることから、雇用労働契約書の提出を求め確認すべきである。 また、完了報告書の提出後の正規雇用転換という例外的な取り扱いに際しても単 なる聞き取りのみで指定企業から何らの証拠も入手していない。雇用促進助成金の 交付に係る重要事項であるため、根拠資料を入手すべきである。 (監査の結果) 企業集団について 雇用促進助成金において、新規の正規雇用者として助成金を支給している者の中 に、2名の指定企業以外で雇用された者が含まれていた。 これについては、助成の対象となった2名は、指定企業のグループ会社であるた め問題は無いとの回答であった。 しかしながら、ホームページで指定企業のグループ会社であることのみを確認し ただけで助成金を交付しており、適切ではない。 企業集団については、株主名簿や株主リストなどの書類の提出を求めるべきであ り、ホームページのみで指定企業のグループ会社であることを判断すべきではな い。 グループ会社に係る取り扱いは、第7条（企業集団）において規定があり、要件 を満たせば企業集団を1つの企業とみなすことが出来ることになっている。 ただし、要件として ①他の法人の5割以上を出資 ②企業集団が一体として 事業所の新設等を行っている事 とされており、グループ会社であれば無条件で助成対象となる訳ではない。 (監査の結果) 企業集団に係る助成金については、現状の申請書等の様式では、十分に対応でき ていないため、企業集団の実態に即した様式を別途作成すべきである。 また、現状では、企業集団における助成金は、申請企業のみが助成金の申請を行 い、その責任を負担することになっているが、企業集団を構成する企業が連帯して
--	--

	責任を負担するよう制度の見直しを行うことが望ましい。 変更届について 指定企業は、当該申請の内容に変更があった時は、その旨を市長に届け出なければならない（企業立地促進条例第6条第1項）とされている。 申請時には、事業運営費助成金はゼロとして申請を行っていたが、完了の段階になり事務所の賃借料等についても助成金申請を行っており、市としても助成金を支給している。 事業者として指定した当初計画に無かった運営経費に対して助成金の支給を行うことは適切ではない。 賃料等の運営費の助成を行うのであれば、変更に係る届出を提出し、しかるべき審査を行ってから助成金を交付すべきである。 （監査の結果）
--	---

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ 実績報告は、収支決算書と参加者名簿、実施報告書によって行われており、問題等は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 設備投資に係る契約書、事務所の賃貸借契約書、雇用者に係る資料（雇用保険加入に係る書類、住民票等）が添付されていた。 ＜情報・本社 B＞正規雇用と非正規雇用について 本社機能移転支援助成金は、正規雇用と非正規雇用で助成金の算定に差を設けている。 本来であれば、新規雇用者に係る資料を入手する場合は、正規雇用者であることを証する資料を入手すべきであるが、現状では、助成事業者に対する聞き取りのみで客観的に検証可能な資料による審査が行われていない。 正規雇用従業員と非正規雇用従業員で交付する助成金の金額が異なることから、正規雇用か非正規雇用かを確認するため、雇用契約書等の資料の提出を求めることが望ましい。	

	(意見) 実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 審査基準が設けられていないが、請求書、実績報告及び添付書類等をもとに審査を行っている。 <共通⑧>開始届、完了報告に係る審査手続きについて 十分な審査をしたことを示す資料が作成されていない。 審査すべき事項を網羅的に抽出し、十分な審査を行い、その過程を明らかにする書式を作成すべきである。 (意見) なお、審査項目の例示として、以下のような項目を設けることも必要である。 ① 提出期限は守られているか ② 固定資産台帳の提出を受け、対象経費が適切に固定資産に計上されていることを確認する ③ 新規雇用従業員について、正規雇用に係る証憑を入手しているか ④ 新規雇用の採用日が基準日後となっているか
iii	<共通⑨>フォローアップ 当該助成金は、 ① 助成金の算定に係る新規雇用従業員の数、助成金の額の決定の日から5年間これを下回らないこと（第9条第2項（1）） ② 市税を滞納しないこと（第9条第2項（2）） ③ 交付事業によって、取得し又は効用の増加した財産は、交付事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること（指定通知書の条件） という条件が付されている。 上記の条件を満たしているか助成金確定後もフォローアップする必要がある。 フォローアップについては、実施されているようであるが、統一的なマニュアルや報告書式・検証書式等が整備されていない。 (意見) <共通⑩>指定通知書の条件 市長は、指定を行うに当たり、次の条件を付すものとする。 (1) 助成金の算定に係る新規雇用従業員の数、助成金の額の確定の日から5年間これを下回らないこと

	(2) 事業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に事業休止(廃止)届(様式第3号)を提出すること (3) 市税を滞納しないこと (4) その他市長が必要と認める条件を順守すること とある(第9条第2項)。 しかしながら、指定通知書には、(2)事業の休止(廃止)、(3)市税を滞納しないことについて、条件が記載されていない。 規則に列挙されている条件であるため、指定通知書にその旨を記載するべきである。 (意見) <共通⑪>固定資産台帳 補助対象となる設備投資は、土地、家屋、償却資産とされており、償却資産は、地方税法第341条第4号に規定する償却資産とされ、その償却資産について、対象となる償却資産は、助成金毎に定められている。 ここで、地方税法第341条第4号に規定する償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。)とされている。 固定資産の取得と思われる内容であっても、法人の会計処理によっては、資産計上ではなく費用処理を選択することがあり、請求書等の内容だけでは、助成金の対象となる設備投資であるか否かは判断することはできない。 よって、補助対象の設備投資に該当するか否かを判断するためには、補助対象事業者から固定資産台帳の提出を求め、助成金確定にかかる審査に活用する必要がある。 しかしながら、固定資産台帳の提出が見られない事例が散見されたことから、今後は、固定資産台帳を活用した審査を徹底すべきである。 (意見) <共通⑫>指定申請書、開始報告書、完了報告書の様式について 申請書等の様式が製造業を想定した記載内容となっており、その他の業種には該当しない記載事項が多い。反対に、製造業では重要ではないが、他の業種には重要な項目の記載がなされない等の弊害がある。 それぞれの業種に必要な事項が漏れなく記載されるように様式を見直すことを検討することが望ましい。 (意見)
--	--

	<共通⑬>新規雇用に係る基準日 新規雇用者の算定の開始となる基準日については、大分市企業立地促進条例施行規則には明確な規定はないが、基準日を市役所に問合せ等の連絡を行った日にするという運用がなされている。しかしながら、この運用では客観的な検証を行うことが困難である。補助の申請を行うことを宣言した書面が提出された日にする等の客観的に検証可能な方法に改めることが望ましい。 (意見)
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 交付要綱に定められた補助対象経費（第４条）に活用されており、助成金等は効率的かつ有効に使用されていると判断できる。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 収支決算書及び根拠資料が添付されており、流用の危険性は低いと思われる。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 金額等の条件は他の地町村と比較して概ね同水準となっている。 <共通⑭>助成金の目的との整合性について 本助成金については、産業の振興及び雇用機会の拡大を図るという目的からは必要不可欠な助成金である。一方で、公平性の観点からは、非常に注意が必要な助成金である。 事業規模の拡大が確実に見込まれない場合は、産業の振興及び雇用機会の拡大は見込めず、単なる引越し費用の助成となってしまう、助成金の趣旨からは適切でない。 よって、事業規模の拡大については、決算書や事業計画書等の資料提出を求め、確認するべきである。 (意見)
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性

	などは認められないか ↓ 大分市の産業の振興及び雇用機会の拡大の観点からは、事業は継続すべきであり、内容等についても概ね問題はないと思われる。 <共通 X-1>事業実施体制について 現状、企業立地関連の助成事業（企業立地促進助成金、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転支援助成金）の実施体制は、担当者2名により企業への誘致活動及び助成金の審査・支払業務まで行われており、事業規模から人員が著しく不足している。 本事業は、予算規模が極めて大きく、専門性も高く、業務量が膨大である。 事業規模に見合った実施体制を早急に整えるべきである。もしくは、実施体制に見合った規模まで予算を縮小することも検討することが望まれる。 （監査の結果）
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 広報の方法は、市のホームページや市報の他、市内企業訪問による制度紹介等によっている。 また、県外企業へのアプローチについては、市長等によるトップセールス、県東京事務所、県大阪事務所とともに企業訪問を行っている。 助成金の周知・広報の方法は妥当と認められる。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	立地企業件数 (累計企業件数)		件		7 件 (累計：28 件)	23 件 (累計 80 件)	12 件 (R2～R6 累 計 60 件)
	↓						
目標設定は、立地企業件数とされており、評価指標として適切である。							

ii

コスト把握（令和元年度、単位千円）

	計画	実績
事業費 （うち本社機能移転促進助成金）	955, 751 (38, 264)	929, 971 (36, 364)
人件費	10, 800	10, 800
総事業費	966, 551	940, 771

↓

複数の事業がまとめられており、本社機能移転促進助成金に係る人件費については算定ができないため、コスト把握が適切に行われているか判断ができない。

iii

個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）

評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等
改革の方向性	制度・組織・規制等の改廃、事業内容の改善	平成 28 年度は企業立地件数 18 社、助成金額 783, 741 千円、平成 29 年度は企業立地件数 18 社、助成金額 908, 854 千円、平成 30 年度は企業立地件数 21 社、助成金額 608, 500 千円、令和元年度は企業立地件数 23 件、助成金額 929, 971 千円となっている。 当初予算は前年度中に支払いが確定している助成金を計上している（令和 2 年度：783, 221 千円）。 なお、当該年度に新たに立地が決定した企業に対する助成金については、9 月補正で当該年度に係る所要額を予算措置している。 今年度については、コロナウイルスの影響により、企業が積極的な設備投資を見送ったり、資材入荷が困難となっており、工期を延長せざるを得ない企業が増えていることから、設備投資の期間の延長、雇用要件の緩和など、企業立地の推進を後退させないよう、企業立地促進条例施行規則を 8 月までに改正し、9 月議会の委員会において報告する予定である。 併せてトップセールスをはじめとする積極的な企業訪問を実施する中で、さらに企業立地を推進していく。 ※企業立地推進事業の評価
予算の方向性	拡大	

↓

個別評価は、企業立地促進助成金、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転促進助成金がまとめて一括で評価されている。

大分市行政評価・実施計画に関する方針によると、事務事業単位（個表の分け方）は、市が助成金を交付する内容の事業については一件で評価することとされているが、他の事業とまとめて評価されており、一件で評価されていない。

	助成金であるため、一件で評価すべきであり、事務事業評価について個別評価が実質的に行われていない。 (監査の結果) 予算の方向性が拡大とされている点について、大分市の経済の発展及び市民生活の向上の観点からは問題がない。しかしながら、現状でも膨大な事務作業と事業実施体制が著しく不均衡な状態にあることから、予算の拡大の前に、事業実施体制を充実させることが望まれる。 (意見)
--	---

※企業立地促進助成金、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転促進助成金に共通する「監査の結果」及び「包括外部監査の結果に添えて提出する意見」については、企業立地促進助成金の後にまとめて記載することとする。

【外部監査の結果】

(監査の結果)

指定申請に係る審査について

交付申請に際しては、交付申請書と事業計画書（指定申請書、建設計画の概要、資金計画の概要、生産計画の概要、原材料の取得計画の概要、工場用地見取り図及び工場配置図、その他参考となる資料等）、が添付されることになっている。

概ね問題なく添付されているが、一部で必要事項に記載がない事例が散見された。

また、本社機能移転助成金については、申請企業がどのような業務内容でどの部門に該当するかなど、客観的に判断できる事業計画書や社員名簿、組織図などを提供してもらい、十分な審査を心掛ける必要がある。

(監査の結果)

助成対象となる設備投資について

助成の対象となる設備投資は、土地、家屋、機械装置、工具器具備品（別表第2）であるが、本社機能移転促進助成金の対象とならない構築物に対して、助成金が交付されていることから、妥当性について精査すべきである。

(監査の結果)

新規雇用者について

雇用促進助成金において、新規の正規雇用者として助成金を支給しているものの中に、2名の非正規雇用者が含まれており、助成金を交付することは適切ではない。

これについては、完了報告時点では、非正規雇用から正規雇用へ転換されているとの

ことであるが、その事実を裏付ける資料を入手していない。

雇用促進助成金は、新規の正規雇用者及び非正規雇用者で助成金額に差を設けていることから、雇用労働契約書の提出を求め確認すべきである。

また、完了報告書の提出後の正規雇用転換という例外的な取り扱いに際しても単なる聞き取りのみで指定企業から何らの証拠も入手していないのは運用上不適切である。

(監査の結果)

企業集団について

雇用促進助成金において、新規の正規雇用者として助成金を支給している者の中に、2名の指定企業以外で雇用された者が含まれていた。

これについては、助成の対象となった2名は、指定企業のグループ会社であるため問題は無いとの回答であった。

しかしながら、ホームページで指定企業のグループ会社であることのみを確認しただけで助成金を交付しており、適切ではない。

企業集団については、株主名簿や株主リストなどの書類の提出を求めるべきであり、ホームページのみで指定企業のグループ会社であることを判断すべきではない。

グループ会社に係る取り扱いは、第7条（企業集団）において規定があり、要件を満たせば企業集団を1つの企業とみなすことが出来ることになっている。

ただし、要件として

① 他の法人の5割以上を出資

② 企業集団が一体として 事業所の新設等を行っている事

とされており、グループ会社であれば無条件で助成対象となる訳ではない。

(監査の結果)

変更届について

指定企業は、当該申請の内容に変更があった時は、その旨を市長に届け出なければならない（企業立地促進条例第6条第1項）とされている。

申請時には、事業運営費助成金はゼロとして申請を行っていたが、完了の段階になり事務所の賃借料等についても助成金申請を行っており、市としても助成金を支給している。

事業者として指定した当初計画に無かった運営経費に対して助成金の支給を行うことは適切ではない。

賃料等の運営費の助成を行うのであれば、変更に係る届出を提出し、しかるべき審査を行ってから助成金を交付すべきである。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

助成金について

本社機能移転促進助成金は、地域再生法施行規則第 8 条 1 号及び第 2 号に規定する施設に限る（規則第 6 条（1））とされている。

上記の点について、監査対象となったすべての補助対象者について、いわゆる本社機能以外に係る新設等の設備投資や運営経費についても助成金が交付されている。

同様に、新規雇用についても、本社機能に係る業務に従事しているかは聞き取りによっており、広報や営業等の本社機能に係る業務には関係の薄いと思われる従業員に対しても助成金が交付されていた。

この取扱いについて、明確な規定等が存在しないことから、適切か否かを判断することができないが、どの範囲まで助成を認めるのか、助成金の目的・趣旨、公平性・公益性の観点から明確に規定することが望まれる。

新規雇用についても、本社機能に係る業務のみに従事する必要があるのか、兼務でも良いのか明確な規定が存在しないため、助成の範囲を明確にすることが望まれる。

(意見)

申請者と補助対象の設備について

申請者と補助対象の設備について、下記の事項について、詳細な検討を行う必要があるため、審査の過程を客観的に判断できる資料を作成すべきである。

- ① 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者であるか否かについて
- ② 本社機能移転促進助成金は、地域再生法施行規則第 8 条 1 号及び第 2 号に規定する施設に限る（規則第 6 条（1））とされているが、要件を満たす計画か否か。

(意見)

償却資産に係る規定について

補助対象となる設備投資は、事業所の新設に必要な土地、家屋及び償却資産（施行規則第 2 条（4））となっている。

償却資産とは、地方税法第 341 条第 4 号に規定する償却資産のうち、直接事業の用に供する償却資産であって、法人税法施行令第 13 条第 3 号、第 7 号及び第 8 号りに掲げる資産である（施行規則別表第 2）。

ここで、地方税法第 341 条第 4 号に規定する償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）とされており、無形固定資産は含まれていない。

しかしながら、同じく別表第 2 において、無形固定資産であるソフトウェアが助成対象の資産（法人税法施行令第 13 条第 8 号リ）とされており、規則に矛盾が生じている。

(意見)

正規雇用と非正規雇用について

本社機能移転支援助成金は、正規雇用と非正規雇用で助成金の算定に差を設けている。

本来であれば、新規雇用者に係る資料を入手する場合は、正規雇用者であることを証する資料を入手すべきであるが、現状では、助成事業者に対する聞き取りのみで客観的に検証可能な資料による審査が行われていない。

正規雇用従業員と非正規雇用従業員で交付する助成金の金額が異なることから、正規雇用か非正規雇用かを確認するため、雇用契約書等の資料の提出を求めることが望ましい。

(13) 大分県ポートセールス実行委員会負担金

1. 補助金等各事業の概要

所管	商工労働観光部 創業経営支援課			
補助金の名称	大分県ポートセールス実行委員会負担金			
根拠法令・要綱等	特になし。			
予算費目	款：商工費	項：商工費	目：商工業振興費	
事業期間	事業開始年度	平成7年度	事業終期年度	終期年度設定 期限なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算額	9,800	11,240	11,240
	決算額	9,800	11,240	11,240
	補助等対象者	大分県ポート セールス実行 委員会	同左	同左
補助金の目的	大分県ポートセールス実行委員会への負担金			
主な補助対象者等の 概要	大分県ポートセールス実行委員会への会費負担金として支出している。 当該法人は、大分港大在コンテナターミナルの東九州における国際物流拠点としての発展をめざして、県、市、民間一体となった効果的なポートセールスを行うため設立されている。			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
-------	-------------------------

監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 交付金であり、補助金交付申請書に請求書が添付されており、問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 補助対象者は、大分県ポートセール実行委員会に限定されている。 また、目的・構成員・役員等の状況、活動状況等の報告書は完備されており、申請者としての条件は満たしており、問題は認められない。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 支出負担行為決議書による適切な決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 大分県ポートセール実行委員会の事業計画及び予算にて決定された金額に基づいており、それに対する審査が行われており、問題は認められない。 また、大分県ポートセールス実行委員会の委員及び監事として、上記決定に関与している。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 公平性、透明性については、団体の委員の運営に大分市として関与しており、問題はないと思われる。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 負担金については、大分県ポートセールス実行委員会の予算に基づき決定されており、予算の決定について大分市として関与している。 金額については、合理的か否かを判断する根拠は存在しないものの、予算の大半

	を県と市（２：１）が負担することになっている。 県と市との負担割合については、長年の慣例となっており協定等はない。 負担金であるため法令又は契約に基づく必要があるが、大分県ポートセール実行委員会設置要綱には、会費の負担については触れられていない。 県との負担割合についても長年の慣例となっており、速やかに協定書を締結する必要がある。 （意見）
--	--

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ 総会の事業報告や理事会の議事録が添付されており、金額的にも問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 請求書等に不備、不自然は見られず、特段の問題は認められない。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 補助金とは異なり、審査等を行われていないが、県、市、市内の船社・海運貨物取扱業者で構成されているワーキンググループに出席し、事業の妥当性を検討している。 ワーキンググループは必要に応じて開催しており、直近では令和元年度に４回開催し、令和２年～４年の事業について検討を行っている。 したがって、実績の審査については適切に行われており、問題は認められない。	
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 当初の予算通りに事業は行われており、補助金等は効率的かつ有効に使用されていると判断できる。	
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 委員会の運営に大分市と大分県の職員が関与しており、他に流用させる危険性は低いと思われる。	

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 大分県ポートセールス実行委員会は市と県から受け取った負担金を、大分港大在コンテナターミナルの利用促進のために使用している。 その中で、利用転換促進助成事業、集荷促進対策事業として貨物集荷に対して助成事業を行っている。 大分県ポートセールス実行委員会の目的は、大分港大在コンテナターミナルを国際的物流拠点として発展を目指して、県と市、民間が一体となってポートセールスを行う事である。 にもかかわらず、予算の 97%程度が市と県からの補助金で運営されており、民間の会員からの負担は 3%程度となっている。 実行委員会における事業のさらなる推進に向けて、事業効果の検証を始め、今後の事業の方向性、民間事業者に対する負担金のあり方等について、県、市、船社・開運取扱業者で構成されるワーキンググループを活用するなど、大分大在コンテナターミナルに関係する民間事業者からこれまで以上に協力が得られるよう、事務局である大分県に働きかけることが望ましい。 （意見）
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 当該事業の目的は、大分港大在コンテナターミナルの東九州における国際的な物流拠点としての発展である。 目的を達成するためには、大分市や周辺地域への企業集積、その他インフラ等総合的な課題に対処していく必要がある。 大分市の経済発展、ライバル港との競争（博多、北九州等）等の観点からは、継続していく必要がある。 負担金の金額についても、目的の達成に必要であれば費用対効果を見極め再検討が必要である。 （意見）

iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 負担金であるため、負担対象者は限定されており、広く周知・広報の必要性は認められない。
-----	--

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。				
監査手続						
i	評価指標					
	評価指標					
	評価指標名	指標の説明(式)	単位	基準値(基準年度)	令和元年度計画	令和元年度実績 目標値(目標年度)
	実入りコンテナ数 (外貿及び内貿)		TEU	33,601 (H26)	38,000	42,388 38,000 (R3)
↓ 目標指標は適切であると判断する。 なお、新規定期航路の獲得数や利用転換件数等、より直接的な指標を設定することが望ましい。						
ii	コスト把握(令和元年度、単位千円)					
			計画		実績	
	事業費		11,240		11,240	
	人件費		740		740	
	総事業費		11,980		11,980	
↓ 事業費に対して多額の人件費はかかっておらず、問題は認められない。						
iii	個別評価(必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価)					
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等			
	改革の方向性	現行どおり	本事業は、市内企業に良好な流通環境を提供するため、定期航路の路線数・便数の充実は港湾の機能強化を図ることを目的に実施している。 県内の企業が遠方にある博多港や門司港などよりも近くにある			
	予算の方向性	維持				

		大分港を利用できる環境を整えるため、平成 29 年度～令和元年にかけて「利用転換助成」を実施しており、これまでの事業運営費 1,440 千円に加え、平成 29 年度は 8,360 千円、平成 30 年度は 9,800 千円を負担している。その結果、平成 30 年度のコンテナ取扱量は前年度に比べて 15%増加しており、本事業開始の平成 7 年度以来最高の取扱量となっている。 この結果を受けて、利用転換助成金は R2～R4 年度の間も引き続き実施することとなっており、これからも多くの企業が大分港を利用できるきっかけを作り続けていく。 また、今年度からは新規航路を作った船社に対しての助成をスタートしており、より便利な大分港を目指していく。
	↓	成果の検討は適切に行われていると判断する。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

負担金については、大分県ポートセールス実行委員会の予算に基づき決定されており、予算の決定について大分市として関与している。

金額については、合理的か否かを判断する根拠は存在しないものの、予算の大半を県と市（2：1）が負担することになっている。

県と市との負担割合については、長年の慣例となっており協定等はない。

負担金であるため法令又は契約に基づく必要があるが、大分県ポートセールス実行委員会設置要綱には、会費の負担については触れられていない。

県との負担割合についても長年の慣例となっており、速やかに協定書を締結する必要がある。

(意見)

大分県ポートセールス実行委員会は市と県から受け取った補助金を、大分港大在コンテナターミナルの利用促進のために使用している。

その中で、利用転換促進助成事業、集荷促進対策事業として貨物集荷に対して助成事業を行っている。

大分県ポートセールス実行委員会の目的は、大分港大在コンテナターミナルを国際

的物流拠点として発展を目指して、県と市、民間が一体となってポートセールスを行う事である。

にもかかわらず、予算の 97%程度が市と県からの補助金で運営されており、民間の会員からの負担は 3%程度となっている。

実行委員会における事業のさらなる推進に向けて、事業効果の検証を始め、今後の事業の方向性、民間事業者に対する負担金のあり方等について、県、市、船社・開運取扱業者で構成されるワーキンググループを活用するなど、大分大在コンテナターミナルに関係する民間事業者からこれまで以上に協力が得られるよう、事務局である大分県に働きかけることが望ましい。

(意見)

当該事業の目的は、大分港大在コンテナターミナルの東九州における国際的な物流拠点としての発展である。

目的を達成するためには、大分市や周辺地域への企業集積、その他インフラ等総合的な課題に対処していく必要がある。

大分市の経済発展、ライバル港との競争（博多、北九州等）等の観点からは、継続していく必要がある。

負担金の金額についても、目的の達成に必要であれば費用対効果を見極め再検討が必要である。

(14) 大分市 MICE 開催補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	商工労働観光部 おおいた魅力発信局			
補助金の名称	大分市 MICE 開催補助金			
根拠法令・要綱等	大分市 MICE 開催補助金交付要綱			
予算費目	款：商工費	項：商工費	目：商工業振興費	
事業期間	事業開始年度	平成 27 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	2,000	2,500	2,500
	決算額	488	232	600
	補助等対象者	九州弁護士会連 合会大分県弁 護士会 日本リメディア	日本映像機材レ ンタル協会 憲法理論研究会 菓業青年会九州	日本郵政グループ労 働組合九州地方本部 第 49 回九州地区大 学保健管理研究協議

		ル教育学会	ブロック大分大 会	会 下関市立大学同窓会
補助金の目的	MICE の誘致を促進し、地域経済の活性化及び交流人口の拡大を図る なお、MICE とは、企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称をいう (日本政府観光局 (JNTO))。			
主な補助対象者等の概要	補助対象者：MICE 主催者 大分市で開催される MICE であり、 ① 九州大会以上の規模で開催 ② 大分市内の宿泊施設における宿泊者数が延べ 50 人以上 ③ 地域の活性化に大きく寄与する			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 事業計画書、収支予算書等の交付申請に必要な書類は完備されており、問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 補助対象者は MICE 主催者に限定されている。 申請者の要件に、 国、地方公共団体その他の機関が主催又は共催となっていないこと 国、県、その他の機関から同様の補助金を受けていないこと 営利を目的としていないこと 反社会的勢力でないこと となっている。(要綱第 3 条第 2 項)

	これについては、口頭で確認を行っているが、口頭のみでは十分な審査が行われたことが確認できない。十分な審査が行われていたことを明確にするためには、審査の過程を書類で残すべきである。 また、申請者から確認書のような形で文書の提出を受ける方がより実効性があると思われる。 (意見) 申請者の要件に 国、地方公共団体その他の機関（第3条2項（1））、 国、県、その他の機関（第3条2項（2）） となっているが、（1）と（2）の違いが不明であり、その他が何を意味するのかが明確でない。具体的に例示列举することが望ましい。 (意見)
--	--

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 支出負担行為決議書による適切な決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 支出負担行為決議書、必要書類によって決裁を受けてはいるものの、審査の過程は不明である。 交付決定通知書について、市長は必要な条件を付すことができるとされている（第7条）が、交付決定通知書には何らの条件も付されていない。 要綱を順守すること、国、県その他の機関から同様の趣旨の補助金等の交付を受けることとなった場合は、速やかに連絡を行う事等の条件があるため、交付決定通知書には、必要な条件を記載すべきである。 (意見)
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助対象先は個別に複数が採択されており、採択時の基準は明確であることから、公平性、透明性の問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか

	↓ 金額は、大分市内の宿泊施設への宿泊者数に基づき決定されている。宿泊者数は宿泊証明書により確認されており、問題は認められない。
--	--

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ 実績報告は、実績報告書、収支決算書と参加者名簿によって行われており、問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 下記の事項を除き、宿泊証明書、請求書、振込依頼書（領収書）、参加者名簿が添付されており、問題は認められない。 経済波及効果の観点から、MICE 開催の準備作業や理事会出席に伴う宿泊、アフターコンベンション参加による宿泊も MICE 参加にかかる延べ宿泊者数として幅広くカウントしている。 そのため、開催日の前々日、前日からの宿泊や、開催最終日の宿泊が延べ宿泊者数としてカウントされている事例も見られる。 延べ宿泊者数によって交付する補助金の金額が設定されていることから、延べ宿泊者数の計算について基準が明確でないことは望ましくない。 MICE の経済効果と補助金の公平性の観点から、どの範囲までカウントが可能なのか明確にすることが望ましい。 （意見）	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 審査等が十分に行われたことを示す資料は残っておらず、要件を満たすものであるのかどうかを検討した審査資料を作成すべきである。 何をどのように審査したのか示す資料が無ければ、上席の審査、承認手続きが問題なく行うことができたのか疑問である。 また、第三者の検証も行うことができない。 以上の事から、審査の過程を明確にする資料の作成が必要である。 （意見）	

iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 交付要綱に定められた補助対象経費（第４条）に活用されており、補助金等は効率的かつ有効に使用されている。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 収支決算書及び請求書、支払証憑が添付されており、流用の危険性は低いと思われる。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ MICE 開催に係る補助金と明確に限定されており、かつ、補助金の金額も全体の事業費の割合から言えば、数％程度であり、適切な水準と判断している。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 大分市での MICE 開催により地域経済の活性化及び交流人口の拡大を図るという目的からは、継続することについて問題はない。しかしながら、過去３年は、予算に対し補助金の利用実績が低く推移している。利用件数も、２件～３件と少ない。 おおいた魅力発信局の方針として、大分市の開催場所や宿泊施設等からは大規模の MICE の開催は現実的ではないため中小規模の MICE 誘致に絞っているとのことであるが、大分市の地域経済の活性化の観点からは、さらに積極的な誘致に向けた思い切った施策が望まれる。 補助の要件として、九州大会以上の規模であること及び延べ宿泊者数が 50 人以上であることが記載されている。大分市としての受入れキャパシティや他の自治体との競合等を考慮しながら、要件の緩和も含めた補助制度の見直しを検討することが望まれる。 (意見)
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓

	MICE 誘致については、東京で開催している「国際 MICE エキスポ」への出展や、本市ホームページ及び関係機関のパンフレット等によっている。 また、県とも協力して誘致活動を行っており、周知・広報との方法は妥当である。
--	---

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)。					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	MICE による宿泊者数	延べ宿泊者数	人泊	73 (27 年度)	2, 500	658	800 (R2)
	↓ 目標設定としての評価指標は適切であると判断する。						
ii	コスト把握 (令和元年度、単位千円)						
			計画		実績		
	事業費 (うち大分市 MICE 開催補助金)		3, 251		1, 086		
	人件費		2, 960		2, 960		
	総事業費		6, 211		4, 046		
↓ 誘致の関係上、事業費並みに人件費がかかっているが、特段の問題は認められない。							
iii	個別評価 (必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価)						
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等				
	改革の方向性	現行どおり	令和 3 年度開催分の相談件数は 7 件となっている。 MICE 誘致については、東京で開催している「国際 MICE エキスポ」への出展や、本市ホームページ及び関係機関のパンフレット等で補助制度の周知を図るとともに、本市の MICE 誘致の強みである、会場と宿泊施設が市内中心部で近接している事、個室を確保しやすい宿泊環境があること、さらに食やナイトライフなど、総合的に本市の魅力を発信している。				
	予算の方向性	拡大					

		しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響による MICE の中止が相次いでおり、令和元年度は 1 件中止、今年度は 3 件中止、1 件令和 3 年度へ延期となった。 来年度は、今年度実施予定であった MICE の来年度延期が見込まれることから、MICE 開催補助金を増額し、新型コロナウイルス感染症終息後の MICE 需要を捉え誘致を行う。 ※大分市 MICE 誘致促進事業の評価
	↓	成果の検討は適切に行われていると判断する。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

補助対象者は MICE 主催者に限定されている。

申請者の要件に、

国、地方公共団体その他の機関が主催又は共催となっていないこと

国、県、その他の機関から同様の補助金を受けていないこと

営利を目的としていないこと

反社会的勢力でないこと

となっている。(要綱第 3 条第 2 項)

これについては、口頭で確認を行っているが、口頭のみでは十分な審査が行われたことが確認できない。十分な審査が行われていたことを明確にするためには、審査の過程を書類で残すべきである。

また、申請者から確認書のような形で文書の提出を受ける方がより実効性があると思われる。

(意見)

申請者の要件に

国、地方公共団体その他の機関（第 3 条 2 項（1））、

国、県、その他の機関（第 3 条 2 項（2））

となっているが、（1）と（2）の違いが不明であり、その他が何を意味するのかが明確でない。具体的に例示列举することが望ましい。

(意見)

支出負担行為決議書、必要書類によって決裁を受けてはいるものの、審査の過程は不明である。

交付決定通知書について、市長は必要な条件を付すことができるとされている(第7条)が、交付決定通知書には何らの条件も付されていない。

要綱を順守すること、国、県その他の機関から同様の趣旨の補助金等の交付を受けることとなった場合は、速やかに連絡を行う事等の条件があるため、交付決定通知書には、必要な条件を記載すべきである。

(意見)

経済波及効果の観点から、MICE 開催の準備作業や理事会出席に伴う宿泊、アフターコンベンション参加による宿泊も MICE 参加にかかる延べ宿泊者数として幅広くカウントしている。

そのため、開催日の前々日、前日からの宿泊や、開催最終日の宿泊が延べ宿泊者数としてカウントされている事例も見られる。

延べ宿泊者数によって交付する補助金の金額が設定されていることから、延べ宿泊者数の計算について基準が明確でないことは望ましくない。

MICE の経済効果と補助金の公平性の観点から、どの範囲までカウントが可能なのか明確にすることが望ましい。

(意見)

審査等が十分に行われたことを示す資料は残っておらず、要件を満たすものであるのかどうかを検討した審査資料を作成すべきである。

何をどのように審査したのか示す資料が無ければ、上席の審査、承認手続きが問題なく行うことができたのか疑問である。

また、第三者の検証も行うことができない。

以上の事から、審査の過程を明確にする資料の作成が必要である。

(意見)

大分市での MICE 開催により地域経済の活性化及び交流人口の拡大を図るという目的からは、継続することについて問題はない。しかしながら、過去3年は、予算に対し補助金の利用実績が低く推移している。利用件数も、2件～3件と少ない。

おおいた魅力発信局の方針として、大分市の開催場所や宿泊施設等からは大規模の MICE の開催は現実的ではないため中小規模の MICE 誘致に絞っているとのことであるが、大分市の地域経済の活性化の観点からは、さらに積極的な誘致に向けた思い切った施策が望まれる。

補助の要件に、九州大会以上の規模であること延べ宿泊者数が 50 人以上とされている。大分市としての受入れキャパシティや他の自治体との競合等を考慮しながら、要件の緩和も含めた補助制度の見直しを検討することが望まれる。

第 10 農林水産部における補助金等の監査手続と結論

(1) 「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	農林水産部 農政課			
補助金の名称	「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金			
根拠法令・要綱等	「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金交付要綱			
予算費目	款：農林水産業費	項：農業費	目：農業振興費	
事業期間	事業開始年度	平成 23 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	5,900	5,498	4,298
	決算額	1,400	2,481	586
	補助等対象者	8	8	6
補助金の目的	農林漁業者や中小企業者等による大分市産農林水産物等の地域資源を活用した研究開発や商品化、販路拡大を支援することで、大分市の農林水産業の振興に資することを目的とする。			
主な補助対象者等の概要	大分市産の農林水産物等の地域資源を活用し、商品の製造・開発若しくは販売をし、又はしようとする者（農産品加工事業者）			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業 研究開発支援事業 大分市の農林水産物等の地域資源を活用し、新たな商品化につなげるための調査研究や試作品開発等を支援する（補助率 10/10 以内、限度額 10 万円） 商品化促進支援事業 大分市の農林水産物等の地域資源を活用した新たな商品開発を支援する（補助率 1/2 以内、限度額 100 万円） 販売力強化支援事業 大分市の農林水産物等の地域資源を活用した新たな商品の販路を新たに県

	内外へ拡大する取り組みや商品のブラッシュアップ等を支援する（補助率 1/2 以内、限度額 100 万円） 補助対象経費 研究開発支援事業（研究開発費、謝金、旅費、事務費、その他） 商品化促進支援事業（商品開発費、謝金、旅費、事務費、その他） 販売力強化支援事業（販売力強化費、謝金、旅費、事務費、その他） ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ 見積書等事業費の積算が分かる書類 ④ 大分市産地域資源の産地証明 ⑤ 消費税課税事業者届出書 ⑥ 市町村税の滞納が無いことを証明する書類 ⑦ 定款又はこれに類する書類 ⑧ 法人登記事項証明書 ⑨ 誓約書 ⑩ その他市長が必要と認めた書類 ↓ 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 交付申請日後に交付決定通知日となっており、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 特に要件は求められていないが、交付申請に必要な書類に事業者であることの書類などが求められており、申請者としての条件は満たしていると判断できる。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。 但し、審査基準を満たせず、審査に合格できずに交付決定にまで至らないケースも散見される。

ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金審査要領に基づき審査されている。 審査基準については、支援事業ごとに定められており、各評価項目のうち最低の点数に該当するものが1項目でもある場合は不採択となる。 認定通知書にはブランド化推進会議委員の意見等も記載されており、実質的な審査が行われていると判断できる。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助対象先は都度異なっており、審査基準も明確であるため、公平性、透明性は確保されていると判断できる。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金額は事業計画書や見積書、実際の支払金額に基づき決定されており、問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 事業実績書 ② 収支決算書 ③ 消費税課税事業者届出書 ④ その他市長が必要と認める書類 ↓ 事業実績書、収支決算書は適切に作成されており、問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 請求書・領収書等を確認したところ、金額等は適切であり、問題は認められない。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 経費の支払い実績と商品化の基準を満たしており、問題は認められない。	
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか	

	↓ 請求書・領収書等を確認したところ金額等は適切であり、補助金等は効率的かつ有効的に使用されていると判断できる。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 見積書・請求書・領収書等の支払い実績に基づき補助金額が決定するため、他の使途に流用されている危険性は低く、また、証票書類を確認したところ問題は認められなかった。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 補助金額は他市町村での実績を参考に補助金額・補助率を設定している。 しかし実際には、予算を使い切っていない申請が多く、金額などは適切な水準であると言えるが、推進品目が 2/3 補助に対して、それ以外は補助率が 1/2 と負担割合が低いため、結果として自己負担割合が相対的に大きくなり、申請金額を上げられない可能性がある。 また、条件としての大分市産農林水産物を原材料として使用する必要があるが、それらを用いた加工品の開発が限定的であり、予算を使い切れない要因の一つとなっている。 具体的な大分市産農林水産物の PR を強化するなどして、より普及に努めていくことが望ましい。 (意見)
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 農産品の販売促進のため公益性は高いものの、予算を使い切れておらず、内容・金額などの設定に再考の余地がある。今後は六次化セミナーなどにより、六次化の機運を高め、事業の利用拡大につなげていく。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓

	大分市ホームページ、市報、業界誌、金融機関、業界団体などを通じ広く募集を行っており、周知・広報の方法は妥当と判断する。
--	---

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	商品化件数		品	0 (H23)		59	50 (R3)
	ブランド認定件数		品	0 (H29)		41	50 (R3)
	↓ 商品化件数やブランド認定件数を評価指標とすることは、制度趣旨に沿っており、計画と実績との比較分析が出来る状態にある。 また、補助実施後の業績の拡大などの追跡のために、実施状況報告書を提出してもらっており、成果の分析などを行っている。						
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
			計画		実績		
	事業費 （うち「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金）		16,304 (4,298)		10,269 (586)		
	人件費		12,690		10,140		
	総事業費		28,994		20,409		
	↓ 事業費に対してかなりの人件費がかかっており、活動内容をもう少し細分化してコスト管理に意識を向けることが重要である。						
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）						
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等				
	改革の方向性	現行どおり	市長トップセールスやブランド認証制度等の取組により、農林水産物やそれらを活用した加工品の魅力を発信しているが、都市間				

	予算の方 向性	維持	競争は激しくなる中、今後も引き続き、県内外に向け大分市の「魅力」、「味力」を発信することで、農林水産物の流通量、消費量の増加や6次化商品の販路拡大等に繋げる。
	↓ 「おおいたの幸」に関して具体的な記述がなされており、評価指標と併せて、適切に評価は行われていると判断する。		

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

補助金額は他市町村での実績を参考に補助金額・補助率を設定している。

しかし実際には、予算を使い切っていない申請が多く、金額などは適切な水準であると言えるが、推進品目が2/3補助に対して、それ以外は補助率が1/2と負担割合が低いいため、結果として自己負担割合が相対的に大きくなり、申請金額を上げられない可能性がある。

また、条件としての大分市産農林水産物を原材料として使用する必要があるが、それらを用いた加工品の開発が限定的であり、予算を使い切れない要因の一つとなっている。

具体的大分市産農林水産物のPRを強化するなどして、より普及に努めていくことが望ましい。

(2) 農福連携推進支援事業費補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	農林水産部 生産振興課			
補助金の名称	農福連携推進支援事業費補助金			
根拠法令・要綱等	おおいた農業と福祉の連携推進モデル事業実施要領			
予算費目	款：農林水産業費	項：農業費	目：農業振興費	
事業期間	事業開始年度	平成27年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算額	－	－	2,000
	決算額	－	－	0

	補助等対象者	-	-	-
	なお、27 年度からの事業内容は就労支援施設への技術指導に対する報償費が主であったが、令和元年度より農業用施設や機械の導入に対する補助金事業を含め拡充を図った為、報償費のみの時期の予算は計上されていない。			
補助金の目的	おおいた農業と福祉の連携推進モデル事業に関し、指定障害福祉サービス事業を行う事業所に「おおいた農福サポーター（農業等に関する豊富な専門知識及び経験等を有し、サービス事業所へ適切な指導等を行うことが出来る者）」をあっせんし、サポーターがそのサービス事業所又はサポーターのほ場等において農業又は農産加工に係る指導、助言又は作業補助を行うことにより、サービス事業所における農業等の生産性及び所得の向上を図る。			
主な補助対象者等の概要	当該サービス事業所が行う指定障害福祉サービス事業が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づき、大分市長より指定を受けた事業所である。うち、10 a 以上の農作物の作付けを行っているか、3 年以内に作付け又は農作業の受託を計画している事業所を指している。			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点		各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続		
i	登録申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業 農業や農産加工を行っている障害者施設等で農業に関する指導を行う農福サポーターを派遣する際の謝金を補助する 補助対象経費 農福サポーターへ支払う謝金 ① 農作物作付計画書 ② 指定通知書の写し ③ 定款の写し ④ 誓約書 ↓ 実績が存在しないため、確認できない。	

ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 法律に基づき指定障害福祉サービス事業を行う事業所の条件は明確にされており、申請者としての条件を満たしていると判断できる。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。	
ii	利用決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 農福サポーター利用申請書に対し、決定通知書を交付登録の段階で審査は行われる。 実績が存在しないため、確認できない。	
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。	
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 農福サポーターを派遣する事業だが、他市町村の実例をもとに、サポーターの単価と指導回数を決めており、それらから補助金額を積算して予算金額を設定しており、問題は認められない。	

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓	

	利用報告書が求められるが、実績が存在しないため、確認できない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 農福サポーターの派遣の事実に基づく事業費の支払いであり、流用の可能性は低いと考えられる。実績が存在しないため、確認できない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 事業を希望する事業所がなく、また農産物に関する販路に課題があるため、農業に携わろうとする障害者施設等が少なく、平成 30 年度より実績が存在しない。結果として、令和 2 年度以降廃止が決定している。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 平成 30 年度以降事業の利用が無く、令和 2 年度以降廃止が決定している。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ アンケート調査を行い、農業への関心や施設・機械の導入の意向を示した事務所に訪問等で補助金の周知を図ろうとしている。 技術指導に対する報償費については、野菜や果樹の生産者が集まる会議にて事業内容の周知を図ってきた。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	研修・派遣利用事業所数		件	0 (27 年度)	4	0	8 (3 年度)
	↓ 評価指標としての目標設定を行っているものの、事業実績は平成 30 年度より存在せず、設定した目標は有名無実となっている。						
ii	コスト把握 (令和元年度、単位千円)						
		計画		実績			
	事業費 (うち農福連携推進支援事業費補助金)	2, 651 (2, 000)		0 (0)			
	人件費	1, 460		0			
	総事業費	4, 111		0			
↓ 事業実績はゼロであるものの、募集などの経費は実際に発生しており、多額のコストを発生させてしまっている。							
iii	個別評価 (必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価)						
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等				
	改革の方向性	目的廃止、または再検討	平成 30 年度以降は事業の利用が無く、理由として「事業所における他の業務が忙しく、支援員に負担のかかる農業への取組が維持できなかった」、「サポーターによる指導を受けなくても事業所の中で対応できる」等が挙げられた。令和元年度も利用要望が無く、廃止としている。				
	予算の方向性	廃止					
	↓ 農林水産業に寄与する目的であったが、平成 3 0 年度以降事業の利用が無く、令和 2 年度以降廃止が決定している。 このような状態になる前に、毎年の事業評価を徹底的に、スピード感を持って行						

	うべきであった。 (意見)
--	------------------

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

農林水産業に寄与する目的であったが、平成 30 年度以降事業の利用が無く、令和 2 年度以降廃止が決定している。

このような状態になる前に、毎年の事業評価を徹底的に、スピード感を持って行うべきであった。

(3) 農産物認証推進支援事業費補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	農林水産部 生産振興課			
補助金の名称	農産物認証推進支援事業費補助金			
根拠法令・要綱等	大分市農産物等認証推進支援事業費補助金交付要綱			
予算費目	款：農林水産業費	項：農業費	目：農業振興費	
事業期間	事業開始年度	平成 30 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額		2,500	965
	決算額		132	32
	補助等対象者		4	1
補助金の目的	農産物等の認証 (GLOBALG. A. P、ASIAGAP、JGAP、有機 JAS、エコファーマー) の取得を促進することにより、環境に配慮した農業を推進し、消費者への安全・安心な農産物の提供を確保するとともに、効率的な農業経営の確立及び農業所得の向上を図ることを目的とする。			
主な補助対象者等の概要	大分市内に住所を有する農業者及び農業者で組織する団体			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業 研修等支援型（5 経営体） 認証の取得に係る研修の受講に係るもの 認証・検査等支援型（新規：2 経営体、更新：5 経営体） 認証の取得及び更新の手続きに係るもの 設備・資材等導入支援型（5 経営体） 認証の取得、更新及び継続に必要な設備、資材等の導入に係るもの 補助対象経費 研修等支援型（補助対象経費の 3 分の 2 以内、限度額 50,000 円） 研修費、宿泊費、交通費、使用料及び賃借料、 その他研修の受講に必要な手数料等 認証・検査等支援型 （補助対象経費の 2 分の 1 以内（新規）、3 分の 1 以内（更新）、限度額 200,000 円） 審査料 水質検査、残留農薬検査等に係る検査料 設備・資材等導入支援型（補助対象経費の 2 分の 1 以内、限度額 250,000 円） 施設改修費、農業生産資材購入費、管理用備品購入費 大分市農産物等認証推進支援事業費補助金交付申請書 ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ 組織の規約又は定款の写し ④ 構成員名簿 ⑤ 常時従事者であることを確認できるもの ⑥ 参加者名簿 ⑦ 事業に係る認証制度の申請書等又は認定証書等の写し ⑧ 認証制度取得確約書 ⑨ 見積書その他交付を受けようとする補助金の額の算出根拠が確認できる書類 ⑩ 補助対象経費内訳計算書 ⑪ 研修の案内等 ⑫ 事業実施位置図又は見取図

	⑬ 経営耕地面積がおおむね 30 a 以上又は農産物販売金額等がおおむね 50 万円以上であることが確認できる書類 ⑭ 誓約書 ⑮ 消費税課税事業者届出書 ⑯ 市税完納証明書又は市税の納付状況に係る情報の照会に関する承諾書 ⑰ その他市長が必要と認めた書類 ↓ 事業計画書、収支予算書などの書類は完備されており、問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 交付申請日後に交付決定通知日となっており、書類や日付に問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 大分市内にて農業を営む者については、市税の完納証明などで居所の確認は可能であり、申請者としての条件を満たしていると判断できる。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 大分市農産物等認証推進支援事業費補助金交付決定通知書にて、決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。	
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 受講料などの実費負担がほとんどであり、審査等は不要なケースがほとんどである。従って、問題は認められない。	
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助対象先は都度異なるため、公平性、透明性などの問題は生じにくく、問題は認められない。	
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 認証に要する経費の見積書の 1/2 等の上限が設けられており、合理的な根拠は存	

	在すると判断できる。
--	------------

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 事業実績書 ② 収支決算書 ③ 補助対象経費に係る支払いが確認できるもの ④ 補助対象経費実績計算書 ⑤ 研修を受講したことを証する書類 ⑥ 事業の完了を証する写真 ⑦ 認証証書の写しまたは認証を確認できるもの ⑧ 参加者名簿 ⑨ その他市長が必要と認める書類 ↓ 実績報告書、収支決算書は適切に作成されており、問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 請求書、領収書等は確認済みであり、問題は認められない。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 経費の支払い実績に基づき補助を行うのみであり、審査は適切に行われていると判断する。	
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 経費の支払い実績に基づき補助を行うのみであり、また、請求書・領収書等の確認が行われていることから、効率的かつ有効的に使用されていると判断できる。	
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 経費の支払い実績に基づき補助を行うのみであり、他の使途に流用される可能性は低く、問題は認められない。	

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 予算をほとんど使い切っておらず、使途や金額に補助対象者のニーズとの不一致が考えられる。実際、消費者がGAPを知らないため、GAP認証が付加価値にならず、メリットを感じてない生産者が多い。 補助事業の周知徹底と併せて、認証制度そのものの有用性について周知を図るべきである。 （意見）
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 農産物の認証等を通じて商品価値を高めることから公益性は高いと言えるが、予算を使い切れておらず、補助事業の周知徹底と併せて、認証制度そのものの有用性について周知を図るべきである。 （意見）
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 認定農業者、農業部会、野菜花き振興会などにチラシを配ることに加えて、年度当初に認定農業者及び認定新規就農者宛に文書を送付するとともに、各種生産者が集まる会議にて事業内容を説明することで周知を図っている。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	認証制度等 取組み累計		経 営	195 (H29)			225 (R3)

	農家数		体				
	↓ 評価指標としての目標設定を行っており、PDCA サイクルを回した改善活動が行える状態にある。						

ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）		
		計画	実績
	事業費 （うち農産物認証推進 支援事業費補助金）	2,663 (965)	81 (32)
	人件費	1,480	1,480
	総事業費	4,143	1,561
	↓ 事業費に関係なくかかる人件費が存在するため、事業の実績を上げるとともに、コスト構造の見直しが必要と考える。		

iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）		
	評価区分	評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等	
	改革の方向性	目的廃止、または再検討	ラグビーワールドカップ及びオリンピックの開催を控え、GAP 等の認証を受けた信頼性の高い農産物の取引の拡大を見込んで、農産物等の認証制度（有機農産物認証制度、GAP 等）に取り組む農業者を増やし、安全・安心な農産物の産地づくりを進めてきた。今後とも認証取得に取り組む農家に対する支援は継続するが、予算規模については縮小する。
	予算の方向性	削減	
	↓ 予算をほとんど使い切っておらず、使途や金額に補助対象者のニーズとの不一致が考えられる。 このような状態において、予算規模を縮小していくことは適正に事業の評価が行われている証拠であると判断できる。		

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

（意見）

予算をほとんど使い切っておらず、使途や金額に補助対象者のニーズとの不一致が考えられる。実際、消費者がGAPを知らないため、GAP認証が付加価値にならず、メリットを感じてない生産者が多い。

補助事業の周知徹底と併せて、認証制度そのものの有用性について周知を図るべきである。

(4) 大分市畜産共進会交付金

1. 補助金等各事業の概要

所管	農林水産部 生産振興課			
補助金の名称	大分市畜産共進会交付金			
根拠法令・要綱等	大分市畜産共進会交付金交付実施要領			
予算費目	款：農林水産業費	項：農業費	目：畜産振興費	
事業期間	事業開始年度	昭和 38 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	1,500	1,500	1,500
	決算額	1,500	1,500	1,500
	補助等対象者	大分市畜産共進 会実施委員会	同左	同左
補助金の目的	家畜の改良増殖と飼育管理技術の向上を促進し、大分市の畜産振興を図るとともに、市民の畜産に関する理解を深めることを目的として行われる大分市畜産共進会実施委員会に対し、その開催に要する経費について予算の範囲内で交付する。			
主な補助対象者等の概要	大分市畜産共進会実施委員会（大分市長を会長とし、農協、大分県酪等関係機関、生産者の代表による実行委員会組織により運営を行う）			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業 共進会の開催に要する経費（パンフレットではなく、大分市への実施計画のみ）

	補助対象経費 ① 賃金 ② 報償費（記念品・謝礼金） ③ 委託料 ④ 需用費（消耗品費・食料費・印刷製本費） ⑤ 役務費（通信運搬費・手数料） ⑥ 使用料及び賃借料 ⑦ 負担金補助及び交付金 ⑧ 催し物事業費 ⑨ その他市長が必要と認めた経費 交付金交付申請書 ① 事業計画書 ② 収支予算書 ↓ 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 交付申請日後に交付決定通知日となっており、日付や書類に問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 大分市畜産共進会実施委員会への交付金であり、申請者としての条件を満たしていると判断できる。 但し、大分県畜産共進会の予選会として各市町村で同様の共進会を実施しているものの、他市町村の主催等は不明である。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか

	↓ 申請書類の審査は審査基準に則って行われており、問題は認められない。 畜産共進会は太田市が開催するイベントのため、太田市が実行委員会となっているが、意思決定は実行委員が行っているため、交付決定の審査は適切に行える関係にある。 なお、領収書・請求書は農林水産部生産振興課がチェック済みである。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 太田市畜産共進会実施委員会への交付金であり、公平性・透明性に問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 予め規約等で補助金額は決められており、請求書・領収書等に基づき、その範囲内で拠出されていることから、問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ 事業報告書、収支決算書は適切に作成されており、問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 生産振興課が書類等をチェックしており、問題は認められない。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 経費の支払いについて、生産振興課がチェックしており、問題は認められない。	
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 毎年同様のイベントを続けており、経費の内容の見直しは行われていないものの、開催場所に応じて予算の若干の増減が生じている。	
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 収支予算書と収支決算書の予算額は一致していなかったものの、出品した牛の頭数によって農協の負担金の額が変わるため、予算額と決算額で差異が発生してい	

	た。 費目間の金額の差異については、費目間で流用をする場合があり、流用をする際は、流用伺いを起こし、承認を受けたうえで、決算書にはどの費目間で流用したか記載されており、問題等は認められない。
--	---

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 従来は市民も交えた共進会であったが、口蹄疫発生以降は業界関係者だけのイベントとなり現在の金額に至っている。 開催場所の変更に伴い事業費の増減が発生しているものの、金額、負担割合などが適切である根拠は見当たらない。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 共進会の開催は畜産振興と市民の畜産への理解を深める目的であり、一定の公益性は認められる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 生産者全てに必ず募集をかけており、募集に関する周知・広報の方法は妥当である。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	大分市畜産共 進会出品頭数		頭		37	36	

	上部畜産共進 会出品頭数		頭		34	24	
↓ 評価指標としての計画を立てて、実績と比較しており、PDCA サイクルに沿った行動が出来るようになっている。							
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
			計画		実績		
	事業費 （うち大分市畜産共進 会交付金）		2, 330 (1, 500)		2, 095 (1, 500)		
	人件費		7, 400		7, 400		
	総事業費		9, 730		9, 495		
↓ 事業費以上に人件費がかかっているものの、大分市が全てのイベントを実施するのはさらにコストがかかるため、何らかのコストの見直しを検討することが望ましい。							
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）						
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等				
	改革の方 向性	現行どおり	出品に際して輸送費、飼育費、敷料費等相当の経費がかかるため、円滑な出品のための生産者の負担軽減を図ることは重要である。 また、生産者が一堂に会し、お互いの技術の向上につなげるなど共進会の公共性等を考慮し、出品頭数等を定期的に見直している。				
予算の方 向性	維持						
↓ 肉用牛の基本登録の点数向上や、乳用牛1頭当たりの牛乳の生産量向上につながっているとのことであり、個別評価は適切に行われている。							

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

（５）漁業新規就業者育成支援事業費補助金

１．補助金等各事業の概要

所管	農林水産部 林業水産課
----	-------------

補助金の名称	漁業新規就業者育成支援事業費補助金			
根拠法令・要綱等	漁業新規就業者育成支援事業費補助金交付要綱			
予算費目	款：農林水産業費	項：水産業費	目：水産業振興費	
事業期間	事業開始年度	平成 27 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	5,540	5,540	5,540
	決算額	1,500	1,540	0
	補助等対象者	1	1	0
補助金の目的	大分市において新たに漁業に就業する者を支援するため、広報資材の整備に関する経費、漁船や必要機材等の購入及び整備に要する経費の一部を助成する			
主な補助対象者等の概要	大分県漁業協同組合大分支店・佐賀関支店・神崎取次店（就業者受入円滑化事業） 青年就業準備給付金事業に係る研修生のうち、独立経営者、親元就業者（就業支援事業）			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業 就業者受入円滑化事業 対象者：大分県漁業協同組合大分支店、大分県漁業協同組合佐賀関支店、大分県漁業協同組合神崎取次店 就業支援事業 対象者：（独立経営型）大分県青年就業準備給付金事業に係る研修生（国または県の研修制度による研修を修了した者）のうち、当該研修の開始から 6 月を経過した者又は当該研修を修了して 1 年以内の者であって、独立経営を行う者 （親元就業型）大分県青年就業準備給付金事業に係る研修生（県の研修制度による研修を修了した者）のうち、当該研修の開始から 6 月を経過した者又は当該研修を修了して 1 年以内の者であって、親元就業を行う者

	補助対象経費 就業者受入円滑化事業 広報資材の整備に要する経費（補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額） （就業フェアなどでの広報資材） 就業支援事業 漁船、必要機材等の購入及び整備に関する経費 （独立経営型）補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、150万円を上限 （親元就業型）補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を上限 交付金交付申請書 ① 事業計画（実績）書 ② 収支予算（精算）書 ③ 見積書の写し ④ 誓約書 ⑤ 市税完納証明書又は市税の納付状況に係る情報の照会に関する承諾書 ⑥ その他市長が必要と認める書類 ↓ 交付申請に関する資料を閲覧した結果、問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 交付申請日後に交付決定通知日となっており、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 申請者については、新規漁業就業フェアでマッチングした新規漁業者が主である。 新規漁業者の審査基準は国、県のガイドライン並びに大分市漁業新規就業者育成支援事業補助金交付要綱で規定されており、さらにマッチングでは、20代・30代で、初期投資のため貯蓄のある人、本人のヤル気度、などをヒアリングや体験を通じて審査しており、申請者としての条件を満たしていると判断できる。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
-------	--------------------------------

監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、交付決定通知書に問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 見積書や相見積りの比較表、請求書・領収書、証拠写真も添付されており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 補助金の限度額に達するまで複数回補助金の交付を申請することが出来るが、いずれも予算の制限があり、公平性、透明性は保たれている。具体的には、親元就業型で補助を受けたものが独立経営型で再度補助を受ける際は既に受けた補助金額に応じて減額し、同一の漁船、必要機材等に係る再度の申請は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 中古漁船を購入するに当たり最低でも 300 万円ほどかかるため、その半額を補助の上限としている。大分県も同様同額の補助金制度を持っており、事実上は併せて 300 万円までの補助を受けられる仕組みとなっている。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ 実績報告書 ① 事業計画（実績）書 ② 収支予算（精算）書 ③ 契約書又は見積書の写し ④ 事業の完了を証するに足る写真 ⑤ 領収書又は請求書の写し ⑥ 財産管理台帳の写し ⑦ その他市長が必要と認める書類 ↓

	特段の不備、不自然な点は見当たらず、問題は認められない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 特段の不備、不自然な点は見当たらず、問題は認められない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 明確な審査基準は存在しないものの、経費の支払い実績のみであり、適切に審査されていると判断できる。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 必要な経費の支払い実績に基づいて交付しており、証票書類・証拠写真なども添付されていることから、補助金等は効率的かつ有効的に活用されていると判断できる。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 必要な経費の支払い実績に基づいて交付しており、また、請求書や領収書なども完備されていることから流用の可能性は低く、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 大分市総合計画や大分市農林水産業振興基本計画で新規就業者の毎年 4 名ずつの増加目標を定めている。そうすると、1 人当たり上限 150 万円×3 名+100 万円×1 名で予算額 550 万円と言うのは適切な水準であると判断できる。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 減少しつつある漁業者の就業育成支援のため公益性は高く、必要に応じて更なる支援策も検討する余地がある。なお、新規就業者の生活の支援として、市営住宅の条件緩和なども行っている。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか

	↓ 募集のための周知・広報については、ホームページ、地元水産高校への案内をはじめ、毎年大分市コンパルホールで開催される農林水産業者就業相談会で水産のブースを設けて広報を行うとともに、漁協窓口以案内パンフレットを配布している。 また、主に県外の就業フェアで就業者を募っているように思えるが、地元の就職希望者にも福岡などの就業フェアに参加してもらっており、適切に周知・広報が行われてると判断できる。
--	--

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	就業者人数	[] は累計	人		3 [14]	1 [12]	[30] (R5)
↓ 計画・目標値が明確であり、目標と実績の乖離の分析が可能であり、PDCA サイクルを通じた評価が可能である。							
ii	コスト把握 (令和元年度、単位千円)						
			計画		実績		
	事業費		5,540		0		
	人件費		1,850		1,850		
	総事業費		7,390		1,850		
↓ 機材等の取得費の補助がメインであり、偶然実績がゼロであるが、次年度以降も申請は続いている。							
iii	個別評価 (必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価)						
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等				
	改革の方向性	現行どおり	大分県漁協佐賀関支店では 21 年度のフェアから国の支援制度を活用し、これまで 12 人が新規就業しており、漁業者の担い手と				

	予算の方向性	維持	して活躍している。 国の研修制度では親元就業者は対象外であり、県は独自の取り組みとして親元就業者を対象に県漁業学校で研修を行えるよう、就業準備給付金で支援していた。しかし、R2 年度より県の給付金額が減額となったことから減額分を市が支援することにより、新規就業者の就業初期における負担軽減が図られ、漁業者の確保、育成につながる。また R2 年度は 2 名の研修生が見込まれている。
	↓ 制度趣旨に沿った明確な評価指標が設定され、それに対する具体的な評価を行っている」と判断できる。		

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

(6) 広域栽培漁業推進事業費負担金

1. 補助金等各事業の概要

所管	農林水産部 林業水産課			
補助金の名称	広域栽培漁業推進事業費負担金			
根拠法令・要綱等	該当なし			
予算費目	款：農林水産業費		項：水産業費	目：水産業振興費
事業期間	事業開始年度	平成 18 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	1,851	1,851	1,851
	決算額	1,851	1,851	1,851
	補助等対象者	1	1	1
補助金の目的	大分県漁業公社が行う自主放流事業のうち、豊後水道広域栽培漁業推進事業と瀬戸内海かれい広域牧場推進事業の負担金であり、根拠法や要綱などは存在しない。			
主な補助対象者等の概要	大分県漁業公社が行う自主放流事業のうち、豊後水道広域栽培漁業推進事業と瀬戸内海かれい広域牧場推進事業の負担金であるため補助対象者は存在せず、その負担分を大分県漁業公社へ支払うのみである。			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点		各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続		
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業 大分県漁業公社の自主放流事業（イサキ、マコガレイの放流に関する事業）における稚魚の購入資金のうち、大分市負担分 補助対象経費 イサキ、マコガレイの稚魚の購入資金 育苗費（尾数×単価） 中間育成等委託費（大分県漁協日出支店：消耗品、使用料及び賃借料、賃金） 大分市補助金等交付規則 ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他市長が必要と認めた書類 ↓ 負担金であることから、大分市補助金等交付規則に沿う必要はないため、必要書類は明確に決められていない。	
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 負担金であることから、大分市補助金等交付規則に沿う必要はないため、必要書類は明確に決められていない。	
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 負担金であることから、大分市補助金等交付規則に沿う必要はないため、申請者の条件は存在していない。	

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓	

	決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 必要書類は明確に定められていないが、請求書、実績報告書・写真は確認されており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 常に同一の稚魚購入先であるが、地元の海で育った稚魚を放流することが最も生育に適していることを考えると、県内で唯一稚魚を生産している大分県漁業公社から購入することは適切である。 また、他県でも稚魚の育苗は行っており、大分県漁業公社よりも単価は安いとなっているが、①県内と県外出荷では単価が異なる、②輸送費、③輸送中のダメージ、などを考えると大分県漁業公社から購入することは合理的と考える。 従って、公平性、透明性の検討は行われており、問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 負担金の金額については、あらかじめ予算段階で昨年度実績と当年度の放流事業計画案の時から決定されており、問題は認められない。 なお、稚魚の栽培が上手く行かないため負担額を超える場合は大分県漁業公社がその分を負担し、稚魚の栽培が上手く行き負担金額を下回るときはその分稚魚を多めに配布することで、負担額を一定にしている。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ 負担金であるため実績報告は不要である。但し、翌年の事業計画に資源調査の資料などが添付されており、前年実績の確認は可能であり、問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 負担金であるため実績報告は不要であるが、請求書、実績報告書・写真等は確認されており、問題は認められない。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか	

	↓ 負担金であるため実績報告は不要であるものの、請求書や実績報告などの資料は完備されており、審査は適切に行われていると判断する。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 稚魚の相場については他県と比較しても特段高いとは言えず、また稚魚の購入先が非営利の大分県が主に出資している大分県漁業公社であることを考慮すると、稚魚の購入価格に問題は認められず、負担金は効率的かつ有効的に使用されていると判断する。 なお、負担金の有効利用については、放流事業の実績を漁獲量などの動向から判断している。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 請求書、稚魚放流の写真等は交付決定の際に添付されており、流用の危険性は低く、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 負担金事業の内容や経費については、毎年事業計画説明会で提示され、関係市町村・関係漁協の合意のもとに定められている。その後、大分県漁業公社は種苗生産と配布を行い、関係市町、漁協各支店は負担金を払っており、負担率は市町村と漁協は1/2を負担している。 金額や事業期間、負担割合等はあらかじめ合意されており、適切な水準にあると判断できる。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 瀬戸内海や豊後水道の漁業資源の充実に対する負担金であり、公益性は高いと判断できる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか

	↓ 大分県漁業公社の稚魚放流事業に対する負担金であり、募集に関する周知・広報などは不要と判断する。
--	--

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
↓							
事務事業評価では目標値を定めていないが、豊後水道広域栽培漁業推進事業は対象となるマコガレイとイサキの放流について、計画尾数を毎年設定し、放流を実施している。瀬戸内海かれい広域牧場推進事業は、計画収容尾数を設定して、放流サイズまで中間育成後、生残尾数が配布されており、いずれも計画通りに実施されている。							
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
			計画		実績		
	事業費 (うち広域栽培漁業推進事業費負担金)		17,820 (1,851)		16,749 (1,851)		
	人件費		6,290		6,290		
	総事業費		24,110		23,039		
↓							
他の水産振興に関する事業費も含まれており、コスト把握が不明確な状況にある。より詳細な管理を通じてコスト削減に努める必要がある。							
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）						
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等				
	改革の方向性	現行どおり	水産振興に関する事業の円滑な実施を図ることが出来る。 ※水産業一般管理費の評価				

	予算の方 向性	維持	
	↓ 予め計画された内容に基づき負担するため業績評価は困難だが、関係漁協各支店が漁獲量の動向などの把握を通じて補助事業の成果を分析している。そのような実績に基づき評価を行うことは妥当である。		

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

第 1 1 土木建築部における補助金等の監査手続と結論

(1) 大分港清港会交付金

1. 補助金等各事業の概要

所管	土木建築部 河川・みなと振興課			
補助金の名称	大分港清港会交付金			
根拠法令・要綱等	特になし			
予算費目	款：土木費	項：河川費	目：河川総務費	
事業期間	事業開始年度	昭和 52 年	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	1,500	1,500	1,500
	決算額	1,500	1,500	1,500
	補助等対象者	大分港清港会	同左	同左
補助金の目的	大分港の清掃活動を行う会の活動資金への助成			
主な補助対象者等の概要	大分港の施設利用を円滑に推進するため、港湾環境の美化を図るとともに港湾作業の能率の向上と危険防止に寄与することを目的とする団体である。 昭和 46 年に臨港地域の美化を目的として企業 110 社により設立され、翌年から管理者である県が緑地管理費等の委託を行うようになったが、地域内のごみの原因は釣り人やレジャー等の市民にあるとして、市に資金の拠出を求められ、活動の公益性や行政上の必要性があるとして、清港会に交付金を支出することとなった。 なお、港湾関係は大分県が管轄しており、県から清掃事業として事業の委託を受けている。			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業・補助対象経費については、交付金事業のため要綱等が存在しないため記載していない。 ① 事業計画書

	② 収支予算書 ③ その他市長が必要と認める書類 ↓ 「大分市の交付金の経緯と意義（平成 16 年 6 月 8 日、大分港清港会作成）」と、それに対する「大分港清港会への大分市交付金の考え方」が支出の根拠となっており交付要綱等は存在していない。そのため、地方自治法第 232 条の 2 に記載がある「公益上必要がある場合は寄付又は補助をすることが出来る」を根拠に交付金として処理している。 従って、事業計画書、収支予算書等は存在しているものの、交付申請に必要な資料は不要である。 なお、昭和 52 年度より、大分市は港湾ごみや周辺施設の汚れの原因者としての立場から交付金の拠出を開始している。また、港湾清掃により市民の憩いの場が創出されているほか、清掃範囲は市道も含まれており、大分市は間接的に便益を受けていると考えられる。従って、負担金としての拠出が適切であると考えられる。 （意見）
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 交付申請に関する必要書類は存在しないものの、請求書と同時に依頼書のような書面が存在するのみであり、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 一般社団法人となったため、定款で目的・構成員・役員等の状況、報告書で活動状況等が確認できるため、申請者としての条件を満たしていると判断できる。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。	
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付金のため必要書類の規定がなく、支出負担行為決議書（8/15 決裁）、請求書（8/5）のみ確認出来ており、実質的な問題は認められない。	

iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 港清会に対する支援を目的とした制度であり、公平性・透明性に問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 請求書に基づき支給されているものの、そもそもの協定書等が存在しないため、相手方と協定書等を締結する必要があると考える。 (意見)

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 収支決算書 ② その他市長が必要と認める書類 ↓ 交付金に直接関係する報告書は存在しないものの、事業の実績として県の委託事業に対する実施報告書存在しており、問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 交付金であるため必要書類の定めは無いが、交付金額の請求書が存在しているのみであるため、資金使途は決算資料にて確認している。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付金であるため必要書類の定めは無く、交付金額の請求書のみが審査資料といえ、審査基準に則って行われていると判断できる。	
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 決算資料から資金使途は明確であるため、効率的・有効的に行われていると判断できる。	
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 決算資料から資金使途は明確であるため、流用されている危険性は低く、問題は認	

	められない。
--	--------

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 負担金としての抛出の性質があるため、協定書や請求書等での金額、負担割合が適切な水準と考えられるため、問題は認められない。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 公益性が高い団体の活動支援のための交付金であり公益性は高いと考えられる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 清港会に対してのみの交付を目的としており、公募等を行う必要はないため、募集に関しての周知・広報は不要である。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	↓						
	事業の計画・目標値を定めていないが、成果を目的としたものではないとしても、成果目標の設定は必要と考える。						
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						

			計画	実績
	事業費 (うち大分港清港会交 付金)		10, 937 (1, 500)	10, 384 (1, 500)
	人件費		25, 590	25, 960
	総事業費		36, 527	36, 344
	↓	他の河川・港に関する事業費も含まれており、人件費などのコスト把握が不明確な状況にある。より詳細な管理が必要と考える。		

iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）		
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等
	改革の方向性	制度・組織・規則等の改廃、事業内容の改善	国が行う河川整備や港湾振興に対し、地元自治体として国等への積極的な要望活動が求められている。 ※河川総務（一般管理）の評価
	予算の方向性	維持	
	↓ 請求書及び依頼書に基づき交付するため、業績評価は困難だが、負担金として拠出していく以上は、事業評価の仕組みを取り入れて成果を分析・把握することが必要である。		

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

（意見）

昭和 52 年度より、大分市は港湾ごみや周辺施設の汚れの原因者としての立場から交付金の拠出を開始している。また、港湾清掃により市民の憩いの場が創出されているほか、清掃範囲は市道も含まれており、大分市は間接的に便益を受けていると考えられる。従って、負担金としての拠出が適切であると考えられる。

（意見）

請求書に基づき支給されているものの、そもそもの協定書等が存在しないため、相手

方と協定書等を締結する必要があると考える。

(2) 子育て世帯の住み替え支援家賃補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	土木建築部 住宅課			
補助金の名称	子育て世帯の住み替え支援家賃補助金			
根拠法令・要綱等	ふるさと団地住み替え支援事業補助金交付要綱			
予算費目	款：土木費	項：住宅費	目：住宅管理費	
事業期間	事業開始年度	平成 29 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	3,000	3,000	1,500
	決算額	0	188	437
	補助等対象者	0	1	3
補助金の目的	高度成長期等に郊外に建設された住宅団地(「ふるさと団地」)への住み替え(空き家又は空き地に建築した家屋に転居又は転入)を支援することにより空き家等の解消を図るとともに定住を促進し、ふるさと団地(大分市緑が丘団地)の活性化を図る。			
主な補助対象者等の概要	1) 住み替えをするために空き家等を取得し、又は賃借するものをいう。空き家等を取得する場合は、不動産登記簿に登記され、固定資産税の納税義務者であること。空き家を賃借する場合は、子育て世代の世帯構成員であり、賃貸住宅の賃借人であること。 2) 市内に居住の用に供する住宅を所有していないこと 3) 世帯構成員に市税の滞納者がいないこと、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業・経費 賃貸住宅入居事業 緑が丘団地の区域外に居住する者が団地内の空き家を賃借し、その空き家に住

	み替える際に家賃月額の3分の1を令和4年3月31日まで補助する（月額上限2万5千円）。 空き家等取得事業 緑が丘団地の区域外に居住する者が団地内の空き家又は土地を取得し、その空き家又は空き地に家屋を建築して住み替える際、土地・家屋に係る固定資産税額を3年分補助する（年額上限6万円）。 交付申請にあたり必要となる資料 ① 申請時における世帯全体の住民票の写し ② 空き家又は空き地等に係る公課証明書又は固定資産税の納税通知書及び課税明細書の写し ③ 空き家又は空き地等に係る登記事項証明書の写し ④ 誓約書 ⑤ その他市長が必要と認める書類 ↓ 必要書類は全件完備されており、問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 必要書類は適切に作成されており、また、不自然な点も見当たらず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 申請書類は適切に作成・管理されており、申請者としての条件を満たしていると判断できる。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ ① 申請時における世帯全体の住民票の写し

	② 賃貸借契約書の写し ③ 家賃等内訳証明書 ④ 住宅手当支給証明書 ⑤ 誓約書 ⑥ その他市長が必要と認める書類 ↓ 交付要領に記載されている書類は完備されており、問題は認められない。 但し、条件である大分市税の滞納がないことは確認済みだが、大分市外からの転入者については、転入前市区町村における税の滞納がないことを確認していないことから、税情報がない期間は、転入前の市区町村税の滞納状況を確認することが望ましい。 (意見)
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 同一人が複数回にわたり申請することは出来ず、実際、補助対象者が重なることはないため、公平性、透明性等の問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金額は要綱に沿って決定、負担されており、問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 実績報告時における世帯全体の住民票の写し ② 空き家又は空き地等に係る固定資産税の納付を証する書類 ③ その他市長が必要と認める書類 ↓ 大分市所定の書類に記載され、また、大分市で発行する書類も添付されているため、報告書は適切に作成されており、問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 必要書類に不備、不自然な点は見られず、問題は認められない。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか	

	↓ 実績報告と審査は要綱に沿って適切に行われており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 家賃に対する補助金であり、家賃の支払い実績に基づいていることから、効率的かつ有効的に使用されており、問題は認められない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 家賃に対する補助であり、家賃の支払い実績に基づいていることから、他の使途に流用されている危険性は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 家賃補助金額については、富士見が丘団地にて実施した類似事業の金額を参考に設定している。 また、購入補助金額については、他市町村での金額を参考に（他市町村は購入金額に基づく補助が大半（新築 30 万、中古 15 万が多い）、固定資産税を補助している（年間最大 6 万×3 年）。 従って、金額、補助期間、負担割合等は適切な水準と判断できる。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ この事業はふるさと団地の元気創造推進事業の一環として実施されているものであるが、平成 28 年度に 20 ヘクタール以上の 29 団地を対象に第 2 モデル団地を公募し、緑が丘団地・にじが丘団地が公募に応じた。にじが丘団地においては人口が減少していないため、緑が丘団地のみでこの事業が実施されている。 人口減少の進む大型団地に補助事業であるため公益性は高いが、公募に応じない団地にも人口減少中の団地が含まれており、今後新制度を作る際はそれらも考慮に入れることが必要である。 ここで、公募に応じていない空き家増加団地・人口減少団地から、緑が丘団地へ

	の住み替えのケースが発生しているが、ルール上は問題は無いものの、今後新制度を作る場合は転入元地域の要件設定等について都市計画部局等と連携して検討することが重要である。 (意見) また、少子高齢化が進行している団地を活性化する目的からすると、転勤族などの一時的な居住も趣旨に沿ったものと考えられるが、再度の転勤により転出することを考えると、一定期間居住することを条件とするなど、居住要件を設定することが望ましい。 (意見)
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 募集に関する広報・周知の方法については、ホームページ、市報などを行っており、適正であると判断する。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
↓							
事務事業評価の評価指標の設定において、事業の計画・目標値を定めておらず、目標設定と実績の分析が出来ない状態にある。補助金額等から積算して予算を作成している以上は記入すべきである。 (意見)							
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
			計画		実績		
	事業 （子育て世帯の住み替え支援家賃補助金）		9, 881 (1, 500)		9, 341 (437)		
	人件費		6, 660		6, 660		

	総事業費		16, 541	16, 001
	↓ 事業費に比して多額の人件費が発生しているが、他の団地の振興に関する事業費も含まれており、コスト管理を詳細にすることが望ましい。			
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）			
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等	
	改革の方向性	現行どおり	3つのモデル団地での取組で得られた知見や成果等を活かし、令和2年度以降は当面の間、市内における5ha以上の住宅団地を対象に①住民ワークショップ、市・団地住民共同プロジェクト会議、②地域課題解決のための取組実施、市職員の伴奏支援、③専門的知識や経験を有するもの団地への派遣の3点を実施していく。 なお、令和2年度において当初、指定団地を2団地とする予定であったが、新型コロナウイルス感染症のため、自治会活動を自粛していたこと等を考慮し、令和2年度の指定団地を1団地とし、令和3年度に再度1団地を募集する。以後、毎年1団地ずつ（対象期間は2～3年間）指定団地の募集を行っていく。 併せて、市内の5ha以上の住宅団地に対して指定団地の取組の情報提供を行う。 また、事業を行う中で、住宅団地活性化に効果的なメニューの検討も継続していく。 ※ふるさと団地の元気創造推進事業の評価	
	予算の方向性	維持		
	↓ 事業の個別評価において、公益性等の観点から適切に評価を行っているとは判断できる。			

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

（意見）

条件である大分市税の滞納がないことは確認済みだが、大分市外からの転入者については、転入前市区町村における税の滞納がないことを確認していないことから、税情報がない期間は、転入前の市区町村税の滞納状況を確認することが望ましい。

(意見)

公募に応じていない空き家増加団地・人口減少団地から、緑が丘団地への住み替えのケースが発生しているが、ルール上は問題は無いものの、今後新制度を作る場合は転入元地域の要件設定等について都市計画部局等と連携して検討することが重要である。

また、少子高齢化が進行している団地を活性化する目的からすると、転勤族などの一時的な居住も趣旨に沿ったものと考えられるが、再度の転勤により転出することを考えると、一定期間居住することを条件とするなど、居住要件を設定することが望ましい

(意見)

事務事業評価の評価指標の設定において、事業の計画・目標値を定めておらず、目標設定と実績の分析が出来ない状態にある。補助金額等から積算して予算を作成している以上は記入すべきである。

第 1 2 都市計画部における補助金等の監査手続と結論

(1) 大分いこいの道協議会交付金

1. 補助金等各事業の概要

所管	都市計画部 まちなみ企画課			
補助金の名称	大分いこいの道協議会交付金			
根拠法令・要綱等	大分いこいの道協議会交付金交付要領			
予算費目	款：土木費	項：都市計画費	目：都市計画総務費	
事業期間	事業開始年度	平成 25 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	7,500	7,500	7,500
	決算額	7,500	7,500	7,500
	補助等対象者	大分いこいの 道協議会	同左	同左
補助金の目的	大分いこいの道広場の維持、運営及び管理並びに、大分いこいの道協議会の運営に関する経費を負担する。			
主な補助対象者等の概要	大分いこいの道協議会とは、大分いこいの道芝生広場の維持管理等を行う地元住民やNPOなどで構成されるボランティア組織である（任意団体）。			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業・補助対象経費 大分いこいの道広場の保全、芝生又は樹木の維持に要する経費（草取り、ごみ拾い、芝刈り、肥料散布等） 大分いこいの道広場で開催するイベント企画に要する経費（ファミリーフェスタ、イルミネーション等） 協議会の運営に必要な経費（大分いこいの道だよりの発行、総会・定例会等の実施、人件費） その他協議会の目的を達成するために必要な事業に要する経費

	① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他市長が必要と認める書類 ↓ 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 特に問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 任意団体のため趣意書や定款などは作成してないものの会則を作成して活動しており、申請者としての条件を満たしていると判断できる。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。	
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 繰り返し流用を行っていたものの、予算の範囲内であるため決裁をして交付決定を行っている。 また、臨時に保険金収入が発生しているものの、その分についても全て流用して使い切っており、当初予算との乖離が頻繁なものとなっている。 当初予算との乖離の理由が明確でないものは、予算執行体制そのものを乱すことになるため、交付決定の段階で予算書などの申請書類とのチェックを詳細に行うことが望ましい。 （意見）	
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 協議会への拠出を目的とする交付要領となっており、それ以外への交付は前提になっておらず問題は認められない	
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか	

	↓ 領収書等の支払い実績については確認済みであり、問題は認められない。
--	--

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 収支決算書 ② その他市長が必要と認める書類 経費報告書のみで領収書や写真、議事録などの確認は行っていない。 予算の範囲内で資金の流用を行っているため流用処理すべきところを、補正予算処理してしまっており、協議会において、手続き上のミスが生じているが、きちんと決裁を受けており、問題は認められない。 （意見）	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 証票書類は確認できていないが、不備等はなく、問題は認められない。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付要領に記載の書類は揃っており、問題は認められない。	
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 事務局員として 3 名を雇用して会合への出席、ボランティア活動の準備・連絡調整、情報発信などを行っているが、ボランティア活動以外にもかなりの日常業務があり、交付金は効率的かつ有効的に使用されていると判断する。	
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 協議会の会則に基づき、監事二名による監査を受けており、その際に請求書、領収書などは確認済みであり、問題は認められない。	

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点		補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。
		補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は

	行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 予算金額 750 万の金額については、毎年、協議会から大分市へ積算資料等が提出され、担当課が精査したのちに予算要求している（芝・樹木等の広場維持管理及び事務所経費に 4,500 千円、ファミリーフェスタ・イルミネーションなどの企画事業経費（自主事業経費）に 3,000 千円計上されている）。 年度によっては、当初予算の精査に差が出ることがあるが、予算内に抑えており、適切な水準と判断している。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 市民の憩いの広場を独自、かつ、市民ボランティアの力も借りて管理しており、行政と市民の協力、公共的施設の管理に役立っており、公益性は高いと判断している。 但し、事業内容については随時改善が必要であり、柔軟な対応が求められる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 当該交付金はいこいの道協議会に対してのみの交付金であり、公募等を行う必要はないため、募集に関しての周知・広報などは不要である。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	ボランティア サポーター		人	300 (2017)		300	350 (2020)
↓							
ボランティアサポーターを増やすことが目標となっており、本来のいこいの道の活							

	性化が目標になっていないように見える。主催イベントの参加人数などに指標を変えるべきである。 (意見)																
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>計画</th><th>実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td><td>10,094</td><td>9,347</td></tr> <tr> <td>（うち大分いこいの道 協議会交付金）</td><td>(7,500)</td><td>(7,500)</td></tr> <tr> <td>人件費</td><td>2,220</td><td>2,220</td></tr> <tr> <td>総事業費</td><td>12,314</td><td>11,567</td></tr> </tbody> </table> ↓ 交付金の予算の中には、コストに含まれているボランティア報奨金などが含まれていないものの、それらも含めて適切に管理されている。			計画	実績	事業費	10,094	9,347	（うち大分いこいの道 協議会交付金）	(7,500)	(7,500)	人件費	2,220	2,220	総事業費	12,314	11,567
	計画	実績															
事業費	10,094	9,347															
（うち大分いこいの道 協議会交付金）	(7,500)	(7,500)															
人件費	2,220	2,220															
総事業費	12,314	11,567															
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価区分</th><th>評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改革の方向性</td><td>現行どおり</td><td rowspan="2"> ・平成25年5月の設立以降、協議会憲章「誰もが主役、市民で育てるみんなの広場」を定め、単に芝生の維持管理にとどまらず、広場利用者へのマナーの啓発、一緒にボランティア活動を行う企業や周辺住民の募集、市民ボランティアによる芝生管理及び誕生祭やイルミネーションといった協議会主催イベントが定着するまでに至り、2019年度優れた景観事例を表彰する「都市景観大賞」の都市景観部門で最高賞の国土交通大臣賞を受賞した。 ・今後は、さらに多くの市民ボランティアにかかわりを持ってもらうための企画や広報（情報発信）が課題となっている。 </td></tr> <tr> <td>予算の方向性</td><td>維持</td></tr> </tbody> </table> ↓ いこいの道の活性化が目的であり、市民ボランティアよりもイベントの成果などに視点を移して評価をすると良いと思われる。成果の検討は適切に行われていると判断する。		評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等	改革の方向性	現行どおり	・平成25年5月の設立以降、協議会憲章「誰もが主役、市民で育てるみんなの広場」を定め、単に芝生の維持管理にとどまらず、広場利用者へのマナーの啓発、一緒にボランティア活動を行う企業や周辺住民の募集、市民ボランティアによる芝生管理及び誕生祭やイルミネーションといった協議会主催イベントが定着するまでに至り、2019年度優れた景観事例を表彰する「都市景観大賞」の都市景観部門で最高賞の国土交通大臣賞を受賞した。 ・今後は、さらに多くの市民ボランティアにかかわりを持ってもらうための企画や広報（情報発信）が課題となっている。	予算の方向性	維持							
評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等															
改革の方向性	現行どおり	・平成25年5月の設立以降、協議会憲章「誰もが主役、市民で育てるみんなの広場」を定め、単に芝生の維持管理にとどまらず、広場利用者へのマナーの啓発、一緒にボランティア活動を行う企業や周辺住民の募集、市民ボランティアによる芝生管理及び誕生祭やイルミネーションといった協議会主催イベントが定着するまでに至り、2019年度優れた景観事例を表彰する「都市景観大賞」の都市景観部門で最高賞の国土交通大臣賞を受賞した。 ・今後は、さらに多くの市民ボランティアにかかわりを持ってもらうための企画や広報（情報発信）が課題となっている。															
予算の方向性	維持																

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

経費報告書のみで領収書や写真、議事録などの確認は行っていない。

予算の範囲内で資金の流用を行っているため流用処理すべきところを、補正予算処理してしまっており、協議会において、手続き上のミスが生じているが、きちんと決裁を受けており、問題は認められない。

(意見)

繰り返し流用を行っていたものの、予算の範囲内であるため決裁をして交付決定を行っている。

また、臨時に保険金収入が発生しているものの、その分についても全て流用して使い切っており、当初予算との乖離が頻繁なものとなっている。

当初予算との乖離の理由が明確でないものは、予算執行体制そのものを乱すことになるため、交付決定の段階で予算書などの申請書類とのチェックを詳細に行うことが望ましい。

(意見)

ボランティアサポーターを増やすことが目標となっており、本来のいこいの道の活性化が目標になっていないように見える。主催イベントの参加人数などに指標を変えるべきである。

(2) 鉄道駅バリアフリー化設備整備事業費補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	都市計画部 都市交通対策課			
補助金の名称	鉄道駅バリアフリー化設備整備事業費補助金			
根拠法令・要綱等	鉄道駅バリアフリー化設備整備事業費補助金交付要綱			
予算費目	款：土木費	項：都市計画費	目：都市交通対策費	
事業期間	事業開始年度	平成 29 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	12,000	34,400	17,000
	決算額	1,834	27,995	15,179
	補助等対象者	九州旅客鉄道 (株)	同左	同左
補助金の目的	国、地方公共団体（県、市）、鉄道事業者が一体となって鉄道駅のバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者が社会活動に参加し、活力ある社会を造り上げていくために必要な「社会福祉施策」であ			

	る。
主な補助対象者等の概要	市内において事業を行う鉄道事業者（九州旅客鉄道㈱）

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業 1 日平均利用者数 3,000 人以上の駅を全てバリアフリー化する。対象となる駅は現在、大分駅、高城駅、鶴崎駅、大在駅、大分大学前駅となっており、その中でバリアフリー化していない、高城駅、鶴崎駅、大在駅が対象となっている。 補助対象経費 バリアフリー化に必要な事業費のうち、国庫が 3 分の 1、鉄道事業者が 3 分の 1、県が 6 分の 1 を負担し、市の負担割合は 6 分の 1 である。事業費は国庫の承認を受けており、それぞれの負担割合に応じて補助金が決定されている。 対象となる経費は、段差の解消（エレベータ又はスロープ）、視覚障がい者の転落防止（ホームドア、可動式ホーム柵、点字ブロック）などが対象となる。 ① 事業計画書 ② 補助金所要額調書 ③ 国要綱等に基づく交付決定を受けていること又はその見込みがあること ④ その他市長が必要と認める書類 ↓ 事業計画書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 交付申請日と決定通知日などは適切であり、審査は適切に行われていると判断できる。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 鉄道事業者として明確に定義づけされており、申請者としての条件を満たしている

	と判断できる。
--	---------

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。	
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ 補助金所要額調書 ④ 国要綱等に基づく交付決定を受けていること又はその見込みがあること ⑤ その他市長が必要と認める書類 ↓ 必要書類は揃っており、なおかつ、見積書、請求書、領収書なども保存されており、問題は認められない。	
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 国庫・県・市・鉄道事業者が負担区分を決めて実行する事業であり、鉄道事業者向けのインフラ整備のための補助金であり、公平性や透明性の観点からの問題は生じない。	
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 国、県、市、事業者の按分が決まっており、当初の国の負担額に基づいて支出しているため、合理的な根拠に基づいて決定されていると判断できる。	

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 事業実績書	

	② 収支決算書 ③ 補助金所要額精算調書 ④ 写真等その他の補助事業の実施を証する書類 ⑤ 国要綱等に基づく補助金の額を証する書類 ⑥ その他市長が必要と認める書類 ↓ 実績報告書、収支決算書は適切に作成されており、問題は認められない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 国の交付決定通知書に基づいて起案・支出しており、書類等の問題は認められない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 国の交付決定通知書に基づいて起案・支出しているため適切に審査されており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 国の交付決定通知書に基づいて起案・支出しており、効率性や有効性の検討の余地は存在しない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 国の交付決定通知書に基づいて起案・支出しており、他の使途への流用などは認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 国の交付決定通知書に基づいて起案・支出しており、金額や負担割合などは適切な水準と判断できる。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓

	バリアフリーを目的とした鉄道事業者向けの補助事業であり公益性は高い。 また、国の交付決定通知書に基づいて起案・支出しており、内容・金額等の変更の必要性は認められない。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 当該補助金は鉄道駅バリアフリー化に対してのみの補助金であり、公募等を行う必要はないため、募集に関しての周知・広報などは不要である。
iv	補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか（有効性） ↓ 評価指標と、法規・国・県・大分市地域公共交通協議会などの基準に基づき評価が行われており、問題は認められない。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	整備済みの 駅数(累計)	1 日平均利 用者数 3,000 人以 上の駅	駅	1	2	2	4 駅 (R2 年)
	↓						
国、県、鉄道事業者が連携した事業であり、計画と実績は予定通り推移している。							
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
		計画			実績		
	事業費	17,000			—		
	人件費	3,700			3,700		
	総事業費	20,700			3,700		
	↓						
鉄道事業者が行う整備事業において、資材の入手難により年度内に事業が完了せず、期間の延長を行っている。そのため、事業費が実績として計上されていないが、人件費は予算通り発生しており、順調な事業の進捗が望ましい。							

iii

個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）		
評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等
改革の方向性	現行どおり	国が示すバリアフリー「基本方針」に基づき、令和2年度までに1日平均利用者数3,000人以上の高城駅、鶴崎駅、大在駅のバリアフリー化の整備を行う必要がある。 鶴崎駅は平成30年度に整備完了し、高城駅、大在駅は令和2年度に整備完了予定である。
予算の方向性	維持	

↓

国が示すバリアフリー基準に基づいて適切に進められており、事業の評価に問題は認められない。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

（３） 木造店舗等耐震化促進事業補助金（改修）

１． 補助金等各事業の概要

所管	都市計画部 開発建築指導課			
補助金の名称	木造店舗等耐震化促進事業補助金（改修）			
根拠法令・要綱等	大分市木造店舗等耐震化促進事業補助金交付要綱			
予算費目	款：土木費	項：都市計画費	目：建築指導費	
事業期間	事業開始年度	平成28年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算額	16,000	16,000	16,000
	決算額	0	0	0
	補助等対象者	0	0	0
補助金の目的	大地震時における木造の店舗、事務所等の建築物の倒壊等による被害を軽減するために交付する。 住宅の耐震化に関する補助制度が該当しない場合に備えて設定された、大分市独自の補助制度である。			
主な補助対象者等の概要	昭和56年5月31日以前に着工されたもの、などの要件を満たす大分市の区域内の木造店舗等の所有者等			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業・経費 耐震診断支援事業 大分県木造建築耐震診断士等の所属する建築士事務所（以下、建築士事務所）に委託して実施する耐震診断に要する経費を負担する 耐震改修支援事業 補助対象者が施主となって実施する耐震改修工事に要する経費並びに補助対象者が建築士事務所に委託して実施する耐震補強設計及び補助対象者が施主となって実施する工事監理に要する経費を負担する ① 耐震診断、耐震補強設計又は耐震改修工事を受けようとする木造店舗等の所有者及び建築年月が記載された官公署の発行した書類の写し ②耐震診断、耐震補強設計又は耐震改修工事を受けようとする木造店舗等の位置図 ③耐震診断、耐震補強設計又は耐震改修工事を受けようとする木造店舗等の平面図 ④ 診断表の写し ⑤ 改修後の構造評点及び総合評価を示す書類 ⑥ 耐震改修工事の内容を示す平面図その他の図面 ⑦ 耐震補強設計又は耐震改修工事に係る費用の内訳書 ⑧ 誓約書 ⑨ その他市長が必要と認める書類 ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 木造店舗等の耐震診断、耐震改修を支援する補助金であるが、予算の根拠としては、耐震改修補助金の上限額 80 万円×20 件を目安に予算を決めており、合理的な根拠があると判断できる。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ 耐震診断支援事業 ① 診断表の写し ② 領収書の写しその他の耐震診断に要した費用が分かる書類 ③ その他市長が必要と認める書類 耐震改修支援事業 ① 耐震改修工事の実施の内容を示す平面図その他の図書 ② 領収書の写しその他の耐震補強設計又は耐震改修工事に要した費用が分かる書類 ③ 耐震改修工事の実施箇所の写真 ④ 耐震補強設計書の写し ⑤ その他市長が必要と認める書類 ↓

	実績が存在しないため、確認できない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 耐震診断や耐震改修の実績と請求書等に基づく事業費の支払いであり、流用の可能は低いと考えられる。実績が存在しないため、確認できない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 3年間該当者がおらず、補助事業の仕組みが市民のニーズとマッチしていない可能性が高い。金額、負担割合等の見直しが必要と考える。 （意見）
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 3年間該当者がおらず、公益性は高いと思われるものの継続すべきかの課題が残る。補助制度の活用が図られるよう、市の耐震化施策とのバランスを考慮した上で、補助金額・補助要件の見直しを検討することが望ましい。 （意見）
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 周知・広報に当たっては、該当しそうな木造店舗（市内 21 軒）を戸別訪問したが、

	補助制度自体を知らない、自己負担が生じる等経済的な理由や、所有者の高齢化や継承者の不在等の理由で実際には申請はゼロ件であった。 また、個人宅の耐震化に関する補助制度の説明会、市内の木造建物 21 万世帯に配布途中であり、耐震化補助に関するチラシにも掲載しているが、申請などを行われていない。 従って、周知・広報活動そのものは適切に行われていると判断できるが、制度設計が市民ニーズにマッチしていない可能性が高い。 (意見)
--	--

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	耐震改修実施戸数		戸		20	0	
↓ 評価指標としての計画数はあるが、3年間全く達成できておらず、結果的に計画は形骸化していると考えられる。							
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
			計画		実績		
	事業費		16,000		—		
	人件費		1,480		1,480		
	総事業費		17,480		1,480		
↓ 事業該当者がおらず事業を実施できていないため事業費は発生していないが、募集活動などに伴い人件費は発生してしまっている。							
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）						
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等				
	改革の方	現行どおり	木造店舗等の耐震化促進事業（耐震診断・改修）を今後も継続す				

	向性		ることにより、地震発生時における建築物の倒壊による被害を防止し、安心・安全なまちづくりに寄与できる。
	予算の方 向性	維持	

↓

地震発生時の被害防止は公益性・緊急性ともに高いが、3年間一度も事業が実施されておらず、また、その間の人件費コストは発生してしまっている。

市民の安全・安心のために、スピード感を持って、事業を積極的に見直すべきである。

(意見)

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

（意見）

3年間該当者がおらず、補助事業の仕組みが市民のニーズとマッチしていない可能性が高い。金額、負担割合等の見直しが必要と考える。

（意見）

3年間該当者がおらず、公益性は高いと思われるものの継続すべきかの課題が残る。補助制度の活用が図られるよう、市の耐震化施策とのバランスを考慮した上で、補助金額・補助要件の見直しを検討することが望ましい。

（意見）

周知・広報に当たっては、該当しそうな木造店舗（市内 21 軒）を戸別訪問したが、補助制度自体を知らない、自己負担が生じる等経済的な理由や、所有者の高齢化や継承者の不在等の理由で実際には申請はゼロ件であった。

また、個人宅の耐震化に関する補助制度の説明会、市内の木造建物 21 万世帯に配布途中であり、耐震化補助に関するチラシにも掲載しているが、申請などは行われていない。

従って、周知・広報活動そのものは適切に行われていると判断できるが、制度設計が市民ニーズにマッチしていない可能性が高い。

（意見）

地震発生時の被害防止は公益性・緊急性ともに高いが、3年間一度も事業が実施され

ておらず、また、その間の人件費コストは発生してしまっている。

市民の安全・安心のために、スピード感を持って、事業を積極的に見直すべきである。

(4) 木造住宅防災ベッド設置事業補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	都市計画部 開発建築指導課			
補助金の名称	木造住宅防災ベッド設置事業補助金			
根拠法令・要綱等	大分市防災ベッド設置事業補助金交付要綱			
予算費	款：土木費	項：都市計画費	目：建築指導費	
事業期間	事業開始年度	平成 29 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	2,000	2,000	2,000
	決算額	0	0	0
	補助等対象者	0	0	0
補助金の目的	地震発生時における木造住宅等の倒壊から居住者の身体を守るため、当該木造住宅等における防災ベッドの設置に対して交付する。			
主な補助対象者等の概要	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの、などの要件を満たす木造住宅等の所有者			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業 木造住宅等（1 階の居室の用に供する部分に限る）における、安全性が確保される設置場所への防災ベッドの設置とする。 補助対象経費 防災ベッドの購入、運搬及び設置に要する経費とする。 ① 木造住宅等の建築年月が記載された官公署の発行した書類の写し ② 木造住宅等の所有者であることを確認することができる書類 ③ 木造住宅等の位置図

	④ 防災ベッドを設置する部分の設置予定場所を表記した平面図 ⑤ 設置予定場所の写真 ⑥ 木造住宅等の上部構造評点が 1.0 未満であることを証する書類 ⑦ 見積書の写し ⑧ 誓約書 ⑨ その他市長が必要と認める書類 ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 予算の根拠として、補助金の上限額 20 万円×10 件を目安に予算を決めており、合理的な根拠があると判断できる。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審
-------	----------------------------------

	査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 領収書の写しその他の事業に要した費用を確認することができる書類 ② 防災ベッドの設置状況の写真 ③ その他市長が必要と認める書類 ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 実績が存在しないため、確認できない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 防災ベッドの購入実績と請求書等に基づく事業費の支払いであり、流用の可能性は低いと考えられる。実績が存在しないため、確認できない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 3年間該当者がおらず、補助事業の制度そのものが市民のニーズとマッチしていない可能性が高い。補助制度の活用が図られるよう、市の耐震化施策とのバランスを考慮した上で、補助金額、補助要件の見直しを検討することが望ましい。 （意見）
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性

	などは認められないか ↓ 3年間該当者がおらず、公益性の観点が高いと思われるが、市民ニーズとマッチしていないことを考慮すると、継続すべきかの課題が残る。内容・金額・要件の見直しが必要と考える。 (意見)
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 周知・広報に当たっては、個人宅の耐震化に関する補助制度の説明会、市内の木造建物 21 万世帯に配布途中であり、耐震化補助に関するチラシにも掲載しているが、申請などは行われていない。 周知・広報活動そのものは適切に行われていると判断できるが、制度自体が市民ニーズにマッチしていない可能性が高い。 (意見)

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	相談件数		件			8	
	防災ベッド 設置数		個		10	0	
	↓ 評価指標としての計画数はあるが、3年間全く達成できておらず、計画は形骸化していると考えられる。						
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
			計画		実績		
	事業費		2,000		—		
	人件費		740		740		
	総事業費		2,740		740		
↓ 事業該当者がおらず事業を実施できていないため事業費は発生していないが、募集							

	活動などに伴い人件費は発生してしまっている。	
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）	
	評価区分	評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等
	改革の方向性	現行どおり
	予算の方向性	維持
↓ 地震発生時の被害防止は公益性・緊急性ともに高いが、3年間一度も事業が実施されておらず、また、その間の人件費コストは発生してしまっている。 市民ニーズとの乖離、他の耐震施策への集中、新たなメニューの追加などを考慮して、廃止を検討すべきである。 （意見）		

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

（意見）

3年間該当者がおらず、補助事業の制度そのものが市民のニーズとマッチしていない可能性が高い。補助制度の活用が図られるよう、市の耐震化施策とのバランスを考慮した上で、補助金額、補助要件の見直しを検討することが望ましい。

（意見）

3年間該当者がおらず、公益性の観点が高いと思われるが、市民ニーズとマッチしていないことを考慮すると、継続すべきかの課題が残る。内容・金額・要件の見直しが必要と考える。

(意見)

周知・広報に当たっては、個人宅の耐震化に関する補助制度の説明会、市内の木造建物 21 万世帯に配布途中であり、耐震化補助に関するチラシにも掲載しているが、申請など行われていない。

周知・広報活動そのものは適切に行われていると判断できるが、制度自体が市民ニーズにマッチしていない可能性が高い。

(意見)

地震発生時の被害防止は公益性・緊急性ともに高いが、3年間一度も事業が実施されておらず、また、その間の人件費コストは発生してしまっている。

市民ニーズとの乖離、他の耐震施策への集中、新たなメニューの追加などを考慮して、廃止を検討すべきである。

(5) 戸次本町地区景観整備事業補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	都市計画部 まちなみ整備課			
補助金の名称	戸次本町地区景観整備事業補助金			
根拠法令・要綱等	戸次本町地区景観整備事業補助金交付要綱			
予算費目	款：土木費	項：都市計画費		目：都市計画総務費
事業期間	事業開始年度	平成 29 年度	事業終期年度	令和 3 年まで
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	15,000	30,000	9,000
	決算額	5,000	4,162	5,000
	補助等対象者	1	1	1
補助金の目的	戸次本町地区における歴史的街なみの景観形成を図るため、住宅等の建築物、建築設備等、外溝又は生け垣の修理又は修景を行うものに対して交付する。			
主な補助対象者等の概要	戸次本町まちづくり協定の締結者 補助金交付基準の対象物件は、修理対象建築物（昭和 10 年頃までに建設された伝統的様式の主屋、土蔵の蔵）、修景対象建築物、建築設備等、外溝。			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業・経費等 修理対象建築物 外観について、修理基準に基づく改築、修繕、模様替え等の実施に要する経費 修景対象建築物 外観について、修景基準に基づく新築、増築、改築、修繕、模様替え等の実施に要する経費 建築設備等 公道又は公園等のオープンスペースから望見できる場所に位置する建築設備等について、修景基準に基づき戸次本町地区における歴史的街なみと調和を図るために行う工事等の実施に要する経費 外溝 公道又は公園等のオープンスペースから望見できる場所に位置する建築物について、修理を行う場合又は修景基準に基づき戸次本町地区における歴史的街なみと調和を図るため行う外溝の設置に要する経費 補助金交付申請書 ① 設計図書 ② 工事費見積書 ③ 収支予算書 ④ 現況写真 ⑤ その他市長が必要と認める書類（完納証明、誓約書） ↓ 設計図書、収支予算書などの書類はすべて完備されており、問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に不自然な点は無く、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓

	申請者としての条件は、協定書にて協力をしてくれる市民（協定者）としている。協定者とは、区域内の土地及び建物の所有者、建物の所有を目的とする地上権又は借地権を有するもので協定を締結した者をいう。 実際の申請者は上記の条件を全て満たしており、申請者としての条件を満たしていると判断できる。
--	--

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付決定にあたっての審査基準として補助金交付基準（修理基準・、修景基準）を用いており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 自宅や店舗を修理する人だけなので、複数回生じることはない。 公平性・透明性の観点からはすべての見積書、請求書、領収書を確認し、現地調査を行っており、問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金額は類似他市町村の実例、総額的な修理・修景に係る金額を積算して合理的に決定されていると判断できる。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 工事写真 ② 収支決算書 ③ その他市長が必要と認める書類

	↓ 工事写真、収支決算書などは適切に作成されており、問題は認められない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 請求書等は適切に保管されており、問題は認められない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 審査基準として補助金交付基準、実地調査に基づいて行われており、適切に審査されていると判断できる。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 補助金等の交付は実際の経費支払い実績に基づいて行われており、見積書段階から確認作業が行われていることから、効率性や有効性に問題は認められない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 証票書類、現地確認が行われており、また金額的にも極端な案件はなく、流用等は認められない。 ここで、個人財産への補助であることから、過剰な修理・修景にならないかの懸念が残るが、通常の修理などと比べてかなり多額の経費が余計にかかるため、補助金で得するということは認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 現在の街並み整備は平成 13 年度から 25 年度までの計画に基づき実施。予算書レベルで 29 年度から 5 か年計画を作成し、令和 3 年度で終了予定である。 予算の根拠としては、現地調査において修理（伝統的様式を有する建築物等の外観を復元又は保存する工事）・修景（伝統的様式を有しない建築物等の外観を戸次本町の歴史的街なみに調和するように行う工事）が必要と思われる物件内容から金額を算出している。 また、補助金額については、類似市町村での照会と、総合的な改修費用の見積も

	りから合理的に決定している。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 街並み維持のためであり、個人財産への支出が中心とならざるを得ないが、歴史的街なみを維持するという観点から公益性は存在すると判断する。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 大分市役所大南支所が事務局となり大南地区で構成される、「戸次本町街づくり推進協議会」を通じ、年1度の総会開催時等において、事業の募集や実施状況などの広報活動を行っている。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	補助件数	当該年度までの補助件数	件	1 件 (H29 年度)	1 件	1 件	13 件 (R3 年度)
	↓						
評価指標としての事業の計画・目標値を定めており、計画や目標との乖離の原因分析を行うことが出来る。							
ii	コスト把握 (令和元年度、単位千円)						
		計画			実績		
	事業費 (うち戸次本町地区景観整備事業補助金)	41,736 (9,000)			11,115 (5,000)		
	人件費	5,840			5,920		
	総事業費	47,576			17,035		
	↓						
事業費に対して多額の人件費が発生しており、しかも増加傾向にあるため、今後の							

コスト管理が重要となる。

個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）

評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等
改革の方向性	現行どおり	（評価理由）戸次本町地区は、城下町として対地される在町として繁栄してきた歴史的な街なみが残された本市唯一の地区である。 （課題）「戸次本町街なみ環境整備事業」が完了した平成 25 年度以降、地区計画に沿わない建築物が建てられる傾向がある。戸次本町自治会から交差点改良および戸次本町街づくり推進協議会からイベント広場整備の要望書が提出されている。 （効果）今日まで受け継がれてきた文化の継承と歴史的な街なみの保全を図り、観光拠点としての一躍を担いたい。交通安全と観光客の利便性の向上が図られる。
予算の方向性	維持	

↓

戸次本町地区における歴史的街並みを維持することが目的であるため、観光客数の増加などは目的ではない。従って、成果の基準としてのアンケートなどは行われていない。

今後はハード整備からソフト整備へ変更していくことで歴史的な街づくりを活かした活動を推進していく。具体的にはワークショップを行い、地域の活性、街の賑わいを目指して、観光客の誘致を行っていくなどが考えられる。

以上より、成果の検討は適切に行われていると判断する。

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

（６） おおいた人とみどりふれあいいいち補助金

１．補助金等各事業の概要

所管	都市計画部 公園緑地課			
補助金の名称	おおいた人とみどりふれあいいいち補助金			
根拠法令・要綱等	おおいた人とみどりふれあいいいち補助金交付要領			
予算費目	款：土木費		項：都市計画費	目：緑化推進費
事業期間	事業開始年度	平成 3 年度	事業終期年度	終期年度設定なし

補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	9,300	15,300	15,300
	決算額	9,300	15,300	15,300
	補助等対象者	1	1	1
補助金の目的	「おおいた人とみどりふれあいいち実行委員会」が行う「おおいた人とみどりふれあいいち」に必要な経費を負担する。			
主な補助対象者等の概要	「おおいた人とみどりふれあいいち実行委員会」は「豊かな自然を生かし、緑と花に囲まれたまちづくり」をテーマに設立され、市民一人ひとりの身近な花や緑を愛し育てる意識を高揚・定着させ、併せて健康で文化的な生活を営む魅力的な街づくりを目的としている。			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業 おおいた人とみどりふれあいいち実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して補助金を交付する 補助対象経費 実行委員会が行うおおいた人とみどりふれあいいちに要する経費 （共済費、賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金補助及び交付金、予備費） ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他市長が必要と認める書類 ↓ 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 交付申請書と交付決定通知書の日付が同じ 4 月 1 日だが、当日中に持ち回りで決裁を受けており、問題は認められない。

	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓
iii	実行委員会については、会則に定められている通り、大分市都市計画部長を筆頭に、理事、常任委員、事務局長は大分市の職員が就任、民間からは大分合同新聞、大分県農協、NPO 法人緑の工房ななぐらす、緑化推進事業協会（造園業者、花屋）などが就任しており、申請者としての条件を満たしていると判断できる。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 申請書類の審査基準などは存在しない。 予算の内訳は大半が委託料であり、会場修景業務 6,143 千円、運営業務委託 9,298 千円となっている。 運営業務委託費は下請け業者への一括委託を防ぐため、プロポーザル形式で提案・入札を行っているが、3 年連続で実行委員会の大分合同新聞社の関連会社であるプランニング大分が受注している。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 「おおいた人とみどりふれあいいち」に必要な経費を補助するものであり、実行委員会は市の職員、外部有識者で構成されており、大分市職員によって予算等の精査が行われていることから、公平性、透明性は確保されている。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ イベントでの集客増加のために予算を増額させているが、イベント内容から積算して算出しており問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
-------	---

監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 収支決算書 ② その他市長が必要と認める書類 ↓ 委託料の明細などは添付されていないが、プロポーザルにて決定した内容となっているため省略されており、問題は認められない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 運營業務委託について、簡易公募型のプロポーザル形式で実施要領に基づき運營業務を委託しており、実績報告段階ではそれらの見積書との比較を行っている。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 簡易公募型のプロポーザル形式で実施要領に基づき運營業務を委託しており、交付決定段階で審査は終了しており問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 毎年同じような使途であるならば、効率性は上がっていくはずだが、人件費の上昇により、結果的にコストの削減は困難である。従って、効率的かつ有効的に使用されていると判断する。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 領収書等を確認しており、他の使途に流用されている危険性は低いと判断する。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ これまでに、開催時期の見直しをはじめ、ステージの設置、行事内容などの見直しを行っているものの、長期にわたり開催内容に大きな変化は見られないため、実施内容、事業費、開催時期の見直しについて検討すべきである。

	(意見) 見直した結果、金額、事業期間や負担割合などが変更する可能性がある。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 「おおいた人とみどりふれあいいち」に必要な経費を補助するものであり、公益性は高いと思われるが、開催内容が同じような内容で長期にわたり実施されており、イベントやテレビ CM など行われているが、金額や内容などは見直す時期に来ている。

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明(式)	単位	基準値(基準年度)	令和元年度計画	令和元年度実績	目標値(目標年度)
	来場者数(延べ)	第27回(R1.4.1～R1.5.6)	人	200,000	200,000	233,413	
	来場者数(延べ)	第28回(R2.3.20～R2.3.31)	人	70,000	70,000	41,760	
	↓ 入場者数については、イベントの増加に伴い増加傾向だが、そもそも、誰もが散歩に訪れる広場を使用しているイベントであることから、散歩目的の市民も存在するため、来場者数の正確なカウントが難しいと思われる。 しかし、評価指標としての事業の計画・目標値を定めており、計画や目標との乖離の原因分析を行うことが出来る。						
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
			計画		実績		
	事業費		15,300		15,300		
	人件費		12,400		12,400		
	総事業費		27,700		27,700		
	↓ 事業費に比して多額の人件費が発生しているものの、実行委員会に補助金を拠出する方が低コストで事業を実施できるため、コスト増大に注視していくのが望まし						

	い。	
	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）	
	評価区分	評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等
	改革の方向性	第 28 回「ふれあいいち」を令和 2 年 3 月 21 日から開催したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ステージイベントや飲食コーナーなどの規模を縮小し実施した。
	予算の方向性	第 29 回はこれまで以上に賑わいを創出するため、子供から高齢者まで誰もが楽しめるようイベント広場を設置し行事を充実させる。
iii	↓ これまでに、開催時期の見直しをはじめ、ステージの設置、行事内容などの見直しを行っているものの、長期にわたり開催内容に大きな変化は見られないため、実施内容、事業費、開催時期の見直しについて検討すべきである。 また、共催の大分市緑化推進事業協会が担当しているイベント開催期間中の展示販売は、協会に加盟した業者等が応分の負担の上で参加する中、庭園、花木、果樹苗木、花苗などに加え、来場者のニーズにより住宅関連資材などの展示販売も増えてきている。 当該展示販売に係る経費は、補助対象外経費であるものの、緑化を目的とするイベントであることを踏まえ、緑化関連の展示販売を充実させるなど、出店業者等の見直しを行うよう事業協会に働きかけることが望ましい。 （意見） 大分市の「緑化」を推進するイベントであり、市民ニーズがあるとしてもその目的から外れることは補助金の趣旨に反する。従って、「緑化」に関連するイベントや出展業者を厳選しつつ、従来の期間などを柔軟に改革することで、より多くのイベントや出展業者、そして市民が集まるように改革を進めると良いと思われる。 （意見）	

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

（意見）

これまでに、開催時期の見直しをはじめ、ステージの設置、行事内容などの見直しを

行っているものの、長期にわたり開催内容に大きな変化は見られないため、実施内容、事業費、開催時期の見直しについて検討すべきである。

また、共催の大分市緑化推進事業協会が担当しているイベント開催期間中の展示販売は、協会に加盟した業者等が応分の負担の上で参加する中、庭園、花木、果樹苗木、花苗などに加え、来場者のニーズにより住宅関連資材などの展示販売も増えてきている。

当該展示販売に係る経費は、補助対象外経費であるものの、緑化を目的とするイベントであることを踏まえ、緑化関連の展示販売を充実させるなど、出店業者等の見直しを行うよう事業協会に働きかけることが望ましい。

(意見)

大分市の「緑化」を推進するイベントであり、市民ニーズがあるとしてもその目的から外れることは補助金の趣旨に反する。従って、「緑化」に関連するイベントや出展業者を厳選しつつ、従来の期間などを柔軟に改革することで、より多くのイベントや出展業者、そして市民が集まるように改革を進めると良いと思われる。

(7) 緑化推進協議会補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	都市計画部 公園緑地課			
補助金の名称	緑化推進協議会補助金			
根拠法令・要綱等	緑化推進協議会補助金交付要領			
予算費目	款：土木費		項：都市計画費	目：緑化推進費
事業期間	事業開始年度	昭和 47 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	1,000	1,000	1,000
	決算額	1,000	1,000	1,000
	補助等対象者	大分市緑化推進協議会	同左	同左
補助金の目的	大分市の緑化推進及び既存緑地の保存並びに市民の緑化意識の高揚をはかり、もって住みよい環境づくりに資することを目的とする事業に支援することを目的とする。 緑の募金団体からの交付金で不足する部分を大分市がまかなう形での 100 万円として、緑の羽根と門松カードに必要な金額が予算として計上されたことが始まりである。			

主な補助対象者等の概要	大分市緑化推進協議会（以下「協議会」という。）とは、大分市の緑化推進及び既存緑地の保存ならびに市民の緑化意識の高揚をはかり、もって住みよい環境づくりに資することを目的として設立された団体である。
-------------	---

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ 補助対象事業 緑化の推進 学校花いっぱい運動 一般家庭の緑化 緑化要望事業 緑化意識の高揚 大分市環境緑化強調期間 イベントでの苗木や花の種子の配布 緑の募金 門松カード 緑化功労者表彰 補助対象経費 協議会が行う緑化推進事業に要する経費 （共済費、賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金補助及び交付金、予備費） ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他市長が必要と認める書類 ↓ 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 交付申請日と交付決定通知日が同一であるものの、審査は適切に行われていると判

	断できる。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 協議会の会則によると、目的、事業内容、役員、活動状況は定められており、組織図などは作成されていないものの、申請者としての条件を満たしていると判断できる。

イ 補助金等の交付決定及び通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 必要書類は揃っており、審査基準に則って行われていると判断できる。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 緑化推進協議会に対する支援を目的とした制度であり、公平性・透明性に問題は認められない。 透明性については収支予算書と決算書が存在しており妥当と判断している。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 予算の合理的な根拠などは特に存在しないが、本来が緑の募金からの交付金で賄えない分を補填する目的であるため、要領の範囲内で拠出されていることから問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 収支決算書

	② その他市長が必要と認める書類 ↓ 収支決算書は適切に作成されており、問題は認められない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 収支予算書と収支決算書は存在しており、不備等はないものと判断している。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 審査基準そのものが認められず、収支予算書と収支決算書の比較のみ実施しているが、そもそもの補助金額に上限が設けられていることから、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 購入物については市が購入して配布しているため問題は認められない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 購入物については市が購入して配布しているため問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付及び負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 緑の募金団体からの交付金で不足する部分を大分市がまかなう形で補助金額 100 万円が決められており、金額などの適切性は判断できない。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 苗・種子などの自治体への配布、緑化少年団の活動支援などは一定の公益性は認められるが、すべての自治体に配布しているわけではなく、公平性に疑念が残っている。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 緑化推進協議会に対する支援を目的とした補助金であり、他団体などの募集は行っ

	ておらず、広報等は不要である。
--	-----------------

オ 補助金等の事務事業評価

監査の要点		補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか(公益性、有効性、効率性)					
監査手続							
i	評価指標						
	評価指標						
	評価指標名	指標の説明 (式)	単位	基準値 (基準年度)	令和元年度 計画	令和元年度 実績	目標値 (目標年度)
	フラワーポット 貸出数		個	3,477	3,582	3,548	4,209 (R2)
	地区育苗センタ ー		個 所	33	34	32	
	苗木無料配布		株	4,311	5,000	5,352	
↓							
評価指標としての事業の計画・目標値を定めており、計画や目標との乖離の原因分析や評価をPDCAサイクルを回して行うことが出来る状態にある。							
ii	コスト把握（令和元年度、単位千円）						
			計画		実績		
	事業費 (うち緑化推進協議会 補助金)		38,658 (1,000)		37,740 (1,000)		
	人件費		7,920		7,920		
	総事業費		46,578		45,660		
	↓						
他の緑化啓発事業も含めてコストの把握をしており、詳細なコスト管理が必要である。							
iii	個別評価（必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性の視点から各事業を評価）						
	評価区分		評価理由及び今後の具体的な改革案並びに予想される効果・課題・問題点等				
	改革の方 向性	現行どおり	市内に花と緑があふれる魅力ある街づくりを進めて行くためには市民参加が不可欠であり、市民と協働で取り組むこの事業を推進することで、市内の緑化が図られる。				
	予算の方 向性	維持					

	↓ 緑化の推進のために配布した苗木などについては、緑化（植付）後に現地確認を行っており、また、目標としている年間 5,000 本の配布を達成していることから、事業の一定の有効性は認められる。
--	--

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

第 1 3 上下水道局における補助金等の監査手続と結論

(1) 中型自動車免許および準中型自動車免許取得費用助成金

1. 補助金等各事業の概要

所管	上下水道局 総務課			
補助金の名称	中型自動車免許および準中型自動車免許取得費用助成金			
根拠法令・要綱等	中型免許および準中型免許の取得にかかる運用基準			
予算経費	款：事業費	項：営業費用	目：総係費	
事業期間	事業開始年度	平成 24 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	220	330	500
	決算額	190	232	177
	補助等対象者	2	3	3
補助金の目的	大分市上下水道局職員就業規程第 2 条に規定する企業職員のうち、給水車を運転する職員を養成することを目的とする。 (中型免許および準中型免許の取得にかかる運用基準参照)			
主な補助対象者等の概要	補助対象者は、上下水道局に在籍する職員とする。ただし、中型免許の取得については、上下水道局採用職員のみを対象とする。			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ① 自動車学校に入校する職員については、所属長の推薦 ② 自動車学校等の見積書 ↓ 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に、不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓

	申請者は上下水道局に在籍する職員のみであり、補助金の申請者としての要件を満たしており、問題は認められない。
--	---

イ 補助金等の交付決定および通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付決定にあたり、交付申請書類に対する審査が行われており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 全ての補助対象者は別個であり、公平性や透明性に問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金額は、中型免許、準中型免許の取得およびオートマチック限定免許の解除にかかる講習受講等費用で、一人につき1回限り上限を110,000円としている。 補助金の交付決定にあたり、交付申請書類に記載された経費や金額等について市価調査方式等による検討がなされている。 したがって、補助金額は、合理的な根拠に基づき交付決定されており、問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ 領収書は適切に作成されており、金額的にも問題は認められない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 領収証に不備、不自然な点は見受けられず、問題は認められない。

iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 報告書類の審査は、領収証の確認により行われており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 大分市上下水道局に在籍する職員が、中型自動車免許または準中型自動車免許を取得することをもって事業成果としている。 したがって、補助金等は、中型免許および準中型免許の取得にかかる運用基準に従い、効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、問題は認められない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 領収証の内容について自動車学校等の見積書により確認を行った結果、他の使途に流用されている危険性はなく、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付および負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 補助対象事業の目的は、大分市上下水道局職員就業規程第 2 条に規定する企業職員のうち、給水車を運転する職員を養成することである。 また、その金額は、中型免許、準中型免許の取得およびオートマチック限定免許の解除にかかる講習受講等費用で、一人につき 1 回限り上限を 110,000 円としている。負担割合は、10 分の 10、事業期間は平成 24 年度から開始されている。 補助金確定通知書を確認すると、補助金の額はいずれも数万円で推移している。したがって、補助金の上限額 110,000 円については適切な水準にあると判断している。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 社会政策的（市民への給水サービスの提供）な観点から論じた場合、そのサービスの提供はまさに重要な政策のひとつである。したがって、公益性の観点から見た

	場合は継続すべきであると考えられる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 大分市上下水道局内において、文書回覧等の方法により積極的に周知・広報を行っており、その方法は妥当であると判断できる。
iv	補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか（有効性） ↓ 大分市上下水道局に在籍する職員が、中型自動車免許または準中型自動車免許を取得することをもって事業成果としている。 事務事業評価個表が存在せず、補助金等の事務事業評価は行うべきである。 (意見)

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

大分市上下水道局に在籍する職員が、中型自動車免許または準中型自動車免許を取得することをもって事業成果としている。

事務事業評価個表が存在せず、補助金等の事務事業評価は行うべきである。

(2) 大分市上下水道局鉛給水管取替工事助成金

1. 補助金等各事業の概要

所管	上下水道局 営業課			
補助金の名称	大分市上下水道局鉛給水管取替工事助成金			
根拠法令・要綱等	大分市上下水道局鉛給水管取替工事助成金交付要綱			
予算経費	款：事業費	項：営業費用	目：配水および給水費	
事業期間	事業開始年度	平成 28 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	4,000	4,000	4,000
	決算額	2,400	2,200	1,400
	補助等対象者	24	21	13
補助金の目的	鉛給水管の取替えの促進を図ることを目的とする。			

	(大分市上下水道局鉛給水管取替工事助成金交付要綱第1条参照)
主な補助対象者等の概要	補助対象者は、鉛給水管取替工事を行う者。 (大分市上下水道局鉛給水管取替工事助成金交付要綱第2条参照)

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ ① 給水装置新設承認・工事設計審査申込書 ② その他管理者が必要と認める書類 誓約書 ↓ 事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に、不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 補助金の申請者としての要件を満たしており、問題は認められない。

イ 補助金等の交付決定および通知

監査の要点	交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続	
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付決定にあたり、交付申請書類に対する審査が行われており、問題は認められない。
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓

	全ての補助対象者は別個であり、公平性や透明性に問題は認められない。
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金額は、取替工事に要する経費に 2 分の 1 を乗じて得た額で、10 万円を限度としている。 従って、補助金額は合理的な根拠に基づき交付決定されており、問題は認められない。

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点		補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続		
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 完了届出書 ② 交付決定通知書の写し ③ 領収書の写し 完了届出書等は適切に作成されており、金額的にも問題は認められない。	
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 完了届出書、交付決定通知書、領収書に不備、不自然な点は見受けられず、問題は認められない。	
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 報告書類の審査は、領収証の確認により行われており、問題は認められない。	
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 補助金は、補助対象者が、鉛給水管取替工事を行うことをもって事業成果としている。 したがって、補助金等は、大分市上下水道局鉛給水管取替工事助成金交付要綱に従い、効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、問題は認められない。	
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 領収証の内容について、給水装置新設承認・工事設計審査申込書により確認を行った結果、他の使途に流用されている危険性はなく、問題は認められない。	

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付および負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓ 補助対象事業の目的は、鉛給水管の取替えの促進を図ることである。 また、その金額は、取替工事に要する経費に 2 分の 1 を乗じて得た額で、10 万円を限度としている。なお、事業期間は、平成 28 年度から実施されている。 補助金確定通知書を確認すると、補助金の額はいずれも 10 万円で推移しており、工事見積書の概ね 2 分の 1 程度の割合となっている。 従って、補助金の上限額 10 万円については、適切な水準にあると判断している。
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 社会政策的（市民への給水サービスの提供）な観点から論じた場合、そのサービスの提供はまさに重要な政策のひとつである。 したがって、公益性の観点から見た場合は継続すべきであると考えられる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 補助金の周知・広報の方法については、市報や公告等により行われており、その方法は妥当である。
iv	補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか（有効性） ↓ 補助対象者が、鉛給水管取替工事を行うことをもって事業成果としている。 事務事業評価個表が存在せず、補助金等の事務事業評価は行うべきである。 （意見）

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

補助対象者が、鉛給水管取替工事を行うことをもって事業成果としている。
事務事業評価個表が存在せず、補助金等の事務事業評価は行うべきである。

(3) 上水道未整備対策支援事業補助金

1. 補助金等各事業の概要

所管	上下水道局 水道整備課			
補助金の名称	上水道未整備対策支援事業補助金			
根拠法令・要綱等	大分市上水道未整備対策支援事業補助金交付要綱			
予算経費	款：事業費	項：営業費用	目：総係費	
事業期間	事業開始年度	平成 27 年度	事業終期年度	終期年度設定 なし
補助金の推移 (単位：千円)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	22,000	16,200	16,200
	決算額	18,351	4,119	1,801
	補助等対象者	18	9	5
補助金の目的	上水道未整備地域に居住する住民の生活環境の改善および公衆衛生の向上に寄与するため、生活の用に供される水の給水施設を設置する者に対して補助金を交付することを目的とする。 (大分市上水道未整備対策支援事業補助金交付要綱第 1 条参照)			
主な補助対象者等の概要	補助対象者は、上水道未整備地域に居住する者であって、単独または共同で給水施設を設置するものである。 (大分市上水道未整備対策支援事業補助金交付要綱第 3 条参照)			

2. 監査手続

ア 補助金等の交付申請手続き

監査の要点	各種事務は関連法令に従い適正に実施されているか
監査手続	
i	交付申請に必要な書類は揃っているか ↓ ① 事業計画書 ② 収支予算書 ③ その他市長が必要と認める書類 同意書、見積書 ↓

	事業計画書、収支予算書などに問題は認められない。
ii	書類や日付に不自然な点はないか ↓ 書類や日付に、不自然な点は認められず、問題は認められない。
iii	申請者としての条件（団体の場合は目的・構成員・役員等の状況、活動状況等）を満たしているか ↓ 全ての申請者は、補助金の申請者としての要件を満たしており、問題は認められない。

イ 補助金等の交付決定および通知

監査の要点		交付の決定は、公平性、有効性、効率性の観点から行われているか
監査手続		
i	決裁区分に応じた決裁を受けているか ↓ 決裁区分に応じた決裁を受けており、問題は認められない。	
ii	交付決定にあたり予算書などの申請書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 交付決定にあたり、交付申請書類に対する審査が行われており、問題は認められない。	
iii	補助対象先が同一の場合、公平性、透明性の検討が行われているか ↓ 全ての補助対象者は別個であり、公平性や透明性に問題は認められない。	
iv	補助金額は合理的な根拠に基づき決定されているか ↓ 補助金額は、補助金交付要綱により、上水道未整備地域に生活用水の確保を図ることを目的とした給水施設工事費のうち、給水施設を使用する世帯の数が2世帯以下の場合、補助率10分の5以内（ただし、補助累計額が180万円までの部分は補助率10分の9）で上限180万円まで、当該世帯の数が3世帯以上の場合、補助率10分5以内（ただし、補助累計額が360万円までの部分は補助率10分の9）で上限600万円までと定められている。 したがって、補助金額は、合理的な根拠に基づき交付決定されており、問題は認められない。	

ウ 補助金等の実績報告

監査の要点	補助金等の報告は、適法性、効率性の観点から正確に行われ、適切に審査されているか
監査手続	
i	報告書の内容は詳細かつ透明に作成されているか（前年の流用などはないか） ↓ ① 収支決算書 ② その他市長が必要と認める書類 工事請負契約書 収支決算書等は適切に作成されており、金額的にも問題は認められない。
ii	請求書、証票書類等に不備、不自然な点はないか ↓ 収支決算書、工事請負契約書等に不備、不自然な点は見受けられず、問題は認められない。
iii	実績の審査に当たり、報告書類の審査は審査基準に則って行われているか ↓ 報告書類の審査は、収支予算書、収支決算書、工事請負契約書、領収証の確認により行われており、問題は認められない。
iv	補助金等は効率的かつ有効的に使用されているか ↓ 補助金は、上水道未整備地域に居住する者が、単独または共同で給水施設を設置等することをもって事業成果としている。 したがって、補助金等は、大分市上水道未整備対策支援事業補助金交付要綱に従い、効率的かつ有効的に使用されるよう検討がなされており、問題は認められない。
v	他の使途に流用されている危険性はないか ↓ 収支予算書、収支決算書、工事請負契約書、領収証の内容について確認を行った結果、他の使途に流用されている危険性はなく、問題は認められない。

エ 補助金等の目的、趣旨

監査の要点	補助金等には、公益性、公平性、透明性は認められるか。 補助金等の交付および負担割合に関する効果の測定（効率性、有効性）は行われているか。
監査手続	
i	補助対象事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は適切な水準か（効率性） ↓

	補助金交付要綱により、上水道未整備地域に生活水の確保を図ることを目的とした給水施設工事費のうち、給水施設を使用する世帯の数が2世帯以下の場合は、補助率10分の5以内（ただし、補助累計額が180万円までの部分は補助率10分の9）で上限180万円まで、当該世帯の数が3世帯以上の場合は、補助率10分の5以内（ただし、補助累計額が360万円までの部分は補助率10分の9）で上限600万円までと定められている。 補助金事業開始当時の平成27年度における補助事業対象工事費は、1件あたり約148万円であった。ところが、令和元年度における同工事費は、1件あたり約46万円である。工法や部材等の違いは、当然にあると考えらえるところ、平成27年度と令和元年度における1件当たりの同工事費は、102万円下落している状態となっている。 現在まで、補助金の予算額と決算額とが大きく乖離している状態が続いており、金額の適切性を見直しを検討すべきである。 （意見）
ii	補助対象事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか ↓ 社会政策的（市民への給水サービスの提供）な観点から論じた場合、そのサービスの提供はまさに重要な政策のひとつである。したがって、公益性の観点から見た場合は継続すべきであると考えられる。
iii	補助金等の周知・広報の方法は妥当であり、定期的に見直しが行われているか ↓ 補助金等の周知・広報の方法については、市報や公告等により行われており、その方法は妥当である。
iv	補助事業の成果について評価の基準が設定され、評価を行っているか（有効性） ↓ 上水道未整備地域に居住する者が、単独または共同で給水施設を設置等することをもって事業成果としている。 事務事業評価個表が存在せず、補助金等の事務事業評価は行うべきである。 （意見）

【外部監査の結果】

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理しているものと判断され、指摘すべき事項はなかった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見】

(意見)

補助金事業開始当時の平成 27 年度における補助事業対象工事費は、1 件あたり約 148 万円であった。ところが、令和元年度における同工事費は、1 件あたり約 46 万円である。工法や部材等の違いは、当然にあると考えらえるところ、平成 27 年度と令和元年度における 1 件当たりの同工事費は、102 万円下落している状態となっている。

現在まで、補助金の予算額と決算額とが大きく乖離している状態が続いており、金額の適切性を見直しを検討すべきである。

(意見)

上水道未整備地域に居住する者が、単独または共同で給水施設を設置等することをもって事業成果としている。

事務事業評価個表が存在せず、補助金等の事務事業評価は行うべきである。

第4部 全体に共通する監査結果及び意見（総合意見）

第1．補助金等の事務の執行手続きについて

1．補助事業の目標設定について

監査対象となった補助事業において、目標となる数値が定められていない、もしくは、定められていても補助事業の趣旨と合っていない目標設定となっているものがあつた。

事業自体の趣旨や目的については、規定されているものも多いが、目標などは定められておらず、事業の目的に沿った予算額や期間、負担割合などを決めることが難しいとの理由で、合理的な根拠のない予算が存在することになってしまっている。

また、目標となる数値がなければ、事業の成果の評価を行うことも難しく、予算を支出しただけで終了してしまうのは、大切な市税の使い道としては問題があると思われる。

つまり、一般的な「PDCAサイクル」に当てはめてみると、目標値の設定がなされていないということは「P＝計画が無い」ということになり、「C＝計画と実績の比較が出来ずに評価できない」ということになってしまい、その結果、「A＝改善が出来ない」ということになってしまう。

参考

PDCAサイクルとは、以下の頭文字をつなげたもので、品質管理の考え方である。

- ・Plan（計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして事業計画を作成する。
- ・Do（実行）：計画に沿って業務を行う。
- ・Check（評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを評価する。
- ・Action（改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて改善する。

2．補助金額の予算の根拠となるものが存在していない

本来、予算編成の際、必要経費の積み上げで予算を決めるのが理想であるものの、例年の金額を踏襲しているだけで、明確な根拠の存在していない補助金等が数多く存在している。

これは、当初の補助金等の設置段階での要領の中で、年間〇〇千円などの予算を決めてしまっていたりすることが原因である。

市税に限りがある事から上限を決めるのは妥当と言えるが、それが数年、あるいは、数十年も変更が無いのは不自然であり、予算額を抜本的に見直す必要性を感じている。

3．補助事業の成果について

補助事業の趣旨や目的については定められているものの、成果については検討していないものが多い。

事実として、事務事業評価は行われているものの、成果の追求などは概略的で、事業の結果を吸い上げ、分析し、今後の補助事業の改革に役立てることなどは行われていない。

成果が期待できない事業は他の事業へ変更すべきであり、同時に、補助金制度の課題解決へ向けて行動を起こすべきである。

具体的には、雇用が増えた、市民の利用が増えた、事故件数が減った、生産性や生産量が向上した、居住者が増えたなどの数値的なものが捉えやすい。

また、目標の設定が明確でないため、たとえ成果を測定しても目標数値との比較分析が出来ず、その差のフィードバックが困難となっているものも見られる。これこそ、PDCAサイクルにおけるサイクルが回っていない状態にあると言える。

4. 補助申請者が固定化してしまっている補助金制度について

補助金等の中には長年継続しているものが数多く存在している。

そのため、毎年補助申請者は固定化してしまい、既得権のようになってしまっている可能性のある制度が存在する。

事業開始年度	件数
不明	4 件
昭和 45 年度以前（50 年以上経過）	11 件
平成 2 年度以前（30 年以上 50 年未満経過）	43 件
平成 22 年度以前（10 年以上 30 年未満経過）	106 件
平成 23 年度以降（10 年未満）	131 件
合計	295 件

また、同一の補助対象先となっている補助金等も数多く存在している。

特定の補助対象先を補助する等の目的で設定された補助金であるため当然であるが、長年継続している補助金のように固定化、既得権のようになってしまっている可能性も存在する。

令和元年度補助対象者数	件数
なし	6 件
1 団体（人）	156 件
2～9 団体（人）	52 件
10 団体（人）以上	81 件
合計	295 件

以上より、毎年補助申請者が固定化し、既得権のようになっている補助金制度などは、

担当課や財政課などが制度内容を変更するか、申請条件を変更するなどして、市民に広く行き渡らせる、市税を公平に使用するのが本来の役割である。

5. ニーズが合っていない補助金制度について

補助金制度の中には制度改正が適切に行われていないため、市民のニーズと合致しなくなったものが存在している。その結果、申請件数がゼロ、ほとんど申請がない、または、予算がほとんど使われていないものがある。

また、近年設定したものの、市民のニーズと合致しておらず、当初から申請件数がゼロ、もしくは、ほとんど申請がない、または、予算がほとんど使われていないものも存在している。

時代背景やニーズに合致しない補助金制度などは、担当課や財政課などが内容を変更するか、制度を終了させるのが本来の役割であり、市税の効率的な使い道に繋がることになる。

6. 書類の不備について

負担金の中には協定書が存在しないものがあり、請求書等のみで多額の負担金を拠出している。負担金等に要領や要綱は不要であるとのことであるが、協定書すら存在しないことは問題であり、また、その状態が何年も続いていることは認められない。

7. 特定の団体にしか支出できない補助金について

特定の団体にしか支出できない補助金が存在しており、例年、予算通りに支払われていることから、既得権のような扱いが見られる。

補助金等の設定段階から特定の団体に対するものであるものは数多く存在しており、そのこと自体は違法ではない。

しかし、そのような状態が何十年も続いているものもあり、公平性に問題が生じている可能性があることから、新たに該当するような団体や企業を募ることなどが公平性の観点からは必要である。

また、対象事業が市の事業と考えられるものや対象事業に対する市の一定の利益と責任が認められるものであれば、補助金ではなく業務委託費として支出することも可能であるし、仮に、特定の団体しか事業を実施していないとしても、ルール上はだれでも参加できる形にすることが公益性の観点から必要である。

8. 業務量過多による手続上の不備について

補助金等の中には、大分市担当者に一定の経営や法律に係る専門性が求められる事業が存在している。

しかし、そのような専門性を有する人員は不足しており、事務の煩雑などと併せて、

必要書類や必要条件の確認、審査の過程において確認不足や、見落としなどのミスが発生し、結果として支給すべきでない補助金の支給をしてしまった事例が見受けられた。

これは、十分な人員が存在していれば、詳細な確認作業が可能でありミスは防げたものであり、各々の業務に適切な人員を配置するなど、業務体制の見直しを行い、早急にチェック体制の構築を図る必要がある。

9. 制度設計が不明瞭なケースについて

補助金等の制度設計において、事業開始日や助成対象となる設備投資等当初の条件設定が曖昧であったため、内部のチェックや審査の段階で不合理な内容を発見できず、結果として支給すべきでない補助金の支給をしてしまっている。

当初から基準となる日付、金額、内容などの条件を明確にし、担当者、審査者などの認識と論点を明確にすることで、チェック機能や審査機能を最大限に発揮することが可能となる。

以 上

参考

平成 23 年度 福岡市 包括外部監査結果報告書

平成 17 年度 宮城県 包括外部監査の結果報告書

平成 28 年度 相模原市 包括外部監査の結果報告書

平成 30 年度 八尾市 包括外部監査の結果報告書

平成 30 年 6 月 豊田市 補助金・交付金の交付ルールについて

予算の見方・つくり方（学陽書房）

自治体補助金改革と行政評価の課題

（会計検査院 論文 大杉 覚 首都大学東京 都市教養学部教授）